

海外の宗教事情に関する調査報告書

(文化庁 平成29年度～令和3年度「宗教法人等の運営に係る調査」委託業務)

令和4年3月

文化庁宗務課

は し が き

本書は、文化庁が平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間にわたり実施した「宗教法人等の運営に係る調査（海外の宗教事情に関する調査）」の報告書である。

本調査では、イギリス、ドイツ、フランス、アメリカの 4 か国を調査対象国として、宗教団体に関する法制度・税制度及び宗教の社会との関わり等について調査を行った。この報告書は、宗務行政の参考に資するとともに、広く宗教界及び宗教研究者、関係各方面への一つの参考資料とするため、本調査の結果をまとめたものである。

本調査に実施に際しては、新井誠中央大学研究開発機構教授を座長とする「宗教法人等の運営に係る調査（海外の宗教事情に関する調査）企画会議」において、調査方針・計画の策定、実施状況の確認を行うとともに、国別調査の実施を委嘱した。御協力いただいた先生方と分担については、以下のとおりである。（敬称略、令和 4 年 3 月現在）

協力者

座長	新井 誠	中央大学研究開発機構教授 宗教法人審議会前会長
イギリス	原田 一明	立教大学法学部教授
	上田 健介	近畿大学法学部教授
ドイツ	新井 誠	前掲
	後藤 究	中央大学大学院法学研究科博士後期課程
フランス	西澤 宗英	青山学院大学名誉教授 高橋綜合法律事務所客員弁護士
	府川 繭子	青山学院大学法学部准教授
アメリカ	岡田 順太	獨協大学法学部教授
	横大道 聡	慶應義塾大学大学院法務研究科教授

調査補助者

ドイツ	高橋 賢司	立正大学法学部教授
アメリカ	山本 健人	大阪経済法科大学法学部准教授

なお調査期間の途中から、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な拡大の影響で、例年行っていた現地調査が実施できなかった。そうした困難な状況にも関わらず、オンライン・ツールを活用して各国の資料収集やビデオ通話でのヒアリングを行うなど、協力者各位には献身的に貢献いただき本書が完成した。

この事業の企画や実際の調査に当たられた新井先生をはじめとする協力者の先生方、調査に御協力をいただいた各団体の関係者、本事業の実施当初から調査実施の支援及び報告書の編集を担当した株式会社シー・ディー・アイの各位には、厚く御礼を申し上げる次第である。

令和 4 年 3 月

文化庁宗務課長

石崎 宏明

目次

序論	新井 誠	1
第1章 イギリス	原田一明・上田健介	5
第1節 政教関係の概要		5
I 宗教事情の概観		5
II 政教関係の歴史		5
1. カトリック教会からの分離独立		5
2. 1689年宗教寛容法の制定から「宗教（信仰）の自由」保障へ		6
III 国教会制度		7
1. イングランド国教会		7
2. ウェールズ教会		11
3. スコットランド教会		12
4. 国教制度に対する挑戦		17
IV 国教会以外の宗教団体		18
1. 合意契約の原理		18
2. 不介入原則		19
3. 司法裁判所が介入する場合		20
第2節 宗教団体制		22
I イングランド及びウェールズの宗教団体制		22
1. はじめに		22
2. チャリティ委員会		22
3. チャリティの登録		23
4. チャリタブルな目的		23
5. 「宗教の促進」の内容——「宗教」について		24
6. 「宗教の促進」の内容——「促進」について		25
7. 公益性		25
8. 登録除外チャリティ		26
9. 登録免除チャリティ		26
10. チャリティ委員会による監督		28
11. 審判所		29
II スコットランドの宗教団体制		29

1. はじめに	29
2. スコットランド・チャリティ規制庁	29
3. チャリティの登録	29
4. 登録要件の特徴	30
第3節 宗教団体税制	31
I チャリティに対する税制上の優遇措置	31
1. 概要と要件	31
2. 法人税及び所得税	31
3. 付加価値税	33
4. その他の税	33
II チャリティ団体に対する寄附税制	34
1. ギフト・エイド	34
2. 取引子会社	35
3. その他の優遇制度	35
III 税制に関する統計	36
第4節 宗教団体と社会的活動	37
I 宗教団体の社会活動	37
1. 宗教団体と芸術活動	37
2. 宗教団体とメディア	37
II 施設付きチャプレン	38
1. 総説	38
2. スコットランドの刑務所付きチャプレン	39
3. スコットランドの病院付きチャプレン	39
III 宗教団体と教育	40
1. 総説	40
2. 宗教教育と宗教礼拝——その調整の在り方	41
参考文献	43
第2章 ドイツ	新井 誠・高橋賢司・後藤 究 44
第1節 政教関係の概要	44
I 序説	44
1. 信教の自由という基本権	46
2. 均等待遇の権利及び宗教を理由とする差別の禁止	46
3. 国家と各種の宗教団体との関係	46

4. 宗教規定という概念	47
II 国家立法と宗教団体の規定	47
III 司法における宗教規定	49
1. 宗教的背景とは無関係の場合	49
2. 宗教的側面が明確な場合	50
IV 公的に認められていない宗教規定の 社会的な実効性という現象について	53
V 小括	54
補足： ショルツ新政権下での政策展望	55
第2節 宗教団体制	56
I 序説	56
1. 教会活動の基盤としての国家教会法	56
2. 「国家教会法」と「宗教憲法」	56
II 国家教会法の法源	58
III 基本法4条1項及び2項に基づく信教の自由	59
1. 連邦憲法裁判所の判例に見る 一貫した包括的基本権としての信教の自由	59
2. 基本法4条適用に当たっての判例の難しさ	61
3. 一般法の制約下にある信教の自由の保障事項	63
付記	68
第3節 宗教団体税制	69
I 宗教団体の財務状況	69
II 教会税制	69
1. 法的根拠	69
2. 課税要件	69
3. 教会税の種類	70
4. 賦課徴収手続・訴訟手続	71
III 租税優遇措置	71
1. 公法上の社団たる宗教団体への租税優遇措置	71
2. 公益団体への租税優遇措置	72
3. 教会税・分担金負担者への租税優遇措置	72
第4節 宗教団体と社会的活動	73
I デジタル時代に対応した職業訓練の提供	73
II 難民・移民支援	73
III 貧困への対応	73

IV	市民ボランティアの支援	74
V	青少年育成支援	74
VI	高齢者支援	75
VII	依存症や精神疾患を抱える者の支援	75
VIII	障害者及び労働市場への参加が困難な者への支援	75
第5節	教会労働法	76
I	宗教団体の労働関係の基本構造	76
II	個別的労働関係にみる相克	76
	1. 隣人愛・奉仕共同体という理念を基礎とする	
	労働者の権利・自由の制約	76
	2. 2018年以前の判例	77
	3. 2018年以降の判例	77
III	集団的労使関係にみる相克	77
	1. 「第三手段」：協約に代わる集団的労働条件決定システム	78
	2. 共同決定権	79
IV	まとめに代えて	79
	章末資料 宗教団体の実態	80
	参考文献	84
第3章	フランス	西澤宗英・府川繭子 85
第1節	政教関係の概要	85
I	宗教事情の概況	85
II	政教関係の歴史	86
	1. フランス本土	86
	2. アルザス＝モーゼル地方	89
	3. 海外県等	91
III	政教関係の現状——ライシテ原則の新しい展開と現在	96
	1. 判例の展開	96
	2. 「ライシテ検証委員会」の発足とその廃止	100
	3. 「2021年法」の制定	103
	4. アルザス＝モーゼル地方の現況	
	——現代におけるコンコダールの効力	104
第2節	宗教団体制	107
I	フランス本土（アルザス＝モーゼル地方を除く）	108
	1. 宗教団体を規律する基本法	108

2. 届出非営利社団	109
3. 修道会	111
4. 宗教社団	113
II 海外県等	115
III アルザス＝モーゼル地方	116
1. 公認宗教の団体	116
2. 公認宗教以外の社団	117
3. 修道会	118
第3節 宗教団体税制	120
I 商業活動に関する課税	120
1. 非営利団体該当性の判断方法	120
2. 営利部門の分離と課税	121
3. 個別の税と免除の仕組み	122
II 資産に関する課税	123
1. 不動産に関する課税	123
2. 寄附等に関する税制	124
第4節 宗教団体と社会的活動	127
I 公役務における施設付祭司職	127
1. 軍隊付祭司	127
2. 刑事施設付祭司	128
3. 病院付祭司	128
4. アルザス＝モーゼルの施設付祭司	129
II 宗教と教育	129
1. 公立学校	129
2. 私立学校	130
参考文献	131
第4章 アメリカ	岡田順太・横大道聡・山本健人 133
第1節 政教関係の概要	133
I 宗教事情の関する統計の概要	133
II 国教樹立禁止条項	134
1. 憲法上の規定	134
2. 国教樹立禁止条項の「編入」	134
3. 政教分離を採用する理由	135

4.	混迷する判断基準	136
5.	国教樹立禁止条項の現在	136
III	宗教活動の自由条項	138
1.	シャーバート・テストとスミス・テスト	138
2.	法律による宗教活動の保障	139
3.	宗教活動の自由条項の現在	140
第2節	宗教団体制	142
I	宗教法人に係る制度の概観	142
1.	法人制度	142
2.	各州の宗教法人制度の類型	142
3.	権限分散型の宗務行政	143
4.	法人格なき宗教団体	143
II	カリフォルニア州における宗教団体制	144
1.	非営利法人法	144
2.	非営利宗教法人法の概要	144
3.	州務長官による非営利宗教法人の認証手続	145
4.	非営利宗教法人に対する司法長官の権限	146
III	1987年改訂模範非営利法人法典	147
1.	模範法典の意義	147
2.	模範法人法典の概要	148
第3節	宗教団体に対する連邦の課税制度	152
I	内国歳入法典上の宗教団体の位置づけ	152
1.	免税団体としての宗教団体	152
2.	「宗教団体」と「教会」の意味	152
3.	宗教団体免税の憲法上の正当性	153
II	宗教団体の免税資格審査と申請手続	153
1.	総説	153
2.	「専ら」「宗教目的」の意味	154
3.	「組織され運営される」の意味	154
4.	申請の流れ	155
5.	年次報告	155
III	免税資格を喪失する行為	156
1.	総説	156
2.	団体の利益の私的流用	156

3. 立法活動への従事	156
4. 選挙活動への従事	157
IV 非関連事業所得税	159
1. 総説	159
2. 「取引又は事業」の継続性	159
3. 実質的関連性	160
V 「教会」に対する税務調査	160
1. 総説	160
2. 税務上の「質問」	161
3. 税務上の「検査」	161
4. 検査の結果	162
VI 慈善寄附税制	162
1. 総説	162
2. 慈善寄附についての一般原則	162
3. 書面による受取証明書	163
4. 対価的寄附の場合	163
5. 書面による情報提供	164
第4節 宗教団体と社会的活動	165
I 連邦政府による宗教団体支援政策	165
1. 宗教団体の地域活動と政教分離原則	165
2. G・W・ブッシュ政権における信仰団体支援政策	165
3. オバマ政権以降の動向	165
II 神と国家の不可分性?	167
1. 政府内で見られる宗教的要素	167
2. 公務員としての聖職者	167
3. 政教分離原則についての議会チャプレンの見解	168
4. 2017年下院チャプレン解任騒動	169
III 新型コロナウイルス(COVID-19)と宗教	170
1. コロナ禍における宗教活動	170
2. 連邦最高裁の動向	171
3. コロナ対策としての税制優遇措置	172
4. 宗教指導者がコロナ禍において果たす役割	173
参考文献	174

序 論

新井 誠

1. 調査の目的

本調査は、諸外国における宗教団体に関する法制度・税制度や宗教と社会との関わりなどの宗教事情について調査し、日本と諸外国との実情比較を行うことによって、我が国における宗教を取りまく社会的状況を客観的に把握するとともに、より適切な宗教法人制度の運用に関する指針等を得ることを目的としたものである。

この調査では、文化庁から「宗教法人等の運営に係る調査（海外の宗教事情に関する調査）企画会議」の協力者の依頼を受け、筆者が5年間に亘りその座長を務めることになった。

2. 調査の概要

調査対象国は、イギリス、ドイツ、フランス、アメリカの4か国である。調査に際しては、上記の企画会議において、調査実施の方針が策定された。各協力者は調査対象国別に、4班に編成して、対象国における宗教法人の運営に関する調査として、関連資料等の収集や現地調査等を行ったものである。調査結果の検討のため、随時に会議及び分科会の開催を経て、調査報告書の作成を行ったものである。委託業者には、渡航旅費や文献資料購入の事務手続、報告書の編集で協力を得た。

本調査での調査事項は、次のとおりである。

① 宗教団体に関する法制度・税制度

ア. 政教関係

- ・ 政教関係の歴史的社会的背景
- ・ 現行憲法のもとでの政教関係の具体的内容とその運用 等

イ. 宗教団体に関する法人制度等

- ・ 宗教団体に与えられる法的地位
- ・ 宗教団体に適用される法制度の内容
- ・ 所轄庁又は担当部局（人員、権限）
- ・ 法の運用の実際 等

ウ. 宗教団体に関する課税制度

- ・ 宗教団体が非課税特典を適用されるケースとその歴史的社会的背景
- ・ 宗教団体に適用される制度の具体的内容とその運用 等

② 宗教の社会との関わり

ア. 宗教団体の行う社会的活動

- ・ 宗教団体の行う情報提供、広報活動の実態
- ・ 異なる宗教間の協力連絡機関
- ・ 宗教団体の行う本来の活動以外の社会的活動 等

イ. 社会の側からの宗教への評価

- ・ 社会と摩擦を起こすことの多い宗教団体の問題がどう認識されているか
 - ・ 社会と摩擦を起こすことの多い宗教団体への対応（事例）
 - ・ 外来の宗教への対応（係争の実例等） 等
- ウ．宗教団体の実態についての資料収集等
- ・ 宗教団体の団体数、施設数、信者数、教師数等に関する公的統計資料の有無、状況
 - ・ 宗教団体が公開している活動状況等資料の有無及び状況 等
- ③ その他目的を達成するために必要な事項

本調査は、上記の項目について、各国の状況を調査し、まとめたものである。

3. 調査実績の経緯

文化庁では、これまで「海外の宗教事情に関する調査」を実施してきた。調査実施の実績及び今回の調査の概要をまとめると次のようになる。座長の肩書は、報告書の刊行当時のものである。

回次	実施年度	座長	調査対象国	報告書刊行
第1次	平成8～11年	阿部美哉（國學院大學学長）	フランス、イギリス、ドイツ、アメリカ、フィリピン	平成13年3月
第2次	平成12～15年	阿部美哉（國學院大學学長、平成15年逝去） →石井米雄（神田外語大学学長）	韓国、タイ、シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、インド、パキスタン、バングラデシュ、イラン、トルコ、ブラジル	平成17年3月
第3次	平成16～19年	大石眞（京都大学公共政策大学院教授）	イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、アメリカ	平成20年3月（本編）、平成22年3月（資料編〈法令集〉）
第4次	平成20～23年	竹村牧男（東洋大学学長）	カナダ、ロシア、スペイン、スウェーデン	平成24年3月（本編・資料編〈法令集〉）
第5次	平成29～令和3年	新井誠（中央大学研究開発機構教授）	イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ	令和4年3月

筆者は、第1次調査ではドイツの宗教団体に関する法人制度と社会活動の調査に関わった。東西ドイツの統一から数年余が経過した頃であり、当時の同国の調査に際しては、強く印象に残っている。今回の調査の実施に際しては、過去の調査での成果が参考になったが、特に第3次の調査報告書は、その内容を十分に活用させていただいた。本書の中で、『平成20年報告書』との表記にて、随所にて参照している。

4. 今回の調査実施の経過

第5次の調査は、平成29年度から令和3年度まで5か年にわたって、実施したものである。現地調査及び文献等の資料調査、オンラインによるインタビューや情報収集を行い、報告書をまとめた。

当初の現地調査の実実施計画は、次のとおりであった。ドイツ班（平成29年度、平成30年度）、イギリス班（平成30年度、令和元年度）、アメリカ班（令和元年度、令和2年度）、フランス班（令和2年度、令和3年度）となる。

しかし、この間に、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界的に拡大して、最初の計画から大きく変更となった。そのため、令和2年度と令和3年度の現地調査が実施できなかった。アメリカ班とフランス班は、限られた情報の中で、本書をまとめたものである。なお、既に現地確認が終わった班は、その後の動向を注視つつ、最新の情報を把握して本書に反映させている。

5. 本書の概要

本書は、主に文化庁及び都道府県庁の宗教法人事務担当者の利用を想定して編集したものである。日本国憲法は、信教の自由を保障するとともに、政教分離の原則を採用している。宗教法人法は、この理念に基づき制定された法律で、宗教団体に対して宗教法人格を認証するものである。

本書では、イギリス、ドイツ、フランス、アメリカの4か国を調査対象にしている。諸外国では、様々な宗教制度を採用しているが、我が国と比較をする際に、参考となる国を対象に選定したものである。イギリスは伝統的に国教制の代表として、ドイツは公認宗教制を維持する国家として、フランスとアメリカとは政教分離制のモデルとして位置づけられる。これらの国は、我が国と同じように信教の自由が確立している。

当然ながら、宗教団体の法制度と地位は国によって異なり、本書で掲載された各国の論考を見ると、それぞれの国情が反映されていて興味深い。

留意すべき点は、国教制のイギリスは連合王国であるが、インドランド・ウェールズ・スコットランド・北アイルランドという分権化が顕著である。フランスとアメリカとは政教分離制をとるが、具体的な在り方は異なってくる。ドイツとアメリカは連邦制国家であり、制度をめぐっては連邦の全体か、特定のラント又は州を対象とするものか事情は異なってくる。調査対象の4か国は、信教の自由という普遍的な理念のもと、制度を形成してきたのである。

本書の特徴は、現地調査が実施された各国においては文献調査等では得られない運用実態が取り込まれている点にある。筆者が担当したドイツについては、連邦・州と宗教団体との間合いの取り方が実に実践的であり、具体的には広範な福祉活動、教会労働法の運用等には学ぶべきものが多くあった。

6. おわりに

最後になるが、調査期間の途中から、世界的な感染症の拡大により様々な制約が生じた中で、本調査の協力者各位には積極的に取り組んで下さり、謹んで謝意を表す。文化庁宗務課の職員各位には、調査の企画から完了に至るまで本当に御世話になったことに対し

序論

て、協力者を代表して謝意を表する次第である。また、現地調査や情報提供でお世話になった関係各位、本委託業務を受託した株式会社シー・ディー・アイ等には、御礼を申し上げます。

本書が、宗教法人事務担当者のみならず、諸外国における宗教事情や法制度と税制度に関心がある皆様にも、活用されることを願っている。

令和4年3月

第1章 イギリス

原田一明・上田健介

第1節 政教関係の概要

I 宗教事情の概観

2019年時点でのイギリスの人口は、6,680万人（内訳は、2012年前後の数で2019年時点の総人口数とは一致しないが、イングランド約5,300万人、ウェールズ約323万人、スコットランド約525万人、北アイルランド191万人）で、宗教団体の正確な数は明らかではないが、財務省の資料によれば、ギフト・エイドの対象となった宗教団体の数は、近年では1万から1万1,000団体とされている。

2011年の国勢調査によれば、イングランドとウェールズの人口の59.3%が自らをキリスト教徒であると考えており、4.8%がムスリム、0.5%がユダヤ教、仏教は0.4%、ヒンドゥー教が1.5%、シーク教が0.8%、0.4%がその他、さらに、7.2%の無回答を含めて25.1%が無宗教とされている。同じく2011年の国勢調査によれば、スコットランドでも、ほぼ同じような数字になっている。キリスト教徒が54%、ムスリムが1.4%、ユダヤ教が0.1%、仏教が0.2%、ヒンドゥー教が0.3%、シーク教が0.2%で、37%は、回答を拒否した7%を含めて無宗教であると回答している。イングランド、ウェールズ及びスコットランドは共に、2001年の国勢調査と比べて、この10年間で、キリスト教徒の数がかなり減少しており、このことへの懸念が広がっている。

宗教社会学的な視点からすれば、従来の宗教的な慣行等が急速に減少しているとまでは言えないが、キリスト教の信者数は着実に減少しているとされる。他方で、無教会や国教会以外のキリスト教信者の数が増加していることを受けて、国教会には帰属しないが、信仰をもつ者、宗教に代わる何ものかを大事にするという考え方は強まっているとも言われている。

更に21世紀に入って早々の2001年9月11日のアルカイダによるニューヨークでのテロ攻撃や2007年7月のロンドンで起きたテロ事件以降、過激主義的な宗教との関係が問題となるとともに、刑事法と宗教をめぐる問題については、インターネットのような現代的なテクノロジーの進展によって原理的かつ過激（戦闘的）な言動に対する規制と宗教活動の保護との関係・調整が改めて議論されている。

II 政教関係の歴史

宗教団体と国家との関係については、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドの各地域によってそれぞれ異なる歴史的経緯がみられる。ただ、ここでは、主として、イングランドに関する国家教会関係に関する歴史を中心に概説しておく。

1. カトリック教会からの分離独立（ノルマン王朝から1534年国王至上法制定前後）

1066年のウィリアム1世の時世（ノルマン王朝）から、ヘンリ7世・ヘンリ8世のチューダー王朝前後の1530年代までの時代において、聖俗の区別が確立され、一般的に、コモンローと国王の裁判所は、世俗事項を扱い、カノン法と教会裁判所は宗教問題を扱うという

役割分担が確立したと言われているが、今日では、このような区別は世俗と教会活動、それらと王権との関係を表面的に見ているにすぎないとの批判も強い。

1530年代の宗教改革諸法令によって、教皇やカトリック教会の力が英国国教会に吸収されてゆくことになる。「臣民」subject という文言が国教会信者の類義語とされるようになって以来、他の宗教団体、とりわけローマ・カトリックや非国教会派のプロテスタントに対しては、法的な権限が制限されることになる。国王が至高であるとの宣誓が求められて、国教会の礼拝に出席しない者には罰則も科された。ただ、この時代にあっても、1553～58年のメアリーの時世には、カトリックの権威が復活し、1648～60年のクロムウェル時代にも、非国教会派のプロテスタント・グループに対する寛容政策がとられたことは留意すべきである。

しかし、1660年の王政復古以降、国教会はその地位を取り戻し、ローマ・カトリックや非国教会派のプロテスタントに対して制限が加えられ、国教会体制は、1661年～65年のクラレンドン法典と総称される4法典の制定によって強化された。すなわち、自治体の役職就任者に国王への忠誠誓約と国教会の聖餐(せいさん)を受けることを強制する1661年の自治体法(Corporation Act)、聖職者に共通祈とう書を強制する1662年の統一礼拝法(Act of Uniformity)、国教会の規定に反する宗教集会を禁止した1664年の秘密集会法(Conventicle Act)、国王への忠誠誓約を拒否し、あるいは違法な集会で説教した聖職者を自治市から追放すると定められた、1665年の5マイル法(Five Mile Act)がそれである。これらの法律により、非国教徒の範囲・処罰対象が明確になり、非国教徒は、1673年の審査法(Test Act)によって公職に就くことも禁じられた。

2. 1689年宗教寛容法の制定から「宗教(信仰)の自由」保障へ

1689年にウィリアム3世とメアリ2世とが連帯して王位につくことで名誉革命が達成され、信仰の自由が法的に確定された。1689年の宗教寛容法により、非国教徒の宗教集会は当該地域の国教会聖職者に告知し、ドアには鍵などをかけないことを条件に、認められた。しかし、この段階では、前述した審査法や自治体法は正式には廃止されておらず、さらに、1714年の分派法(Schism Act)の制定により、学校経営から非国教徒は一旦排除されたが、同法は、その後、1718年に廃止されている。ただ、このような形で、教育をめぐって国教会と非国教徒との対立がこの時代に既に顕在化していたことに留意すべきである。

以上のような非国教徒への差別的処遇の改善の動きは、19世紀、20世紀においては、宗教上の自由の概念の展開に伴って議論されることになる。カトリック解放の動きは、1829年のカトリック解放法(the Act for the Relief of Catholics)により、国王への忠誠誓約を行うことを条件に、カトリック教徒にも選挙権・被選挙権が認められ、官職への就任も認められた。同年には、ようやく審査法、自治体法も廃止され、1858年に至って議会はユダヤ教を認め、1888年には無神論も認めている。

20世紀に入ると、宗教的自由の保障は、適用可能な一般ルールからの義務の免除(免責)を定めた1976年の人種関係法によって更に押し進められた。しかし、ここでは、宗教の自由を一般的権利、すなわち、コモンロー上の積極的な権利というよりは、より広範にわたる消極的な自由、個々の行動の自由と位置付け、法的に禁止されていないことは許されているという意味での自由と位置付けられたにすぎなかった。したがって、英国では、コモンロー

上は、宗教の自由に対しても、制限の必要があれば、広範に制限できることを前提に、立法府や裁判所は、その規制には自己抑制的な態度を維持していると考えられてきたのである。

2000年10月に施行された1998年人権法は、以上のような原則的な考え方を大きく転換する重要な法律である。そこでは、宗教の自由は、上述したような一定の配慮が求められるという消極的な「権利」としてではなく、積極的な法的権利であると位置づけられ、従来の法的関係を大きく転換させたと言えるからである。人権法では、宗教の自由を定めたヨーロッパ人権条約9条に基づいて、国内裁判所が宗教の自由に関する直接の管轄権をもつとされたことから、宗教関連訴訟が増加し、裁判官が宗教問題に関与することも多くなったと指摘されている。

さらに、現在では、宗教に関する法制度、とりわけ宗教上の差別に関する新たな法制度に対応することも課題とされている。差別法制においても、従来の消極的な宗教上の寛容という考え方から脱却して、基本権としての宗教上の自由の積極的な促進が求められるようになってきている。

III 国教会制度

1. イングランド国教会

1530年代のイギリスでの一連の宗教改革は、ローマからの分離のみならず立法による英国国教会の国教化をももたらした。しかしながら、英国国教会を国教であると称することは一般的に承認されているが、これが実際にいかなる意味をもつかについての広い合意は見当たらない。Rodger of Earlsferry 判事が、2003年の *Aston Cantlow v. Wallbank* 事件判決([2003]UKHL 37)の中で説示しているように、国教会の法的性質は、それほどきちんとしたものではなく、無定形なものとされている。英国国教会が国教であるということは、単純に教会と国家との間に密接な結びつきがあるということではない。法律で国教と定められ、両者の密接な結びつきについても法律によって定められていることを示しているのであって、国教会が他の国教会以外の宗教団体とは異なる、特別な法的地位をもつことを意味している。

しかし、この説明だけではいささかわかりにくい。国教という言葉には幾つかの異なる意味が含まれ、国教という在り方には様々な国で、様々な形態のものがある。実際、英国国教会は、その他のヨーロッパ諸国の *State Church*、*National Church*、*Establish Church*、*Folk Church* などの様々な形式の教会とも、むしろ憲法上の位置づけが異なっている。それゆえに、国教の意味もそれぞれの国の文脈に応じて様々である。そこで、以下では、イギリスで国教とされる場合の法的特徴（以下、これを「国教問題」と称する）を、以下の四つの相互に関連する憲法上の観点から検討してゆくことにしたい。すなわち、教会と国王、教会と議会、教会と裁判所、そして教会と国民との関係である。

(1) 教会と国王

国教問題の第一には、国王と英国国教会との結びつきの問題がある。国王は、国教会の最高の統治者である。1700～01年の王位継承法 *The Act of Settlement* では、王位継承権者は、プロテスタントでなければならず、国王は法に定められた国教である英国国教会との結びつきを継承すると定められている。具体的には、国王は、王位の継承に際して、国教を支持

し維持する宣言を行うとされてきた。しかし、これらの規定はしばしば強調されすぎる傾向がある。例えば、国教会の法における国王の最高性への言及が、議会の最高性の単純な言い換えであるかのように解されてきたのはそのことを如実に物語っている。

さらに、国王が、英国国教会のメンバーであることについても、2013年の王位継承法 *Succession to the Crown Act* の制定によって、従来、カトリック教徒との結婚により王位と王位継承資格を失うとされていた欠格事由が撤廃された(第2条)という点に着目する必要がある。このことは、同法制定以前においても、そこで国王に求められていたのは、飽くまでも国王が(カトリックではなく)プロテスタントであるという緩やかな制約にすぎなかったと解することもできるからである。事実、ジョージ1世(1714-1727)は、その信仰と実践においては、ルター派であることを維持したとされるが、彼は国教会との関係を積極的に受け入れたからこそ国王の地位に就くことができたと考えられている。このことなども、国王と国教会との緩やかな関係を示す一例であると考えられている。

他方で、国王と国教会との明確な関係があることも忘れてはならない。例えば、国王は、重要な上院議員の任命権を有しており、そこには、上院に議席を有する26人の聖職者議員を任命する権限が含まれている。

(2) 教会と議会

上院におけるビショップの存在は、国教会と議会との間で認められている関係の中でも重要な関係の一つである。周知のように、聖職者議員 *Lords Spiritual* は、大主教(2名)と各地域の主教(24名)の26名で構成されている。これらの聖職者議員は、1533年のビショップ任命法 *the Appointment of Bishops Act* に基づいて国王が任命することになっている。他の宗派からの上院議員は、1858年の一代貴族法に基づいて一代貴族に任ぜられることになるが、聖職者としての地位に基づいて議席を得ることはない(世俗議員 *Lord Temporal* として議席を占めている)。また、聖職者議員は、その他の一代貴族とは異なって、彼らが宗教上の役職を辞した場合に、上院議員であり続けることはできない。

従来、彼らは党派性をもたず、また、慣行によって、党派的な対立のある論点(政治的な問題)に関して発言し、表決に加わることもないとされてきた。しかしながら、近年の研究によれば、宗教団体から任命された上院議員であっても他の世俗貴族と変わらない「政治」的関心を有しているとの指摘があり、近年では、宗教・宗派を基盤として選任された上院の「世俗議員」の中にも政治(党派的)志向が強まっていることが示唆されている。

聖職者議員の最も明確な宗教的な役割としては、上院の議事を始める前の礼拝に際しての文書朗読がある。礼拝は下院での議事の初めにも行われるが、これは、通常、議長付きのチャプレンによって執り行われている(アメリカの「議会チャプレン」については、本書第4章アメリカ第4節II 2. 参照)。下院には、上院とは異なって宗教的な基盤から選出される議員がないからである。むしろ国教会の聖職者が下院議員になることは、1801年の庶民院(聖職者無資格)法によって禁止されてきたが、この禁止については、2001年の庶民院(聖職者無資格)法により廃止されている(*House of Commons(Removal of Clergy Disqualification)Act 2001*)。

議会下院とは、教会コミッショナーを通しての国教会との重要な関係が維持されている。バックベンチ議員(伝統的には与党から)が、第2教会財産コミッショナー *the Second*

Church Estates Commissioner として国王によって指名されている。任命された議員は、33名の教会コミッショナーの一人として、議会での質問に答える役割を担っている。つまり、コミッショナーの役割は、国教会財産の歴史的価値を監督することであり、その年次報告書は、議会と英国国教会総会の両方に提出されることになっている。

これに加えて、国教会と議会との関係として、非常に重要であるにもかかわらず、しばしば見過ごされてきた論点として、国教会の法にも国王の裁可が必要とされることがある。国王の裁可は、国教会法 Measures、教会内部法規 Canons のどちらにも必要とされ、裁可によって国教会法等は、議会制定法の効力を有することになる (Church of England Assembly (Powers) Act 1919, s.1(5), 4)。

①国教会法 Measures

国教会法は英国国教会の構成員によって、英国国教会総会で制定される国法 the law of the land である。国教会法の制定については、1919年のイングランド国教会総会 (権限) 法 Church of England Assembly (Powers) Act 1919 によって規制されている。国教会法は、国教会総会において、議会制定法案と同じように審議されるが、その後、両議院の与野党議員から構成される議会教会委員会 the Ecclesiastical Committee of Parliament で審査される。議会教会委員会は、国教会総会の立法委員会と連携して、提案された国教会法の内容と効果について報告書を作成する。その報告書で制定が妥当ではないとされた法案は、総会での修正はできないが、撤回は可能とされている。国教会法は、両院の議決によって承認されれば、国王の裁可に付され、議会制定法と同様の法的な効力をもつものとされている。

また、国教会法は、議会制定法と同じく、司法審査の対象とならない。国教会法は、1998年の人権法上は、第一次立法として取り扱われ、国教会の関連事柄を規定し、その際に議会制定法の全部又は一部を修正し、削除することも可能とされている。加えて、国教会法も、ヨーロッパ人権条約に適合することが求められる。裁判所で人権条約に適合しないと判断された場合には、不適合宣言がなされるが、国教会法には、1998年の人権法 10条の救済措置 (不適合宣言が出された場合の大臣による立法修正) は適用されない。

②教会内部法規 Canons

教会内部法規は、1969年の総会運営国教会法 the Synodical Government Measure にもとづいて国教会総会によって制定される法である。それには議会の同意は必要ないが、国王の裁可と勅許が必要とされている。教会内部法規には、国王大権、慣習、制定法、国の法に反することは定められない。また、典礼及び教義 liturgy and doctrine について定める場合には、総会によってあらかじめ決定された国教会の原理に反することはできない。1998年の人権法では、教会内部法規 Canons は、第二次立法 secondary legislation (制定法文書=受任命令) として扱われ、国教会法より下位法 (委任立法) として分類されている。国教会法とは異なり、教会内部法規は権限踰越法理に基づいて司法審査に服するものとされている。

国教会法と教会内部法規は、公定制度の重要な要素である。公定制度における国家の役割には、公定された教会への便益の供与という側面と義務を課するという側面の両面が認められている。確かに、教会の内部法に国法上の地位が与えられているという点では便益の付与

ということになる。しかし、その一方で、教会自らが統治を行うという教会自律権への制限という点からみれば、義務の側面ということができる。国教会以外の宗教団体とは異なって、イングランド国教会の内部法には、国王の裁可が必要とされ、国教会法には、更に議会の議決が必要であるというような国家機関の関与があることについては既に述べた。

このような国教会への国家の介入がクローズアップされたケースとしては、2004年の同性婚法 **Civil Partnership Act** の制定の際の国の対応を挙げることができる。そこでは、国教会が制定した国教会法が2004年法に抵触する場合には、大臣が国教会法の修正、削除を命じることができるとしている点が問題とされた。

この点について、マーク・ヒル教授は、こうした大臣の対応について、国教会の自律性を侵害する可能性があるとして指摘する。この議論からも明らかなように、公定制度の要件である宗教法規の制定権についても、権利・利益の側面というよりも、むしろ今日では義務・負担（すなわち教会自律権の制限）の側面が強く意識されて、国家からの国教会の自律性という点に関心が向けられている。

国教会法や教会内部法規の制定における教会と国家との相互関係において、イングランド国教会の法は、イングランドの一般法ということが強調されている。カーディフ大学のドゥー教授やサンドベルク教授らの宗教法研究者の用語を借りれば、国教会法と教会内部法規は、教育法、家族法、スポーツ法、メディア法などと同様、広くある種の宗教的な関連性をもつ事柄に関するその承認と規制にかかわる法領域という意味での「宗教法 **religion law**」であるとともに、宗教団体自身によって定められた団体内部の規則やルールという意味での「教会（宗教団体）の内部法 **religious law**」でもあるということができるのである。したがって、今日のイギリス宗教法制の研究にとっては、現行のもろもろの宗教関係法規である「宗教法」研究に加えて、宗教団体内部法（**Measures** や **Canons**）の研究、すなわち、イングランド国教会の法に関する研究（そして、英国における法と宗教団体の研究）を進めてゆくことが不可欠であるとも言われている。

（3）教会と裁判所

周知のように、英国には憲法裁判所は存在しない。2009年10月に、英国にも、最高裁判所という名称の裁判所が新設されたが、それはアメリカの連邦最高裁判所とは全く異なったものである。この新しい最高裁判所は、かつての上院上訴委員会と実質的に変わらないからである。したがって、最高裁は、依然として、最上級の上訴裁判所であって、以前の上訴委員会と同様、議会の立法意思に従属する機関ということになる。

英国の国内裁判所は、国内法に明示的に編入されたものか、あるいはコモン・ローとされたもの以外の条約や国家間の取決めに法的効力を付与することはないが、1972年のEC法の制定によってEC法を直接適用する国内法的な権能が付与され、更に1998年の人権法の制定により、ヨーロッパ人権条約に基づいて権利・自由を保障することができるようになった。

1972年EC法は、イギリスの裁判所にヨーロッパ議会によって制定された法に法的効力を与えること、ヨーロッパ人権裁判所の判決に従うことを求めた。EC法では、共同体の義務の履行のために、第一次及び第二次立法による決定権限を認めた。

国教会の法は、国法の一部であることから、教会裁判所とその管轄権もまた、国法の一部

となる。イングランド国教会に関する法の執行について教会裁判所と世俗裁判所 *the temporal courts* との間には一定の管轄権の区別はあるが、判例法上は、法の統一性・一貫性への配慮が求められている。確かに今日では、契約法、信託法、名誉毀損法、遺言法の執行に関しては、通常裁判所の管轄であると考えられているが、なお国教会の管轄権も維持されている点に留意が必要である。そこで、ここでも、裁判所や審判所の管轄権に関して、次の二点を確認しておく。

第一に、1963年の教会の管轄権に関する国教会法 *the Ecclesiastical Jurisdiction Measure* で定められた司法裁判所の宗教団体への管轄権及び牧師の懲戒権については、現在では、2003年牧師懲戒に関する国教会法 *the Clergy Discipline Measure* に基づいて、制定法上の審判所が判断を行うことになっている。しかし、これらの審判所の決定は、依然としてイギリス公法の一部であるから、その決定に不服の場合には、高等法院への控訴が予定されている。また、審判所では、委任命令や禁止命令の適用についての審査に限定され、それらの命令を無効とすることはできないとされているが、この点についても、司法審査権に対する一般的な権限や役割を拡大すべきとの観点からの批判がなされている。

第二に、国教会の教区内のすべての裁判所及び審判所は当然に98年人権法上の「国家機関」と位置付けられることから、人権条約上の権利との適合性審査も行われることになっている。

(4) 教会と国民

最後に取り上げる国教問題は、慣行上、最も重要な関係のひとつで、教会と国民全体との関係である。歴史的にみると、少なくともイングランド国教会の構成員であることは、市民権を有する国民であることと同義であると捉えられてきた。したがって、イギリス法上、その宗教上の信仰にかかわらず、イングランド国教会のパリッシュのすべての住民には様々な権利が認められている。たとえば、今日でも、イングランド国教会のパリッシュの住民を、公的礼拝から排除することはできないと考えられている。また、パリッシュの住民は、1753年婚姻法に基づいて、パリッシュ教会で婚姻する法的権利も有している。実際、パリッシュの国教会教会で婚姻する資格をもつ住民の範囲は、近年では、国教会信徒以外にも拡大されている。また、パリッシュの住民は、埋葬可能な土地があれば、パリッシュの国教会教会の土地に埋葬する権利を有している。

以上のように、パリッシュの住民には、事実上、国教会信徒でなくても、国教会教会で婚姻し、埋葬することが認められているが、今日ではむしろ、国教会は、すべての住民に対して、宗教宗派にかかわらず、上記のような法的権利を付与することが公定教会としての役割であると考えられている。

2. ウェールズ教会

公定された宗教団体(国教会)と国教会以外の宗教団体との間の法的地位の相違を考える場合には、20世紀において唯一、公定されなかった教会であるウェールズ教会に言及することがわかりやすい。ウェールズ教会の法的地位は公定教会と国教会以外の教会とのハイブリッドなものとして位置付けられてきたからである。1914年のウェールズ教会法によって、ウェールズではイングランド国教会を公定せず、新たにウェールズ教会 *the Church in*

Wales が創設された。しかしながら、1914 年法は、公定の多くの要素を取り除くことによって、幾つかの点で、その他の国教会以外の宗教団体と同様に、任意団体としてウェールズ教会を規定したが、依然として国教会法が適用されることから、公定の名残も見られ、この点で、ウェールズ教会は国家との憲法上の結びつきがあるとされている。

一方で、1914 年ウェールズ教会法は、教会と国家との関係を分離したことも事実である。国王はウェールズでの叙任権を失い、ウェールズ教会の牧師も貴族院の議席を失った。1920 年 3 月 31 日から、イングランド国教会は、ウェールズでは、法による公定された存在ではなくなった。1914 年法により、ウェールズ教会の教会法は、ウェールズでは国法ではなくなり、ウェールズの宗教裁判所もその一切の管轄権を奪われた。これらの規定は、公定されていないことを明確にすることによって、皮肉なことに、公定制度の重要な特徴を示している。イングランド国教会がいかにか法によって公定されていたかが明らかにされたのであり、このことを示しているのが、1914 年のウェールズ教会法である。

3. スコットランド教会

(1) 概説

スコットランドには、二つの主要なプロテスタント教会が存在する。つまり、スコットランド長老派教会 (the (Presbyterian) Church of Scotland) とスコットランド聖公会 (the (Anglican) Scottish Episcopal Church of Scotland) である。

スコットランド聖公会は、国教会系に属するとされているが、英国国教会とは歴史的に区別されている。スコットランド聖公会は一般的にはその他の非国教的な宗教団体と同じ取扱いがなされているが、法令により、同教会に対しては、制限はあるものの、若干の財政上の援助と制限が課されている。

イングランド教会と同じく、スコットランド教会にも、16 世紀以降、立法機能が付与された。教会の組織は、長老制 (Presbyterian) であり、bishops も leaders という職も置かれていない。

エスタブリッシュメントという言葉も、スコットランドとイングランドとではそれぞれに異なる意味で用いられている。実際、スコットランドでは、その意味は、幾つかの点で、イングランドとは正反対であると言われている。

スコットランドの国家・教会関係については、イングランド国教会とは異なって、その時代ごとに異なる世俗裁判所との関係の中で形成されている。その一つの在り方は、教会と国家はそれぞれ独自に活動し、両者は平行線をたどってきたという意味で、「権力分立」的な要素が強いとの見方である。世俗裁判官によって適用される世俗法は、教会の戒律や教会法とある種共通の目的を追求するが、それぞれに異なる意味をもつとされているのである。これに対して、いま一つの考え方は、世俗裁判官に対しても、教会への積極的な保護や援助、さらには教会目的にも関与すべきというように、より直接的にキリスト教的な役割が付与されているとの考え方である。教会は、むしろ福音のための場を保障するために国家によって、保護されてきたと解されることになる。

ただ、今日、こうした後者の考え方に対してもプラス面とマイナス面の両面があることが指摘されている。すなわち、宗教団体 (哲学的団体や反宗教団体も含む) への国家による保護が進展することに伴って、むしろ人権保障が宗教団体へも拡大される傾向が見られると

いう点がプラス面である。

他方、マイナス面としては、長老教会主義（Presbyterianism）が、代表民主制の仕組みを伴っていないという点が指摘されている。それが国民の意思を反映するシステムでないというだけではなく、国民である信者の意思をも示すものになっていないと考えられている。ここでは、すべての宗教的な統治（運営）が聖職者の手に委ねられていることが問題とされ、教会の管轄権が世俗法やその統治（運営）の仕組みと比べて、あまりに異なっていることから、独立の宗教的管轄権が必要であると考えられてきたが、その宗教裁判所の決定が誤りで不公正であるときに、世俗裁判所がそうした教会法的な決定に介入して、再審査できるか否かが問題とされてきたのである。そして、これを肯定すれば、教会法上の宗教的・神学的な決定が必ずしも最強の法的抗弁とは言えないことになる。

このように、スコットランドにおけるエスタブリッシュメントの意味は、1690年代から1920年代にかけて、世俗裁判所との関係において、変転し、しかも、スコットランド教会の宗教的な管轄権は国家法上の管轄権の飛び地であると考えられてきたことから、国家・教会関係も、ときに教会がその範囲を逸脱することなどによって、揺れ動いてきた歴史ということができるのである。

①スコットランド教会の特色

スコットランド教会は、以上からも明らかのように、国教会としての側面とそうではない自由な教会という両方の側面を有している。つまり、イングランド国教会よりも国教としての側面は緩やかである。国王は、即位の際にスコットランド教会及び長老派教会（Presbyterian）の組織運営を保護する旨の宣誓を行うが、国王が当教会の最高の地位にあるとは考えられていない。スコットランドでは、国王は教会の構成員であり、Lord High Commissioner であるウィリアム王子が主催するスコットランド教会年次総会への出席が求められるということになっている。

②教会自律権

1921年のスコットランド教会法では、同法附則で、同教会の総会によって可決された宣言条項（the Articles Declaratory）を承認することによって宗教的な事項についてのスコットランド教会の自律的な判断権が認められている。同法では、世俗裁判所は宗教的な組織・運営やその裁判管轄権に関する教会の手續や判断に介入する権限は持たないと定められている。宣言条項においては、教会と国家間の相互義務も認められている。また、スコットランド教会の聖職者（Minister）は、宗教上の資格を付与する権利を有する公的地位の保持者であると位置づけられている。

この点に関する注目すべき訴訟として、2005年のパーシー対スコットランド教会委員会事件（Percy v. Church of Scotland Board of Mission[2005]UKHL73：以下、「パーシー事件」という）がある。本件は、前教会聖職者がスコットランド教会に対して性差別を理由に訴えた事案である。スコットランド教会は、この問題は教会内部の問題で、その判断については、教会裁判所に管轄権があると主張したが、貴族院は次のように判断して、その主張を退けた。すなわち、本件の聖職者による男女差別の主張は、1921年スコットランド教会法第3条の「宗教的な事項」の類型には含まれず、それゆえにスコットランド教会及び教会裁判所の排他的な管轄権には属さない。本判決で、ニコラス判事は、「宗教的な事項」という文言には定義づけがなされていないが、その表現の通常理解からすれ

ば、雇用契約に付随した制定法上の権利の行使にまで拡大されるものではないと述べた。なお、この事案については、後述の(2)で詳しく扱う。

③スコットランド教会の法

1921年のスコットランド教会法1条は、現行法はすべて宣言条項に適合するように解釈され、それに従うと定められている。宣言条項に反するすべての制定法等は無効とされる。

④スコットランド教会の裁判所

1921年スコットランド教会法第3条では、教会裁判所は、世俗事項に関する世俗裁判所の管轄権には介入しないと定められている。教会裁判所は通常の裁判所と位置付けられているが、その管轄権は同じではなく、世俗裁判所も伝統的に教会による決定を審査することはできないと解されている。

(2) スコットランドにおける国家と教会との関係

1921年スコットランド教会法は、国家・教会関係を完璧なバランスの上に立って、解決策を求めた一つの試みと評されているが、宗教事項におけるスコットランド教会の基本構造に関する宣言条項第4条(Article IV of the Articles Declaratory of the Constitution of the Church of Scotland in Matters Spiritual)でも、教義、礼拝、教会の運営及び懲戒のすべての問題についての教会の自律性が明確に宣言されている。実際、本条は、教会と国家とのバランスに関する教会の側からの宣言という性質のものであるが、そのポイントとなる第6条では、「教会と国家は、その各々の義務や責務の履行における相互に関連する範囲や連携などに関するすべての問題について各々が決定する権利を有している。」と定められている。

ここで何が問題とされているかは明らかである。教会と国家とがそれぞれの権限に属すると考える問題をそれぞれが決定して、相互に異なる結論に至った場合に、どちらの判断を優先させるのか、ということである。スコットランド教会は、その答えを80年間、求め続けてきたが、前述した2005年10月のパーシー事件判決がそれに対する重要な判断枠組みを示している。

①パーシー事件とその後

ヘレン・パーシー(Helen Percy)は、1991年にスコットランド教会によって叙階された女性の牧師であったが、1997年、担当教区で、既婚の年上の男性との不倫の疑いがかげられた。これに対して、長老委員会はその女性牧師に問題があったと判断した。これに対して、パーシー牧師は名誉毀損訴訟を準備したが、審理は開かれず、それに代えて、教会による調停の場が用意され、彼女は、1997年12月付で、牧師を解任された。

彼女は、その後、この解職勧告に基づく辞職を不服として、1998年2月に、本件は不公正な解雇で、違法な男女差別であると主張して、雇用審判所に審判の申立てを行った。そこでの争点は、婚姻外で性的関係をもった男性牧師に対する教会による差別的取扱いの有無であった。雇用審判所は、この点の管轄権はないと判断して彼女からの申立てを却下し、雇用上訴審判所も、性差別であるとの主張に対して、私生活に関連する牧師に対する教会の懲戒権については、1921年法附則の宣言条項第4条によって定められた宗教的事項であることを理由に、同じく彼女の訴えを却下した。本件は、上院に上告され、上院は4対1で彼女の訴えを認め、1975年性差別法63条1項に基づく差別的取扱いの主張

については雇用審判所に審理が差し戻された。上院での争点は次の2点である。

(a) パーシー牧師の教会との関係がなお1975年の性差別法82条1項で定められている雇用と言えるかどうか、更に雇用関係であるとすれば、教会が同じような状況での男性牧師の場合に行ったよりも厳しい懲戒を彼女に対してだけ行った場合には、性差別法6条による違法な差別的取扱いとなるかどうか。

(b) 彼女が男女差別を受けたとしても、彼女の主張は、それにもかかわらず、1921年法3条の問題、すなわち教会裁判所の排他的な管轄権の問題として、宗教問題を構成するかどうか。

②多数意見

本件の多数意見の骨子は以下の通りである。

(a) これまでの判決では、しばしば「官職」と「雇用」とを誤って同一視してきたが、実際には、官職を広義に解すれば、官職を有していることと雇用されていることは全く矛盾せず、官職保有者も雇用者であると解することができる。

(b) ある種の状況においては、牧師が、教会と雇用関係を結ぶことは可能である。

(c) 明確な理由がない場合に、1975年性差別法 Sex Discrimination Act の規定を無視することはできない。

(d) サービスの提供に対して雇用契約を締結することによって、当事者には世俗法 (the civil law) が適用され、宗教裁判所の排他的管轄権以外の場で、当該契約関係が判断されることになる。その結果、1921年のスコットランド教会法の諸規定が適用されることはない (アメリカとの相違として、本書第4章アメリカ第1節Ⅲ 3.(2)の「聖職者例外法理」参照)。

③ホフマン卿 (Lord Hoffman) の反対意見

これに対して、ホフマン卿は、パーシー牧師が、雇用契約の当事者とはなり得ないとする反対意見を述べた。彼女は労働者としての実質を備えておらず、彼女の解雇は平等取扱い条項に基づく労働条件の問題とすることはできないと判断した。それゆえに、官職保有者は、雇用者ではないとした上で、1975年性差別法82条1項が適用されるのは、雇用契約に基づいて、労働のために個人として契約している者に限られるとした。

その上で、ホフマン卿は、もちろん、官職保有者もこのような世俗法上の義務を負うのであるが、本件では、牧師が雇用者に該当しないことを重要視すべきであるが、1921年法がスコットランド教会を世俗法的な国家の管轄権外とする点については、次のように述べて、その管轄外とすることを否定した。

「正しい解釈に基づいて1975年性差別法が教会の牧師に適用されるならば、スコットランド教会の牧師に適用されないということとはできない。」

したがって、パーシー事件では、ホフマン卿も含めて全会一致で、性差別法の適用について、スコットランド教会の憲法上の地位に配慮して、その適用を除外するという特別の保護をスコットランド教会に与えるべきではないと判示されている。

④若干の考察

本件によれば、スコットランド教会の宗教管轄権は、より広範な国家法の世俗的管轄権の範囲内にあると判断された。

しかし、スコットランド教会の固有の宗教管轄権としては、次の四つが含まれるとされている。すなわち、教会の運営、広義あるいは狭義の懲戒（discipline）、礼拝と教義に関する事項である。これらについては、世俗裁判所は介入できない。世俗法との関係でしばしば問題とされる礼拝の形式についても世俗裁判所は介入できない。宗派内部を超えて影響を与えることになる教会の教義についても世俗裁判所は関与することができない。

また、スコットランド教会の運営についても、世俗裁判所の介入は排除されているが、教会としては、むしろ常に教会の内部問題に関連する世俗裁判所や委員会の決定などにより司法審査の当事者となることを恐れている。この点で最も問題となるのは、教会の幹部聖職者による懲戒権の行使であって、この問題については、雇用法の分野で展開されつつある世俗法的な管轄権が教会の判断権に優越すると考えられるようになってきている点が重要である。

ただ、その場合でも、世俗裁判所の管轄権とは抵触しない教会に固有の管轄権領域が存することは否定されていない。自由主義的な国家において教会の内部事項に対して与えられる法的な保障としては、あらゆる信仰に対して認められる信仰告白の自由をはじめとする、基本的人権の保障である。ただ、世俗法がこれまで以上に教会に適用されるようになってきていることについては今日ではむしろ教会の側からも肯定的に受け止められている。例えば、教会法は、子供の保護について多くを定めているが、それらによって世俗法による保障を確実にしているというような議論などもそうした好意的なあらわれの一例と言えよう。

世俗法との役割分担が難しいのは、前述したパーシー事件のような事例である。一つの解決策は、教会法を現行の世俗法と一致させることであり、教会の内部事項も世俗法によって判断できるとすることである。いま一つの考え方は、神学的な事項や良心にかかわる問題については教会が決定する一方で、その他の事柄については世俗法に委ねられるというような明確な線引きを示すことである。

教会が自身の法典をもつ場合には、諸原理との対立という難しい問題ばかりでなく、世俗法が教義や礼拝という「宗教問題」に安易に介入するとの問題も生ずる。

教会に対しては、どうして世俗法に従うように求められないのか。一つには、それらの問題が宗教的なものであり、世俗法を超えたものであると考えられているからである。法的な観点からすれば、スコットランド教会には、1921年法により、その他の宗教団体には適用される平等条項の適用が免除されている。実際上も、教会と牧師との関係は雇用関係ではなく、官職保有者にすぎないと解されてきたのである。しかしながら、今日、聖職者へのハラズメント行為、差別的あるいは不公正な取扱いや意に反した罷免などの違法行為に対しては、可能な限りの法的保障を与えることに、強い異論は見られない。したがって、スコットランド教会でも、イングランド国教会同様、労働者の権利については、すべての領域において平等な保障が与えられるべきだとされている。今日では、そのような姿勢こそがスコットランド教会のためにも、聖職者のためにも良いことであるし、実践されるべき価値であると考えられている。

4. 国教制度に対する挑戦

今日において問題とされるのは、イングランド国教会の公定制度が、現代の宗教法のグロ

一バルな基準、とりわけ EU の枠組み EU obligations やヨーロッパ人権条約に適合するかどうかという問題である。公定制度についての議論は、スコットランドの緩やかな公定制度との対比で検討することが重要である。EU やヨーロッパ人権裁判所は、英国の宗教規制の在り方（＝国教会制度）に関して次第に影響力を強めている。しかしその一方で、それらの機関は共に、近年では、構成国の国家・教会関係に関する問題については、構成国の立場を尊重するようになっていっていると言われている。

1997 年のアムステルダム条約では、「EU は、構成国のそれぞれの国の教会に関する法に基づく地位、宗教団体、宗教共同体の地位を尊重し、偏見を抱かない。」と宣言された。また、ヨーロッパ人権裁判所は、ヨーロッパ人権条約 9 条で、宗教的自律性を認め、宗教団体に対する規制の多様性を認めると判断している。

ある宗教団体に他の宗教団体よりも国家の優越性を緩和するという在り方は、ヨーロッパ人権条約に反するものとは考えられていない。この点に関連して、1991 年の *Darby v. Sweden* 事件（1991, 13 EHRR 774）でも、次のように判示されている。

「(イギリスのような) 国家教会制度は、それ自体を人権条約 9 条に反するとみなすことはできない。ただ、国家教会制度が、人権条約 9 条の要件を満たすためには、個人の宗教の自由のための特別な保障を確保することが必要である。」

このような緩やかな公定制度とも言うべき国家教会関係は、ヨーロッパ人権条約に適合しないとは考えられていない。不適合となるのは、その特別な取扱いが、国家教会に属さない者の宗教（信仰）の自由を妨げる場合に限られる。ある宗教団体への法的優遇措置が、その宗教（団体）に属さない者に対して、何ら市民的・法的な不利益を与えない場合には、宗教（信仰）の自由を侵害するものとはされない。ただ、このことは、EU 及びヨーロッパ人権条約上の法的基準がイングランド国教会に適用されないということではない。今日では、EU 法や人権条約上の基準に違反することがないように、国教会のルールを変更することも求められている。

EU 法や人権条約との関係においては、多くの場合、国教会とその内部機関は、人権法上の「公的な機関」には該当しない。したがって、他の宗教団体や機関と同様、人権法が直接に適用されることはない。要するに、宗教団体に対しては、現代の宗教法によって課される別の基準が適用されるのであって、直接に 1998 年の人権法が適用されて、宗教団体（の内部運営）に対して訴訟が提起されることとはならないのである。

また、宗教（団体）に関して新たに制定された法律が、イングランド国教会とその他の宗教団体とを区別することもない。現行法においても、宗教（団体）であることを理由に、様々な法律上の保障がなされている。そうした例としては、児童養護・児童福祉、刑事法、差別法、チャリティ法、教育関係規定の中に見いだすことができる。ここでは、イングランド国教会も他の宗教団体と原則として同列に扱われている。そして、この場合に、公定制度が、新たに制定された法律が依拠する幾つかの前提に適合しないという場合はあり得る。しかし、このことから、公定制度をとるべきではないと即断しないのがイギリスの議論の特色である。公定制度に関する複雑な経緯からして、現在のイギリスでも公定制度をとることに對してかなり厳しい議論があることは否定し難いが、こうした否定的な議論に対しては、イングランド国教会による公定制度が時代を超えて進化し続けていることを理由に、退けられてきた。例えば、フェラーリ教授は、イギリスでの公定制度は生き残るであろうとの見通し

を述べて、その理由として、イングランド国教会は、迅速に、宗教的多元主義を受容することの必要性を理解し、すべての宗教団体のために特典や政治的権限を行使することを認めているからであると論じている。

IV 国教会以外の宗教団体

1689年の宗教寛容法以後、イングランド国教会以外の宗教団体も、合法的な組織とされ、宗教的活動が認められている。そして、これらの宗教団体に対しては、例えば、宗教礼拝の場としての登録を行う形式であるとか、結婚式、あるいは宗教を促進するためのチャリティとして、あるいは、財政上の優遇措置を受けるためなどの法的地位を獲得するための登録制度といった幾つかの法的仕組みが存在している（本章第2節参照）。しかし、宗教団体には、チャリティ登録のための地位が認められるものの、国教会以外のすべての宗教団体は、通常、任意団体として取り扱われることになっている。これらの団体に関する法制度を理解するために、ここでは、合意契約の原理と不介入の原則について概説しておくことにする。

1. 合意契約の原理 The doctrine of consensual compact

英国の国教会以外の宗教団体は、私的な任意団体として位置づけられている。したがって、宗教団体の法的地位は、スポーツクラブのそれと同じである。二人以上の人々が自発的に共通の目的のために集まり、相互に責任と義務を請け負うことに合意した団体ということになる。その上で、宗教団体の権限は、その構成員との合意に基づいている。それらの構成員間の関係は、契約に類似した関係であり、法的には、その組織はメンバークラブとして、あるいは非法人的な結社として取り扱われている。非法人的な結社とは、法人ではないので法人格は有しない。したがって、訴訟の当事者となることも、財産を保持することもできない。財産はその構成員が一体として保持する。しかし、宗教団体内の機関は、それらが法人や信託団体としての地位をもてば、法的には財産を所有することも可能となる。宗教的任意結社が、法人格をもつためには、有限責任会社 a limited company の形式が援用されている。

このように宗教団体が法的に任意結社として取り扱われるということは、その任意結社のルールやその組織が構成員の意思に拘束されることを意味する。この契約的な結びつきを捉えて、「合意契約の原理」と称している。

したがって、国教会以外の宗教団体は、一般的に公法ではなく、私法によって規律される団体と解されている。つまり公定された教会以外の宗教団体は信託法や契約法によって規律されている。

ところが、宗教団体は時に制定法によって承認されることもある。例えば、the Sharing of Church Buildings Act 1969、the Methodist Church Act 1976、Dawar-e-Hadiyah (England) Act 1993、United Reformed Church Act 1972、1981、2000 などである。また、時には、議会制定法が宗教団体の法に承認を与えることもある。その特徴的な例としては、1976年のメソジスト教会法が、メソジスト教会の内部的な宗憲 constitution やその他の宗規を制定することを定めるとともに、教会に対して制定法上の承認を与えたものがあり、1951年のthe Baptist and Congregational Trusts Act でも、バプテストの宗憲に制定法上の承認が与えられた。しかし、公定されていない（国教会以外の）宗教団体について、公法上の承認を与えることは、飽くまでも例外的な場合に限られている。

2. 不介入原則 The Principle of Non-Interference

合意契約の原理では、宗教団体は一般的に自己規律的な団体とみなされるが、イギリス法上はそれらの団体のルールは拘束力をもつルールとして認められている。そこで、このことから、国家法としてのイギリス法が宗教団体内部のこれらのルールを審査し強行することができるかが問題とされる。

一般的には、世俗裁判所が、宗教団体内部の紛争について判断し、そこに介入することはできないと解されている。こうした裁判所による宗教団体の内部問題への消極的な姿勢が不介入の原則である。

この原則については、2010年の名誉毀損事件に関する高等法院判決の中で明確に次のように判示されている(HH Sata Baba Jeet Singh Maharaja v. Eastern Media Group Ltd, [2010]EWHC(QB)1294)。本件は、シーク・タイムズ紙の論説の中での HH Sata Baba Jeet Singh Maharaja が、あるカルトのリーダーで詐欺師であると名指しされた記事に対する名誉毀損訴訟である。審理のはじめに、被告は、本件が司法審査には適合しない旨の申立てを行った。この点、Eady 判事は、この問題は、裁判所には宗教団体の教義及びその規則や運営に対する判断権がないというイギリス法上の原則に関係すると述べた上で、本件については審理権がないと判断した。その上で、このルールを適用したことについては、次の二つの理由が挙げられている。第1は、裁判所は世俗機関であるから、宗教団体の信者、崇拝者である者の権利に係る宗教上の争点には立ち入ることができない。それゆえに、不介入原則により、公共政策上の名誉毀損の問題についても却下となる。第2に、ある種の宗教上の信仰をもつ者の間の紛争は、通常の審判所の機能・能力では解決できない教義や信仰の解釈を含む問題であることが多い。したがって、最終的には神学によっても決定できないような困難な教義や信仰に関する問題については、司法審査権に関する当然かつ必然的な限界であると判断された。

本件の Eady 判事によって示された考え方は、既に 1949年の Gilmour v. Coats[1949]AC 426 でのリード卿によって述べられた考え方、すなわち、世俗裁判所が宗教的な信仰の真偽を決定することはできないとしたことにその淵源が求められる。そこでは、世俗裁判所は、このような問題を審理する権限を持たず、また、そうすべきでもないと言示されている。Eady 判事によれば、まず、この原則については、訴訟のはじめの段階で争われ、そこでの裁判所の役割は、訴訟の解決のために提出された準備書面の審査や司法不介入の原則が満たされているかどうかの決定などの争点の確定にある。また、これらの争点の確定に当たっては、当然のことながら、事実に基づいて特別な調査が求められる。その上で、その事案が、宗教教義にかかわるかどうか、それらの事実について裁判所が判断できるか否かの判断が求められることになる。ある論点について、純粋な事実問題として、裁判所による解決が可能である場合と、当該事実を宗教問題の争点から切り離すことができる場合とでは、当事者の真の対立点を見誤るおそれがあるとも指摘される。同じことは、純粋な事実問題以外の部分が、その本来の争いにとって重要な論点か、そうでないかということとも関連する。また、それらの問題を裁判所で解決すべき論点ではないとすることによって、事案の真の問題解決から遠ざかることもあり得る。これらの点から、宗教上あるいは教義上の論点について裁判所が立ち入るべきか否かの判断に当たっては、裁判所には飽くまでも慎重な姿勢が求め

られている。正に、前述した 2005 年の Percy 事件における 1921 年スコットランド教会法の解釈問題とも通じる論点ということになる。

一般的にいえば、国教会以外のすべての宗教共同体の様々な宗教上の争いについては、高等法院による司法審査には服さない。例えば、*R. v. Chief Rabbi, ex parte Wachmann* 事件 ([1992] 1 WLR 1036) において、原告は、手続的公正さを欠くとして、Wachmann 氏がラビの地位にとどまることはもはや宗教的に適当ではないという調査委員会の判断に基づく Chief Rabbi の決定に対して裁判所に訴えを提起した。Simon Brown 判事は、争点に関する決定権限において政府の利益 governmental interest が全くないことを理由にその申立てを却下した。同判事は、Chief Rabbi の役割が、本来、政府の介入できない、精神的、宗教的な機能を伝授することであるとして、それゆえに、裁判所は宗教的な機能についてそれを判断する地位にはないとし、裁判所はこのようなセンシティブな問題、あるいは教会と国家間の難しい問題に対しては用心深く、慎重でなければならないと判示している。

しかしながら、この Wachmann 事件の理論構成については、幾つかの点で問題があることも指摘されている。上述した緩やかな「公定」にかかわる視点（国家と教会との緩やかな結びつき）が、教会と国家との機能分離に関する裁判所の従来の判断枠組みを掘り崩すことにもなるからである。また、より技術的な観点からすれば、司法審査基準は、団体の内部運営 governmental のための判断基準ではなく、公的機能 public function（国民に開かれているか否か）の存否のための判断基準である点も重要であるとされている。ところが、司法審査権を否定した Wachmann 事件の判断枠組みは、その後、1994 年の Imam 事件、1998 年の Jewish Beth Din 事件、それに 1999 年の Provincial Court of the Church in Wales 事件判決へと受け継がれた。ただ、このことは、司法審査にとって必要とされる公的機能が存在する事案であっても、団体の内部運営の在り方によっては異なる帰結が導かれる可能性があることを示している。また、司法審査の否定によって、その問題が直ちに宗教裁判所によって法的システムの外で判断されるということの意味することにもならない。上述の The Jewish Beth Din 事件においても、裁判所は、1996 年の仲裁法 the Arbitration Act に基づく判断を行っているのである。さらに、イギリス法では、前述のように、合意契約の原理によって、宗教団体のルールに拘束力があることを認めている。したがって、このことは、一般的には、裁判所が宗教問題に介入することには消極的であるということができ一方で、例外的に、司法判断が必要な場合には、世俗裁判所が宗教団体の内部ルールに基づいて宗教問題に介入することも可能であるということになる。このように不介入原則は、全く例外が許されない原則であるのではなく、飽くまでも、以下に述べる 1867 年の Forbes v. Eden 事件の例外があるとの考え方が根強くあることに留意が必要である。

3. 司法裁判所が介入する場合（フォースv. エデン (LR 1 Sc & Div (1867) 568) の例外)

以上のように、英国でも、司法裁判所が宗教団体の内部紛争に立ち入って判断することに対しては確かに消極的であるが、財務・会計上の問題であるとか、財産の処分や管理に関しては、例外的に裁判所が司法審査権を行使して宗教団体の法を適用して判断を下す場合がありうるとされている。この原則に対する例外のことを、「The Forbes v. Eden 事件の例外」と称している。具体的には、2009 年の最高裁判決(R(on the application of E) v. JFS Governing Body, [2009] UKSC 15)の中で、ホープ裁判官が、宗教問題に裁判所が介入すべ

きではないという司法消極主義に対して、次のような考え方を示しており注目される。

「紛争当事者が意図的に宗教的な問題領域に立ち入らず、宗教問題については、宗教団体が排他的な管轄権を持ち、世俗裁判所は制限された問題だけを処理すると考えるならば、両者の溝は接近する。」

したがって、*Forbes v. Eden* 事件の例外ということについては、前述の *Percy* 事件での判断を用いて理解することが可能である。つまり、司法裁判所は、当該紛争が宗教問題以外の世俗的な問題に関する場合には、それを取り扱うことができる。これは、宗教団体の自律性を保障することと宗教団体が依然として国法の範囲内で活動する団体であることとのバランスをとることを意味している。こうした運用は、既に 1874 年の *Brown v. Cure of Montreal* 事件におけるロバート・フィルマー卿によって次のように述べられていた。

「本教会が単に合意に基づく私的で任意的な宗教結社とみなされるのであれば、宗教的な問題と世俗的な問題とが混在する際には、当該結社のメンバーがその権利を侵害されたという主張が適切な場合には、司法裁判所には、その権利侵害事由に関する法やルールを調査することが更に求められている。」

さらに、合意契約の原理によれば、世俗裁判所が介入する場合には、世俗裁判所は、宗教団体のルールや規則を参照することで、その問題を判断することになる。*Forbes v. Eden* 事件で、*Cranworth* 判事が説示しているように、裁判所が、財産の処分や管理権の行使に関連して介入する場合には、裁判所は必然的に、家屋の占有権原であるとか、チャペルやその他の建物の利用権などを定める宗教団体のルールを承認しなければならない。換言すれば、司法裁判所は宗教団体内部法を適用できるが、それは財産処分等にかかわる場合に限られるのであって、いかなる論点についても適用できるわけではない。したがって、司法審査権が及ぶと言っても、その審査権は限定されている。要するに、世俗裁判所は、誰が財産を所有しているのかを解決するために宗教法や宗教団体内部法を適用することはできるが、宗教上の正邪、その真贋（しんがん）にかかわる問題を解決することはできないとされているのである。1999 年の *Varsani v. Jesani* 事件（[1999] Ch 219）で、*Patten* 判事が述べているように、司法裁判所は、二つの宗教団体の間で、信仰対象をめぐって対立があるような難問を司法的に解決することはできない。裁判所の役割は、飽くまでもヨーロッパ人権条約 9 条に沿って、二つの団体を分けている中心的な争点には立ち入らずに、両団体のための適切な法を適用することにある（paras. 11-12）とされている。

（原田一明）

第2節 宗教団体制

Ⅰ イングランド及びウェールズの宗教団体制

1. はじめに

現在、イングランド及びウェールズにおける宗教団体制の中心は、2011年チャリティ法（Charities Act 2011. 以下「2011年法」という。）である。

2011年法は、1993年チャリティ法と2006年チャリティ法（2006年法については、『平成20年報告書』を参照）を統合させるかたちで、2012年3月に発効した。2011年法は、その後、部分的な改正を経ているが、現在の全体の構成を章で見ると次のとおりである。第1章『「チャリティ」及び「チャリタブルな目的」の意味』、第2章「チャリティ委員会及びチャリティの公的管理者」、第3章「登録除外チャリティ及び主任規制官」、第4章「登録及びチャリティの名称」、第5章「情報収集権限」、第6章「シ・プレ権利並びに裁判所及び委員会によるチャリティの支援及び監督」、第7章「チャリティの土地」、第8章「チャリティの決算、報告及び申告」、第9章「チャリティ受託者、受託者と監査人」、第10章「チャリティ会社」、第11章「チャリティ法人組織」、第12章「チャリティ受託者の法人化」、第13章「法人化していないチャリティ」、第14章「特別なトラスト」、第14A章「社会的投資」、第15章「地方チャリティ」、第16章「チャリティの合併」、第17章「審判所」、第18章「雑則及び補則」である。

以下では、このうちチャリティ委員会及びチャリティの登録、監督に関する部分について概要をみていく。

2. チャリティ委員会

2011年法は、第2章及び附則第1で、チャリティ委員会（正式には、「イングランド及びウェールズチャリティ委員会（Charity Commission for England and Wales）」）に関する規定を置いている。

チャリティ委員会は、非大臣省庁（non-ministerial government department）であり、その職権行使に当たっては、大臣又は他の省庁の指揮又はコントロールを受けない（同法13条4項）。委員会は、委員長及び4名以上8名以下の委員で構成され、委員長及び委員は国務大臣により任命されるが、その際、①チャリティ法、チャリティ会計・財務、様々な規模のチャリティの規律に関する専門知識を委員会全体としてもつこと、②2名以上は7年以上法曹として活動している者であること、③1名はウェールズの事情に通曉し任命に当たりウェールズ議会に諮問することが求められる（同法附則第1第1条）。委員の任期は3年以下でなければならず、再任は可能であるが最大10年までとされる（同附則第1第2条）。

2011年法は、委員会の活動目標として、①チャリティに対する公衆の信頼を増進すること、②公益性の要請に対する理解を促進すること、③チャリティ受託者のコンプライアンスを促進すること、④チャリティの資源の効果的な利用を促進すること、⑤チャリティの寄附者や公衆に対するアカウンタビリティを強化することを掲げる（同法14条）。この目標は、委員会の業績評価の際の指標となる。

そして、2011年法は、この目標を補完するものとして、委員会が果たすべき六つの作用を列挙する。①団体がチャリティか否かを判断すること、②チャリティのより良き運営を促

進すること、③チャリティの運営における過誤を同定、調査し、過誤に関わる矯正又は予防の措置をとること、④公のチャリタブルな寄附募集に関して、公の寄附募集の認証を発行、継続するべきか否かを判断すること、⑤委員会の作用又は目標達成にかかる業績に関する情報を収集、評価、流布すること、⑥委員会の作用又は目標達成に関する事項について大臣に対し情報提供、助言、提案を行うことである（同法15条）。委員会がチャリティの支援者でもありかつ規制者でもあることが、②③からうかがわれる。

チャリティ委員会そのもののアカウントビリティを確保する方策として、2011年法は、委員会について年次報告書の作成・公表・議会への提出（同法附則第1第11項）、チャリティや公衆に対し、報告書の内容を議論し委員会に質問する機会を与える年次公聴会（annual public meeting）の開催（同法附則第1第12項）を定める。また、委員会は、議会（決算委員会や特別委員会）による監督の対象となる。

3. チャリティの登録

チャリティの正確かつ最新の登録の確保は、上で見たチャリティの六つの作用のうち、⑤に含まれるとされており（2011年法15条4項）、チャリティの登録は委員会の重要な任務である。2006年法は、収入額が年間5,000ポンド以下の小規模チャリティなどを除き、登録を必要とするチャリティの範囲を拡大した（『平成20年報告書』27ページ参照）。その結果、多くの免除・除外チャリティが登録を義務づけられることとなった（後述8.9.を参照）。

現在、登録は、次に掲げる例外を除いて、すべてのチャリティに求められる（2011年法30条1項）。例外は、①登録除外チャリティ（Exempt Charities. 8参照）、②登録免除チャリティ（Excepted Charities. 9参照）、③年間の総収入が5,000ポンドを超えない小規模チャリティである（同条2項）。

登録簿はチャリティ委員会が管理する。登録簿には、チャリティの名称及び委員会が適切だと考える情報、詳細を記載する（同法29条2項）。実際には、チャリティの名称、連絡先の氏名及び住所、登録番号及び登録日、目的、受託者の氏名、財務情報の概要等が記載される。登録内容はオンラインでも提供されている。チャリティ委員会への各種書類の提出が遅延した場合には、その事実がオンライン上で記載される。

4. チャリタブルな目的

2011年法1条1項は、同法にいう「チャリティ」を「(i)専らチャリタブルな目的で設立され、かつ(ii)チャリティへの管轄権の行使において高等法院の統制に服するもの」と定義する。それゆえ、チャリティとして登録されるためには、当該団体が「チャリタブルな目的」を持っていなければならない。実務上も、チャリティ委員会で登録を認めるかの判断を行う際には当該団体の目的をみるところ、通常、目的は書面から判断できるが、書面から判断できない場合にはインタビューや訪問調査を行うこともあるとのことである。何が「チャリタブルな目的」に当たるかについては、従来、制定法上の定義はなされておらず、これを貧困の救済、教育の促進、宗教の促進及び共同体にとって有益なその他の目的と要約する判例（Special Commissioners of Income Tax v Pemsel [1891] A.C. 531 [HL]）が参照されてきた。しかし、2006年チャリティ法2条で初めて定義規定が置かれ、そのリストが制定法上

列挙された。現在は2006年法を引き継いだ2011年チャリティ法2条が妥当している。すなわち、「チャリタブルな目的」とは、(a)2011年法3条1項の要件を充足し、かつ(b)公益に資することである(同法2条1項)。(a)につき、同法3条1項は、貧困の予防及び救済、教育の促進、宗教の促進を始め13項目を列挙する(厳密には、12項目に加えて、これら12項目に類似すると合理的に判断できるものなどを加えたものである)。この目的のはじめの3項目は、1601年の制定法以来、維持されてきたものであって、400年の歴史に支えられており、「宗教の促進」(同法3条1項c号)もそのひとつである点には留意すべきであろう。

5. 「宗教の促進」の内容——「宗教」について

この「宗教の促進」にいう「宗教」とは何かについて、以前は、有神論的なものひいては一神教的なものが要素として必要であると考えられてきたようである。しかし、2006年法そしてこれを引き継ぐ2011年法は、「『宗教』とは、(i)1よりも多い神に対する信仰に関わらせる宗教、(ii)神への信仰に関わらない宗教を含む」と定め(2011年法3条2項a号)、一神教のみならず、多神教及び無神論的な信仰を含むことを明らかにしている。

そして、ある信仰の体系がチャリティ法にいう「宗教」といえるためには、それが幾つの特徴をもっていることが必要であるということが、2011年法以前からの判例の蓄積により明らかとなってきた。すなわち、①一及び二以上の神、至高の存在又は神若しくは超越的な存在(being or entity)又はスピリチュアルな原則(以上のものを「最高存在(supreme being or entity)」と呼んでいる。この点、同じ言葉を用いているが以前の有神論から概念が拡大していることに注意が必要である)が宗教の対象又は焦点となっていること、②信仰者と最高存在との間の関係が最高存在に対する礼拝、崇拝又は崇敬によって示されること、③一定の説得力(cogency)、一貫性、真剣性及び重要性を有すること、④肯定的、受益的、道徳的又は倫理的な枠組みが同定されていることである。

この結果、2011年法のもとで、その活動が「宗教の促進」に該当するとしてチャリティだと認められる団体の範囲が拡大している。2011年には、世俗的な、すなわち宗教的又は超越的な信念なしに良き生活を送ろうとするヒューマニズムの協会に対してその活動が「宗教の促進」に該当するとしてチャリティの資格が付与された。

なお、「宗教」とは何かについては、施設が1855年礼拝所登録法(the Places of Worship Registration Act 1855)2条いう「礼拝所」に該当するか否かをめぐっても問題となってきた。かつて、1970年のR v Registrar General ex p Segerdal [1970] Q. B. 697 (CA)で、Lord Denningが、仏教について、宗教であるためには一の神に対する帰依を含むものでなければならないという一般的な要請の例外だとみて、仏教寺院を礼拝所として登録することを認めたことが知られる。また、近時、2011年法のもとで、2013年のR (on the application of Hodkin and another) v Registrar General of Births, Deaths and Marriages [2013] UKSC 77で、Toulson L. J. が、宗教を「人類の宇宙における位置と無限のものとの関係を説明し、当該信仰体系と結合したスピリチュアルな理解に適合した生をどのようにして送るか」を信者に教える、一団の信者によって維持されている、スピリチュアルな、又は非世俗的な信仰の体系だと叙述する」と述べ、従来は認められてこなかったある団体の施設を礼拝所として登録することを認めた。

6. 「宗教の促進」の内容——「促進」について

次に、宗教の「促進」については、次のように裁判所の判決が積み重ねられてきた（『平成20年報告書』4（1）参照）。

- ① **Keren Kayemeth Le Jistroel Ltd v Inland Revenue Commissioners [1932] A.C. 650 (HL)**において、次のような説示がみられる。「宗教の促進とは、広い意味では、精神的な教科 *spiritual teaching* の促進を意味するし、更にそれが依拠する原理の維持やそれを促進し、明らかにする慣例をも意味する。」
- ② **United Grand Lodge of Ancient Free and Accepted Masons of England v Holborn Borough Council [1957] 1 W.L.R. 1080(QBD)**において、次のようにより詳細な説示が示された。「宗教を *advance* するということは、それを *promote* することであり、人間の間はそのメッセージを普及し、宗教的な考えを維持し拡張するためある種の積極的な段階にいたることを意味する。そして、これらのことは、牧会や伝道として包括的に表現されるような様々な方法で行われることになる。」
- ③ **National Deposit Friendly Society Trustees v Skegness Urban District Council[1959] A.C. 293** の **Lord Denning** の次の判断も知られる。「チャリティの対象をその他のすべてから区別する唯一の事柄は、それらが当該コミュニティーにとって有益であるかということである。すなわち、私益ではなく、公益に資するということである。宗教の促進とは精神的教化により、又は牧会活動や伝道活動により一つの集団の外の別の集団の中に宗教を普及することをも意味している。人が自分の寝室で私的な事柄を祈っている場合に、彼は確かに宗教に関連しているということができるのかもしれないが、宗教を促進しているということとはできない。」

近時では、2004年にチャリティ委員会が、ユダヤ人を神に約束された地へ帰還させることを促進する活動をしている団体によるチャリティの登録申請について、この団体の活動は、教義を物理的な現実のものとするためのステップをとるものであり、宗教的・精神的なものを超えた含意があるとして、これを拒否した例が知られる（*Charity Commission Application for registration of Good News for Israel, Decision made on 5th February 2004*）。

現在、チャリティ委員会のガイダンスによれば、「宗教の促進」の例として、次の諸行為が挙げられる。礼拝所の提供、宗教的な信仰・実践についての認識・理解の提起、宗教上の礼拝行為の遂行、布教・勧誘活動の遂行、宗教にかかわるコミュニケーション、修養・巡礼、宗教一般の促進である（*Charity Commission, The Advancement of Religion for the Public Benefit, Annex B*）。

7. 公益性（Public Benefit）

2006年法以前は貧困の予防及び救済、教育の促進、宗教の促進の3項目に当たれば、公益性が推定されてきたが、2006年法は、この推定を除去した。その結果、チャリティとしての登録を求める団体は、その目的が「宗教の促進」に当たる場合でも、さらに、公益性に資することを示さなければならない。

公益性が認められるには、「公（public）」と、「利益（interest）」という二つの要素を共に

充足することが必要とされる。「公」(の利益)とは、「共同体の中で目に見えるほどの重要な部類の人々に便益が提供されること」と叙述されることがある。私的な利益が発生することが直ちに「公」の利益の否定につながるわけではないが、私的な利益は飽くまで付随的なものでなければならない。宗教団体との関係でいえば、礼拝所の利用という便益がもたらされるのが信者に限定されることは「公」の利益の否定にはならないが、例えば橋の利用という便益が信者に限定されるならば、それは公益性が否定されると考えられている。また、学校や病院など、料金の発生するものについては、それにより国家財政への圧力が緩和されることから、公益性が認められてきている。「利益」に関して問題となるのは、プライベートな敬神行為が公益として認められる程度である。この点、修道院の中にこもり祈りをささげる行為は、自身の魂を救済するものではあるが、チャリティは利他的なものでなければならないと考えられていることから、公益性が認められない。

8. 登録除外チャリティ

登録除外チャリティ (Exempt Charities) とは、チャリティとしての地位を保持しながらも、チャリティ委員会への登録の義務づけを免除され、またチャリティ委員会による監督 (後述 10. を参照) も受けない団体である。チャリティ委員会ではなく主任規制官 (Principal Regulator) の規制を受け、チャリティ委員会による調査に服するのは主任規制官の要請がある場合に限られる。登録除外チャリティに該当するのは、①2011 年法附則第 3 に含まれる団体 (大学や高等教育機関、博物館、社会住宅プロバイダーを含むソサイエティなど)、②登録除外チャリティだけに開かれた共同投資資金又は共同預託資金、③その他法律で除外が認められた団体である。

登録除外チャリティは、主任規制官の規律に服する。主任規制官は、大学であれば学生庁 (Office for Students)、博物館であればデジタル・文化・メディア・スポーツ省などとなっている。主任規制官は、チャリティ受託者がその運営に際して法義務を遵守するよう規律を行わなければならない (2011 年法 26 条)。もっとも、主任規制官はエンフォースメントの権限はもっておらず、チャリティ委員会に要請して行う。チャリティ委員会の権限は、2006 年法により若干拡大している。名称変更の許可 (42 条)、公式の調査 (46 条 [(10) 参照])。主任規制官の要請が必要)、受託者の解任 (80 条)、休眠中の銀行口座の管理 (107 条以下)、無資格の受託者からの報酬等の返金要求 (184 条) などが挙げられる。

9. 登録免除チャリティ

登録免除チャリティ (Excepted Charities) とは、チャリティ委員会の命令又は内閣府大臣の規則により登録を免除され、かつ年間の総収入が 10 万ポンドを超えていないチャリティをいう (2011 年法 30 条 2 項 b 号、c 号)。もっとも、登録免除チャリティは、登録が免除され、年次報告書の作成が免除されるだけであり、チャリティ法に従わなければならない。またその構成員にはその他のチャリティと同様に構成員としての責務が課される。かつて、登録免除チャリティは、その上位団体又は支援団体がチャリティとして登録されていることから登録を免除されていたが、強い規律が必要であるということになり、2006 年法によって、10 万ポンドを超える収入がある登録免除チャリティには登録が必要とされるようになっていく。

現在、登録免除チャリティとされるのは、次の五つのカテゴリーに含まれるチャリティである。①キリスト教の宗派に属する教会及びチャペル (churches and chapels belonging to some Christian denominations)、②特定のタイプの学校に対して土地・建物を提供しているチャリティ (charities that provide premises for some types of schools)、③ボーイスカウト、ガールスカウトなどの団体、④軍隊のチャリティサービス団体 (charitable service funds of the armed forces)、⑤学生団体 (student unions) である。①の関係で、登録免除チャリティとされる宗派は、以下のものである。

- ①バプテスト教会 Baptist Churches
- ②ウェールズ教会 Church in Wales
- ③国教会 Church of England
- ④会衆派教会 Congregational Churches
- ⑤独立福音主義教会集団 Fellowship of Independent Evangelical Churches
- ⑥ユニテリアン・自由キリスト教会総会議 General Assembly of Unitarian and Free Christian Churches
- ⑦メソジスト教会 Methodist Church
- ⑧ウェールズカルヴァンメソジスト長老派教会 Calvinistic Methodist or Presbyterian Church in Wales
- ⑨フレンド教会 Religious Society of Friends
- ⑩ウェールズ独立派合同教会 Union of Welsh Independents
- ⑪合同改革教会 United Reformed Church

他方、次の宗派に属するチャリティは、かつては免除チャリティとされていたが、1996年以後、5,000ポンド以上の収益のある教会については、今後はチャリティ委員会への登録が必要とされ、チャリティ委員会による規制を受ける一方、助言等も受けられることとされた。

- ①ナザレ教会 The Church of the Nazarene
- ②イングランド自由教会 The Free Church of England
- ③独立派メソジスト Independent Methodists
- ④ウェスレアン改革派連合 Wesleyan Reformed Union
- ⑤キリスト教会 Churches of Christ

また、1855年礼拝所登録法 (Places of Worship Registration Act) に基づいて登録された礼拝所も、登録が免除される。この免除は、建物 (buildings) に対してだけ適用され、その財源 (funds) には適用されない。したがって、登録された礼拝所を有するチャリティが年間5,000ポンド以上の収益がある場合には、その他の除外事由が適用されない限り、通常は登録が必要になる。

登録免除はほとんどの場合、期限の定めはない。期間が固定されているのはただ一つだけで、教会チャリティのための免除が、現在、2031年3月31日まで延長されている。これ

は、チャリティ委員会と宗教団体諸宗派に（期限が切れる）2031年3月以降すぐに登録ができるようにするための時間的猶予を与えたものである。

10. チャリティ委員会による監督

チャリティ委員会は、チャリティに対する監督を行う。公式の調査権限（後述）ももつが、基本的には、会計報告書の検査、他の機関からの情報提供、内部通報などを通じて、情報収集、違法行為への警戒を行う。委員会がもっている監督のための法的権限には、次のようなものがある。

まず、チャリティ委員会は、いかなる者に対してであれ、その保有するチャリティに関する情報、文書の提供を命令により要請することができる（2011年法52条）。また、委員会の職員は、職務遂行に関連する目的で、裁判所や登記所の記録その他の文書を閲覧、複写することができる（同法53条）。さらに、委員会は、関連する公的当局から情報の開示を受けることができる。ここにいう「関連する公的当局」には、政府の省庁、地方公共団体、警察官、公的な作用を行使するその他の団体又は人が含まれる（同法54条）。内国歳入庁からも情報の開示を受けることができる（同法55条）。

また、チャリティ委員会は、公式の調査（enquiry）を行う権限をもつ。すなわち、「チャリティ委員会は、いつでも、一般的に、又は特定の目的のために、諸チャリティ又は特定のチャリティ若しくは一定のチャリティの集合に関して、調査（enquiry）を開始することができる」（2011年法46条。それゆえこの公式の調査は「46条調査」と呼ばれる）。その文言からもうかがえるとおり、この権限を行使するための要件は定められていない。また、権限行使に当たり相手方に通知を行う必要もないと理解されている。調査は、相手方に対し、①照会事項に関する説明又は質問に対する回答の書面での提出、②保有する文書の提出、③指定期日に出頭して証言又は文書の提出を要請するという方法により行われる。①に際してはその内容が真正であることの証明を付すことされており、③証言に際しては宣誓を求めることもできる（以上、同法47条）。委員会は、調査が終了すれば、報告書を作成し公表することとされている（同法50条）。

公式の調査の開始には、これが引き金となって、チャリティ委員会が各種の権限行使ができるようになるという意味もある。第一に、委員会は、治安判事の令状をうけて、立入検査、文書の押収を行うことができる（同法48条）。第二に、委員会は、チャリティの財産を保全するために、仮保全措置をとることができる。仮保全措置には、受託者等の任務の停止、業務の適正な運営に必要な数の受託者の任命、公的管理人のもとでの財産の管理、債務者に対するチャリティへの支払の禁止、チャリティの暫定的運営者の任命などが含まれる（同法76条）。第三に、委員会は、それぞれ一定の要件を満たす場合に、永続的救済措置を講じることができる。この救済措置には、チャリティの運営枠組みの設定、受託者等の解任、構成員資格の停止（以上同法79条）、委員会がチャリティの利益に必要不可欠だと考える行為の命令（同法84条）、解散のための行為の命令（同法84A条）などが含まれる。

なお、2016年の改正により、「警告」の制度が追加された（2011年法75A条）。比例原則に適合的なかたちで受託者等の義務違反に対応することを狙いとするものである。委員会は、受託者が信託及び法に対する違反又はその他の不適切な行為・運営があると判断する場合には、その受託者あるいはチャリティに対して、警告を発することができる。また、警告

を公表することもできる。警告に従わない場合には、委員会は、仮保全措置（上述）をとることができる。

11. 審判所

チャリティの受託者がチャリティ委員会の決定に不服がある場合、かつては訴訟を提起するしかなかった。2006年法がチャリティ審判所を創設し、2008年にその運用が開始された。もともと、すぐ後、2009年に審判所改革によって、チャリティ審判所は廃止となり、その管轄権は、統一的な審判所制度のもと、第一層審判所一般規制部（General Regulatory Chamber）、上級審判所租税・大法官部（Tax and Chancery Chamber）に移されている（もともと、チャリティに関わる審判を扱うこれらの審判所〔部〕を一般に「チャリティ審判所」と呼ぶことが多いようである）。

審判所の審判官は、裁判官又はチャリティ及び非営利団体での実質的な経験をもつ者になるが、司法任命委員会の推薦に基づき審判所長官により任命されるもので、審判所はチャリティ委員会からは完全に独立した組織である。

審判所に不服申立てができる事項（チャリティ委員会の決定、指令、命令）、その事項についての申立権者、その事項につき審判所が行使できる権限は、2011年法附則第6に列挙されている。具体的には、チャリティの登録・登録拒否、チャリティの登録抹消、チャリティの名称変更の指令、46条調査（10. 参照）の発動、チャリティの暫定的運営者の任命（10. 参照）などが挙げられる。

II スコットランドの宗教団体制

1. はじめに

スコットランドにおいては、イングランド及びウェールズとは若干異なる法制が妥当している。2005年チャリティ及び信託投資（スコットランド）法（Charities and Trustee Investment [Scotland] Act 2005. 以下「2005年法」という。）がその中心となっている。

2. スコットランド・チャリティ規制庁

スコットランド・チャリティ規制庁（Office of the Scottish Charity Regulator: OSCR）は、2005年法1条に基づき設置されている。OSCRは、委員会組織で運営され、そのメンバーはスコットランド政府によって任命される。ダンディの事務所には、約50名のスタッフが業務に従事している。スタッフは、四つのチーム（登録、管理・対外関係、専門的助言・情報、法人支援）に分かれている。チャリティ法や第三セクターの政策に関する政策についての最終的な責任は、スコットランド政府が負うことになっている。

3. チャリティの登録

OSCRは、スコットランド・チャリティ登録簿を管理する（2005年法3条）。そして、スコットランド議会によって定められたチャリティ・テスト（4. 参照）に照らしてチャリティとしての地位のための新たな申請書を評価することを業務とする。その団体が当該テストをパスすれば、それらの団体をスコットランド・チャリティ登録簿に記載する（同法5条）。

OSCRは、2005年法に基づいて、登録簿を審査し、チャリティ・テストに適合しないチ

ャリティを登録簿から除外する責務を有している（同法3条6項）。このチャリティに対する定期的な評価あるいはローリング・レビューは、現在登録されているチャリティがチャリティ・テストに継続的に適合しているかをチェックするもので、そのことによってチャリティは登録簿への掲載を維持・継続することができることになる。

4. 登録要件の特徴

上記の通り、スコットランドでは、チャリティの登録をチャリティ・テストに基づき行っている。2005年法によれば、このテストの充足には、①当該団体の目的が専らチャリタブルな目的からなっていること、②公益を提供するものであることの2要件が求められる（同法7条1項）。

①に関して、「宗教の促進」を含む15項目と「上記の諸目的のいずれかに類似すると合理的に考えられるその他の目的」が挙げられる（なお、イングランド及びウェールズにおける2011年法にある「いずれかの目的に類似するか、又はその目的の精神に含まれると合理的に考えられるその他の目的」という下線部が2005年法にはない。この点、この下線部はイングランドの判例法におけるチャリティ目的の拡張解釈を反映したものであるが、この文言の違いは余り重視すべきではないと考えられているようである）。ここで「宗教」とは、OSCRのガイダンスによれば信仰の体系が幾つかの特徴を有するものとされているが、その特徴は、イングランド及びウェールズにおけるそれ（本節I 5. ㉞～㉟）と共通している。

②の要件を判断するに際しては、法律上、三つの考慮要素が挙げられている（2005年法8条2項）。すなわち、㉠当該団体の構成員が得る便益と公衆が得る便益とを比較し、後者が前者を上回っているか、㉡公衆が被る不利益と公衆が得る便益とを比較し、後者が前者を上回っているか、㉢便益が公衆の一部にしかもたらされない場合、その便益を得るために課されている条件（料金や手数料を含む）が不当に制限的なもの（unduly restrictive）でないか、という三つである。この判断方法は、スコットランド法に特徴的なものである。

なお、イングランドやウェールズで登録されている団体についても、スコットランドでチャリティと称して活動するには、別途、スコットランド・チャリティ登録簿に登録し、その規制を受けることが必要である（2005年法13条。ただし、同法14条では、団体が別の地域や国でチャリティ登録し、不動産を所有せず、スコットランドで事務所や店舗を営していない場合には、OSCRに登録することなくチャリティのタイトルを用いてスコットランド内での活動を認める登録免除の仕組みを定めている）。イングランドとウェールズでは、従来からイングランド外でチャリティとしての登録と規制を受けていれば、チャリティ委員会に登録する義務を負わないとされてきており、この点でもスコットランドは異なる取扱いを設けている。

（上田健介）

第3節 宗教団体税制

I チャリティに対する税制上の優遇措置

1. 概要と要件

イギリスでは、宗教団体であることを理由とする優遇措置は存在しない。宗教団体は、チャリティのひとつとして減免措置を受ける。課税の減免措置の対象となるチャリティとは、①専らチャリタブルな目的で設立され、②管轄要件、③登録要件、④運営要件を充足している、人々の集まり (a body of persons) 又は信託 (trust) (2010年財政法附則第6第1条) とされる。①に関連して、「専らチャリタブルな目的で設立された」といえるのは、定款 (a governing and founding document) で目的を2006年チャリティ法2条 (現在は2011年チャリティ法2条) で列挙するものに限定している場合で、かつ定款ですべての収入及び財産を当該チャリタブルな目的のための利用に制限している場合である。これは、チャリティ委員会へのチャリティの登録の要件と重なっている (第2節I4. 参照)、登録されたチャリティはこの要件を充足していることになる。②管轄要件とは、当該団体が高等法院 (イングランド及びウエールズ)、民事上級裁判所 (スコットランド)、北アイルランド高等法院 (北アイルランド) 又は EU 加盟国若しくは歳入関税委員会規則の定める地域の所轄の裁判所の管轄に服することを意味する (2010年財政法附則第6第2条)。③登録要件とは、当該団体が当該地域ごとの要件を充足してチャリティ委員会に登録されていることを意味する (同法附則第6第3条。もっとも、イングランド教会、バプテスト教会、メソジスト教会など一定の宗教団体で年間収入額が10万ポンド以下のもの、その他の宗教団体でも年間収入額が5千ポンド以下のものは登録が義務づけられていない (第2節I9. 参照)。これら登録免除チャリティは、定款において専らチャリティ目的で結成されていることを内国歳入庁に示すことが求められるようである)。④運営要件とは、当該団体の運営者が適切かつ妥当な者 (fit and proper persons) であるということの意味する (同第4条)。

チャリティ団体の法制・規制についてはイングランド・ウエールズ、スコットランドと北アイルランドで別立てとなっているが (第2節参照)、税制に関しては連合王国で共通である。なお、イングランド教会は、税制との関係でも特別扱いを受けていない。税制の優遇措置を望むならば、イングランド教会を構成する各教会が、税制優遇の対象となるチャリティとしての認証を申請しなければならない。

課税の減免措置の対象となるチャリティの要件は、所得税、キャピタルゲイン税、法人税、付加価値税、相続税、印紙税等で共通している (2010年財政法附則第6第7条)。

2. 法人税及び所得税

(1) 非課税の対象となる収益

チャリティには、会社形態のものや法人化されたものには法人税が、法人化されていないもの (信託など) には所得税が課される。現在、法人税を規律しているのは2010年法人税法 (Company Tax Act 2010)、所得税を規律しているのは2007年所得税法 (Income Tax Act 2007) である。一定の要件を満たす収入 (income) は、非課税 (exemption) となる。

まず、個人や法人からの寄附・贈与は、それが専らチャリティ目的にチャリティ目的にあてられる場合には、非課税となる (法人税法 471~7条、所得税法 520~3条)。

次に、チャリティがチャリタブルな取引 (charitable trade) で得る収益は、その収益が専らチャリタブルな目的のためにあてられている場合に、非課税となる (法人税法 478 条、所得税法 524 条)。チャリタブルな取引であると認められるには、④当該取引が、当該チャリティの第一次的な目的を現実に遂行する過程で行われるものであること、⑤取引に関わる仕事が主に当該チャリティの受益者により行われること、という二つの要件のいずれかを充足することが求められる (法人税法 479 条、所得税法 525 条)。④の典型例は、チャリティが運営する学校の授業料や、博物館、動物園、美術館の入館料、宗教チャリティによる聖書の販売であり、⑤の典型例は、障がい者を雇用してその制作物を販売する場合である。もっとも、内国歳入庁は、④の要件を付随的な活動 (ancillary activities) まで拡大して解釈しており、例えば、美術館や劇場のカフェテリアやバーでの利用者に対する飲食物の販売、大学での寮の提供、学生に対する物品やサービスの販売等も非課税の対象となっている。

さらに、これとは別に、少額の取引について非課税が認められている。すなわち、④取引での売上げが年間 5000 ポンド以下、又は売上げが年間 5000 ポンドを超える場合でも取引による売上げがチャリティの全収入の 25% 以下である (ただし 50000 ポンドを上限とする) ときで、かつ⑤収益が専らチャリタブルな目的にあてられるときには、取引の収益は非課税となる (2010 年法人税法 480 条、2007 年所得税法 526 条)。

また、資金募集 (fundraising) のための小規模なイベントによる収益は非課税とされる。非課税の対象となるのは、1994 年消費税法附則第 9 第 1 2 グループとの関係での適格団体であり、④当該イベントからの収益が当該法人・団体の関係で付加価値税の免除を受ける種類のもので、⑤その収益がチャリティ目的に使用され又はチャリティへ移転されるものである (2010 年法人税法 483 条、2007 年所得税法 529 条)。具体的には、同種の活動につき、同一の場所で、1 年間に 15 回までであれば、収益が非課税とされている (16 回以上行くと、すべての活動が課税対象となる)。具体的な活動内容として、ディナー、ディスコ、コンサート、展覧会、バザーなどが挙げられる。チャリティは、これとは別に、収益の総計が週あたり 1000 ポンド未満であれば、何回でも小規模のイベントを開くことができる。

富くじ (lottery) による収益も非課税とされる。その要件は、2005 年ギャンブル法を順守し、許可を得て行われるもので、その収益がチャリティ目的にあてられることである (2010 年法人税法 484 条、2007 年所得税法 530 条)。

(2) チャリタブルな目的

(1) でみたように、非課税の対象となるには、当該収益がチャリタブルな目的にあてられなければならない。「チャリタブルな目的」について、従来、制定法上の定義はなされておらず、これを貧困の救済、教育の促進、宗教の促進及び共同体にとって有益なその他の目的と要約する判例 (Special Commissioners of Income Tax v Pemsel [1891] A.C. 531 [HL]) が参照されてきたが、2006 年チャリティ法 2 条に定義規定が置かれ、現在は 2006 年法を置き換えた 2011 年チャリティ法 2 条が妥当している。これによると、同法 3 条が掲げる目的で、かつ同法 4 条が定める公益性 (public benefit) の要請を充足するものが「チャリティ目的」だとされている。3 条の目的の中に「宗教の促進」が含まれる (同条 1 項 c 号)。ここにいう「宗教」とは、「1 又は 2 以上の神への信仰にかかわる宗教」と「神への信仰にかかわらない宗教」を含む (同条 2 項 a 号) (第 3 節 I 4. 参照)。

チャリタブルな目的にあてられなければならないということは、当該収益にかかる支出が専らチャリタブルな目的のものであることを要する。すべてがチャリタブルでない目的でなされる場合のほか、一部がチャリタブルな目的・一部がチャリタブルでない目的でなされる場合や、チャリティがチャリタブルでない支出を行っているときと取り扱われる場合には、当該収益は、「チャリタブルでない支出 (non-charitable expenditure)」として、非課税の対象から外される。

「チャリタブルな支出」には、それが直接にチャリティ活動となっている支出のほか、チャリティの管理費も含まれる。他方、チャリタブルな取引ではない取引で生じた損失、承認されているもの以外の投資や貸付けは、「チャリタブルでない支出」とされる（2010年法人税法484条、2007年所得税法543条）。

具体的な非課税の制限の方法は、次のとおりである。⑦「軽減対象となる収益 (relievable income and gains) を算出する。これは、ギフト・エイドなど①でみた非課税の対象となる収益の合計である。④「非チャリティ支出」の金額を合計する。⑦⑦の金額から④の金額を引いた額を非課税の対象額とする（2010年法人税法493条、2007年所得税法540条）。④もし⑦の金額より④の金額が大きい場合、「非チャリティ支出」を引く元の金額をチャリティの全収益にまで広げて税額の計算をし直し、それでもなお「チャリタブルでない支出」の額が大きい場合には、差額を過年度まで遡らせて過年度の「チャリタブルでない支出」として税額の計算をやり直す。その結果、税額の補正が行われることもある。この繰り上げは6年前まで可能とされる（2010年法人税法515～7条、2007年所得税法562～4条）。

なお、チャリティは政党を支持する活動を行うことはできない。しかし、当該チャリティの目的を助ける特定の政策を支持する政治活動を行うことはできる（詳細は、2008年に出版されたガイダンス〔Campaigning and political activity guidance for charities〕を参照）。

3. 付加価値税

多くのチャリティが行うような、寄附の受領、無対価で行うチャリティ活動といった行為に対しては、付加価値税がそもそも課されない。一般に付加価値税が課される事業活動に対しては、主体がチャリティであっても、その取引の目的がチャリタブルなものであるか否かにかかわらず、課税される。収益がチャリタブルな目的に使用される取引であっても、付加価値税との関係ではなお事業活動に位置づけられ、課税される。もっとも、緩和ケア、救急車、捜索救急活動、医療宅配の四つの活動を行うチャリティについては、付加価値税の還付制度が存在する（適格チャリティ。1994年付加価値税法33C、33D条）。また、チャリティが一定の目的で使用する建物にかかる燃料代については5%の軽減税率が適用され、寄附募集の広告費などについては付加価値税が免除される（同法附則第7A、第8）。

4. その他の税

その他の税についても、チャリティには各種の減免が適用される。

第1は、相続税である。贈与を受けた財産のうち一定のものは10年に1回、課税がされるようであるが (Charge at ten-year anniversary) (1984年相続税法64条)、チャリティ目的で保有している財産については、その対象から外される (同法58条1項(a)号)。第2は、印紙税 (stamp duty land tax) である。印紙税は、土地や建物の取引の際に課される取引税

で、多くの場合は取引額の4%が課されるものであるが、チャリティが取引によりこれらを取得する場合には、それを適格チャリティ目的のために保持すること、租税回避目的のための取引でないこと、という要件を充足すれば、免除される（2003年財政法68条、附則第8）。

地方税に関しては、主に事業税（business rate）と固定資産税（council tax）が問題となる。事業税は、店舗やオフィスなど、非居住用の建物に課される。チャリティが完全に又は主にチャリティ目的で建物を使用する場合には、80%が自動的に減額され、更に自治体の判断で100%までの減免が認められる（1988年地方自治財政法〔the Local Government Finance Act 1988〕43条6項）。固定資産税については、チャリティであることを理由とする一般的な減免制度はないようである。

II チャリティ団体に対する寄附税制

1. ギフト・エイド

(1) 総説

ギフト・エイドとは、個人及び法人からチャリティへの寄附を促進する制度である。個人のギフト・エイド制度は、次のような独特の仕組みをとる。実際にチャリティへ寄附する額を、寄附金の額から基本税率（通常は20%）で算出した所得税額が引かれた後のものとみなす。そして、この基本税率分を引かれる前の金額と実際に寄附した金額との差を、チャリティは、ギフト・エイドとして、内国歳入庁から還付を受けることができる、というものである。例えば、個人がチャリティに100ポンドを寄附したときには、125ポンドの寄附をしてそこから20%すなわち25ポンドの所得税が引かれたものとみなし、寄附を受けたチャリティはこの25ポンドについて、ギフト・エイドとして還付を受けることができることとなる。また、チャリティに寄附をした者が基本税率よりも高い税率で所得税を課される場合、この寄附者は、寄附したとされる金額につき支払う所得税額とチャリティが還付を受ける金額との差額につき内国歳入庁から還付を受けることができる。例えば、40%の所得税率が適用される納税者がチャリティに100ポンドを寄附したときには、125ポンドの寄附をしたとみなされるところ、これに課される40%の所得税からチャリティが還付を受ける20%分を引いた20%分の所得税25ポンドの還付を受けることができる。それゆえ、高い税率が適用される納税者にとっては、チャリティへの寄附が大いに動機づけられることとなる。

現在の個人のギフト・エイドの枠組みは、1990年財政法25条により導入されたものであるが、2000年財政法及びその後の財政法により実質的な変更を受けている。現在の枠組みは、2007年所得税法413条から420条で定められている。

法人のギフト・エイド制度は、寄附を行えばその会計年度の利益から寄附額を控除することが認められる、というものである。控除の上限額は、当該会計年度の利益がゼロになるまでである（適格チャリティ寄附〔Qualifying charitable donations〕。2010年法人税法189条以下参照）。

(2) 届出

上で述べた通り、個人が寄附者の場合、寄附者はその寄附がギフト・エイドの制度にのった寄附である旨の届出（declaration）をすることが必要となる。もっとも、届出を行う

時期は寄附時に限定されておらず、寄附の前後でも可能である。また届出は、一回の寄附についてであっても、複数回の寄附についてであっても可能である。更に届出は、書面に限らず口頭でも可能であり、インターネット等の電子媒体によっても行うことができる。

書面での届出には、寄附者の氏名・住所、チャリティの名称、ギフト・エイドとして取り扱う寄附の特定、寄附者はチャリティが払戻しを受ける額に相当する額の所得税及びキャピタルゲイン税を支払わなければならない旨の注意書きを書面に記載しておかなければならない。なお、署名は不要とされているので、上記の事項をすべて記載していれば、チャリティの側で届出書を作成することもできる。

口頭で届出を行う場合、チャリティは、書面での届出と同じ内容の詳細情報を寄附者から得た上、寄附者はチャリティが還付請求に見合うだけの税金を支払わなければならない旨を説明するべきである。その上で、チャリティは、会話の内容を保存した上で、口頭で届出を行った旨の書面の記録を寄附者に送付しなければならない。この書面の記録が送付されなければ、届出は有効とならない。その記録には、㉞寄附者が届出した内容、㉟寄附者はチャリティが還付請求に見合うだけの税金を支払わなければならない旨の注意書き、㊱届出日及び書面での記録の発行日、㊲30日以内であれば寄附を取消しできる権利がある旨の注意書きを記載しなければならない。

(3) 少額寄附制度

ギフト・エイド少額寄附制度 (Gift Aid Small Donations Scheme: GASDS) が、2012年チャリティ寄附法 (Charitable Donations Act 2012) 及び2013年少額チャリティ寄附規則 (Small Charitable Donations Regulations 2013) により導入された。これは、ギフト・エイドの届出を行うことが難しい少額の寄附について、ギフト・エイドと同様の税金還付を可能とするスキームである。基本税率 (20%) で計算を行い、1ポンドの寄附につき25ペンスの割合で、チャリティに対し所得税の還付を行う。当初は、上限を1年間で寄附総額5000ポンド (還付額では1250ポンド) としていたが、2016年に寄附総額8000ポンドまで引き上げられている。

2. 取引子会社 (Trading Subsidiary Company)

チャリティが、課税が免除されない取引を行う場合には、取引子会社を完全子会社として設立し、その子会社が取引により得られる利益をギフト・エイドの仕組みを使ってチャリティに移転するという方法をとることで課税を回避することができる。会社は寄附金を損金算入することで利益を減少させ法人税の負担を減らす一方 (1. (1) 参照)、チャリティはその贈与を専らチャリティ目的にあてるならば、非課税の対象とすることができるからである (2007年所得税法 522条5項、2010年法人税法 473条2項)。

3. その他の優遇制度

(1) 天引きによる寄附 (Payroll Giving)

イギリスでは、寄附を促進するため、被用者や個人年金受給者が、給与や年金から天引きするかたちで、所得税の控除前にチャリティに寄附を行うことを認めている。これを Payroll Giving という。ここでは、例えば1ポンド寄附すれば、寄附者にはこの1ポンドにかかる

所得税が免除され（基本税率〔20%〕であれば20ペンスであるが、税率が上がればそれに伴い免除額が上がる）、チャリティには1ポンドがそのまま入ることになる。この仕組みを使うことができるのは、被用者又は定期的な支払（個人年金など）を受けている者で、雇用者又は支払者がこのスキームを運営するための制度を導入している者に限られる。

（2）株式・有価証券・土地・建物の寄附

チャリティに一定の株式・有価証券及び土地・建物を寄附又は市場価格より低い価格で売却する場合には、寄附者はキャピタルゲイン税（個人の場合）、法人税（法人の場合）を免除される（1992年収益課税法〔the Taxation of Chargeable Gains Act 1992〕257条、258条）。また、2000年4月から、一定の株式・有価証券をチャリティに寄附した場合、その価値相当額につき、所得税・法人税の算定の際に所得控除を受けられるようになっている（2000年財政法43条）。所得控除される金額は、寄附又は売却した時点での株式等の市場価格に、寄附又は売却に伴う費用（手数料等）を加えたものから、当該寄附又は売却によって寄附者が受けた利益（イベントの入場券や本など、少額の利益をチャリティから受けることは認められている）を引いて算出する。同様の所得控除は、2002年4月から、土地・建物の譲渡にも適用されるようになっている（2002年財政法97条）。

（3）相続税

チャリティへの財貨の移転は、相続税が非課税となる（1984年相続税法23条）。非課税となるのは、贈与が撤回不可能なもので、かつそれが専らチャリタブルな目的で使用される場合に限られる。それゆえ、例えば、贈与者又は贈与者に関連する者が当該財産に何らかの利益を持ち続けるものである場合には、非課税とならない（同条4項など参照）。また、遺産の総額の10%以上をチャリティに寄附した場合には、相続税率が40%から36%に軽減される（同法附則1A）。

III 税制に関する統計

2020-21年度において、チャリティに対する税の減免の総額は、39億5000万ポンドである。このうち、事業税（business rates）の減免が24億1000万ポンド、ギフト・エイドの還付が13億8000万ポンドあり、金額でいえばこの二つでほとんどを占めている。他方、寄附税制による個人に対する税の減免の総額は、17億1000万ポンドである。このうち、相続税の減免が10億4000万ポンド、高率課税の減免（Higher Tax Relief）が5億3000万ポンドとなっている。2020-21年度における税の減免の総額は、チャリティに対するもの、個人に対するもののいずれも前年度より微減しているが、新型コロナウイルスのまん延による影響はないように見える。また、年度により増減があるものの、2012-13年度におけるチャリティに対する税の減免の総額が27億5000万ポンド、個人に対する税の減免の総額が12億1000万ポンドであったことからすれば、微増傾向にあるといえそうである。

（上田健介）

第4節 宗教団体と社会的活動

I 宗教団体の社会活動

宗教と文化活動とに関しては、宗教（信仰）の自由と表現の自由との対抗関係という形をとって顕在化することになる。そこで、宗教（団体）に関する法的枠組みを概観するために、ここではソーシャル・メディアの急速な発達を踏まえて、芸術とメディアをめぐる問題を取り上げて、まずは、宗教団体と文化活動に関して概説し、次いで、宗教団体と市民活動とにかかわって、チャプレンの活動、さらには宗教団体と教育とのかかわりについても概観しておくことにする。

1. 宗教団体と芸術活動

まず、芸術の文脈で、宗教団体に関する規制は見られない。したがって、刑事法に違反することがなければ、芸術活動に関する規制は、消費者、販売業者、興行主などを含めて、以下のように、限定的なものとなっている。

映画、ビデオ等については、政府から独立した民間による自主規制組織である、全英映像等級審査機構 the British Board of Film Classification (BBFC)による審査制度があり、映画、ビデオのほか、DVD、ビデオゲーム、映画広告などについての審査が行われている。そのガイドラインでは、宗教的差別の強調や助長あるいは宗教団体に対する不適切な表現の使用もその審査項目とされている。

1989年の映画「Visions of Ecstasy」については、イエス・キリストに対する冒瀆的な名誉毀損に当たるとして、BBFCによって一般公開が認められなかった唯一の映画として有名である。映画の興行主は、公開を求めて国内裁判所に訴えを提起したが、その主張が退けられたことから、更にヨーロッパ人権裁判所に訴えが提起された。人権裁判所は、BBFCによる一般配給の拒否について、ヨーロッパ人権条約10条（表現の自由）には違反せず、不適切な措置でもないとの判断を下した(Wingrove v. United Kingdom [1996] ECtHR 60)。そのためこの映画の公開は長い間禁じられてきたが、その後、イングランドとウェールズでは、2008年の刑事司法及び移民法 the Criminal Justice and Immigration Act 79条により冒瀆罪が廃止されたことから、BBFCは、2012年に当該映画（ビデオ）の18歳以上への公開を認めている。

2. 宗教団体とメディア

法律等によって、宗教的か非宗教的かにかかわらず、新聞社や放送局は規制の対象とされている。しかし、貴族院判決においては、制定法上の機能を行行使す際には、その本来の決定権者であるBBCの判断を尊重すべきことが強調されている(R (on the application of ProLife Alliance) v. BBC [2003] 2 All ER 977)。

英国においても、当然のことながら、国家による出版の許可制あるいは規制はできない

(ただ、競争委員会による吸収合併、市場、競争状況に関する調査は承認されている)。しかしながら、新聞社に対しては、新聞苦情処理委員会 the Press Complaints Commission (PCC)による自主的な規制が行われてきた。その審査基準(12条)によれば、出版社が、個人の宗教に言及する場合には、偏見や蔑視になるような表現を回避しなければならないと定められている。ところが、国際的な電話盗聴等に端を発したメディアの倫理問題に関する調査報告書である Leveson 報告書(2012年11月)によるメディアへの厳しい批判が予想される中、PCCは、2012年3月に全会一致で、PCCの廃止とその後の改革のための準備作業に入る旨、表明した。この改革の結果、PCCは廃止され、その独立性への懸念から一部大手新聞社からの支持は得られなかったものの、2014年9月に、部分的なメディア・アカウントビリティ制度として独立プレス基準機構 (Independent Press Standards Organisation、IPSO) が新設されている。

他方で、放送については、2003年のコミュニケーション法 Communication Act により、コミュニケーション庁 the Office of Communications (Ofcom)による規制が行われている。同庁ではインターネット通信への規制も行われている(例えば、著作権法違反に関しては2010年デジタルエコノミー法 Digital Economy Act 参照)。Ofcom 基準の対象事項の中では、番組内容が宗教番組についてはその番組内容を尊重して適切な範囲の責任を負うことも定められている。さらに、宗教番組については、番組視聴者の感受性に対する不適切な刷り込み、宗教的見解や個々の宗教あるいは宗教宗派に属する者への信仰に対する侮蔑的な取り上げ方などについても禁じられている(Communication Act 2003, s. 319(2)(e))。

宗教団体は、1990年及び1996年の放送法に基づく放送認可を受けることはできないが、その他の認可申請については、Ofcom に広範な裁量権が与えられ、認可を与えることが適切である場合には認可できることになっている(Communication Act s. 348; Sch 14 para.15)。

宗教広告を含む広告については、テレビやラジオのための基準を作成する広告基準当局 the Advertising Standard Authority による規制が行われている(TV Code、 s. 10)。これは、自主規制のために、広告会社によって設置された非制定法上の機関である。

II 施設付きチャプレン

1. 総説

軍隊、国民保健サービス (NHS)、及び刑務所には、チャプレンが雇用されている。イングランド及びウェールズでは、チャプレンは、国から給与が支払われる公務員 public officials or civil servants である。NHS のチャプレンは様々な宗派の叙任をうけた者から採用されているが、NHS と刑務所の場合は多くは非常勤で担われている。また、軍隊付きのチャプレンは、そのほとんどがキリスト教の聖職者である。

軍隊や刑務所付きのチャプレンは、政府から給与が支払われる。常勤の病院付きのチャプ

レンには、通常、NHS から給与が支払われているが、それ以外にも、政府によるチャプレンへの給与の支払は多様な方法がとられている。正規職員である施設付き聖職者の給与（及び非常勤の場合の時給）は、雇用者である公的機関によって支払われるが、教会から派遣される聖職者についての当初の養成費用などは各教会から支出されており、各教会は、その牧会・司牧業務に対する様々な形での支援や監督を行っている。以下では、チャプレンの実際を見るために、スコットランドの刑務所付きチャプレンと病院付きのチャプレンについて概説しておく。

2. スコットランドの刑務所付きチャプレン

スコットランドの刑務所では、スコットランドの信仰風土に適合するように、宗教的なよりどころを与える（キリスト教的な）ケアや受刑者に対して彼らの宗教的活動を可能にするために、チャプレンが任命されている。2011年のスコットランド刑務所規則 *Prisons and Young Offenders' Institutions (Scotland) Rules* により、受刑者には合理的で実現可能な範囲で、自己の宗教を実践するための権利が保障されている（Rule 44(1)参照）。チャプレンの多くは非常勤で、施設周辺の教区の牧会・司牧業務と兼職しており、スコットランド教会の牧師、カトリック教会の神父が多数を占めている。

受刑者には自己の宗教を実践するための権利が保障されていることから、新たに収監された受刑者の宗教・宗派は、その収監の際に、できる限り速やかに刑務所長によって記録されることになっている。また、刑務所長は刑務所施設のすべての受刑者に対して宗教的な取り組みに関連する情報を提供しなければならないことになっている。チャプレンは受刑者が収監された後、できるだけ早く自己の宗派に属する受刑者を訪問し、収監後も受刑者と日程を調整の上、定期的に面会することが義務付けられている。

チャプレンは、受刑者に宗教的なサービスを提供し、受刑者は刑務所長の承認を受けた上で、希望する場合にはチャプレンとの面会も可能とされている。こうした面会の機会は、刑務所のチャプレンに限られず、その他の牧師（聖職者）に対しても認められている。

3. スコットランドの病院付きチャプレン

スコットランド政府の病院管理局によって公表された政策の中でも明らかにされているように、精神的ケアは、ヘルスケア領域に統合された。そして、病院付きの常勤のチャプレンを雇用する責任はスコットランド NHS(National Health Service in Scotland)の役割とされている。非常勤のチャプレンには病院での業務時間数に応じた給与（時給）が支払われている。

各地区の NHS 委員会には、信仰をもつ者、持たない者が公平に享受できるサービスの提供を目指して、精神的ケアの政策を作成することが義務付けられている。最新のガイダンスによれば、精神的ケアは、通常一対一で行われることから、完全に個人ベースとなるので、特定の信仰等に基づくものにならないよう配慮すべきことが記載されている。他方で、宗教

的ケアは、宗教的な信仰、価値観、儀礼やライフスタイルに基づいて行われることになっている。つまり、精神的ケアは宗教的ケアとは異なるとされ、他方で、宗教的ケアは、常に精神的なケアを含むものと考えられている。

III 宗教団体と教育

1. 総説

学校における宗教に関する法は、時に矛盾に満ちているといわれている。というのは、宗教的性格を持たない学校が、むしろ「宗教的」であることが指摘されることがあるからである。宗教教育や宗教礼拝が必修・強制的でないにもかかわらず、法はキリスト教的であることを求めていると言われる。ところが、各地方の「宗教教育のための常任諮問会議」(Standing Advisory Councils for Religious Educations (SACREs))の権限を通じて、あるいは親の学校選択権を尊重することによって、宗教教育等について、今日においては、柔軟な対応がとられるようになってきている。他方で、宗教的性格を持つ学校が、むしろ期待されるほど宗教的でないと指摘されている。以上のように、法的な関与の在り方は学校の類型に応じて多様である(別表参照)。

【別表】

学校の類型	入学	宗教教育	宗教礼拝	教員スタッフ
宗教的性格を持たないすべての学校	宗教に基づく異なる取り扱いはできない	必修、内容は、SACREsによって決定。主としてキリスト教によらねばならないが、それを受けない親の権利が認められる。	強制的、SACREsからアドバイスを受けるが、採用されないこともある。主として広い意味でのキリスト教的な性格が義務付け。	宗教教育を行う義務や礼拝に参加する義務はない。教員の宗教観を理由に差別的取り扱いをしてはならない。
宗教的性格を有する公立学校 Foundation or voluntary controlled schools	宗教に基づく異なる取り扱いを許容する	必修、その内容は、学校の宗教的性格に従う。	強制的、その内容は、学校の宗教的性格に従う。	「宗教教育のための教員」を任用できる。その教員には、宗教や信仰に基づいて不利益を課し、解雇する等、宗教教育のための任用が可能。それ以外の教員については、宗教的性格を持たない学校に適用されるのと同じルールが適用される。
宗教的性格を有する 国庫補助学校 voluntary aided schools	宗教に基づく異なる取り扱いを許容する	必修、その内容は、学校の宗教的性格に従う。	強制的、その内容は、学校の宗教的性格に従う。	すべての教員を「宗教教育のための教員」として処遇することが許される。
国庫補助を受けない独立学校 (パブリックスクール) independent schools	宗教に基づく異なる取り扱いを許容する	必修ではない。独立学校の基準に従わなければならない。	強制的ではない。独立学校の基準に従わなければならない。	教員は、宗教や信仰を理由に不利益を課され、解雇できる。宗教教育担当の教員を任用できる。

出典：R.Sundberg, Law and Religion, p.167. なお、表中の SACREs (Standing Advisory Councils for Religious Education)は、宗教教育のための常設諮問委員会。

公財政により設置・維持される初等中等学校 *maintained schools* での宗教礼拝は、学校の宗教的な性格に応じて行われることになるが、宗教教育に関するルール及び教職員の雇用については、別表に示したように、学校の類型ごとに大きく異なっている。宗教学校としての典型的な行動をとっているのは、宗教団体等の民間団体により設立された有志団体立補助学校 *voluntary-aided schools* と（パブリックスクールなどの）独立学校 *independent schools* だけである。そして、これらの学校においてでさえ、生徒（親）には他の信仰を尊重する教育を受けることのできる場を確保するといった安全弁が用意されている。したがって、宗教学校に関して多くの人たちが抱くおそれは見当違いであるということになる。

このことから、サンドベルグ教授は、二つの結論を導いている。第一に、英国の学校における宗教関連法は、法論理的にはヨーロッパ人権裁判所の判決に従っているが、不敬罪に関する法と同様、いささか時代遅れになっている。現行法と新たな宗教法への期待との間にはかなりのかい離（緊張関係）があるとされる。第二に、メディアの中に見出せる宗教への人々が抱く恐れと現行法との間にも著しいかい離があると指摘されている。このことは、宗教犯罪に関する法と同様、宗教的憎悪による犯罪行為に対して人々が抱く恐れが法的な現実とかけ離れていることを示している。これらの両方の文脈において、国民の間にある宗教へのおそれと現行法とのかい離によって、法的枠組みが（キリスト教的な方向に）解される傾向があることが指摘されている。

2. 宗教教育と宗教礼拝——その調整の在り方

近年では、学校教育の場でも、親の宗教上の自由を強調することで地域的にバランスのとれた決定がなされており、柔軟なアプローチがとられていると指摘されている。しかしながら、1988年の教育改革法(*Education Reform Act*)の影響が、依然として強いことは見逃し得ない。そこでの出発点は、やはりキリスト教であり、キリスト教が歴史的現実においても、社会学的現実においてもなお強い影響を与えている。

この点で、宗教社会学者デイビー (G. Davie) の見解は、重要である。いわく、「キリスト教の名目主義は、依然として無宗教的な世俗主義よりも多くの人に認められている現象であり続けている。この国の信仰は、主としてキリスト教、とりわけプロテスタント文化に由来するという事実を軽くみるべきではない。キリスト教の前提やキリスト教の表現は、たとえその内容が非常に重要な点で変更されているとしても、依然として重要である。」

しかしながら、このような見解に対する反論がないわけではない。例えば、別の宗教社会学者である S.ブルース(S. Bruce)は、かつてのキリスト教社会の文化は、なおごく少数の過去にこだわる者によって守られてはいるが、宗教への関心はより小さくなり、まれなものとなりつつある。…イギリスは主として又は広くキリスト教であるという法的な前提は、過去のものになっていると思われる、とも述べられている。

2008年の神への冒瀆罪の廃止に関する訴訟の中でも、宗教教育や宗教礼拝に関する法が

現在では宗教関連法の中で、最もキリスト教に好意的な例であるとも述べられている。しかしながら、神への冒瀆に関連する事例でもそうであるが、どうして宗教関連法を人権基準と適合させなければならないのか、その理由は必ずしも明らかではない。確かに、ヨーロッパ人権裁判所が述べているように、特定の宗教に対する優越的な取扱いは、ヨーロッパ人権条約に適合しない。ただ、その特別な取扱いが、その宗教に帰依しない者の宗教的自由を妨げない場合には、不適合宣言の対象とはならない。また、ヨーロッパ人権条約第一議定書第2条（教育に対する権利）にかかわるヨーロッパ人権裁判所の判断が示しているように、カリキュラムの設定と講義計画の決定は国家の権限内の事柄であって、国家には、広い裁量権が認められている。さらに、ヨーロッパ人権裁判所は、特定の教義を国民に刷り込むことに対しては一線を画している。国家はカリキュラムの中に含まれている情報や知識が、客観的、批判的、多面的になっているかに留意しなければならないのである。現代の法が人権法・差別法のどちらにも適合すべきであるということは、学校の勤務時間内に礼拝への出席を教員に認めなかったことがヨーロッパ人権条約や宗教的差別を禁止する法に反しないとされた人権裁判所の判断でも強調されている。

しかしながら、変化を求める声は、法が技術的にヨーロッパ人権条約に適合しているという理由だけで軽減されるものではない。人権や差別への関心は、神への冒瀆罪の廃止を導いた。問題は、神への冒瀆罪を支えている前提が、21世紀の宗教法を支えている前提とは異なっている点にある。神への冒瀆罪は、イギリスがキリスト教国家であり、その法もキリスト教に基づく宗教それ自体を保護すべきであるとの前提から出発している。ところが、これらの前提は新しい宗教関連法にあっては共有されにくいものになっている。そして究極的には、どうして神への冒瀆が保護されなければならないかというところにまでに行き着いた。同じことは、宗教的性格を持たない学校での宗教に関する法についてもいえるのである。法の出発点であるキリスト教の精神は、別途、法で規定されている宗教的中立性と対立することになる。さらに、地域あるいは親の選択権を強調することは、個人（生徒）の権利としての宗教上の自由とうまく適合しないことになる点にも留意する必要があるとサンドベルグ教授は指摘されている。

(原田一明)

参考文献（発表年順）

- 石村耕治『イングランド国教会法の研究』（2010年）
- 公益法人協会編『英国チャリティ』（2015年）
- ジョン・ミドルトン「イギリスにおけるメディア・アカウンタビリティ制度の変容」一橋法学 15 巻 1 号（2016年）。
- R. King Murray, *The Constitutional Position of the Church of Scotland*, Public Law 155 (1958)
- G. Davie, *Religion in Britain since 1945* (1994)
- S. Bruce, *Religion in the Modern World* (1996)
- N. Doe, *The Legal Framework of the Church of England* (1996)
- F. Cranmer, *Judicial Review and Church Courts in the Law of Scotland*, Denning L. J. 49 (1998)
- J. Young, *Regulation and Representation of Religion in the Media in the UK*, in *The Portrayal of Religion in Europe*: N. Doe ed., *The Media and the Arts* (2004)
- M. Hill, *Ecclesiastical Law*, 3rd ed. (2007)
- M. Hill & R. Sandberg, 'Is Nothing Sacred?', Public Law 488 (2007)
- A. Harlow, F. Cranmer and N. Doe, 'Bishops in the House of Lords: A Critical Analysis', Public Law 490 (2008)
- M. Hill = R. Sandberg, *Blasphemy and Human Rights: An English Experience in a European Context*, (2009)
- M. MacLean, F. Cranmer and S. Peterson, 'Recent Development in Church / State Relations in Scotland', in B. Morris(ed.), *Church and State in 21st Century Britain*, (2009)
- S. Ferrari, 'Law and Religion in Europe' in L. Christofferson et al. (eds.), *Religion in the 21st Century*, (2010)
- J. Rivers, *The Law of Organized Religions*, (2010)
- N. Doe, *Law and Religion in Europe*, (2011)
- R. Sandberg, *Law and Religion*, (2011)
- M. Hill=R. Sandberg=N. Doe, *Religion and Law in the United Kingdom*, 2nd ed. (2014)
- Kerry O 'Halloran, *The Church of England-Charity Law and Human Rights*, (2014)
- W. Henderson=J. Fowles=J. Smith, *Tudor on Charities*, 10th ed. (2015)
- M. Synge, *The 'New' Public Benefit Requirement*, (2015)
- A. Faure Walker(ed.), *The Charities Acts Handbook*, (2016)
- N. Doe and R. Sandberg ed., *Law and Religion*, (2017)
- C. Gillard and K. Semple, *Charity Law and Governance*, 2ed ed., (2018)
- D. Bawtree and K. Kirkland, *Charity Administration Handbook*, 6th.ed., (2018)

第2章 ドイツ

新井 誠・高橋賢司・後藤 究

第1節 政教関係の概要

Ⅰ 序説

国家法と宗教規定及び宗教法との関係という問題は、西洋における法の発展に常住不断のテーマである。近代国家成立に至るまでの長きにわたり、それは基本的に同等な二つの法秩序の関係であって、勢力を強める俗権法と教会の教権法の間で、時には友好的な、また時には敵対的な関係が続いてきた。遅くとも18世紀には主権国家が成立するのに伴い、この問題は別のレベルに引き上げられる形となったが、解決してはいない。現在では国民主権の原則に基づくものである主権国家は、自らの内部及びその国家が秩序を構成する社会に適用される法を定める唯一の組織である。しかしその一方で、宗教的なものも含む基本権の思想が、宗教規定を定めて広め、適用する自由を保障している。キリスト教会の法は、ある意味でこのような推移に順応してきた。この領域ではもはや国家法との関係における原理的な抵触の局面はなく、カトリック及び福音派の教会法は、国家が保障する自由の範囲内で教会内部の秩序を確立する役割にとどまっている。

以下本稿では、ドイツ法において長い過程を経て確立されてきた諸原則に簡単に触れた上で、これまでドイツ国内ではほとんど広まっていなかったイスラム教を中心とする、全く新たな課題が生じることで議論が再燃する状況を明らかにする。しかし、新たな法多元主義が秘めるチャンスとリスクを巡る議論はまだ始まったばかりである。まず、ドイツの宗教社会的状況と、ドイツ憲法に基づく国家と宗教の関係の概要を簡単に紹介しておく。

ドイツ連邦共和国成立と基本法施行からこれまでの65年の間に、ドイツ社会の宗教構成は大きく変化している。1950年にはドイツ連邦共和国の96%を超える国民が、二大キリスト教会のいずれかに所属していた。およそ50%がプロテスタントで、46%がローマカトリック教会に属していた。1960年代以降、二大教会は常に信者数の減少が続くという事実と直面してきた。その原因は教会からの退会が主であったが、近年は人口構造の変化と社会の高齢化の影響も顕在化してきている。このような勢いを増しつつある社会の世俗化と二大教会離れの動きのプロセスというのは、西洋全体に認められる特徴的な現象と違って間違いないだろう。ただ、ドイツ特有の状況という点についていうなら、もう一つの決定的な側面を考慮しなければならない。1949年から1990年までの間、政治的に全く異質の国家が二つ存在していたという事実である。基本法が親宗教的な立憲体制を構築し、宗教及び宗教活動に幅広い範囲の保護を与えた一方で、東独の社会主義政権は断固たる反宗教政策をとった。公の無神論イデオロギーの威力は驚異的なものである。ドイツが1990年に再統一されたときには、東独地区で二大教会のどちらかに所属していた国民は僅か30%程度であった。

現在ドイツ国民の60%足らずがカトリック教会か福音派教会に入っている。統計では信者数は年1%の比率でそれぞれ減っている。

すなわち、ドイツ国内の宗教にまつわる第一の特筆に値する傾向は、絶え間なく続く根強い教会離れの進行である。このような動向に追従する第二の傾向として、宗教の多元化がある。特にイスラム教の重要性が増している。信者の登録制度がないため現在のところ確実なデータは存在しないが、ドイツでは人口の約5パーセントがイスラム教徒であると推定され、そのほとんどが移住者や移民系の者である。非キリスト教の宗教集団がこのように新たに台頭してくると、社会の宗教多様性にまだなじみのなかった時代に設計された法体系には、特有の問題が生じることになる。現在及び将来の課題に対応するために、継承されてきた憲法の枠組みがまだ適切といえるのかという問題が次第に浮かび上がってくるのである。

これが更に明白になるのは、現行の憲法規定の歴史的背景を念頭に置いた場合である。宗教・教会・国家の現在の関係は、数世紀にわたる曲折を経て確立されてきた産物であって、それは時を同じくして併存する諸教派間の紛争の歴史でもある。アウグスブルクの宗教和議（1555年）は、カトリック信者とルター派が平和に共存するための法的基盤確立に向けた大きな第一歩であった。この和議によって *cuius regio, eius religio* [領土が属する者に宗教も属する] という原則が確認されたのである。これは、それぞれの領地の領主が *ius reformandi* [改革権]、すなわち自ら教派を選択する権利を有し、その選択に従って領主の支配下にある者の教派も決まるというものであった。この規定の目的は、領地内の宗教を統一することで、宗教紛争や内戦を防ぐことにあった。また同時に *ius emigrandi* [移住権] が保障された。すなわち、信仰を異にする市民は別の領地に移住することができたのである。この *ius emigrandi* は、個人の信教の自由への第一歩とみなすことができる。しかし、完全な個人の信教の自由が法律によって保障されるようになったのは18世紀末になってからのことであり、一部ではそれよりもはるかに時代が下ってからのお話である。前世紀の推移を見ると、実に明確な傾向が目につく。理念の基盤には、宗教と、宗教の内容に関する議論を政治の分野から少しずつ遠ざけてゆくことによって平和を維持しようとする考え方があった。そのための第一段階として国家主権が確立され、そして第二段階として国家が宗教の分野から次第に手を引いていったのである。それと同時に、宗教及び宗教機関も、政治から距離を置くようになってゆく。このような政治と宗教の分離プロセスは、宗教というものの自体の認識に大きな影響を与えた。公共の秩序においては、宗教が次第に私的な性格のものとなって、公共性のステータスを失うことにつながる。しかし、これもドイツ独特の状況だが、宗教が公共の領域から完全に排除されるまでには至っておらず、それは現在も変わらない。教会やその他の宗教団体も今なお公序の一部をなしている。ライシテ [政教分離主義] はいまだにドイツの法体系にはなじまない。それどころか、国家の宗教的・世界観的な中立性を保ちつつ、宗教の利益が公共に、また公共機関においても反映される可能性がある。

国家と宗教の関係に関する現行規定の基盤をなすものは基本法にある。該当する規範には二重の機能がある。一つには、信教の自由という基本権が保障され (1.)、均等待遇の権

利及び宗教を理由とする差別の禁止 (2.) によって強化されている。また、ドイツの憲法規定は、国家と各種の宗教団体との関係を規定している (3.)。この文脈において宗教規定という概念の今日の位置づけを定義することもできる (4.)。

1. 信教の自由という基本権

基本権としての信教の自由は基本法 4 条 1 項及び 2 項により保障されている。これは、国民の信仰と宗教活動を尊重し、阻害されることのない信仰の実践を保障することを国家に義務付けるものである。ここでいう信教の自由とは、宗教選択の自由及び直接に宗教に関連する行為の自由を意味する。さらに、連邦憲法裁判所の判例によれば、宗教的な生き方に関する包括的な自由を基本権が保障している(BVerfGE 24, 236, 245; BVerfGE 32, 98, 106; BVerfGE 93, 1, 15; BVerfGE 108,282,297.)。また、信教の自由には消極的部面も含まれる。いかなる信仰ももたない自由も保護されているのである(BVerfGE 93, 1, 15 ff.)。信教の自由は人権であって、ドイツ国内に滞在する者全てが享有する権利である。基本法 4 条に定められた基本権を主張できるのは個人に限らず、宗教団体でもよい。信教の自由の重要性は、この基本権には法律留保がないことによって裏付けられている。しかしだからといって、宗教活動が全く制約なしに許されるわけではない。信教の自由を限定することも十分に可能である。ただしその場合には、他者の基本権や、憲法で保護されるべき保護法益のみが、該基本権を制約する根拠となり得る(BVerfGE 28, 243, 261; BVerfGE 93, 1, 21; BVerfGE 108, 282, 305 ff.)。

2. 均等待遇の権利及び宗教を理由とする差別の禁止

基本権としての信教の自由は、基本法 3 条 1 項にある平等の一般原則に含まれる、各種の特別な平等保障により更に確固たるものとなる。基本法 3 条 3 項にはさらに、何人もその宗教上の信念を理由に優遇・差別されてはならないと定められている。基本法 33 条 3 項には、この原則の特殊な側面が盛り込まれている。市民権及び参政権や公務就任権が宗教上の信念によって左右されることがあってはならないというものである。

3. 国家と各種の宗教団体との関係

基本法に定められた宗教法には、国家と宗教団体の関係を規定した第二部がある。基本法 140 条はこれに関してドイツライヒ憲法の該当規範を取り込んでいる。したがってこれらの規範は完全な効力を有する基本法の一部をなすものと連邦憲法裁判所は判示している(BVerfGE 19, 206, 219.)。基本法 4 条の個人権とは対照的に、これらの規範はその大部分が宗教及び宗教団体に関するドイツ法の制度的な側面を規定するものである。厳格な分離を行うライシテの秩序と、国家と宗教団体が連結した国教会との間に位置する固有の中道を行く形となっている。その原則(基本法 140 条及びドイツライヒ憲法 137 条 1 項)は「国教会は存在しない」というものである。ここに宗教と国家の原則的分離が定められている。

続いて宗教団体の自律性が明記されている。ドイツライヒ憲法 137 条 3 項の規定では、どの宗教団体も、万人に適用される法律の制約の範囲内で、自らの事項を秩序立て管理することができる。この二つの原則となる規範によって、基本権である信教の自由を補足する形で行われている分離は、フランスでいうようなライシテの発想に基づくものではない。ドイツでは国家と宗教団体の“友好的”な分離といわれ(Vgl. BVerfGE 108, 282, 300)、個々の分野で国家と宗教団体が自発的に協力することを排除しない。ただし、その際には国家が各宗教団体を平等に取り扱い、宗教とは何であるか、その内容について国が干渉しないことがその前提である。この点に基本法に定められた中立性概念の本質がある(BVerfGE 12, 1, 4; BVerfGE 19,206,216; BVerfGE 104,337,353.)。

4. 宗教規定という概念

基本権である信教の自由（基本法 4 条）と宗教団体の自己決定権（ドイツライヒ憲法 137 条 3 項）は、宗教団体が自らの事項において宗教規定を定める権限も含んでいる。宗教規定というのは、ドイツの国家教会法の考え方によれば、宗教の権威機関が制定する規則を指す。したがって、国家による法とは厳密に区別する必要がある。ほとんどの場合には、信仰の内容や、信者の規則、礼拝の規則、聖職者の養成といった宗教的な事項やテーマに関するものである。しかし、必ずしも直接的に宗教と関わる内容であるとは限らない。自己決定権には、宗教活動を補助的に支援する規定も対象に含まれ、これは例えば宗教団体の財務や組織に関する規定などである場合が多い。

II 国家立法と宗教団体の規定

宗教の問題に関して国家が自制かつ中立を貫くというのは、法体系全体を規定すべき原理及び価値を定めた国家法、すなわち基本法の中に宗教はないということでもある。例外が二つある。基本法の前文には「神の前の責任」という記載があり、その自覚のもとにドイツ国民はこの憲法を制定したと記されている。しかしこれは法規範ではなく、法的拘束力はない。基本法の国家はキリスト教国家でもなければ、宗教に根ざしたものでもない。もう一つの例外は各州の憲法にある。基本法に定められた連邦制度による権限の分担に従って、学校及び教育制度は各州の所轄にある。州憲法の中には、公立学校の教育目標に関してキリスト教や宗教的な性格付けを明記しているものがある。しかし、国家の宗教・世界観上の中立を考慮すれば、公立学校においてキリスト教の価値観や、たとえそれが単に宗教的というだけでも、そのような価値観を全生徒に対して必須の内容として教えることは許されない。1975年に連邦憲法裁判所はこの点を明確にしている。一般教育を行う学校のキリスト教的性格付けを保障する立法が全くできないわけではないが、その場合に学校がそれを宣伝することは許されず、何人にも宗教の授業を受けることを強制してはならないという。つまるところ公立学校のキリスト教的性格付けは、それが西洋の発展を特徴づける文化的推進力の一つとして表れるように制限しなければならぬとの判断が示された(BVerfGE 41, 29.)。

ドイツにはまた、宗教性の濃い人法や親族法もない。ドイツの法秩序は、「宗教団体が信者の人法・親族法・相続法を自律的に規定する権利を認めない。したがって宗教法に属する法規をドイツの裁判所及び行政機関が適用するのは、判断の基準となるドイツの抵触規範が、宗教法を国家の領域においても拘束力があるものとして認める国の法を適用可能とする場合に限られる」(BGH NJW 1980, S.1221 f.)。例えば親族法において、国家の領域でも法的効果を伴う婚姻を望む結婚希望者が、民事婚又は宗教婚の婚姻形態を選択することはできない。親族法は、まったくのところ民法の一部である。新郎新婦が宗教的儀式の形態で結婚することを希望するのであれば、民事婚による婚姻に続いて行えばよく、最近では法改正によって先に行うことも可能になった。しかし、婚姻の法的効果は、民法の形態による民事婚によって初めて生じる。

更に国家法には、特定の宗教規定を全国民に対して拘束力をもつものと宣言するような規定もない。これは、国家の中立性を考えただけでもあり得ないことである。宗教的な背景がある、若しくは少なくとも歴史的に宗教的な性格をもつことが明白な規範は数えるほどしかない。例えばドイツライヒ憲法 139 条は、日曜日を精神高揚と労働休養の日として保護している。日曜日は、キリスト教の慣習で伝統的な礼拝の日である。そこでなぜこの日がいまだに特別な保護を受けているのかという疑問が生じる。その答えの一つはドイツライヒ憲法 139 条自体の中にある。この規範が 1919 年に成立したとき、日曜日を保護するキリスト教の伝統という背景に、労働休養という新たな社会国家的動機が加味されたのである。現在の日曜日保護が持つこのような二重の機能を、連邦憲法裁判所(以下「連憲裁」)は 2009 年に再確認している。この事件で連憲裁は、年間特定の回数の日曜日に商店の営業を認めるベルリン州の権限に制約を加えた(BVerfGE 125, 39.)。日曜日だけでなく、その他の法定の祝日にもこの問題は該当する。祝日は純粹に世俗的な性格のものもあるが、そのほとんどはキリスト教がその背景にある。ドイツでは、このような状況が国家の中立性と相入るものかどうかについての議論が絶えない。この議論には、イスラム教の祝日を少なくとも一日法定の休日とすべきだという要求が伴うこともある。

ドイツライヒ憲法 137 条 3 項は、宗教団体が自らの事項において独自の規定及び法規範を制定する権利を保護している。宗教信仰の内容や組織、信者、財務、聖職者養成などに関する原則を定めるのは、教会又は宗教団体のみの責任範囲である。すなわち自己決定権には、学校の設定や運営も含まれ、病院・幼稚園・老人ホーム・障害者向けのホームなども同様である。しかしこのような施設や活動は全て、万人に適用される法の範囲内で実施しなくてはならない。宗教団体が使用者として被用者から自らの団体への加入を要求するケースなどで、法との衝突が生じる場合には、宗教の自己決定権に基づき、関係者それぞれの法的地位を比較衡量して解決することになるが、連邦憲法裁判所の判例によれば、宗教団体の自己決定権には特別な重みがあるものとみなす必要がある (Vgl. BVerfGE 70, 138)。

例外的なケースではあるが、移送により宗教規定が国家法において適用可能となることがある。そのための一般規範となるのはやはりドイツライヒ憲法 137 条 3 項であり、国際

司法によって宗教規定が適用可能となる場合もある。そのような局面として考えられるのは、例えば宗教法を自らの法秩序に採用した国があり、その国の法が抵触規範に基づいてドイツ国内で適用可能となるケースである（BGH, 12.12.1979 - IV ZB 65/79, NJW 1980, S.1221 f.）。また、ドイツには、国家と、カトリック教会及び福音派教会との間で結ばれてきた様々な契約の長い歴史がある。このような契約は、憲法に定められた教会の宗教上の自由の保障を繰り返す内容となっている場合が多いが、それ以外にも教会の特別な保護や、国家による経済的支援を保証するものもある。近年、同様の契約が各州とユダヤ人団体の間で取り交わされている。全く新たな動きが、イスラム教団体との関係において見られるようになった。この関係では2012年にハンブルク州で初めての契約が締結された。

さらに、ドイツ法には、その数こそ多くはないが、宗教上の理由から万人に適用される法律を破る可能性が明記された規定もある。重要性の高い一般的例外規定の一つが、2006年制定の一般同等待遇法9条にある。この条文の第1項には、特別な宗教上の信念を被雇用者に要求する特別な理由がある場合には、宗教団体は使用者として宗教の理由から被用者を不平等に扱うことができると定められている。労働法は、宗教上の動機によって一般法秩序の例外を認めるケースが群を抜いて多い分野である。そのほかに幾つかの例外が認められるのは税法である。どの例外規定にも共通しているのは、全ての宗教団体及び教会が平等に扱われている点であり、特定の信仰のみに有利又は不利な形で一般法秩序の例外を認めることは許されない。一般論としていえるのは、一般的な恣意の禁止（基本法3条1項）や“善良の風俗”（民法138条）、公の秩序（民法施行法6条）などに表れている“法秩序の基本原則”に、宗教団体の規定が違反してはならないということである（Vgl. BVerfGE 70, 138, 165 ff.）。

III 司法における宗教規定

ドイツ法には、宗教団体の司法や仲裁裁判権に関する明確な規定はない。法理では、国家の司法担保義務（基本法92条）から生じる効果として、国家法の適用によって判定を下すことになる訴訟は全て国の裁判所の管轄となる（Vgl. BGH NJW 2000, S.1555, 1556; BGHZ 156, 306, 309; BVerwGE 116, 86, 88.）。しかし、宗教団体による紛争仲裁も、それが国家法に抵触しない限りにおいて認められる。しかしそうすると、そのような自己決定による裁判権が国家法に抵触するのはどのような場合かという問題が決定的な意味合いを持つことになる。その答えを出すためには、一般に宗教の裁判権を認めるのに二種類の形態があることを認識する必要がある。その一つは宗教的背景とは無関係である(1.)のに対して、もう一つの形態では宗教的側面を明確に打ち出している(2.)。

1. 宗教的背景とは無関係の場合

一つ目の観点においては、宗教裁判権を団体裁判権の問題として捉えており、その意味では狭義の宗教的性格は問題とはならない。ここで議論の対象となるのは、民間の紛争仲

裁を認めるかという一般的な設問である。この場合には、宗教仲裁裁判権が、私法の一般的な枠組みの中に位置づけられる範囲において認められる。紛争の当事者双方が、私法上の争いを民間の仲裁裁判官に判定させることに同意する場合、その取決めは一般に認められる(Vgl. BGHZ 65, 59, 61)。その適法性の前提となるのは、その裁判所の手続規則と、裁判所が見いだした解決策がいずれも国家法及び国民の基本権などの国家法の基本的決定事項を遵守することである。よって、例えば男女の平等を認めようとしめない仲裁裁判所（すなわち男性の証言と女性の証言の重みに差をつけるような場合）は適法ではない。宗教法が国際司法の一部としてドイツ法に取り入れられる場合も同様である。このような事例では、他国の法体系がシャリアなどの宗教規定を自らの法に組み込んでいるような場合、該当する宗教規定を適用する必要が生じることも考えられる。しかし、国際司法の観点からは、このように宗教に由来するものであることが、準拠法としての認定に決定的な影響を与えることはない。外国法を取り込むこのような形態の限界を規定するのは公の秩序の原理である。

2. 宗教的側面が明確な場合

宗教裁判権を認める二つ目の、より興味深く、より難しい観点は、信教の自由の尊重に基づくものである。この観点から見ると、宗教上の争いにおける国の裁判所の活動は、時には信教の自由を保障する規定を保護するものとして、またあるときにはそれを制約するものとして写る。既に、基本法の中で信教の自由を保障する基本的な規範については紹介した。宗教裁判権との関連が特に大きいのはドイツライヒ憲法 137 条 3 項である。この規範は、既に述べたように、全ての宗教団体に対して、万人に適用される法律の範囲内で、自らの事項を秩序立て管理する自由を保障している。この保障が宗教団体独自の法規制定のみならず、宗教法を適用するために独自の裁判所を設置する権利も包括するものであることには全く争いが無い。この規範が 1919 年に制定された当時は、カトリック及び福音派の教会法の制定及び適用を念頭に置いていた。キリスト教の諸教会の状況を踏まえて見いだされたこのような解決策が、そのまま他の宗教団体にも適用できるのかという疑問が今になって生じるのもいわば当然といえる。憲法の宗教中立性という立場からは、司法に関する自己決定権を他の宗教団体にも拡張すべきでないという理由は差当たって見当たらない。国家の中立性がそのような拡張を要求している。なぜなら中立性とは、国家が全ての宗教団体に対して、その信条や実践に関わりなく法的な自由を提供することにほかならないからである。したがってカトリック教会や福音派教会に適用される内容は、ユダヤ人団体やイスラム教団体等にも同様に有効である。

ただし、独自の裁判権が保障されているのは、宗教団体の内的な事項についてのみである点に注意が必要である。その外的な地位、例えば社会の他の集団や国家との法律関係などに関する場合には、国家法が唯一の法的枠組みを規定する。その結果として生じる問題は、ある事項が完全に宗教団体内部のものであるのか、またその逆にその範囲を超える法的効果

を持つものであるのかを判断する難しさである。手続法の観点からは、その結果として宗教団体の裁判所の管轄と、国の裁判所の管轄との区分が生じることになる。この問題の答えが簡単に出るケースが二つある。まず一つは、宗教団体の信条や教義の問題である場合で、たとえその教義が法規範の形態で記述されていたとしても、国家には全く決定権がない。国の裁判所は、宗教団体の信者が信仰すべき内容や、信者として団体に認定されるためにどのような条件が必要であるのかについて判断することはできないし、判断することを許されてもいない。その一方で、宗教団体の範囲を超える効果を宗教規定が持つケースには、団体の非構成員の権利を規定することを宗教団体が要求する場合がある。宗教団体が、自らの法規制定と適用は他の宗教団体、ましてや社会全体をも対象とするという場合も同様である。信教の自由が、他者の権利に介入する権限を与えることは決してない。

しかし、同じ宗教団体の信者間で争いが生じた場合にはどうなるのだろうか。そのような場合に国の裁判所に訴えることはできるのか。そして、もし国の裁判所が必ず管轄を有するという場合には、国の裁判所が宗教団体固有の文化的及び宗教的背景について学び、それに基づいて該当団体が制定した規定に関する特定の認識を導出する必要があるのか。この問題は、主に刑法との関連において議論されている。特定の文化的又は宗教的背景によって犯行の評価が変わるということになれば、制裁を決める際にもその背景を考慮する必要があるのかという問題が生じる。ドイツの裁判所は一貫して、そうではないという立場をとっている。すなわち、国家の刑法に照らせば、いわゆる“名誉殺人”に特殊な宗教的背景があるからといって減刑につながることはない。正にその逆で、ドイツ刑法では、このような犯行の場合には卑劣な動機があるかどうかを調べることになっている。どの刑事裁判所もこれまで一貫して、宗教的な動機は犯罪の正当化事由や責任阻却事由にはなり得ないとの判断を行っている(BGH, 20.2.2002 - 5 StR 538/01, juris.bundesgerichtshof.de)。法理上は他の法分野も同じであって、親族法も例外ではない。いわば規則のあることを証明する例外といえるのが、世論に大きな反響を呼んだ、国の裁判所のある判決である。ある離婚訴訟で裁判所は、イスラム教徒と結婚した女性が、暗黙のうちにイスラム教の文化的かつ宗教的な背景に同意したものと判断した。そしてその裁判所はさらに、この背景には体罰を加える権利も含まれるとまでいったのである。この判決には厳しい批判が集中した。上級審でこの判決は取り消された。どちらの例を見ても、ドイツ法では宗教法を認めるための一般的な規則を模索していることがわかる。個々の、主に小規模の宗教団体との関係ごとに、それぞれに合わせた解決策を見いだすことが主眼ではない。

しかしこれがドイツ法におけるこの問題に関する議論の終着点というわけではない。この問題の解決策にたどり着くためには、ドイツライヒ憲法 137 条 3 項が保障する自治の詳細に今一度立ち帰ってみる必要がある。自己決定による宗教裁判権を教義と組織の純粋に内的な事項のみに限定し、宗教団体を取りまく社会的環境への効果を生じさせる一切の権利を剥奪するとしたら、その制約は余りにも範囲が狭すぎるかもしれない。別の言い方をすれば、宗教団体の内部にあるものと、外部にあるものを特定するのは、ドイツライヒ憲法

137 条 3 項の万人に適用される法律という文言との兼ね合いにおいても困難である。この制約条項を文字どおりにとったなら、宗教法と国家法が衝突する場合には、必ず後者が自動的に、場合によってはそれに矛盾する内容の宗教規定よりも優先されることになる。しかしこれでは、信教の自由を大きく制限することにもなる。

この理由から、また基本法が宗教活動に対して開放的かつ友好的な立場をとっているという事実を考慮すれば、国の裁判所によるドイツライヒ憲法 137 条 3 項の解釈がそれほど制約的ではないのも意外ではない。できる限り広い範囲の宗教裁判権を可能にするために、司法ではある技法を用いており、これが信教の自由の保護の分野全体の特徴となっている。一方では、宗教法と国家法が競合する場合には、国の裁判所に最終決定権があるといえる。国家が宗教裁判所や宗教機関に、拘束力を持つ形で国家法を解釈し、該法の宗教規定との符合を確認する権力を与えることはない。したがって、宗教規定が国家法と衝突する場合には、後者によって前者が排除されることになる。その一方で裁判所は、法の衝突を扱うに当たって、該当する宗教団体の宗教的自己認識を考慮しなくてはならない (BVerfGE 24, 236, 247 ff.; BVerfGE 33, 23; BVerfGE 53, 366, 401; BVerfGE 66, 1, 22; BVerfGE 70, 138, 167; BVerfGE 72, 278, 289.)。何が宗教であって、何が宗教的な動機による行為であるかを、それぞれの宗教団体の自己認識を踏まえて特定する必要がある。この自己認識の特定が、国家法と宗教法が衝突する場合に国の裁判所が仲介役を果たすために重要な基盤となる可能性がある。またその結果として、国の裁判所は、宗教裁判権の中で宗教的自己認識の特色を考慮しなければならないことにもなる。国の裁判所が、宗教上の中立義務との葛藤に陥る恐れなしに宗教規定を独自に解釈することはできないので、裁判所は宗教法解釈のための法源として宗教裁判所を援用しなくてはならない。よって国の裁判所が国家法を宗教の事項に適用するに当たって宗教的な見解を考慮する必要があるという意味において、宗教裁判所は国の裁判所の意思決定に直接影響力を持つことになる。社会学の言葉でいうなら、このような技法はさしずめ“二次観察”手法ということになる。国の裁判所が、宗教裁判所とその自らの宗教規定の取り扱い方を観察しているのである。

この実践例の一つが労働法である。例えばカトリック教会や福音派教会の被用者の解雇が有効であるかどうかや、被用者にストライキ権があるかどうかといった問題は、国の裁判所のみが判断する事項だが、その判断に当たって裁判所は、国家労働法を考えるだけでなく、それに加えて使用者と被用者の労働法上の権利義務に関する特別な認識をもたらす教会の自己認識をも考慮しなければならない。しかし、宗教規定の取扱い及びその適用がこのように制限されているとはいえ、だからといって国家による規制の可能性が全くないわけではない。国の裁判所には、宗教の教えが国家法に違反するかどうかを審査する義務がある (Vgl. BVerfGE 83, 341.)。この意味においては、憲法による信教の自由の保障は、単に独立した宗教裁判権の法基盤をなすだけではない。この保障が同時に、宗教規定と、それを適用する宗教団体の裁判所の限界を規定するのである。その違いは、宗教団体の信者の問題を例にとるとわかりやすい。これが宗教団体の自己決定権の最も重要な要素であることは間違いな

い。どのような条件で信者となることができるか、信者となることでどのような法的地位が得られるのか、また、どのような条件で信者としての資格を失う可能性があるのかを規定するのは、保障された信教の自由の範囲内である。したがって、宗教団体の信者となるために必ず意思行為を必要とするか、それとも団体への所属が母親から受け継がれるユダヤ教のように出生だけで十分であるのかを判定するのは、国家やその裁判所の問題ではない。ただし、信者が信仰を止めることを宗教団体が阻止し、信者を強制によって団体にとどませようとするなら、それは消極的信教の自由の制約に当たる。

IV 公的に認められていない宗教規定の社会的な実効性という現象について

国家法と宗教法の相互作用の原理とメカニズムは、主にキリスト教の二大教会をその背景として発展してきた。しかし、この問題に関する現在の議論は、イスラム教と、イスラム法を世俗の法秩序に組み入れる可能性を巡る内容が中心となっている。ドイツに住むイスラム教の信者は、そのほとんどが移民（トルコ出身者が最も多いが、それだけではない）であることから、俗権法と教権法間の調整という法的問題に加えて、ドイツ社会への移住者の融和プロセスを脅かす可能性や支援する可能性についての問題も伴うことになる。イスラム教のカーディ（主に信者同士の争いを仲裁する宗教裁判所）は、法治国家と法秩序の統一性という規範的な大原則を脅かしているという声もある。その根拠としては、カーディのような裁判官が行う司法は、法律にも憲法にも縛られることのないものであり、社会のそれ以外の部分とは完全に切り離された法の異世界を構築するものだという主張がある。その反論として指摘されているのが、宗教司法を抑えようとするれば必ず、いわゆる“闇の”紛争解決という好ましくない現象につながるという議論である。宗教司法を国が認めれば、信者の個人的な自己決定を保障かつ確保することになるという。

この議論は全体として非常に抽象的なレベルで行われている。国の裁判所外での宗教紛争解決を実際に利用するイスラム教徒がどのくらいいるのかについての確実なデータはほとんどない。また、この問題の真に法的な側面から議論が離れていつている。もちろん、カーディが国家の規範を顧みずに判決する極端な裁判の例も、主に刑法において存在するのは事実である。宗教団体が信者に対して、国の当局や裁判所に証人として協力しないように圧力をかけ、刑事訴訟を妨害しようとするケースもしかりである。このように極端な例の他には、二つの異なる、しかしいずれも似たような意味で法の外部にある側面に議論が集中している。その一つは文化的及び社会的な融和のための一般的な条件を巡る議論で、もう一つはイスラム教及びイスラム教団体に、宗教活動に関して幅広い自由があるものの、それは市民の個人的な生き方に関する領域に限られたものであって、社会全体のあらゆる社会的活動の共通基盤を築くことを目的とする活動を許すものではない、断固として世俗的な社会に適応する能力があるかどうかという議論になっているのである。

V 小括

ドイツの法体系は、信教の自由や宗教団体の活動に対して実に開放的であり、また協力を惜しまない姿勢が特長となっており、宗教規定と宗教団体の司法機関によるその適用を認めつつ、同時にその限界をも明確にする態勢が十分に整っている。宗教規定や宗教団体の裁判所の現在の社会における位置づけを強化すべきかどうかという問題は、憲法の問題というよりは、むしろ政治的かつ社会的な文化の問題である。しかしながら、このテーマの意義は非常に理論的な観点からも明らかになる。このような観点では、宗教規定の役割が、純粹に個人のレベルにおける信教の自由の認識のみに関わるものではないことがはっきりとする。もっと重要なのは、国家法と宗教法の共存、そして時には対峙というものを、異なる法秩序の抵触の問題として認識しなければならないという点である。このような意味において信教の自由とその(限定された)認定を、法秩序の多元化と捉えることもできるのである。

付記

本節は、文化庁宗務課が2017年8月6～12日に実施したドイツ宗教事情調査の筆者担当の調査課題結果をまとめたものである。とりわけ以下の3名とのインタビューは本稿にとって極めて有益であり、本稿の構成は基本的には当該インタビューからの示唆に負うものである。ここにお名前を記して謝意を表する次第である。

Abt Dr. Johannes Eckert OSB (Benediktinerabtei St. Bonifaz)

Prälat Dr. iur. can. Lorenz Wolf (Leiter des Katholischen Büros Bayern, Domdekan des Metropolitenkapitels, Offizial der Erzdiözese München und Freising und Vorsitzender des Rundfunkrates des Bayerischen Rundfunks)

Professor Dr. Stephan Haering OSB (Lehrstuhl für Kirchenrecht, Katholisch-Theologische Fakultät, Karl-Mörsdorf-Studium für Kanonistik der Ludwig-Maximilians-Universität)

これらの方々とのインタビューに加えて、本稿の問題意識にとって好個の素材を提供している *Stefan Koriath*, *Staatliches und religiöses Recht - neuere Entwicklungen in Deutschland*, in *Dagmar Coester-Waltjen/ Volker Lipp/ Donovan W. M. Waters* (Hrsg.), *Liber Amicorum Makoto Arai, Nomos 2015*, SS.411-429 に多くを依拠している。*Stefan Koriath* 教授はミュンヘン大学法学部教授であり、ドイツ法学界における教会法の権威である。*Koriath* 論文は筆者の65歳祝賀記念論文集に寄稿されたものであり、本報告書において依拠することについては、同教授から快く応ずる旨の承諾を得ている。

また、今般の調査実施を全面的にサポートしていただいた *Michael Haussner* 氏

(Staatssekretär a.D., *Michael Haussner*) には満腔の謝意を表するものである。

(新井 誠)

補足： ショルトス新政権下での政策展望

補足として、社会民主党 (SPD) のショルト議員を新首相とする形で 2021 年 12 月に誕生した、社会民主党・同盟 90/緑の党 (Bündnis 90/Die Grünen) ・自由民主党 (FDP) による新連立政権の政策課題についても手短かに展望してみたい。

この3党が 2021 年 11 月に取りまとめた連立協定の中では、政教関係に関する政策課題も挙げられている。まず、「教会及び宗教団体は、我々のコミュニティの重要な一部であり、社会における共存や価値観の伝達という点で重要な貢献を果たしている。我々連立政権は、教会及び宗教団体のこうした貢献を評価し、また、尊敬している。」との書き出しがあり、その上で、特に以下の4点が今後の対応課題として挙げられている。すなわち、①各州や教会との対話を通じて、教会に対する国家給付の償却に関する公正な枠組みを設けること、②「友好的分離」モデルと言われる政教関係を更に発展させ、各宗教団体 (特に、イスラム教団体) の参加と代表性を向上させること、③そのために、宗教団体の法的地位に関する補強的対応 (Ergänzungen) が必要かどうかについて、関係する教会や各宗教団体と密接に協議をしながら検討を進めること、特に、ドイツ国内に拠点を置くイスラムコミュニティをこうした対話プロセスに関与させること、④各州との協力の下で、ドイツの大学においてイマーム (イスラム教指導者) の訓練のためのプログラムを強化していくことの4点である。

かかる記述から、特にキリスト教以外の宗教団体との間においても対話を促進し、友好的関係を形成・強化しようという新政権の姿勢がかいま見えるのではないだろうか。こうした姿勢は、連立協定の中の「平等」や「差別禁止」に関する記述からも読み取ることができる。すなわち、そこでは、①ムスリムへの対応として、連立政権が彼らの生活の多様性を考慮し、特に、ムスリムの青年組織 (Jugendverein) をサポートすること、②包括的な保護・予防措置・よりよい支援を通じて、増えつつあるムスリムへの攻撃・脅威に対応すること、③さらに、各宗教団体との協力関係や出会いの機会を促進することが重要な課題として挙げられている。

ショルトス新政権の連立協定は「更なる進歩に挑む *Mehr Fortschritt wagen*」を統一スローガンとして掲げているが、政教関係については、どのような形で進歩がみられるだろうか。今後4年間の新政権のかじ取りに引き続き注目してみたい。

第2節 宗教団体制

Ⅰ 序説

1. 教会活動の基盤としての国家教会法

教会が自ら制定した法としての教会法には、国による合法化は必要ない。教会は自らの法を自由な自己決定により定める。例えばローマカトリック教会は、神の命による独自の（教会法上の）権利能力を有する倫理的な人格〔訳注：≒法人〕として自らを位置づけており、使徒座にも同じ権利能力があるものとしている（c.113 §1 CIC）。また教会は、いかなる世俗権力にも左右されることなく、自らの事項を独自に秩序立て規定する権利を有するとしている。キリスト教各教会の波乱万丈の歴史を振り返ると、そしてまた現代の様々な国においてキリスト教が置かれている状況を見ても、教会は国家による支援がなくとも、国家の抑圧すら物ともせず、困難を切り抜けてきた。自由主義国家における教会の歴史や位置づけからも、教会やその構成員、また国家にとって、共通の利益がある局面においては（人々の便益のために）協力した方が賢明であることがわかる。協力関係があれば、教会は自らの活動に当たって自然法による自己決定権をその根拠とする必要がない。自由民主主義の立憲国家においては、教会の自己決定権は（その他の各宗教団体と同様に）国家法によって保障される。ドイツ連邦共和国では、まず基本権として保障された基本法4条1項及び2項の信教の自由と、基本法140条及びドイツライヒ憲法137条3項に定められた宗教団体の自己決定権がこれに該当する。このような保障によって教会には広範に及ぶ自由が与えられ、また同時に国家による制約を受けることなく自らの法、すなわち教会法を制定し、それに従って活動することも可能になる。

2. 「国家教会法」と「宗教憲法」

国家の法秩序における宗教にかかる領域は、従来“国家教会法[Staatskirchenrecht]”と呼ばれている。この分野ではここしばらく論争が増えている。その最たるものがこの法分野の名称を巡る議論である。最近では、これまでの国家教会法という名称に代えて、“宗教憲法[Religionsverfassungsrecht]”や“宗教法[Religionsrecht]”という名称を使うべきと主張する声が多い。この（新しいものではない）議論には様々な側面がある。

ここ数十年間の社会の変化に伴い、宗教生活の多元化も進んでいる（イスラム教の台頭がこれを最もよく物語っている）ことを考えれば、“国家教会法”という概念がキリスト教とキリスト教会に固執しすぎているという見解をとる立場も十分理解できる。他の宗教や宗教団体がこの概念には含まれないというのである。このような論旨を展開するのであれば、それが“国家教会法”の代替となる用語を提案することで反教会ないし反キリスト教的思想を助長しようとする試みでもない限り、それほど強い反対を受けることはなかろう。というのも、国家教会法という概念が問題をはらんでいるのは事実だからである。この言葉は、基本法140条とドイツライヒ憲法137条1項により憲法で禁じられた国教会の法を指す言葉として誤解されやすい。基本法4条1項及び2項で保障された基本権としての信教の自

由や、基本法3条3項と基本法33条3項による宗教的差別の禁止をみれば明らかなように、この法分野の大部分は個人の法的地位に関するものであるにも関わらず、国家教会法という言葉は、あたかも教会、すなわち宗教団体のみに関するものであるかのような誤った印象を与える。結局のところこの言葉は（ドイツ語では）よくある、意味論的美学を備えているとは言い難い複合語なのである。そのため、用語法の次元に限った議論であれば、国家教会法という用語を何が何でも守り抜こうとする者はいないだろう。“宗教憲法”（宗教に関する国家法が必ずしも憲法とは限らないのでこの言葉も正確とはいえないが）や“国家宗教法”といった名称でもよいと考えるかもしれない。

しかし、法分野の名称として最も適切なものは何かという議論に加え、それぞれ提案された名称によって「内容を伝達する」となると、そう簡単にはいかなくなる。そうなれば“国家教会法”の擁護派は教会とキリスト教の優位性を主張するか、そうでなくともこの法分野の機関的観点を重視して、個人の法的地位、すなわち基本権としての信教の自由を第一とする“宗教憲法”派よりも、国家と教会の法的な対比を強調することになろう。しかし国家教会法はかねて国家と社会の諸機関の法的関係に加え、宗教的事項における個人の法的地位をも包括している。もう長いこと“国家教会法”を国家の諸機関と宗教団体との間の関係にのみ利用するのではなく、基本権圏に根ざした個人・宗教集団・宗教団体自身の法的地位や、さらには国家の法秩序にとって教会ないし宗教が重要性を持つあらゆる項目をその中に組み込もうという正しい傾向が主流となっている。それが具体的にどのような形であってもキリスト教の各教会やキリスト教全体を優遇することは基本法が許さない。基本法は宗教・世界観について中立であり、宗教上の事項における平等待遇を要求する。多くのキリスト教徒にとってはこの上なく嘆かわしいことかもしれないが、キリスト教の二大教会が近年社会における重要性を失いつつあり、それに伴って個人の信仰の法的な重要性が必然的に増す結果となっていることや、ドイツ国内の宗教生活の多元化が進んでいるという事実を無視することはできず、“国家教会法”という用語は一部の宗教団体や機関的側面の優位性に関する誤解を招きやすいことから、宗教憲法という用語を少なくとも同等のものとして並列することが望ましい。先進的な「宗教憲法としての国家教会法の認識」によって、予断なく、特定の思想に捕らわれずに各用語と付き合うことができるようになる。数々の教本の題名と並んでその手本を示しているのが連憲裁である。連憲裁は2000年12月の判決において（BVerfGE 102, 370 (386ff) = KirchE 38, 502 (509ff.))、宗教団体の公法上の団体としての法的地位について基本権の視点を強調する解釈を示したことで、宗教に関する国家法の用語法上正確な名称を巡る議論を再燃させる大きなきっかけを作った。しかし連憲裁は、よりによって同判決の所々で、“宗教・国家教会法”という表現のほか、また単に“国家教会法”という名称も使っている（BVerfGE 102, 370 (392; 394-393) = KirchE 38, 502 (513; 515-514)）。本論において国家教会法という用語が前面に出ているとしても、それはただ教会法の教本である本書においては、国家の法秩序の宗教憲法にかかる骨子を概観することで、国家教会法がいかに教会の活動の法的基盤として、そしてまた広義の教会法の法的基盤ともなり得るかを明らかにすることが目的であって、その際には必然的に各教会とそ

の構成（員）を念頭に置いているからにすぎない。

II 国家教会法の法源

国家と宗教の関係に関する法源にはまた、国の諸憲法、すなわちドイツ連邦共和国の基本法と、連邦各州の憲法がある。基本法には、最も重要な保障規定が基本法4条1項及び2項（基本権としての信教の自由）をはじめとする基本権の部にあり、基本法3条1項及び3項（宗教を理由とする不平等待遇の禁止）や基本法7条（宗教授業、私学の自由）などもこれに該当する。更に基本法33条3項に定められた基本権と類似した権利（公民としての平等待遇）にも留意する必要がある。そして、議会評議会が1948/49年に基本法を起草するに当たり、新たな国家教会法の策定には至らなかったことから、基本法140条によってワイマール憲法の国家教会法から一連の規定が継承された。ドイツライヒ憲法136条、137条、138条、139条、141条である。基本法140条に基づき、1919年制定のワイマール憲法のこれらの規定は基本法にいわば組み込まれる形で継承され、“完全に有効な憲法”となっており（Vgl. BVerfGE 19, 206 (219) = KirchE 7, 338 (346).）、基本法の他の条項よりも下の格付ではない。各州の憲法は内容的に基本法から大きく逸脱する部分はほとんどなく、（教育は憲法により各州の権限と定められているがために）学校や高等教育機関における宗教の位置づけにある程度の特色が見られることが多い。例えばノルトライン・ヴェストファーレン州では、ノルトライン・ヴェストファーレン州憲法7条1項、8条4項、12条2項及び3項、13条、14条、15条3文、16条2項、17条、19条、21ないし23条などがある。各州で憲法を策定した審議機関の政治的な性格によって、教会と国家の分離をどこまで前面に押し出しているかが異なっている。ただし、基本法に定められた連邦憲法は州憲法に優先する（基本法31条、142条）ため、州憲法における相違点の実際の影響はそれほど大きくない。

また、国家教会法はかなりの部分が国家（連邦又は州）と単数又は複数の宗教団体の間に結ばれた契約によって成立する。国家とカトリック教会の間の契約は“コンコルダート”と呼ぶのが慣例となっており、福音派教会との契約は単に“契約”又は“教会契約”ということが多い。このような契約が多数存在する様子を見る限り、ドイツでは国家と宗教の関係に関する法的な規制が、国側から一方的に制定されるだけでなく、協働かつ合意に基づいて行われるということがわかる。ドイツの国家教会法は連携を意図するものであって、対立が目的ではないのである。

更に国家教会法を構成するものには、連邦及び（主に）各州の一般法がある。その中には、純粋に宗教上の事項を取り扱う法律もあり、例えば各州の教会税法や教会退会法などのように、宗教団体の自己決定権（基本法140条及びドイツライヒ憲法137条3項）があるにも関わらず（様々な理由から）国家の管轄にある事項を扱うものがある。また、宗教との深い関わりがあるものの、その起点においては国家の任務範囲に属する事項に関する法律、例えば各州の墓地法や埋葬法のような法律もある。そして連邦ないし州が国家として、教会やその他の各宗教団体の宗教上の利益、そしてまた個人の宗教上の利益を顧慮した法律も多

数存在する。これに該当する規定があるのは、例えば建設計画法（建設法1条6項6号、5条2項2号）、集会法（集会法17条）、訴訟法（民訴法383条1項4号、刑訴法53条1項1号）などである。

III 基本法4条1項及び2項に基づく信教の自由

1. 連邦憲法裁判所の判例に見る一貫した包括的基本権としての信教の自由

宗教上の自己決定権は、個人及び宗教団体やその他の宗教的結社（これらはすべて基本権としての信教の自由を享有する主体である）に対し、基本法4条1項及び2項をはじめとする基本権の保障を通じて担保されている。この条項には、信仰と良心の自由及び宗教と世界観の選択の自由は不可侵であると定められている（1項）。妨害を受けることのない宗教の実践が保障される（2項）。宗教及び教会を敵視していたナチス非法治国家による抑圧の歴史の教訓から、連憲裁はその初期の判例において既に、基本法4条1項及び2項の実に幅広い解釈を行っており、この条文で保障されている信教の自由を大きく拡張している。基本法4条は差別化した文言となっているにも関わらず、連憲裁はこの規定から一貫した包括的基本権を導出し、自らのあらゆる行為を自らの信仰の教えに従って構成し、自らの信条に従って行動する権利を個人に与えるとする(BVerfGE 24, 236 (246) = KirchE 10, 181 (185); 32, 98 (106) = KirchE 12, 294 (297); 108, 282 (297) = KirchE 44, 166 (172) - st. Rspr.)。これは、守らなければならない信仰の戒律のみならず、ある行為を人生の状況に対応するために正しい行為と規定するような宗教上の信念にも該当するという(BVerfGE 108, 282 (297))。この司法判断には文献の多くも追従しているが、この判例に従うなら、本来宗教的な性格のない行為であっても、それが宗教上の信念に起因するものであれば信教の自由の保護範囲に含まれることになる。

例： 法的な形態が非登記団体である“ドイツカトリック農村青年団連盟”が1965年にドイツ全土で“ガラクタ収集運動”と銘打った活動を実施した。古着やぼろ布、古紙などを集め、それをまとめて大規模業者に販売するという活動であった。数百万ドイツマルクに上った収益は、開発の遅れた地方の農村青年団のために使用されることになっていた。連盟が収集活動を行ったのは“宗教的・慈善的な動機による”(BVerfGE 24, 236 (247) = KirchE 10, 181 (186).)ものであるという理由で、連憲裁はこの活動を宗教の実践の一つとみなし、基本権としての信教の自由の保護範囲にかかるものとした。連憲裁がこのような判断に至ったのは、自己認識（当時の事件においては隣人愛との関連におけるカトリック教会の自己認識）に決定的な意味合いを認めた結果である。古着や古紙の収集という行為は、対外的に宗教性を帯びるものではなく、他の者はそれを業として行っていた。そのような事業主が“ガラクタ収集運動”に対して訴訟を提起し、民事裁判所において勝訴した。この判決を不服として、“ドイツカトリック農村青年団連盟”は連憲裁に憲法異議を申立て（基本法93条1項4a号）、その訴えが奏功したのである。この連憲裁判決が、連憲裁による基本法4条1項及び2項の幅広い解釈の起端となっており、連憲裁はその核心において今日までこの姿勢を守り続けている。

このような、その骨幹において確立された司法判断は、ある行為が基本法4条1項及び2項に基づく信教の自由の保護範囲に含まれるかどうかという問題の判定に当たって、この基本権を主張する者の自己認識に着目するものである。比較的新しい判例では、連憲裁はそれぞれの自己認識についての信ぴょう性審査を行っている(BVerfGE 108, 282 (299) = KirchE 44, 166 (173f.))。しかしこれが、個々の事例において信教の自由の内容を具体化するために連憲裁が(その核心において正当な)判断の基準とする観点であることには変わりがない。通常キリスト教各教会や教徒個人にとって、特定の行為について自らの自己認識を信ぴょう性を持って説明することは難しいことではないので、連憲裁の判例に従えば、基本法4条1項及び2項が教会やキリスト教徒に認める自由の範囲は実に幅広いものとなる。

すなわち連憲裁は、“ガラクタ収集運動”事件における古着収集のような対外的に宗教的性格のない行為についてのみならず、重病患者を医師の治療なしに祈りの力によって治そうという(不奏功に終わった)試みのような、世俗的な基準では理解し難い、まさしく非常識な行為についても信教の自由の保護範囲にかかるものとみなしている(BVerfGE 32, 98 (106) = KirchE 12, 254 (297.))。また、ある刑事訴訟で神の名においてであろうがなかろうが自らの証言について宣誓を行うことを拒否した福音派の牧師についても、連憲裁は基本法4条による保護を認めている(BVerfGE 33, 23 (28ff.) = KirchE 12, 410 (416))。

4条1項及び2項の規定には制約の留保がないことから、連憲裁は信教の自由を無留保で保障された基本権と考えている。このような基本権の制約は、“憲法自体から生じる”(BVerfGE 93, 1 (21) = KirchE 33, 191 (200.))ものでしかあり得ない。いわゆる憲法内在的制約である。連憲裁の判例によれば、“憲法格を備えた共同の利益や第三者の基本権”(BVerfGE 33, 23 (32) = KirchE 12, 410 (416.))がそのためには必要である。したがって、信教の自由の制限を求める者、若しくは制約の適法性を審査する者は必ず、具体的な事例におけるその適用が信教の自由を阻害する可能性のあるような憲法の規範を見つける必要があるのである。そして、相反する二つの憲法上の地位を比較衡量することで、信教の自由がそれと衝突する憲法規範よりも優先されるか、またさらには、どの程度優先されるかを解明する必要がある。ただしこれは二者択一の判断ではなく、憲法により保護された二つの利益を、どちらもできる限りくみ取るような状況が望ましい。このようにできる限り思慮深く均衡を図ることが、実践的整合性[praktische Konkordanz]という法的概念の役割である。

例： イスラム教徒の少女とその両親が(信ぴょう性のある形で)コーランを理由として、その少女は男女合同の体育授業に参加することが許されないと主張する。学校が少女に着用を認めている大きめにカットした服装でも(特に出席している男子に)自分の体の輪郭が見えてしまったり、ヒジャブが外れてしまったりする心配をしなくてはならないという。また少女が、目的に合わせて短くカットされ、体にぴったりとフィットする体操服を着た男子が運動をする様子を見ることも許されず、男子と体が触れること

を避けなければならないが、男女合同の体育の授業ではそれは不可能だという。連行裁は、その少女の申立てを、基本法4条1項及び2項に基づく信教の自由の保護範囲に含まれるものと判断した。連行裁が憲法内在的制約とみなしたのは、基本法7条1項から生じる国の教育義務である。少女の信教の自由と、国の教育義務とを比較衡量した上で、体育の授業を男女別に実施するように学校当局が計らう必要があるという結論に裁判所が至るといって、連行裁は実践的整合性を担保した。その結果として、その少女には原則として体育の授業に参加する義務があるが、授業が男女合同で実施される場合においてはその限りではない(BVerwG NVwZ 1994, 578 = KirchE 31,328 (335))。

連憲裁は(文献において非常に根強い通説とも一致する形で)信教の自由のいわゆる消極的側面も保護されるものとみなしている。これは宗教を持つ必要はないというもので、特定の宗教信仰の儀式に参加する必要がないことを主に意味する。ただし連憲裁は、他人の信仰の表明や儀式、宗教的象徴に煩わされないという個人の権利はないとも明言している(BVerfGE 93, 1 (15f.) = KirchE 33, 191 (195f.); 108, 282 (301f.) = KirchE 44, 166 (176); BVerfG NJW 2015, 1359 (1363 Rn.104))。

2. 基本法4条適用に当たっての判例の難しさ

その基本的な姿勢において宗教及び教会にかなり友好的といえる判例だが、最近はその困難な状況につながっていることは否めない。その困難さとは、まず法体系的な難しさであって、各種の基本権の保障がもはや明確に区分できなくなっているという点にある。これは第一に、基本法4条に定められた信教の自由と、基本法2条1項の一般的な行為の自由との区分についての話だが、個別の事例において様々な宗教上の保障(すべて基本法4条1項及び2項から生じる)が衝突する場合には、その区分についてもいえることである。法の現実の次元においては、このような問題は第一にドイツ国内における宗教的生活の多元化の進行の結果であるが、それはまた個別化が進んだ結果でもある。キリスト教各教会などの機関の宗教上の理念というよりも、多様で内容が様々な個人独自の宗教的な、時には反宗教的な要望が焦点となるのであれば、解決困難な衝突関係が生じることは避けられない。

例えば、イスラム教団体がモスクでムアッジンの呼びかけを拡声器で放送することを発表すると、キリスト教がその大半に浸透しており、一部は無神論者で構成される近隣住民が拒絶反応を示すことが多い。連憲裁の判例によれば、礼拝の呼びかけを望むイスラム教徒は、基本法4条1項及び2項を根拠とすることができる。ただし憲法自体から生じる制約は容易には見つからない。とりわけ、イスラム教の詠唱を拒否し、自らの異なる信念を阻害されるという近隣住民の抗弁は、ほとんど考慮の対象とはなり得ない。なぜなら、ここで考慮すべき消極的信教の自由は、積極的信教の自由の逆転とみなす必要があるからである。つまり、基本法4条は宗教の儀式に参加する権利だけでなく、参加しない権利も保護している。しかし(連憲裁のように)基本法4条に、自らのあらゆる行為を宗教上の信念に従って構成する権利があるとみなすのであれば、この権利を消極的自由として逆転するために必要な線引きは事実上不可能である。むしろこの権利の積極的な側面から、イスラム教徒がムアッ

ジンの呼びかけを行わないことを請求する権利が生じる可能性がある。連憲裁はそのような結論の導出を避けており、他人の信仰の表明に煩わされないという権利は誰にもないことと明示している。しかし、そのための法理的に裏付けられた理由を連憲裁はいまだ示していない。またこの事例は、判例に従って信教の自由の行使に対する制約を見いだすことが必ずしも可能ではないことを示すものであって、対立する利益(この例ではイスラム教徒の利益と、宗教の異なる、又は無宗教の近隣住民の利益)の適切かつ法の規定に基づく比較衡量を行うためには、それが望ましい場合もあるのである。通常の場合では、近隣住民の消極的信教の自由にも、また近隣住民の住居(基本法13条)や所有権(基本法14条)の保護請求権にも抵触することはないであろう。身体の完全性(基本法2条2項)が問題となるのは、礼拝の呼びかけが夜間に行われる場合に限られるだろう。

また、以前に比べはるかに多様で、大きな個人差のある宗教観が存在し、教会という結びつきがなく、個々の事件において決定を下す官吏や裁判官が知らないものであることも多い社会にあっては、連憲裁が打ち出した、自己認識をすこぶる重視する信教の自由の解釈は問題をはらんでいる。このような状況では、原告に独創性があれば、高度な内容の論旨を展開する余地があるのみならず、基本権濫用の可能性もある。

例： (1) 例えばバイエルン州の学校の教室に掛けられた十字架を巡る判決においては、連憲裁は人知学的なものだという論旨を展開する異議申立人の自己認識をその基盤としている。申立人は、自分と家族にとって決定的な意味をもつルドルフ・シュタイナーの人知学とは、自分の子供が学校の教室でキリスト教の十字架が目に入らざるを得ない状況に置かれることは相入れないと主張した(BVerfGE 93, 1 (2) = KirchE 33, 191 (192))。連憲裁の判決が公開されて間もなく、少なくとも数人の人知学者が、異議申立人の解釈とは距離を置いている。

(2) ある団体の創始者の次のような発言が度々引用されている：「人々をコントロールする唯一の方法はだますことである。」「教会は改革集団とみなされることを忘れるな。だから我々も改革集団のように振る舞わなければならない。」(F. A. Z.(1998/04/11), S.4.を引用)「金を稼げ。もっと金を稼げ。ほかの人が金を稼ぐのを手伝え。」(F. A. Z.(1997/10/24), S.41.を引用)にも関わらず裁判所は、ある団体が“教会”を自ら名乗っていることや、宗教的な書物があるという理由で宗教団体として認定した(VG Darmstadt, NJW 1979, 1056 (1057) = KirchE 17, 135 (136); VG Frankfurt a. M., KirchE 18, 239 (242); LG Hamburg, NJW 1988, 2617 = KirchE 26, 23 (24))。

とはいうものの、基本権としての信教の自由の適用に当たっては、通常なら基本権主体の自己認識に着目せざるを得ないであろう。一個人ないし一団体にとって何が宗教の実践にあたるかを、国の裁判所が規定することはできない。それができるのは当事者自身だけである。

この(正当な)手法に伴う問題点に対して連憲裁が示した反応は、バハイ教の宗教団体の法的構造に関する判決における傍論にある。ある集団が宗教を信仰し、宗教団体であるという主張と自己認識だけでは、その集団や構成員が基本法4条1項及び2項の自

由の権利を理由とすることを正当化するものではなく、事実上も、その思想的内容や外観からそれが宗教かつ宗教団体に当たるものである必要があるというのである（BVerfGE 83, 341 (353) = KirchE 29, 9 (17f.)）。しかしこれでは、連憲裁の自己認識を重視した判例によれば信教の自由の保護範囲が広いことにまつわる問題の解決とはならない。連憲裁は単に、いふなれば当然の、1991年のバハイ教事件判決以前にも既に有効であった内容、すなわち基本権による保護の要件が充足されていることを説明する責任は基本権主体にあるということと、（連憲裁が上記傍論の中ではっきりと付け加えているように）国の裁判所は、憲法概念を解釈し、それぞれの要件が充足されているかどうかを判定しなければならないということを、改めて強調しているにすぎない。基本法4条1項及び2項に定められた基本権としての信教の自由を明確化するための実質的な助けにはバハイ教事件判決はならない。

実践においては結果的に、連憲裁の判例から、基本法4条1項及び2項の適用の問題を円満かつバランス良く解決する手段が得られることが多い。しかし連憲裁は一貫して、そのような解決手段を抽象的ガイドラインに基づいて構築するのではなく、それぞれの具体的な事例の特殊な事情を起点とする、法理的には説得力に欠ける考察によって編み出している。また不透明なのは、上で触れた信教の自由の濫用の危険に連憲裁がどのように対応しようと考えているかである。（そのアプローチとしては適正な）当事者の自己認識を、具体的な事例における基本法4条1項及び2項の適用の起点とするのであれば、それに伴う基本権としての自由の保護範囲の広さを効果的に制約する方法も示すことができなくてはならない。これが連憲裁にはこれまでのところできていない。

3. 一般法の制約下にある信教の自由の保障事項

(1) 基本法4条における信教の自由の各種構成要件

判例ほどに即事例的ではなく、予見性をより高めようとすれば、基本法4条1項及び2項の差別化された構成要件と、それぞれ異なる保障を真剣に受け止め、肝要な法的概念をできる限り客観的に理解するように努めることになる。上述のとおり、これが信教の自由の完全な客観化につながることはない。基本権主体の自己認識は、必ず最も重要な位置づけになくなくてはならない。しかし基本法においては、宗教及び世界観に関する国家機関の中立性や、宗教上の事項における万人の平等の権利が要求されていることから、信教の自由の構成要件としての前提となる事実をできる限り客観的に規定することが要請されているものといえる。これは第一に、官署や裁判所で働く国の法適用者が拙速に個人や団体の自己認識を起点とすることは許されないことを意味する。憲法自身が自己認識を引き合いに出す局面において初めて、国家が客観的解釈能力の限界にぶつかることになる。それが厳密にどの局面であるのかは、個々の自由権について解明する必要がある。

したがってまずは、基本法の宗教上の保障すべてにおいて最も重要な宗教という概念をより細かく規定すればよい。信教の自由の憲法上の機能は、個人及び人の共同体に対し（主に基本法5条及び8条との関係において）その宗教又は世界観にかかる信念の特別な保護

を与えることにある。このような優遇を行う理由は、宗教ないし世界観が、当事者にとっては特別な形で拘束力をもつ、個人の自己同一性と結びついた信念だからである。このような信念の拘束力が強くなるのは、生の起源と目的、世界の中の人間の位置づけ、生命の抽象的意義といった事項がその対象となっているからである。この定型的な定義に加えて、(基本法4条、5条、8条、12条、14条の各種の保障や基本法140条及びドイツライヒ憲法137条1項に基づく国家と教会の分離などが盛り込まれた)基本法に示されている宗教、経済、政治の区分を手掛かりとする消極的基準が考えられる。例えば(ある団体のように)あたかも宗教であるかのようなやり方を経済的な目的の単なる口実として利用する者は、基本法でいうところの宗教(又は世界観)を信奉しているとはいえない。政治的な目的を隠匿するための思想についても同じことがいえる。

宗教の概念のほかにも、基本法4条1項及び2項の保護の対象となる行為の形態はある程度の明確化が可能である。すなわち、基本法4条1項の信仰の自由は、信仰の事項における内心の信念、思想の自由を保障する、すなわち *forum internum* である。そのため、信仰の信念形成に影響を与えることは国家には許されない。消極的信教の自由は、基本法4条1項でいうところの信仰を形成しなくてもよい権利を各個人に与える。

例： 消極的信教の自由の保護範囲に抵触するのは、公立学校の教室には必ず十字架を掛けるという内容の国の命令があった場合である。なぜなら、これは生徒や両親のイエズスキリストを信じないという権利を侵害する可能性があるからである (Vgl. BVerfGE 93, 1 ff.= KirchE 33, 191 ff.)。

基本法4条1項の信教の自由は、宗教上の信念を告知し、それについて語ることを保護するものだが、信仰の勧誘や、それが精神的な意思疎通によって行われ、暴力や偽計、脅迫などによるものでない限り他の信仰からの引き抜きでさえもその対象となる。

例： これには例えばイスラム教の礼拝の呼びかけも含まれ、ヒジャブもそれが宗教上の信念を対外的に明示するために着用するものであれば同様である。これに該当するか、それとも慣習からヒジャブを着けているのかは、該当する女性の自己認識によって決まる。

消極的信教の自由は、基本法140条及びドイツライヒ憲法136条3項において独自に保障されており、宗教上の信念を開示しなくてもよい権利を万人に与えている。いかなる教師にも自らの意思に反して宗教の授業を行う義務を課すことは許されないという基本法7条3項3文も、消極的信教の自由の表れである。

基本法4条2項の宗教実践の自由は、宗教の儀式をその種類や宗教を問わずに保護する。しかし、その保護範囲はそれだけに限られない。客観的基準によってアプリアリにその範囲の線引きを行うことはできない。宗教実践の概念は、(ドイツでは)新しい形態の宗教的行為に対しても殊更開かれた概念である。そうなると、宗教実践の自由の保護範囲に抵触するかという問題の判定に当たっては、当事者の自己認識しか残されていないことになるが、もちろんその信ぴょう性の審査は必要である。

例： これには例えば体育の授業、特に水泳の授業に参加する義務を免除してほしいとい

うイスラム教徒の女子生徒たちの要望などが含まれる。イスラム教徒はコーランを根拠に、イスラム教徒の宗教実践には、イスラム教徒の少女たちの身体の輪郭を男子生徒の目に触れさせない衣服も含まれると説明できる(BVerwG, NVwZ 2014, 81.)。修学旅行で自分の信仰の要求に従って行動できないかもしれないというあるイスラム教徒の女子生徒の懸念も、基本法 4 条 2 項に定められた宗教実践の自由の保護範囲に含まれる可能性がある(Vgl. OVG NRW, NJW 2003, 1754 = KirchE 40, 20f.; VG Aachen, NJW 2002, 3191 = KirchE 40, 15 (16ff.))。

消極的宗教実践の自由は、基本法 140 条及びドイツライヒ憲法 136 条 4 項において具体的な保障を受けている。この条文によれば、何人も、教会の儀式や祭典、宗教的慣行への参加、宗教的宣誓形態の使用を強制されてはならない。基本法 140 条及びドイツライヒ憲法 136 条 4 項の規定には、宗教的な行動を示さなくてもよいという、これ以上の権利の余地はない。構成要件による明確な線引きを行うことで、消極的宗教実践の自由には対応できる。連憲裁の判例に伴うような問題は生じない。

更に基本法 140 条及びドイツライヒ憲法 137 条 2 項が、その明確な文言によって(連憲裁判例のいうように基本法 4 条ではなく(BVerfGE 83,341 (354) = KirchE 29, 9 (19).))宗教団体を形成する権利を保障している。宗教団体の包括的な活動とは異なり、その構成員の宗教生活の一部のみをつかさどる宗教社団(例えば Caritas/Diakonie などの教会の慈善団体や布教、青少年活動、そしてまた学校や病院などの運営機関としての役割など)の設立もやはり基本法 4 条によってではなく、基本法 9 条 1 項の一般的結社の自由によって保護されている。その活動について初めて宗教団体は基本法 4 条を根拠とすることができる。したがって宗教社団は、基本法 9 条 2 項、社団法 1 条以下に従って禁止することができる。これが、基本法 9 条ではなく基本法 140 条及びドイツライヒ憲法 137 条 2 項に基づいて設立される宗教団体にも適用されるかどうかについては議論があるが、恐らく適用されると考えてよいであろう。

比較的狭い意味の宗教上の保障に含まれないのは、やはり基本法 4 条 1 項で保障されている良心の自由である。具体的な事例において良心が宗教的な起源であることは考えられるが、必ずしもそうとは限らない。良心の自由は、基本法 4 条の基本権の中で、最も個人の主観的な考え方に依存する基本権である。その保護範囲を限定することはほぼ不可能に近い。確実に(連憲裁の判例とも符合する形で)言えることは、良心による意思決定とは「あらゆる真剣な道義上の、すなわち「善」と「悪」という枠に沿った意思決定で(…)、個人が特定の状況において自らにとって拘束力があり、必ず守らなければならないと内心において感じ、深刻な良心の呵責なしにそれに反して行動できないようなもの」だということである(BVerfGE 12, 45 (55); BVerfG, NJW 1993, 455 - st. Rspr.)。この定型的な良心の概念は、基本権主体にとって自己の同一性に関わる意義を持つ、内在化された価値や規範を捉えている。良心の自由は *forum internum* に限られたものではなく、必ず守らなければならないと内心において感じた良心の要請に従って行動してもよいという自由にも及ぶというのが通説である。しかし、広範に及ぶ

行為権として良心の自由を理解することは、解決困難な問題につながることもあり、個人が国の規定を免れるための容易な手段となりかねないことから、保護の対象となっている良心の働きを限定する可能性について以前から検討が行われている。例えば、良心の自由を、例外的な事例において、それ以外の場合には合憲な法律から生じる、良心に反する行為の強制に対抗することに限定するという（正当な）提案が行われている。その根拠となるのは正に「例外的な事例において（それ以外の場合には）合法的な国家による強制からの保護を与えるという良心の自由の機能」である。例えば生物学を学ぶ大学生が、良心を理由として（卒業には支障を来すことなく）動物実験を拒否したいという場合、その学生はこの専攻を選んだことで自らをこの状況に追い込んだと言われても仕方がない。その良心の葛藤は国側からその学生に強制したものではない。基本法4条1項によって保護される良心による意思決定とは、基本権主体本人の責任範囲との関係が客観化可能なものに限られるという点には現在ではほとんど異論がない。したがって、個人が基本法4条1項を援用して税金の納付を拒否し、税金が軍事行動の資金源ともなっていることは自分の良心が許さないことを理由とすることはできない。税収の使い道について、個人が法的な責任を負うことはない（連邦については基本法110条参照）。良心の自由の制約につながるのは衝突する憲法上の権利であり、連憲裁のよく使う表現を借りれば、相反する「第三者の基本権及びその他の憲法格を備えた法価値」（BVerfGE 28, 243 (261).)ということになる。

（2）基本法4条1項及び2項に基づく信教の自由の制約

連憲裁の判例によれば、連憲裁が一貫した基本権とみなしている基本法4条1項及び2項の保障には、基本権の法律留保がない。連憲裁は、“かの”信教の自由を無留保の基本権とみなしており（BVerfGE 33, 23 (30f.) = KirchE 12, 410 (414ff.); 108, 282 (297) = KirchE 44, 166 (172) - st. Rspr.）、その制約は憲法格を備えた共同の利益や第三者の基本権から生じる。連憲裁は、その文言からするに関連の規定である基本法140条及びドイツライヒ憲法136条1項を、信教の自由に対する法律留保として用いることをはっきりと拒否している（BVerfGE 33, 23 (30f.) = KirchE 12, 410 (414f.)）。文献の中にはもう長いことこれを否定するものがある。確かに、その文言からするに関連の規定である基本法140条及びドイツライヒ憲法136条1項（この規定でいうところの公民の義務の筆頭には法律遵守義務がある）がどうして適用できないのかわからない。それどころか、この規範の文言のみならず、信教の自由を含む国家教会法の歴史的な経過を見ると、統一性のあるひとつの規定群として成立したものの、議会評議会がこの法的題材の取扱いに当たって直面した特殊な困難さが原因で、基本法では憲法の数か所に分かれて規定が行われているという事情があり、実体的な理由があるわけではないことを考えても、基本法140条及びドイツライヒ憲法136条1項を基本法4条1項及び2項に定められた各基本権の法律留保として解釈する根拠がある。議会評議会における基本法4条成立の過程が、このような見方を阻害することはない。憲法制定者が意識的に基本法4条には法律留保を盛り込まなかったという事

情は、基本権の法律留保に関して当時はまだ今日のような認識が一般に広まっていなかったことから問題とはならない。また、連憲裁自身が重視している基本法 140 条によって基本法に組み込まれたワイマール憲法の規定の“完全に有効な憲法”としての性格(BVerfGE 19, 206 (219) = KirchE 7, 338 (346); 53, 366 (400) = KirchE 18, 69 (93); 66, 1 (22) = KirchE 21,307 (313f.); 70, 138 (167) = KirchE 23, 105 (111).)、そしてその結果として該規定は基本法 4 条とともにひとつの“自然な体系”を構成することからも(BVerfGE 53, 366 (400) = KirchE 18, 69 (93); 66, 1 (22) = Kirch E 21, 307 (313 f.); 70, 138 (167) = KirchE 23, 105 (111).)、ドイツライヒ憲法 136 条 1 項をその文言が要求する内容通りにしっかりと受け止めて適用することが求められている。そしてまた、ドイツライヒ憲法 136 条 1 項の意義と目的を考えても、それを法律留保とみなすことには支障がない。この規定の歴史的な目的は部分的に方向性が異なるかもしれない。しかし、1919 年前後の歴史的な状況を、100 年近くが経過した今、基本法解釈の判断基準とすることはできない。現在の判断基準は憲法の文言でなくてはならず、その文言には法律留保が含まれているのである。しかしまた、該規範の文言を起点として客観化されたテロスは、法律遵守義務を個人の宗教上の随意よりも下に位置づけたくないというものであり、この基本的な趣旨は今日の、1919 年とは根本的に異なる社会的な状況において重要性を増していることから、ドイツライヒ憲法 136 条 1 項を基本法 4 条 1 項及び 2 項で保障された各基本権の法律留保として用いるのは至極当然と思われる。

そうならば、基本法 4 条 1 項及び 2 項で保障された基本権としての信教の自由（ただしドイツライヒ憲法 136 条 1 項の明確な文言によれば良心の自由は含まれない）は、一般の法律の留保の下にある。一般の法律とは、信教の自由そのものを対象とするものでない、すなわち信仰・宗教の選択・宗教の実践などに対する特別法を含まない法律の規定である。

その中には例えば、公道の使用に関する道路法・道路交通法や、営業法、学校法（就学義務に関する規定を含む）、動物保護法（恒温動物のシェヒーターは原則禁止）、親族法（一夫一婦制に関する規定を含む）、イミシオン防止法（例えばノルトライン・ヴェストファーレン州イミシオン防止法 9 条、10 条にはムアッジンの呼びかけや教会の鐘に関する規定がある）、墓地法・埋葬法などがある。

基本法 140 条及びドイツライヒ憲法 136 条 1 項に基づく法律留保を用いて制約を加えることで、法の適用者が（連憲裁の判例では必要とされる）対立する憲法を探す必要がなくなる。しかしながら、法律留保があるからといって必ずしも連憲裁の場合よりも踏み込んだ制約につながるわけではない。対立する利益を常に（相当性審査の枠内で）比較衡量する必要があり、実践的整合性の担保を目指さなくてはならない。よって基本法 140 条及びドイツライヒ憲法 136 条 1 項に基づく制約留保による処置が信教の自由の不当な制限につながることはない。しかしこれは、しばしば取り上げられている一般法の、多元宗教社会において生じる諸問題の解決と制御のための法的手段としての意義を法的に裏付ける根拠となる。このような憲法上の基盤があって初めて、イスラム教徒のように、その宗教上の観念が我が国の法と容易に相入るものでない宗教上の少数者に対しても、またそのような少数者に

こそ、法律遵守を要求することができるようになる。そしてまた一般の法律が社会統合効果を発揮できるのは、一般法の遵守が原則である場合に限られる。

付記

本節は、文化庁宗務課が2018年8月13日～24日に実施したドイツ宗教事情調査の筆者担当の調査課題をまとめたものである。とりわけ以下の2名とのインタビューは本稿にとって極めて有益であり、本稿のモチーフは基本的には当該インタビューの示唆に負うものである。ここにお名前を記して謝意を表する次第である。

Regierungsrat Dr. Jost-Benjamin Schrooten
(Bundesministerium des Innern, für Bau und Heimat)
Harald Schliemann
(Rechtsanwalt und Justizminister a.D.)

これらの方々とのインタビューに加えて、本稿が多くを依拠しているのは Heinrich de Wall/Stefan Muckel, *Kirchenrecht (Kurzlehrbücher für das juristische Studium)*, 5. neue bearbeitete Auflage, PP. 60-94, 2017 C.H. Beck である。本書は今般の調査において多くの方々から極めて理解しやすく、正確な基本書であると薦められたものであり、本報告書において依拠することについても著者の承諾を得ている。同書に依拠するに際しては、Schrooten, Schliemann 両氏から得た理解が大きな手助けとなり、また両氏からも示唆された事案、判例等について分かりやすく紹介することができたのではないかと考えており、両氏にはこの点についても謝意を表したい。

(新井 誠)

第3節 宗教団体税制

宗教団体には税制上の利益が保障される。かかる税制上の仕組みは、①宗教団体への教会税の徴収権承認と②国家による宗教団体等への租税優遇措置の適用の二つに大別可能である。以下、各制度の概観と宗教団体の財務状況を簡単に記したい。

I 宗教団体の財務状況

宗教団体の収入を確認しておく、財源は教会税収入とその他の収入からなる。一般には教会税が主たる財源といえる。例として、ヘッセン・ナッサウのプロテスタント教会とザクセンのプロテスタント教会の収入をみると、前者の場合、2014年度の収入総額は約5億9600万€であり、うち、教会税が82.2%（約4億9000万€）を占める。また、後者の2016年度の収入は2億1000万€であり、うち、教会税が52%（約1億1000万€）を占める（各教会のHPを参照）。教会税以外には、ドイツライヒ憲法138条1項に基づく国家からの給付金、第三者からの寄附金、事業（保育・医療施設等）や資産運営による収入がある。その他、教会間で財政補償が行われているため、かかる補償金が教会の収入を構成することもある。特に、旧東ドイツ地域の場合、かかる補償金が収入に占める割合は大きい。前述のザクセンのプロテスタント教会を例に挙げれば、かかる補償金は収入全体の25%を占める。

他方、支出では、団体の活動費用が大部分を占める。宗教団体の活動の多くが労働集約的であるため、特に人件費が占める割合は大きい。

最後に、各団体の財務規律も確認しておく、プロテスタント教会及びローマカトリック教会では1・2年ごとに予算が作成される。そして、各教会の代表機関がこれを承認し、また会計監査を行うことによって財政コントロールがなされる。

II 教会税制

公法上の社団たる宗教団体には課税権限が認められる（ドイツライヒ憲法137条6項）。これにより、教会は税の形式で信者から安定的に負担金を徴収し、また、国家の税務行政にその徴収代行を依頼できるようになる。

1. 法的根拠

ドイツライヒ憲法137条6項によれば、各州が教会税の規制権限を有する。各州は教会税法を定め、教会税の種類、税率、徴収手続等を規定する。宗教団体は州法の枠内で税の種類や税率等を自ら決める。教会税に関する教会内部の決議は州の許可を要する。さらに、州と宗教団体が結ぶ政教条約も教会税に関する規定を含む。例えば、各州が宣言的に教会に課税権を認める旨の規定等が存する。

2. 課税要件

信者の教会税納税義務は、①その者が宗教団体に所属し、かつ、②団体の管轄地域で住所

を有するか若しくは通常滞在する場合に生ずる。①によれば、消極的信仰の自由という基本権に照らし、団体に所属していない者や構成員資格を失った者は納付義務を負わない。②のうち、「住所 (Wohnsitz)」とは税負担者が住居を有する地を指し、「通常の滞在地 (gewöhnlicher Aufenthaltsort)」とは、その者が常時、かつ、6か月以上滞在する場所を指す。

3. 教会税の種類

各州の教会税法の中では、教会が徴収できる教会税の種類として、教会所得税、教会土地税、一般教会金、特別教会金等が規定される。

(1) 教会所得税

教会所得税は教会税収入の大部分を占める。課税対象となる所得は次の7種類である。

①給与所得、②農林業所得、③営業所得、④独立的な労働による所得、⑤資本収益、⑥賃貸借所得、⑦その他である。国家がこれらの所得税を徴収し、教会は当該所得税に対する付加税として教会税を徴収する。

教会所得税は所得税の額を算定基礎とし、所得税の額に一定割合を乗じた額が教会所得税の額となる。この一定割合は州ごとに異なる。バーデンヴェルテンベルクやバイエルン州では上限が8%とされ、その他の地域では9%に設定されている。宗教団体は州法が定める税率の枠内で教会税の税率を決める。また、多くの宗教団体では、累進課税に対する上限 (Kappung der Progression) が存する。これにより、信者は課税対象となる所得の2.75~4%の金額を上限に教会税を負担することになる。

教会所得税は所得税を算定基礎とし、所得税に付従する性格をもつ。そのため、教会所得税も所得税に適用される課税原理に従うことになる。一例として、教会所得税も所得税同様、原則、各人の支払能力に基づき徴収される。

(2) 教会土地税

教会土地税は土地税査定基準額 (Grundsteuermessbetrag) をもとに算定される。もっとも、ブレーメンやハンブルク等の教会税法はこの教会税を認めていない。その他の州では、各宗教団体が教会土地税の徴収いかんや税率を決定するものとされている。

(3) 一般教会金

一般教会金は上記付加税としての性格を有する税とは異なる。一般教会金は、信者間の分担金負担の公平性のために、上述した類の教会税を納付していない信者をも対象とする。宗教団体の規則では、誰が一般教会金の納付義務者となるのか、またその納付額等が規定されている。統一的な納付額を定める団体がある一方で、信者の支払能力や所得に応じて段階的に金額を定めるものも存する。

(4) 特別教会金

特別教会金も付加税としての性格を有するものではない。特別教会金は、配偶者や生活パートナーの一方（以下、A）のみが課税を行う宗教団体に所属し、もう一方の配偶者や生活パートナー（以下、B）が課税を行う宗教団体に所属していない場合（典型的には無宗派の場合）であって、このA自身に課税対象となる所得が存しないもののBには高額の所得があるとき、又は、A自身の所得がBの高額の所得に比して僅少的であるときに徴収される。Bとの結婚や生活パートナー関係によってAに認められる標準的生活費用（Lebensführungsaufwand）を基礎にAの税負担能力が判断され、それによって特別教会金の額が決定される。もっとも、宗教団体は自己の信者からのみ税を徴収できるのであって、非信者からは徴収できない（Vgl. BVerfG v. 14.12.1965, 1 BvR 606/60, BVerfGE 19,268.）。つまり、前述のA自身の標準的生活費用や税負担能力に基づき、特別教会金の納付義務を課すことは認められるが、Bの所得それ自体を課税対象とすることは認められない。他方、夫婦・生活パートナーの両方が異なる宗教団体に所属し、また各宗教団体が課税権限を有する場合、両者の所得を二分して教会税を算定すること（いわゆる二分原則：Halbteilungsgrundsatz）が認められる。

そもそも、特別教会金を徴収するか否かは宗教団体の判断に委ねられ、これを徴収する団体が存する一方で、徴収しないものも存する。

(5) 教会税相互間の調整

複数の教会税を負担する二重負担を避けるため、教会税規則では、教会税相互間の調整が定められている。

4. 賦課徴収手続・訴訟手続

宗教団体は事務代行手数料の支払と引換えに教会税の賦課徴収を行政官庁に委託できる。税務当局は、一般の租税と同じく租税通則法に基づいて教会税の賦課徴収を行う。また、給与所得税に対する教会税については、労働者を雇用する事業主が源泉徴収を行い、資本収益税に対する教会税については、金融商品の利子や配当等の資本収益を支払う機関で源泉徴収が行われる。

教会税に関する紛争は、各州の教会税法の中で定めが置かれている場合には財務裁判所が管轄し、その他の場合には行政裁判所が管轄する。

III 租税優遇措置

宗教団体は一定の租税優遇措置を享受する。以下、その法的根拠と優遇措置の内容の違いに着目して、①公法上の社団たる宗教団体への租税優遇措置、②公益目的を有する宗教団体等への租税優遇措置、③教会税や分担金負担者への租税優遇措置の三つを説明する。

1. 公法上の社団たる宗教団体への租税優遇措置

ドイツライヒ憲法 138 条 1 項は宗教団体への国家給付を定めているが、宗教団体への非課税措置はその中の「消極的な国家給付」として理解されている。

かかる非課税措置については、各種の規定が存する。例えば、法人税法1条1項6号は、営利事業を営まない限り(=教会自身の布教活動の一つと位置づけられる活動については)、公法上の社団には法人税が課されない旨規定する。売上税法2b条1項は、公法上の社団が公権力の枠内で義務とされる活動を遂行する限り、当該社団は同法上の事業者には当たらないと定め、この場合、売上税も課されない。公法上の社団たる宗教団体には相続税・贈与税も課されない(相続・贈与税法13条1項16号a))。その他、地租税法3条1項によれば、公法上の社団たる宗教団体が布教、教育、団体の管理運営等のために土地を使用する場合や、聖職者や教会に奉仕する者が教会での役務のために使用する住居も非課税となる。さらに、公法上の社団が運営する病院や老人ホーム等には営業税が課されない(営業税法3条20号a)。

2. 公益団体への租税優遇措置

租税通則法51条以下によれば、宗教団体が①公益的目的(*gemeinnützige Zwecke*) (同52条)、②慈善的目的(*mildtätige Zwecke*) (同53条)又は③教会的目的(*kirchliche Zwecke*) (同54条) (以下、①~③をまとめて「広義の公益的目的」)を排他的かつ直接的に追求する場合、個別の法律によって租税優遇措置が認められる。①に該当する活動としては、宗教や芸術の振興、青少年・高齢者・難民支援等がある。また、②については障害者援助等がある。③については、礼拝堂の建設、聖職者の養成、宗教教育の実施、死者の埋葬、教会財産の管理等、その活動が公法上の社団たる宗教団体を支援する場合に認められる。上記条件の存否は、宗教団体の定款や組織規則、業務実態等に照らして判断される(租税通則法59条)。

租税通則法の規定を踏まえ、法人税法5条1項9号、営業税法3条6号及び地租税法3条1項3号は、ある団体が広義の公益的目的を排他的かつ直接的に追求し、営利的事業を行わない限り、租税が課されないとしている。売上税については、公益団体が行う一定の給付に非課税措置が適用される。例えば、広義の公益的目的を排他的かつ直接的に追求する福祉団体が提供する給付や(売上税法4条18号a)、公益的目的のための学術的・教育的講演等について(同条22号)、非課税措置が講じられる。相続・贈与税についても同様に非課税措置が講じられる(相続・贈与税法13条1項16号及び17号)。

3. 教会税・分担金負担者への租税優遇措置

宗教団体に一定の給付を行う者にも租税優遇措置が適用される。例えば、信者が負担する教会税は、その全額が所得税を算定する際に特別支出(*Sonderausgabe*)として控除される(所得税法10条1項4号)。また、宗教団体等への寄附も特別支出として控除される(所得税法10b条1項)。この場合、所得の20%又は総売上高及び当該年度に費やした賃金・俸給の合計額の0.4%のいずれかを上限に控除がなされる。かかる寄附については、法人税法上も同様に控除される(法人税法9条1項2号)。

(後藤 究)

第4節 宗教団体と社会的活動

隣人愛の理念の下、二大教会は幅広く社会活動を展開している。筆者らが2017・2018年に行ったドイツでの現地調査は教会による社会貢献の具体像を把握することを一つの目的としたものであった。とりわけ、ミュンヘン・フライジング地域を管轄するカリタス連盟へのヒアリングにおいて、教会が今日的な社会変化に起因する課題に直面しながら、臨機応変に隣人愛という理念の実現に向けた対応を試みていることをうかがい知ることができた。そこで以下では、このヒアリングをもとに、カリタス連盟が近時特に注力している八つの領域における活動を紹介したい。

I デジタル時代に対応した職業訓練の提供

第一の重点項目として紹介を受けたのが、デジタル社会に対応するための職業訓練の提供であった。デジタル化は職場のコミュニケーションの在り方を変え、また、働き手の裁量とその裏側にある責任感を増大させるなど、働き方に変化をもたらさうる現象である。カリタスではこうした現象に対応するための専門的機関として職業訓練・開発研究所（Caritas Institut für Bildung und Entwicklung : IBE）が設置されている。同機関では、ビデオ通話ツール等の新技術を活用しつつ、学生向けの職業訓練（特に、ソーシャルワーク・保健衛生の領域における訓練）のほか、管理運営業務に従事する者のために人材管理・マネジメントを支援するための訓練が提供されている。

II 難民・移民支援

第二の重点項目は難民・移民支援である。近時、ドイツでは紛争地域からの難民・移民の受入れが進められている。加えて、カリタスでは隣人愛という理念の下で難民のみならず、様々な歴史的背景や出自を持つ移民を支えることもその使命の一つとして理解されている。印象的であるのは、カリタスが単に受け入れられる難民・移民の側だけではなく、受け入れる社会の側に対しても統合に向けたはたらきかけが必要であると認識していることである。

もっとも、難民・移民の受入れ対応（滞在許可・就労許可等）は、そのときどきで変化する政策決定に左右されるものであり、課題は多い。政策の影響により、難民・移民の中には配偶者や家族と切り離された生活を余儀なくされる者や、その結果、ドイツで自立的に生活を築こうとする将来展望を失う者も少なくないようである。カリタスでは、こうした困難に直面する者の声を受け止める対話パートナーになるべく相談支援等の活動を展開している。

III 貧困への対応

第三の重点項目は貧困に陥った者の支援である。カリタスが展開する活動の中でも、貧困への対応はいわば「分野横断的テーマ」とされている。例えば、①生活保護を受給するか、あるいは、極めて低額の年金しか受給できない高齢者、②失業状態にあるか、あるいは、十分な労働時間を確保できない一人親、③多数の子供を抱える家庭、④十分な教育・職業経験を有しない者、⑤長期にわたり、労働市場に参加できずにいる者、⑥不安定又は劣悪な労働

条件の下にある者、⑦依存症等の精神的な問題を抱えた者のみならず、ミュンヘンのような住宅費用が高騰し続ける地域では、標準的な就業者についても貧困という問題への対応が求められているという。

カリタスは、貧困問題は第一に衣食住に関する最低限度のニーズを満たすことができないという意味での物的・経済的側面において顕在化する、との認識に立ちつつ、しかし、それだけにとどまらず、貧困に陥った者が自らの能力を発揮し、自力で貧困から抜け出そうとするチャンスをも奪われることや貧困状態に置かれた子供たちが教育機会の面で大幅な不利益を受けることになるといった問題も指摘している。カリタスは、こうした認識を踏まえ、衣食住に関わる物的支援のみならず、貧困状態にある者の精神面でのケアのためのサービス等も展開している。

IV 市民ボランティアの支援

第四の重点項目は市民ボランティアの支援である。「ボランティアのいないカリタスを想像することはできない」と言われるほどに、伝統的に、カリタスの提供するサービスはボランティアの貢献に負うところが大きい。ボランティアもまた、例えば、近隣住民同士の支援、子供への学習支援、難民のサポートといったように、多様な形でキリスト教の理念である隣人愛の実現のために数多くの貢献を果たしている。

カリタスがボランティアの貢献を得ながら活動を展開できている理由の一つとして、その充実したボランティアの支援・管理体制を挙げることができよう。すなわち、カリタスではボランティアによる活動の有効性を分析し、また、ボランティアによる臨機応変な対応を促進し、活動の品質を向上させるための取り組みが進められている。そのために、特にボランティアとの対話が重視されており、かかる対話を通じて、「いかにしてカリタスがボランティアを獲得し、また、彼らを定着させることができるのか」ということが検討されている。ミュンヘン・フライジング地域のカリタスでは、かかるボランティアサポートのためのスタッフが計42人配属されており、彼らが分野横断的に多数のボランティアを支える活動を展開しているという。

V 青少年育成支援

第五の重点項目は青少年育成支援である。例えば、カリタスは①保育園や②職業活動又は職業訓練を理由として親元から離れて暮らす必要のある青少年のための居住施設、③家庭問題を扱うサービスセンター、④世代間交流を促進する施設、⑤児童養護施設、⑥学校でのソーシャルワーク、⑦教育相談サービス、⑧学童保育、⑨障害を有する青少年のための養護施設の運営といった多様な事業を展開している。

ミュンヘン・フライジング地域におけるこれらの事業の課題の一つとして指摘されていたのが、とりわけ、就学年齢に達していない障害を有する子供のための養護施設のキャパシティが十分ではないということであった。この点は行政とも連携を図りながら、例えば、就学年齢に達していない児童については、障害の有無にかかわらず、同一の施設で保育・養護支援を行う等の対応策が検討されているようであった。また、第二の課題として指摘され

ていたのは、青少年育成の担い手となる教師の人手不足であった。ミュンヘン・フライジング地域のカリタスでは、映画館で求人広告キャンペーンを展開したり、Facebook を活用するなどして人材確保に努めているようである。

VI 高齢者支援

第六の重点項目は高齢者支援である。カリタスでは高齢者のニーズに対応して多様なサービスが提供されている。例えば、在宅介護を希望する者には訪問介護サービスを提供するほか、自宅外での介護を希望する者には最新技術等を導入した老人ホームでのサービスを提供している。さらに、高齢者を介護する家族に対しても、交流の場あるいは相談の機会を提供している。そのほかにも、高齢者のグループ・レジャー活動等のオーダーメイドな支援が用意されている。

上述の他の重点項目と同じく、高齢者支援の領域においても従事するスタッフの人手不足という問題がある。そのため、人材獲得のためのマーケティングを展開したり、フィリピン等の第三国からの介護労働者の受入れを進めようとしているようである。

VII 依存症や精神疾患を抱える者の支援

第七の重点項目は依存症や精神疾患を抱える者の支援である。ここでもまた、カリタスは多様な活動を展開しているが、近時注力しているのは、これらの精神的なトラブルを抱えた者のプライバシー保護のようである。例えば、従前、これらのトラブルを抱えた者が精神病院等に収容される際には包括的な情報収集とその保管が認められており、また、これらの者が退院をする際には警察に対してその個人情報伝達される仕組みがとられていたようだが、カリタスはプライバシー保護の観点からこうした取扱いの是正を求めてきたという。

さらに、カリタスでは、依存症・精神疾患を抱える者やその家族等のための緊急ホットラインサービスを用意しており、そこには毎月 2000 件程度の相談が寄せられているという。同種サービスを提供する他の団体に比べてもカリタスの提供するサービスは充実しており、そこでは、アドホックな形で助言や適切な措置が講じられているという。

こうした支援サービスの中でも、近時では、難民のサポートが重要視されているという。難民の多くは、飢え・戦争・国外逃亡といった恐怖に直面してきた経験を持ち、こうした経験は彼らにとってトラウマとして残り、深刻な精神疾患をも引き起こしているという。

VIII 障害者及び労働市場への参加が困難な者への支援

最後に、第八の重点項目として紹介があったのは、障害者及び労働市場への参加が困難な者への支援である。カリタスは、これらの者の社会参加・社会統合を促進するために、養護ホーム・施設の運営のほか、相談サービス、技能経験を積むための学校、雇用の場への統合を図るための就労機会の提供等を行っている。

(高橋賢司)

第5節 教会労働法

二大教会を中心とする宗教団体はドイツ社会発展の一翼を担う。社会の中でのその重要性は就業者数からも読み取れる。今日では、約130～150万人が二大教会やディアコニー・カリタスの下で雇用されている。このことは、二大教会が国・州・市町村といった公共部門に次いで二番目に多くの就業者を抱えていることを意味している。

巨大な雇用社会たる宗教団体も多くの紛争を抱えている。ただし、その紛争の性格は一般の雇用社会におけるそれとは異なる。そこでは労働者の権利と宗教団体の自己決定権が衝突しあい、ときに国家法秩序たる労働法が修正を余儀なくされる。以下、労働法と宗教団体の自己決定権との間のかかる相克を概観する。

I 宗教団体の労働関係の基本構造

公法上の社団たる宗教団体は就業者との間で公法上の任用関係を結ぶか、又は、労働契約関係を結ぶかを自由に決定できる。例えば、聖職者や組織内部の管理運営業務を遂行する者は公法上の任用関係を結んできた。かかる就業者には私法上の契約関係を対象とする労働法規ではなく、宗教団体が独自に定めた官吏法（Beamtenrecht）が適用される。二大教会の場合、その独自の法律の大部分は国家法上の官吏法に依拠しつつ、教会の特殊性にも対応したものとなっている。

他方、就業者の大多数は労働契約関係、すなわち、私法上の契約関係の下に置かれる。かかる契約関係には国家法たる労働法規が適用される。しかし、労働法が宗教団体に無制限に適用されるわけではない。労働法適用が要請される場面でも宗教団体の自己決定権が考慮されなければならないと理解されている。このように、宗教団体（教会）の権利・特殊性を反映する形で形成・修正された労働法規制の総体が「教会労働法（kirchliches Arbeitsrecht）」という講学上の概念によって包摂されている。その特殊な法的規律は個々の労働者-使用者間の労働契約関係のみならず、集団的労使関係にも影響を与えている。

II 個別的労働関係にみる相克

1. 隣人愛・奉仕共同体という理念を基礎とする労働者の権利・自由の制約

まず、個々の労働者-使用者間の契約関係を規律する個別的労働法に対して、宗教団体の自己決定権がどう影響を与えているのかを確認したい。一般企業と宗教団体が運営する事業の最大の相違は後者が信仰上の使命を果たすべく活動している点にある。その信仰上の使命又は宗教団体の自己決定権から労働者のもろもろの義務や宗教団体の労働の特殊性が導かれる。特に二大教会では、「隣人愛」や「奉仕共同体（Dienstgemeinschaft）」という理念がかかる義務や特殊性を生み出す上で重要な役割を担う。

かかる理念の下、いかなる義務や要請が具体的に生じうるのであろうか。第一に問題となるのは、労働者は教会が運営する事業に従事するに当たり、当該教会の信仰を要請されることになるのか、である。これは、使用者たる教会が応募者の信仰いかんで採用・不採用を決

定できるのかという問題でもある。第二に問題となるのは、契約締結後において、労働者は信仰に忠実な態度を要求されることになるのか、である。例えば、使用者たる教会がその内部規則において再婚や不倫の禁止といった労働者の私生活への制約を規定し、その違反に対する制裁として懲戒や解雇をなすうるのが問題となる。

2. 2018年以前の判例

紙幅の関係上、極めて簡略的に述べると、従前の連邦憲法裁判所判例は宗教団体の自己決定権を尊重し、基本的にはその自己認識において是認される限り、宗教団体がある業務について信者のみを採用対象とすることや信者たる労働者の婚姻生活をはじめとする私生活上の権利を制約することも是認してきたといえる（BVerfG 4.6.1985 - 2 BvR 1703/83, BVerfGE 70, 138; BVerfG 22.10.2014 - 2 BvR 661/12, NZA 2014, 1387.）。

3. 2018年以降の判例

しかし近時、「パラダイムチェンジ」とも称しうる変化が生まれている。かかる変化を生み出したのはEUの雇用差別禁止指令（RL2000/78/EG）4条2項であった。連邦憲法裁判所の上記見解とは異なり、欧州司法裁判所はこの指令に照らして、信仰を理由とする職業上の異別取扱いが正当と解される範囲を限定した。すなわち、同裁判所は、ある職務に対して信仰上の要請を課すことが客観的にみて必要不可欠と評価されなければならない、そうでない場合には当該信仰上の要請は宗教を理由とする差別に当たると評価したのであった（EuGH 17.4.2018 - C-414/16 „Egenberger“, NZA 2018, 569; EuGH 11.9.2018 - C-68/17 „IR“, NJW 2018, 3086.）。

これを受け、ドイツの裁判実務においては、従前の連邦憲法裁判所判例とは異なる判決が登場し始めている（BAG 25.10.2018 - 8 AZR 501/14, NZA 2019, 455; BAG 20.2.2019 - 2 AZR 746/14, NZA 2019, 901.）。例えば、連邦労働裁判所は、宗教団体が①応募者の信仰のいかんによって採用・不採用を決定する場合や、②宗教団体の展開する事業に従事する者のうち、信者たる労働者にのみ信仰を基礎とする厳格な義務を課す場合には、上記欧州司法裁判所判決に照らして、信仰を理由とするかかる異別取扱いが客観的にみて必要不可欠と言えるのか否かの判断が要請されるとしており、結論的には宗教団体の自己認識にかかわらず、当該異別取扱いが宗教を理由とする差別に当たると評価している。

このように、宗教団体の自己認識・自己決定権を尊重してきた従前の判例法理に揺らぎが見え始めている。かかる「揺らぎ」は法理論的にはもちろんのこと、宗教団体内部で就労する大多数の者にも影響を与えうるものであり、引き続き、その是非をめぐる議論動向に注目すべきであろう。

III 集団的労使関係にみる相克

労働法規制と宗教団体の自己決定権の摩擦は集団的労使関係の中でも顕在化している。①産業別労働組合と使用者団体が形成する労働協約システムと②個々の事業所における従

業員代表制度という二つのチャンネルからドイツの労使関係は特徴づけられているが、二大教会の場合、いずれもその自己決定権によって修正を迫られている。

1. 「第三手段」：協約に代わる集团的労働条件決定システム

一般に、労働条件の大部分は労働協約によって規定される。協約システムの下では、労働協約には個々の労働契約への規範的効力が認められ、また労働組合には協約妥結手段として争議権が認められている。

しかし、二大教会ではこのシステムに代わる特殊な労働条件決定システム（いわゆる「第三手段 *der dritte Weg*」）が構築されている。このシステムは、使用者が一方的に労働条件を決定するシステム（「第一手段（*der erste Weg*）」）や労働組合と使用者間の協約で労働条件を決定するシステム（「第二手段（*der zweite Weg*）」）とは異なるため、それらとの対比で「第三手段」と呼ばれる。第三手段の特徴として、第一に、教会に設置される委員会によって労働条件が決定される。この委員会は労使同数の委員で構成される。第二に、労使の委員が労働条件交渉を行うものの、協約とは異なり、妥結事項は規範的効力を有しない。その妥結事項は約款と同様に個々の労働契約への組入れなくして労働契約を拘束する力を持たない。そして、第三に—これが最も大きな特徴であるが—、このシステムは労働者による争議行為を排除する。労使間の交渉で利害対立が生じても、その対立は宗教団体が設置する仲裁機関の下で解決すべきとされている。

この特殊なシステムが形成されている理由は、協約システム及びそれに結びついた争議行為が隣人愛や奉仕共同体という教会の理念になじまない労使の利害対立を生み出す点に存する。もっとも、宗教上要請されるからといって、直ちに、法的な次元でも争議行為の排除が許容されるわけではない。宗教団体の自己決定権と同じく争議権を含む団結の自由（基本法9条3項）も基本権であるため、学説では、実践的調和（*praktische Konkordanz*）という手法で両者の法益調整を行うべきとされている。判例（BAG 20.11.2012, AP Nr. 179 zu Art.9 GG *Arbeitskampf*）も多数学説と同様の見解を示しており、特に「第三手段」が次の三つの条件を満たす場合には、労働者・労働組合の団結の自由と使用者たる教会の自治権を調整するものとして正当と評価されている。すなわち、第一の条件は、第三手段が労使同数の委員会による労働条件の妥結を前提にしており、また、同委員会が合意に達しない場合には、同じく労使同数で構成され、中立的な第三者によって管理される仲裁委員会が労働条件決定を引き継ぐことが定められていること、そして、労働者側による仲裁委員会への仲裁依頼が無制限に認められていること、である。かかる条件が存する場合、第三手段は労働者側の構造的な交渉力格差を補填し、それゆえに争議に匹敵する手続を定めたシステムとして承認されることになる。第二の条件は、第三手段は労働組合の排除を意図してはならず、労働組合がその手続の中で自らの専門知識を活用することを妨げてもならないということである。さらに、第三の条件は、使用者が第三手段の妥結事項を個別の契約に組み入れる義務を負うことである。

もっとも、全ての教会が第三手段を導入しているわけではない。実際、一部のプロテスタ

ント教会では第三手段ではなく第二手段が導入されている。しかし、ここでも教会に適合した形で協約システムは修正されている。すなわち、使用者たる教会と労働組合双方が争議行為及び争議対抗行為を合意で排除し、代わりに、紛争解決のための仲裁制度が導入されている。このような「教会に適合した」協約システムも判例上は承認されている (BAG 20.11.2012, AP Nr. 180 zu Art. 9 GG Arbeitskampf)。

2. 共同決定権

一般企業では、労働者やその代表に事業運営や経営に関与する権利が保障されている。しかし、宗教団体の労働者については、かかる権利を保障する国家法の適用がない (事業所組織法 118 条 2 項参照)。国家法によって、宗教団体固有の問題が他律的に決定される事態を防ごうというのがその趣旨である。

しかし、二大教会は独自の共同決定制度・従業員代表制度を構築している。かかる制度は形式・内容の両面で国家法に準拠しているものの、国家法が定める制度との対比で相違も存する。すなわち、後者の場合、産業別労働組合が重要な役割を果たしうるのに対し、教会の共同決定制度の下では、従業員代表の選出やその活動等に関して、産業別労働組合の支援は限定的とされている。

IV まとめに代えて

以上、宗教団体の自己決定権と国家法たる労働法の相克が生み出す特殊な法領域 (教会労働法) を概観してきた。かかる特殊な法領域を認めることは宗教団体の自己決定権保障に資するものとして、長らくおおむね肯定的に評価されてきた。

他方、教会労働法の下では労働者の権利が十分に擁護されていないという批判もある。非宗教的動機に基づき宗教団体内部で就労する者が増加している現状や市場競争の激化等に鑑みて、宗教団体が宗教上の使命を果たすためだけに活動していると言い切れるのか、むしろ、一般の雇用社会との境界線が一層不明確になっているのではないかという疑問がその批判の根底にはある。

教会労働法が宗教団体にとって重要な役割を果たしてきたことはまぎれもない事実である。しかし、一層強まる雇用社会や国家法たる労働法との摩擦の中で宗教団体はその独自の法的規律を維持しうるのか。なお、2021 年 12 月に社会民主党 (SPD) のショルツ議員を新首相とする形で、社会民主党・同盟 90/緑の党 (Bündnis 90/Die Grünen)・自由民主党 (FDP) による新連立政権が誕生したが、この 3 党が取りまとめ、2021 年 11 月に公表された連立協定の中でも、「我々新政権は、どの程度まで、教会労働法を国家法上の労働法に調和させることができるのか否かを教会とともに検討する」との一文が置かれており、教会労働法と国家法上の労働法の関係整序が課題とされている。かかる動向も踏まえつつ、教会労働法の行く末を今後も注視していく必要がある。

(後藤 究)

章末資料 宗教団体の実態

以下、宗教団体に関する統計資料を概観し、その実態をかいま見ることとしたい。

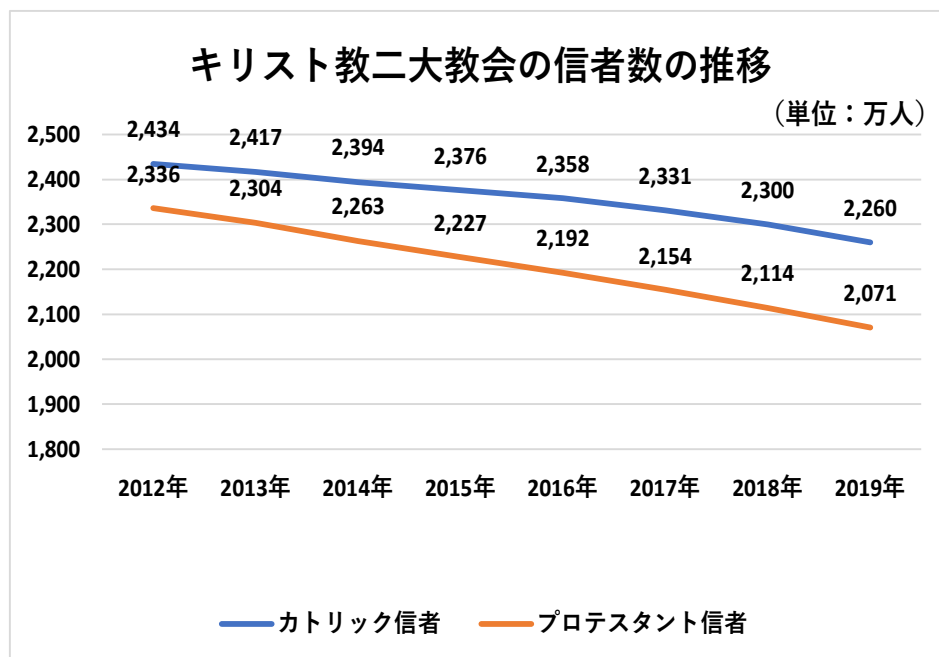
第一に、信者数の推移を示す二つの統計資料を確認したい。一つは連邦統計局の資料を参考に、キリスト教系二大教会（カトリック・プロテスタント）の信者数の推移を示したものである（【表1】）。もう一つは、ドイツにおける世界観に関する研究グループ（Die Forschungsgruppe Weltanschauungen in Deutschland：略称 fowid）が、宗教団体の公表している資料等をもとに独自に作成したものである（【表2】）。後者の資料では、その他の宗教団体の信者数や無宗派層の人数を確認できる。二つの資料には数値に若干の相違が存するものの、これをもとに信者数の大枠を推測することができよう。これらの資料が示す特徴として、カトリック・プロテスタントの信者数が継続的に減少していることを指摘できる（【表1】）。その結果、今日では、二大教会の信者数はそれぞれドイツの総人口の3割未満にとどまる。他方、この間においては無宗派層が増加しつつあることが確認できる（【表2】）。

中長期的にみれば、信者数の減少は教会財政に影響を及ぼしうる。しかし、カトリック教会の税収入の推移を示す資料（【表3】）を見る限り、かかる影響はいまだ顕在化していない。むしろ、2019年までの推移をみると、信者数が減少しているにもかかわらず、教会税収入は増加していたことが確認できる。信者数の変化のみならず、労働市場や景気の動向も教会税収入に影響を与えているものといえよう。他方で、もう一つの注目すべき傾向として、2020年の教会税収入は前年比で約5%の減少に転じている。これは、新型コロナパンデミックが教会の税収入にも影響を与えたことを意味している。同じような状況はプロテスタント教会においてもみられる。すなわち、プロテスタント教会の2021年の報告書（Gezählt 2021: Zahlen und Fakten zum kirchlichen Leben, S.37）によれば、プロテスタント教会全体の教会税収入は前年比で5%以上減少している。これは過去15年間で最悪の落ち込みであるとされている。その他にも、礼拝の開催を制限されたことによる寄附の減少や教会の運営する会議場が数か月間にわたり閉鎖となり、かかる保有資産の運用による収入も減少したことが報告されており、新型コロナパンデミックが教会の財政状況に対して少なからぬ打撃を与えていることをうかがい知ることができよう。

最後に、教会の財務状況の内訳についても簡単に概観しておきたい。【表4】と【表5】は、連邦全土のプロテスタント教会の2014年度の収支を記している。これによると、収入については、教会税が重要な役割を担っている。ただし、収入全体に占める教会税の割合は50%を下回る。つまり、収入の半数以上は他の財源から賄われている。他の財源の中でも、国や公共団体からの助成金の割合（約3割）が大きい。かかる助成金に次いで、教会の事業や資産による収入も財政を支えている。他方、総収入に占める寄附の割合は低い。支出については、宗教的な活動や事業上の支出が大部分を占める。教会の活動は労働集約的であるため、人件費の割合が高い。その他の支出としては、管理費用や聖職者らへの年金、教会税の徴収事務委託費等が挙げられる。

（後藤 究）

【表1】各宗教団体の信者数の推移 1



出所：連邦統計局のホームページを参考に筆者作成

【表2】各宗教団体の信者数の推移 2

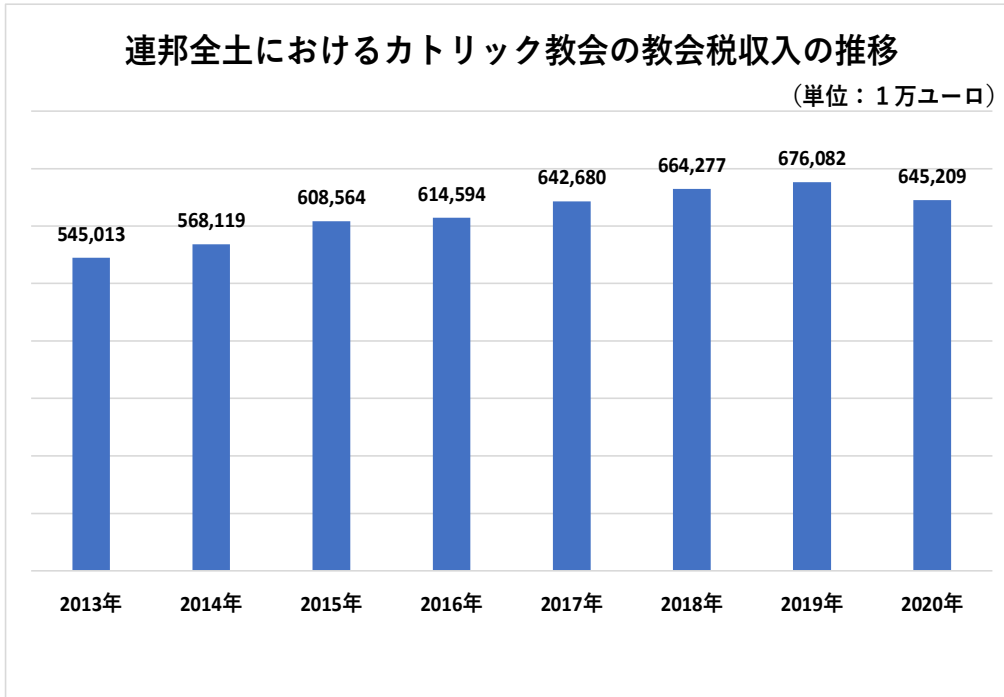
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
ドイツの総人口	8220万人	8280万人	8274万人	8302万人	8320万人	8316万人
カトリック信者	2376万人	2358万人	2331万人	2300万人	2260万人	2219万人
*1	約28.9%	約28.5%	約28.2%	約27.7%	約27.1%	約26.7%
プロテスタント信者*1	2227万人	2193万人	2154万人	2114万人	2071万人	2024万人
	約27.1%	約26.5%	約26.0%	約25.5%	約24.9%	約24.3%
宗派に属するムスリム*1*2	360万人	405万人	416万人	426万人	433万人	290万人
	約4.4%	約4.9%	約5.0%	約5.1%	約5.2%	約3.5%
その他の宗派の信者*1*3	296万人	325万人	325万人	325万人	329万人	399万人
	約3.6%	約3.9%	約3.9%	約3.9%	約4.0%	約4.8%
無宗派*1	2961万人	2999万人	3049万人	3137万人	3227万人	3384万人
	約36.0%	約36.2%	約37.0%	約37.8%	約38.8%	約40.7%

*1：パーセンテージは、総人口に占める各グループの人数の割合を示す。

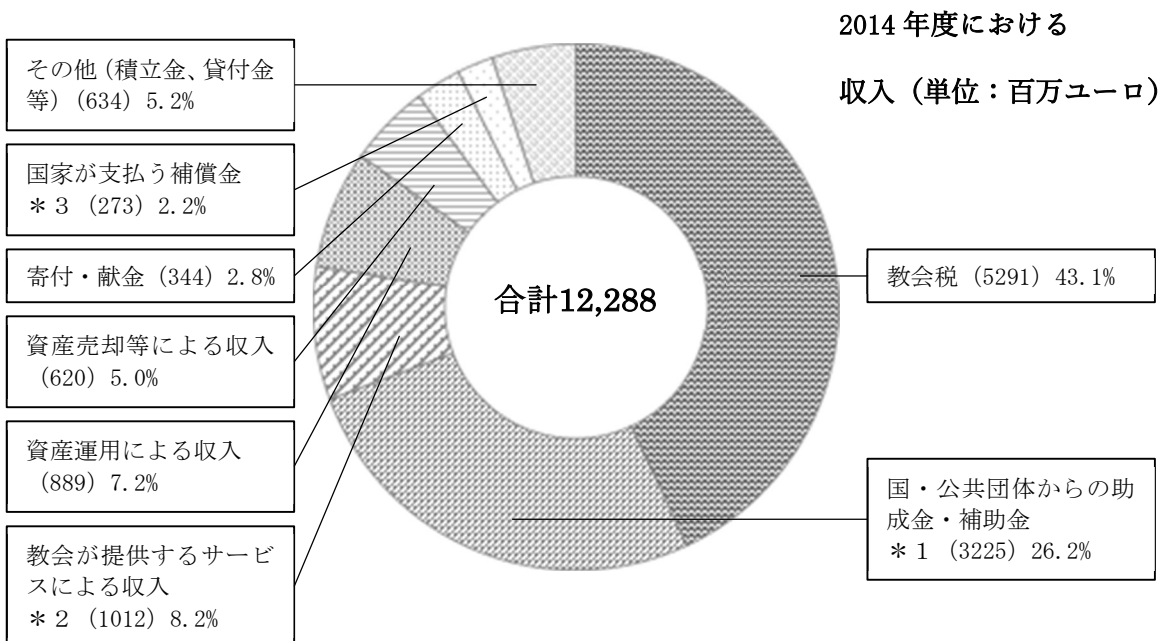
*2：ここで参照している調査は、ムスリム全体の総数から、信仰心のない者、すなわち、一度もモスクやイスラム教の宗教的行事を訪問したことがないにもかかわらず、伝統や生活上の慣習に基づき、自らをムスリムと称する者（当該調査ではこれらの者を文化的ムスリム"Kultur-Muslime"と称する）を除外しており、残りの者が宗派に属するムスリム"Konfessionsgebundene Muslime"として扱われている。

*3：東方正教会の信者やキリスト教系の他宗派の信者（自由教会やエホバの証人の信者等を指す）、ユダヤ教信者、仏教徒、ヒンドゥー教徒等がこのカテゴリーに含まれる。

【表3】カトリック教会における教会税収入の推移

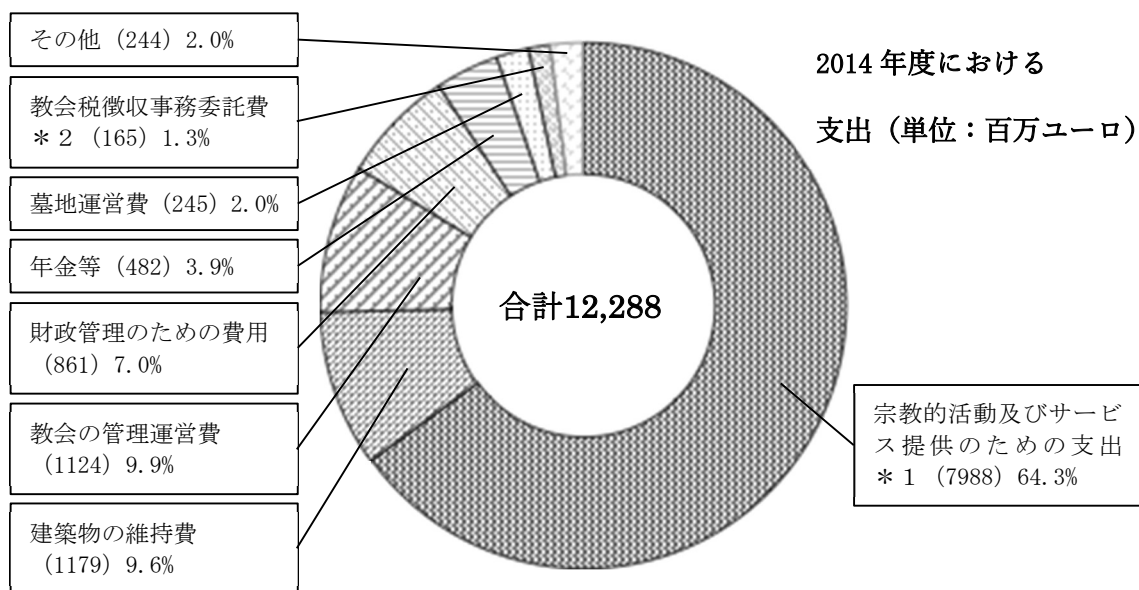


【表4】プロテスタント教会の財政状況 1



* 1 : かかる補助金・助成金の大部分は教会が展開する保育・教育活動への給付である。
 * 2 : かかる収入は保育園利用者や墓地利用者が支払う利用料や教会が運営する学校の学費等からなる。
 * 3 : 従前、国家が教会財産を没収したことに対する補償金を意味する。

【表 5】プロテスタント教会の財政状況 2



* 1 : 青少年育成のための活動や学校・保育園の運営費用、ディアコニーへの財政支援等も含まれる。

* 2 : 教会税の徴収事務を国家に委託することにより、教会は国家に対して委託費用を支払うことになる。

参考文献

第1節

Stefan Koriath, Staatliches und religiöses Recht - neuere Entwicklungen in Deutschland, in: *Dagmar Coester-Waltjen/ Volker Lipp/ Donovan W. M. Waters* (Hrsg.), *Liber Amicorum Makoto Arai*, Nomos 2015, SS.411-429.

第2節

Heinrich de Wall/ Stefan Muckel, Kirchenrecht, 5.Aufl.2017, SS.60-94, C.H.Beck.

第3節

Jens Petersen, Kirchensteuer kompakt, 3.Aufl. 2017., Springer

第4節

Caritasverband der Erzdiözese München und Freising e.V., Geschäftsbericht 2017/2018, SS.12-18.

第5節

Harald Schliemann, GreifRecht Heft 25 April 2018, SS.1ff.

章末資料参考文献

表1 参照：

<https://www.destatis.de/DE/Themen/GesellschaftUmwelt/Bevoelkerung/Bevoelkerungsstand/Tabellen/bevoelkerung-religion.html> (2021年12月19日最終閲覧)

表2 参照：

ドイツにおける世界観に関する研究グループ：Die Forschungsgruppe Weltanschauungen in Deutschland (fowid) のホームページ

<https://fowid.de/meldung/religionszugehoerigkeiten-deutschland-2017>

<https://fowid.de/meldung/religionszugehoerigkeiten-2020> (2021年12月19日最終閲覧)

表3 参照：

Deutsche Bischofskonferenz, Katholische Kirche in Deutschland: Zahlen und Fakten 2017/18, S.59.

dieselbe, Katholische Kirche in Deutschland: Zahlen und Fakten 2020/21, S.81

https://www.dbk.de/fileadmin/redaktion/Zahlen%20und%20Fakten/Kirchliche%20Statistik/Allgemein_-_Zahlen_und_Fakten/AH-325_DBK_BRO_ZuF_2020-2021_Ansicht.pdf (2021年12月19日最終閲覧)

表4 参照：

Evangelische Kirche in Deutschland(EKD), Gezählt 2018 - Zahlen und Fakten zum kirchlichen Leben, S.34.

https://archiv.ekd.de/download/broschuere_2018_internet.pdf (2021年12月19日最終閲覧)

表5 参照：

Evangelische Kirche in Deutschland(EKD), Gezählt 2018 - Zahlen und Fakten zum kirchlichen Leben, S.35.

https://archiv.ekd.de/download/broschuere_2018_internet.pdf (2021年12月19日最終閲覧)

第3章 フランス

西澤宗英・府川繭子

第1節 政教関係の概要

Ⅰ 宗教事情の概況

5世紀末にクロヴィスがカトリックの洗礼を受けて以来、フランスは、宗教改革期及び革命期の一時期を除いて伝統的にカトリックを宗教の基本としてきた。しかし、近年は、価値観の多様化から、宗教事情も多様化し、とりわけイスラムの増加が顕著であり、第二の宗教といえる状況になっているとともに、無宗教ないし無神論も徐々にその数（割合）を増している。

しかしながら、フランスでは、信仰に関する状況を公的に調査することが禁じられているため、フランス人がそれぞれの宗教・宗派にどの程度帰依しているかを正確に示す資料はない。それでも、実際には、幾つかの団体が様々な機会に調査を行い、その結果が公表されているが、調査対象者の規模や構成が異なることから、その内容にはばらつきがある。ここでは、そうした中で最新の一例として、Observatoire de la laïcité が2020年に Viavoice と行った調査の結果をあげておく（これは、フランス本土に居住する18歳以上のフランス人2,000名を対象としたものである。なお、フランスの総人口は、6,742万人 [2021年12月28日現在：在日フランス大使館 ホームページ] である）：

- * 宗教を信じている（35%）、信じていない（無神論）（29%）
- * 信仰の実践：毎日（5%）、週に1度（5%）、月に1度（4%）、大きな祭日（31%）、全くしない（38%）
- * 集中度の重要性：非常に（5%）、かなり（10%）、あまり重要でない（16%）、ほとんど重要でない（16%）、全く重要でない（45%）
- * 信仰の内容：カトリック（47%）、イスラム（3%）、プロテスタント（3%）、仏教（2%）、（ギリシャ）正教（1%）、ユダヤ（1%）、その他（代表的なものとして、ヒンドゥー、エホバの証人）（1%）、いずれでもない（34%）

また、これらの宗派の有する宗教施設の数については、カトリック（45,000）、プロテスタント（4,000：伝統的プロテスタント [1,400]、福音派 [2,600]）、ユダヤ（800）、（ギリシャ）正教（130）、イスラム（2,450）、仏教（380）、エホバの証人（1,040）、末日聖徒イエス・キリスト教会（モルモン教）（110）などとする資料がある。

フランスの宗教事情は、「諸教会と国家の分離に関する1905年12月9日法律（いわゆる「政教分離法」）」（以下「1905年法」という）で宣言される「政教分離原則」及び「1958年10月4日憲法」で宣言される「ライシテ原則」（国家の宗教的中立性、すなわち宗教〔信仰〕の自由を前提としつつ、国家が全ての宗教に対して中立を保つという原則）を基本としている。これらの原則について、上述の Viavoice による調査では、次のような結果も示されて

いる：

- * フランス国民の74%がライシテ原則に愛着を感じ、46%がその定義を支持し、54%がその定義を正確に理解している；
- * 同じく45%が「1905年法」による政教分離原則が社会に適合しており、修正されるべきではないと考えている；
- * プロテスタントの72%、カトリックの60%がライシテはさまざまな宗教の実践を理論上保護していると考えているが、その比率はムスリムでは45%である；
- * 48%のムスリムが宗教を理由とする差別があると感じているのに対して、プロテスタントでは38%、カトリックでは34%である。

以下、本報告書では、「宗教団体制」及び「宗教団体税制」を中心にフランスの宗教制度を取り上げるが、憲法上「不可分な」共和国とされ（1958年憲法1条）、連邦制でない中央集権国家であるにも関わらず、その宗教制度はフランス本土、アルザス＝モーゼル地方及び海外県等の地域とでそれぞれ異なっており、単一ではない（フランスに7ないし8あると言われる宗教制度のうち、5ないし6は海外県等の制度である）。宗教制度がこのような多様性を示すのは、専ら歴史的・地理的な理由による。もっとも、その多様性の内容については、これまでアルザス＝モーゼル地方について概要の紹介がされたのみで、海外県等については全く触れられたことがない。

そこで、以下本節では、そのような状況の中で「宗教団体制」（本章第2節）及び「宗教団体税制」（本章第3節）をよりよく理解する前提として、まず「政教関係の歴史」（本節Ⅱ）及び「政教関係の現状」（本節Ⅲ）をフランス本土以外の地域も含めて概観しておく。

Ⅱ 政教関係の歴史

*以下の記述は、Messner, Prélôt et Woehrling, *Traité de Droit français des religions*, 2e éd., 2013（特に1re Partie及び5e Partie）に多くを負っている。

1. フランス本土

（1）革命前（旧体制）

この時期の国家と教会との関係は、国家が聖職者の任命権をはじめとして教会をその管理の下に置く「ガリカニスム（フランス教会独立主義）」に特徴づけられる。宗教改革の波に洗われた16世紀の一時期には、プロテスタントとの妥協も行われたが（「ナントの勅令」、絶対王政が確立すると、再びカトリックが国教となった。

（2）革命期

1789年に革命が起こると、一方で「十分の一税」の廃止や教会財産の国有化が行われ、他方で「人及び市民の諸権利の宣言（人権宣言）」（1789年8月26日）10条が良心の自由

を宣言した。さらに、1790年7月12日には立憲議会が「聖職者民事基本法」を採択して国家による教会管理を完成させた。

1791年9月3日、史上最初の「憲法」が制定され、宗教活動の公的实施の自由が保障され、1792年9月22日の「共和政宣言」後の「共和暦1年収穫月6日憲法条例」でも宗教活動の自由が保障された。

しかし、国民公会の時代（1792年から1795年）になると、恐怖政治の下で、「神」ではない新しい非キリスト教の公的宗教が創設される。さらに、「テルミドールの反動（共和暦3年熱月9日〔1794年7月27日〕）」以後、政教関係は分離の方向に向かい、共和暦3年風月3日（1795年2月21日）にフランス史上最初の政教分離法である「宗教活動の実施に関するデクレ」が成立した。ここでは、一方で、宗教活動の自由の原則を確認しながら（1条）、いかなる宗教も国から給与を受けることはないとされ（2条）、宗教活動を行う場所以外での儀式（4条）や外からわかる服装・表象（5条・7条）なども禁じられた。これらはその後「共和暦3年実月5日（1795年8月22日）憲法」によって憲法上の原則とされた。しかし、これらによっても革命以来のカトリックと国家の間の対立はなお解消されなかった。

こうした対立を解決したのがナポレオンである。彼は教皇ピウス7世との間で共和暦9年収穫月26日（1801年7月15日）に「協約」を締結した（コンコルダ体制）。ここでは、「共和国政府は、カトリック（普遍的）で、使徒に由来するローマの宗教がフランス市民の大多数の宗教であることを認める」とされた。この協約は翌年、カトリック教会及びプロテスタント教会に関する「組織条項」を付した「共和暦10年芽月18日（1802年4月8日）教会組織に関する法律1344号」（以下「共和暦10年法」という）として公布された（その後、ユダヤ教徒の間でも同様の法律が制定された）。

こうして、伝統的宗教であるカトリック、プロテスタント及びユダヤ教が国家から「公認」される制度が成立した。この制度は、以後、王政、共和政、帝政と政治体制が目まぐるしく変わる中で、教会と国家の距離感を変動させながら20世紀初頭（「1905年法」の制定）まで存続することになる。

（3）革命後（「1905年法」以前）

ナポレオン失脚後、ルイ18世による王政が復活（第一次王政復古）すると、「1814年6月4日憲章」は、「各人は自分の宗教を表明する平等な自由を有し、その活動は同等の保護を受ける」（5条）と定める一方、「ただし、使徒伝来のローマ・カトリックは国教である」（6条）と規定した。しかし、ルイ・フィリップによる「7月王政」下の「1830年8月14日憲章」では、反カトリック的な政策に転じ、カトリックは「フランス人の大多数に信じられている」（6条）とされたが、もはや国教ではない。しかし、「第二共和政」が成立すると、「1848年11月4日憲法」前文で「共和国は...その宗教において...市民を保護」しなけれ

ばならないとされ、更に「各人は自由にその宗教を信仰し、その活動の実施のために国家から同様の保護を受ける。祭司は、現に法律によって認められている宗派のものであれ、将来認められる宗派のものであれ、国家から報酬を受ける権利を有する」（7条）とされた。

ルイ・ナポレオンのクーデタによって「第二共和政」は崩壊し、「第二帝政」が成立する（1852年）。帝政前半の50年代では、「1852年1月14日の布告」が、「国家と教会の関係を規律するのは依然としてコンコルダである」と述べ、カトリックと協調し、教会勢力の復権もあったが、50年代末期から60年代になると、皇帝とヴァチカンが敵対的となり、カトリックが離反し、皇帝自身も教会政策を世俗化の方向に転換した。

1870年、普仏戦争で「第二帝政」が崩壊し、「第三共和政」の時代になると、一挙に共和的政策が進められる。1876年の選挙で共和派が多数を占めると、のちの政教分離法の先駆けともいえるような教会と国家の分離ないしその関係の修正を目的とする様々な「非宗教化立法」措置が取られるようになる。

こうした中で、政教関係に関する最初の重要な法律である「非営利団体契約に関する1901年7月1日法律（以下「1901年法」という）」が成立した。この法律は、初めて団体結成の一般的自由を認めた画期的な立法であった反面、修道会に対しては極めて厳格なものであった。「1901年法」の内容については、のちに「宗教団体制」（本章第2節）のところで言及する。

（4）革命後（「1905年法」以後）

①「1905年法」の制定

1904年7月30日、政府が聖座との国交を断絶すると、共和派的立法の準備が進み、「1905年法」が成立した。この法律の基本原則は、冒頭の2か条に示されている：

第1条： 共和国は、良心の自由を確保する。共和国は、公の秩序のために以下の制限のみを受ける自由な礼拝を保障する。

第2条： 共和国は、いかなる宗教も公認せず、[これに] 給与を支払わず、補助金も交付しない。その結果、本法律の審署に続く[翌年]1月1日以降、宗教活動の実施に関するあらゆる支出は国、県および市町村の予算から削除される。ただし、施設付祭司の役務に関する支出で、リセ、コレージュ、[小]学校、施療院及び刑務所などの公施設における宗教活動の自由な実施を保障するための支出は、予算に計上することができる。

宗教活動の公施設は第3条の規定を留保して、廃止される。

これによって、コンコルダ体制に基づく公認宗教制が廃止され、以後、宗教活動は純粋に私事とされることになった。祭司はもはやいかなる給与も受けず、宗教に対する公的資金による助成も禁止されるが、他方で学校等の施設付祭司に関する例外が置かれたことは重要である。

さらに、法律は、宗派に組織的枠組みを与え、財産問題を規律するために、従来宗教公施設が所有していた財産の所有を引き継ぐべきものとして、法律施行の1月から1年以内に新たな「宗教社団」を設立することを予定した。この社団は、「1901年法」の枠組みによって設立されるが、「専ら宗教活動の実施」という目的を持たなければならず、「その形式がどのようなものであれ、国、県及び市町村からの補助金を受けること」ができないものとされた（4条・18条・19条）。

②「1905年法」以後のライセンス政策

この新しい制度をプロテスタントとユダヤ教会は受け入れて「宗教社団」を組織した。しかし、政府が教会と国家の分離およびコンコルダを一方的に廃止したことを教皇ピウス10世が非難したことを受けて、カトリック教会は法律の適用を拒否し、法律の定める期限までに「宗教社団」を設立しなかった。政府は状況を打開する立法措置を取らざるを得なくなり、「宗教活動の公的实施に関する1907年1月2日法律」（以下「1907年法」という）を成立させた。この法律は、一方で、「1905年法」の定める社団が要求しなかった司教館や神学校の自由な処分を県市町村に委ね（1条）、他方で、「1905年法」の社団とは別に、宗教活動の実施は「1901年法」の社団も行うことができるとした（4条）。

1921年5月、政府が聖座との外交関係を回復すると、カトリック教会は、「宗教社団」の定款と両立し、同時に司教の優越性を保障する組織のモデルとして、「宗教社団」に代えてカトリック教会の中に新たな社団を設けることを模索した。これが「司教区社団」で、政府と聖座もその合法性を認め、最終的に、コンセイユ・デタもこの社団の地位が「1901年法」および「1905年法」に合致することを認めた（「宗教社団」及び「司教区社団」については、のちに「宗教団体制」（本章第2節）で詳述する）。

緩和の傾向はその後も継続され、ヴィンシィ政権下の「諸教会と国家の分離に関する1905年12月9日法律を改正する1942年12月25日法律1114号」が「宗教社団」を公の用に供する社団と同視し、これを行政上の監督に服させるとともに、贈与（寄附）及び遺贈の引受けに税制上の恩恵を与えた。さらに、「1961年7月29日予算法律」11条が、「宗教社団」が宗教上の建造物を開発の方法で建設する際の借入金を地方公共団体又は国家が保証することを許した。

第二次大戦後、「1905年法」にはなかった「ライック（*laïque*）」という文言が、「第四共和政」及び「第五共和政」を通じて、宗教の自由とともに明確な憲法上の価値を有するものとされた（「第四共和国憲法」1条、「第五共和国憲法」1条）。

2. アルザス＝モーゼル地方

アルザス＝モーゼル地方の政教関係の歴史を考える場合には、この地方が、フランスとドイツとの間でその帰属の変動が繰り返されたこととの関係が重要である。

(1) 第1期フランス時代 (1681年から1871年)

1681年9月にルイ14世がストラスブールを包囲し、同月30日の「降伏条約」でストラスブール市も含めてこの地域の神聖ローマ帝国（ドイツ）からフランスへの併合が確定した。「降伏条約」3条では1624年以來のドイツ時代の宗教の自由が保障され、プロテスタントが容認されていたことに加えて、ルイ14世の統治の基本方針もあって、ドイツ時代からの慣習が尊重された（降伏条約2条）。

革命期の「聖職者民事基本法」はこの地域にも適用されたが、フランスの他の地域と異なり、基本法を受け入れた者は少なかった。

宣誓を拒否した聖職者と基本法を受け入れた聖職者の共存は、ナポレオンによって終わりを迎え、コンコルダ体制が補充されてこの地域にも適用された。これが現在まで続く、いわば「一国二制度」というべき状況の始まりといえることができる。

(2) 第2期ドイツ時代 (1871年から1919年)

普仏戦争で敗北した結果、「フランクフルト条約」（1871年5月10日）で、この地域は再度ドイツ帝国に割譲されたが、第一次世界大戦でドイツが敗北すると、1919年6月28日の「ヴェルサイユ条約」で再びフランスに返還されることになる。

ドイツ併合当初はフランス法が適用されていたが、徐々にドイツ法に置き換わった。とりわけ、1896年の「ドイツ帝国民法典」（これが現在の「[アルザス＝モーゼル] 地方民法典」となる）及び1908年の「帝国結社法」が重要である。しかし、コンコルダ体制は廃止されなかったばかりか、公認されたルター派および改革派の教会にドイツで施行されていた教会の地位を強制することもしなかった。19世紀末にフランス本土で共和派によって徐々に教会と国家の分離が確立してゆく中でも、この地域ではむしろ公認宗教制が強化・改良された。

他方、非公認宗派は、当初フランス法が適用されたので、集会のためには許可が必要とされ、許可が与えられても、法人格は与えられなかった。「ドイツ帝国民法典」施行後は、その法人規定（21条から79条）に従って法人格を有する宗教団体を結成することができるかが議論されたが、最終的には、福音派や伝統的ユダヤ共同体など三つの団体が登録された。

なお、「1901年法」や「1905年法」などの法律が適用されなかったことはいうまでもない。

(3) 第2期フランス時代 (1919年以後)

第一次世界大戦後、ヴェルサイユ条約でフランスに復帰した後、「アルザス及びロレーヌの移行制度に関する1919年10月17日法律」がドイツ時代の条文を維持することを確認し（3条1段）、最終的に、「バ・ラン、オ・ラン及びモーゼル諸県におけるフランス民事法を

有効とする1924年6月1日法律（以下「1924年法」）がコンコルダ体制を含むアルザス＝モーゼル地方の固有法の効力を承認した（1条・2条2段9号〔団体法〕・7条9号〔地方民法典及び団体法〕・13号〔教会及び修道会〕・14号〔宗教公施設〕）。コンセイユ・デタも1925年1月24日の意見で、「コンコルダ制は、共和暦10年法に由来するものとしてオ・ラン、バ・ラン及びモーゼル諸県でなお有効である」とした。

第二次大戦時、再度ドイツ第三帝国に占領された時期（1940年から1944年）には、コンコルダも廃止されたが、これは聖座との協議なしの純粹に国内法の措置とされ、「共和暦10年法」の組織条項だけを廃止するものであって、直接にはコンコルダ協約の運命について定めてはいなかった。

解放後、「バ・ラン、オ・ラン及びモーゼル諸県における共和国法制の復活に関する1944年9月15日オルドナンス」がドイツ占領時点（1940年6月16日現在）のフランス法の規定を維持させた（3条）。更に戦後の立法としては、「バ・ラン、オ・ラン及びモーゼル諸県におけるカトリック、プロテスタント及びユダヤ教会の制度に関する2001年1月10日デクレ2001-31号」及び「バ・ラン、オ・ランおよびモーゼル諸県におけるプロテスタント教会の組織に関する1852年3月26日デクレを改正する2006年4月18日デクレ」などがあり、いずれも本土とは異なるアルザス＝モーゼル諸県特有の政教関係（コンコルダ体制）を維持している。

なお、ここで注意すべきは、「マシュロン委員会報告書」が述べるように、「アルザス＝モーゼルには、地方法はあるが、地方憲法はない」という点であり、現行憲法の定めるライセンスの原則は、他のフランス本土と同様、ここでも妥当するという点である。それゆえ、フランスの他の地域との違いは、①公認宗教の祭司に対する国家による報酬支払、②宗教を支える財政支援、③公立学校における宗教教育にある。

3. 海外県等

現在のフランス共和国は、ヨーロッパ大陸部分及びコルシカ島（併せてフランス本土）だけでなく、我が国では一部を除いてほとんど知られていないが、大西洋、インド洋、南太平洋および南極地方にも「海外県等」と呼ばれる地域がある。

これらの地域は、かつての植民地ないし保護領で、フランスの一部として扱われてきたが、1946年に初めてグアドループ、マルティニク、ラ・レユニオン及びフランス・ギユイアヌを「海外県」とする制度が創設され、2010年にはマイヨットが加えられた。これらの地域全体は、2003年3月28日の憲法改正法律以後、憲法72条以下で「海外県・海外地域圏」及び「海外地方自治体」に分類されている。具体的には、憲法73条の定める「海外県・海外地域圏」として、グアドループ、マルティニク（以上カリブ海）、ギユイアヌ（南米）、ラ・レユニオンおよびマイヨット（以上インド洋）があり、憲法74条の定める「海外地方自治体」として、フランス・ポリネシア、ワリス・エ・フトゥナ諸島（以上南太平洋）、サ

ン・ピエール・エ・ミクロン（北大西洋）、サン・マルタン、サン・バルテルミー（以上カリブ海）がある。このほか、南方・南極領土が特別な位置付けを与えられ（憲法 72 条の 3 第 4 段）、更にニュー・カレドニア（南太平洋）が、憲法上特別の地位を与えられている（憲法 72 条の 3 第 3 段・76 条・77 条）。

これらの地域は、国家制度上はあくまでも「フランス共和国」の一部であり、フランス法の適用に全面的に服するのが原則である。しかし、宗教事情（政教関係）に関しては、その歴史的背景や現在の住民構成などによって必ずしも一様ではなく、「共和暦 10 年法」も適用されていなかったが、「1905 年法」はその 43 条 2 段で、コンセイユ・デタの意見に基づくデクレがこれらの地域における同法の適用条件を定めることとしていた。

これを受けて 1911 年にマルティニク、グアドループ及びラ・レユニオンに「1905 年法」を適用するデクレが制定され、現在では「1905 年法」が適用される地域（グアドループ、マルティニク、ラ・レユニオン〔海外県・海外地域圏〕及びサン・マルタン、サン・バルテルミー〔海外地方自治体〕）と「1905 年法」とは異なる法制度が適用される地域（ギユイアヌ、マイヨット〔海外県・海外地域圏〕とフランス・ポリネシア、ワリス・エ・フトゥナ諸島、サン・ピエール・エ・ミクロン〔海外地方自治体〕、南方・南極領土及びニュー・カレドニア）に分かれている（なお、「共和国の原則の尊重を強化する 2021 年 8 月 24 日法律 2021-1109 号」で「1905 年法」43 条及び「1907 年法」7 条が改正され、これらの法律がデクレを介さず直接に前者の地域に適用されることが明定された（「2021 年法」91 条）。

なお、これらの地域にも、「1901 年法」は原則的に適用されている。

（1）「1905年法」が適用される地域

これらの地域では、いうまでもなく祭司の俸給が県から支払われることはないが、県はその所有に属する宗教活動用建造物の維持及び保全の負担を負うことができる。グアドループ、マルティニク、ラ・レユニオンは、「宗教社団」に属する宗教活動用建造物の修復作業に資金援助をすることができる。

他方、専ら宗教活動の実施を目的としない「1901 年法」社団は、公的な助成を受けることができないが、「マルティニク、グアドループ及びラ・レユニオン諸県の宗教社団の能力に関する 1966 年 12 月 20 日法律 66-946 号」以降、遺贈・贈与機関からのものは自由に受領することができる。

①グアドループ

中央アメリカ（カリブ海）の小アンティール列島にある。

大半はクレオール人（フランス本土ではなく、植民地・保護領の出身者）だが、フランス人を中心とするヨーロッパ系の住民のほか、インド系、中国系などの住民もいる。そのため、宗教（信仰）事情はかなり多様で、主要な宗教は、カトリック（約 280,000）、ヒンドゥー（約 60,000）、プロテスタント（約 25,000）とされ、そのほかエホバの証人（約

10,000) がいる。

②マルティニク

これも、中央アメリカの小アンティール列島にある。

黒人とクレオール人が多いが、フランス人、中国人、インド人などもある。宗教的には、宗教心が非常に強く、ほとんど世俗化されていないといわれている。中でもキリスト教の祝祭がもっとも重要とされている。

③ラ・レユニオン

マダガスカル東方のインド洋西南部にある。

最も多いのがクレオール人で、次いでインド人、ヨーロッパ人、中国人などがある。県民の宗教心は強くしかも多様であり、カトリック(約 430,000)、ヒンドゥー(約 210,000)、イスラム(約 100,000)、プロテスタント(約 30,000)のほか、仏教、儒教、ユダヤ教やバハイ教などを信仰する者もある。

ヒンドゥーが多いのは、住民の中にインドから移住した多くのタミル人がおり、これらの中にカトリックとヒンドゥーの二つの信仰を有する者がいるためとされている。イスラムもインド(グジャラート州)からの移民が中心とされている。

1940 年末まで、子供たちは、初聖体拝領までは宗教教育を受け、その後 ライックな公立学校へ通っていた。

宗教が多様であることから、様々な宗教上の祝祭(ヒンドゥー、クリスマス、ラマダン、春節など)に公的補助が支出され、宗派を超えた文化的催しになっている。

④サン・マルタン及びサン・バルテルミー

グアドループの北方約 240 kmにある二つの島からなる。

いずれもかつてはグアドループの一地方であったことから、現在でも宗教事情は、グアドループと同様である。

(2) 「1905年法」が適用されない地域

これらの地域に共通して適用されるのは、「第三共和政」の時代に制定された「植民地に宗教伝道団の理事会を創設する 1939 年 1 月 16 日デクレ」及びこれを改正する「1939 年 12 月 6 日デクレ」(以下「デクレ・マンデル」という)である。このデクレは、先に述べた 1911 年デクレが「1905 年法」を適用する地域を限定したために、その対象とされていなかった欠落を埋めることを目的としたものである。これによって、各地域の宗教伝道団は法人格を有する「理事会」を創設することができ、その名と計算においてあらゆる動産・不動産を取得・所有・保持し、伝道団に属する財産を管理処分するための完全な能力を有する(同デクレ 4 条)。もっとも、宗教活動の実施に充てられるもの以外の不動産の取得、譲渡については、植民地首長(現在では県地方長官)のあらかじめの承認に服する(7 条)。さらに、伝道団がフランス市民による遺贈(8 条)や不動産の贈与(9 条)、10,000 フラン(当時)

を超える現金又は有価証券の贈与(10条)を受けるためにも、植民地首長の許可に服する。また、祭司の給与は宗教伝道団が負担するが、建築物は県に属し(司教館はカトリックの所有)、外部の修理、暖房は県の負担であるが、より重要な作業は伝道団が負担する。なお、カトリック聖職者は県の補助を受ける。

①ギユイアヌ

海外県の中で唯一大陸部(南米大陸北端)にあり、海外県の中で最大の面積を有する。

宗教制度は、カトリックとその他の宗教が区別され、カトリックには、復古王政時代のシャルル10世による「フランス・ギユイアヌの統治に関する1828年8月27日王令」が適用される。これによると、法文上は総督が宗教活動の自由な実施を監督するとされているが、実際にはカトリックのみを国教とするものである。修道会の創設は認められていない。1900年まではカトリック教会の建造物の維持・補修費用及び聖職者の報酬が国(県)の負担とされていた。1946年以降、カトリック祭司の俸給とカトリック礼拝建造物の維持及び修復は県会が負担している。これに対して、カトリック以外の宗教には、「デクレ・マンデル」が適用され、宗教伝道団(理事会)を構成するとともに、「1901年法」も適用され、「届出非営利社団」を創設することができるが、これは恵与を受けることも、税法上の利益を受けることもできない。プロテスタントやユダヤ教の祭司の俸給等は宗教伝道団または信者の負担である。

なお、「マシュロン報告書」は、「宗教の多様性によりよく配慮し、様々な信仰の平等な待遇を保障するためには」、ギユイアヌの宗教制度を改革することが必要であると思われるとしつつ、同時に、「カトリック宗派が享受している特別な地位を他の信仰に拡大することには慎重な考慮が求められる」ともしていた。

②マイヨット

マダガスカルを挟んでラ・レユニオンの反対側、アフリカ大陸との間のインド洋(モザンビーク海峡)にある。

住民のほとんど(95%)がスンニ派のイスラム教徒である。そのため、住民は、イスラム法上の身分を保有することが憲法75条で保障され、一夫多妻制、夫からの一方的離婚、相続法における男女の不平等などが認められていたが、同条もこの身分の不可侵性まで保障するものではない。そのため、これまで数度にわたってイスラム法上の身分について重要な改正が行われてきた。一夫多妻制及び一方的離婚は「2003年7月21日法律2003-660号」によって禁じられた。

イスラムは「デクレ・マンデル」による宗教伝道団(理事会)を構成せず、「1901年法」による社団(届出非営利社団)の枠内で活動している。社団がメッカへの巡礼を組織する場合には、県から補助金が支出される。6歳以降、大多数の子供は、コーラン学校と通常の小学校の双方に通っている。イスラムの宗教代表者は、県知事が任命している。

イスラム以外の宗教は、いずれも完全な少数派である。カトリックは当初、コンコルダ

制の下にあったが、その後「デクレ・マンデル」による宗教伝道団（理事会）を設立し、2010年5月1日、教皇ベネディクト16世によって「使徒座代理区」とされた。「使徒座代理区長」は、事前にフランス政府に通告することなく聖座が任命している。その他の宗教には、福音派が多数を占めるプロテスタントの他、末日聖徒イエス・キリスト教会（モルモン教）、エホバの証人、ヒンドゥーなどの信者もいる。これらの宗派も宗教伝道団（理事会）を設立し、祭司の俸給はこれが負担している。

③フランス・ポリネシア

南太平洋東部ポリネシアの広大な海域に広がるマルキーズ諸島、ソシエテ諸島（タヒチを含む）、ガンビア諸島（核実験を行ったムルロワ環礁を含む）などの島しょ群である。

プロテスタントに関しては、一時期コンコルダ制が施行されたが、のちに廃止され、現在では全ての宗派に「デクレ・マンデル」が適用されている。

なお、コンセイユ・デタは、2005年3月16日の判決で、「1905年法」2条がフランス・ポリネシアでは適用されなかったとした上で、「ポリネシアでも適用され、国家と共和国の領土の中立性及び異なる宗派の平等な取り扱いを含意するライシテの憲法原則は、一般的利益と法律が定義する条件で、宗派に属する活動及び装備に対してある種の補助を与えることを禁じてはいない」とした。この事件は、1998年のサイクロンで破壊されたフランス・ポリネシア福音派教会の祭司館建設のためにフランス・ポリネシア当局が認めた71,230ユーロの補助に関するものである。コンセイユ・デタは、「この建物が多くの社会教育的活動で役割を演じていること、サイクロン通過の際に祭司館が全ての人々に開かれ、避難者を受け入れている」としてこの補助の適法性を認めた。

④サン・ピエール・エ・ミクロン

北太平洋、カナダ東岸のニュー・ファウンドランド島の南にある小島である。「デクレ・マンデル」が現在も適用されているが、カトリックだけが「準」公認宗教とされ、1763年に使徒座直轄県となり、1970年11月6日に使徒座代理区に昇格した。カトリックの使徒座代理及び司祭は地方自治体の公的資産から報酬が支払われている。教会は市町村に属し（所有権はない）、その維持費を負担している。

⑤ワリス・エ・フトゥナ諸島

南太平洋のメラネシア（南太平洋西部：フィジーの北、サモアの西）にある。

「ワリス・エ・フトゥナ諸島に海外領土の地位を与える1961年7月29日法律61-814号」で現在の地位が確定した。同法は、法の一般原則に反しない限りで、宗教と信仰の自由、慣習を保障している（3条）。そのため、2003年3月28日の憲法改正で74条の定める「海外地方自治体」となったが、慣習法に基づいて一定の自治が認められ、現在でもなお三つの「王国」の3名の「伝統的な首長（王）」が行政を担っている。

宗教事情は、一部に改革派プロテスタントがいるものの、人口の99%はカトリックである。

1943年から「デクレ・マンデル」が適用されている。他方で、教皇が自由に司教を任命し、カトリック司教区が公式に初等教育を担っており、教育に関する費用は全て国家の負担である。

⑥南方・南極領土

行政組織としては、インド洋の南部（オーストラリア西部）に広範囲に散在するサン・ポール及びヌーヴェル・アステルダム諸島、ケルグラン島、クローゼ諸島など及びマダガスカル周辺のエパルス諸島などの島しょ部と南極大陸の一部（アデリー領）からなる。一部地域に時限的に滞在する科学者（約200人）がいる以外、永続的な住民はいない。

憲法上は「海外県」でも「海外地方自治体」でもなく、フランス共和国に直属する海外地域とされている（「2007年2月21日法律」で「海外領土」の資格を得た）。

形式上「デクレ・マンデル」が適用されているが、もとより宗教伝道団（理事会）は存在していない。アデリー領とインド洋南部にある三つの島には礼拝場所がある。宗教活動は、ラ・レユニオンから来る軍の施設付祭司が担当している。

⑦ニュー・カレドニア

南太平洋オーストラリア東方沖にある。

カナクと呼ばれる先住民がいたが、1946年、フランスの市民権を獲得し、同時に「海外領土」となった。1980年代以降、「社会主義カナク解放国民戦線」が創設されると、独立運動が激しくなり、2021年まで、独立の可否を問う住民投票が複数回行われている（最新のもののは2021年12月12日）が、なおフランス系住民を中心とする独立反対派が多数を占めている。こうした経緯から、憲法上特殊な地位が認められている（「特別」地方自治体）。

宗教的には、カナク（約40%）もその多数はキリスト教化し、カトリックが多数を占める（60%）が、プロテスタント（30%）やペンテコスト派などもある。さらに少数ながら、インドネシアやアルジェリア由来のイスラム教徒やヴェトナム人共同体には仏教徒もいるとされている。

1940年3月12日から「デクレ・マンデル」が適用されている。なお、ヌーメアの司教は、教皇が自由に任命している。

III 政教関係の現状——ライシテ原則の新しい展開と現在

1. 判例の展開

(1) 司法裁判所（破毀院）

破毀院は、就労場所でイスラムのヴェールを着用した職員の解雇の効力が争われた事件で、同じ日に反対の結論となった二つの判決を出した。2013年3月19日の社会部判決がそれである（このうちの一方については、さらに総部会による再度の判決も出された）。

①「バビィ・ルー (Baby Loup)」 事件

託児所を経営する私法上の団体「バビィ・ルー (Baby Loup)」に雇用されていた職員が、イスラムのヴェールを着用したことで団体の内規に違反したことが重大な過失に当たるとして解雇された事案である。

第一審、原審は共に解雇を有効としたが、破毀院社会部は、

- ・ 憲法 1 条が導入するライシテの原則は、公役務を行わない私法上の使用者の被用者には適用されない、
- ・ したがって、[使用者は] 労働法典の諸規定が被用者に保障する保護を奪うためにこれを援用することはできない、
- ・ 労働法典 L.1121-1 条、 L.1132-1 条、 L.1133-1 条および L.1321-3 条から宗教の自由に対する制約は達成すべき任務の性質によって正当化され、求められる目的に見合ったものでなければならない、
- ・ 一般的かつ不明確な制約を定める内規の条項は労働法典 L.1321-3 条が求めているところに対応しておらず、差別的な理由で行われた解雇は無効である

としてこれを破毀し、事件を控訴院に差し戻した。

しかし、差し戻しを受けた控訴院は、破毀院の解雇無効の判断に従わず、「内規で定められた宗教を表示する自由に対する制約は一般的な性格を持つものではなく、十分に明確であり、会社の被用者が達成すべき仕事の性質によって正当化され、追求される目的に見合っている」として再度解雇を有効と判断した。再度の破毀申立てを受けた破毀院は、総部会判決でこれを棄却した。

②「疾病保険地方金庫 (CPAM)」 事件

これも事案の内容は、「信条のいかんを問わずある集団、民族、宗教、政治的従属関係を表すものとして職員を明確に位置付ける衣装又は装飾品を身につけること」、とりわけ「帽子的形であっても、イスラムのヴェールを被ること」が内規で禁じられていたところ、帽子的形をしたイスラムのスカーフを着用したとして解雇されたものである。

第一審及び原審がともに解雇を有効とし、破毀院社会部も、

- ・ 公役務に関する中立性およびライシテの原則は、すべての公役務に適用され、これにはこの役務が私法上の組織によって確保される場合を含む、
- ・ 労働法典の規定が CPAM の職員にも適用されるとしても、この金庫の職員は、公役務という任務に参加しているという事実由来する特別の強制、すなわち彼らがとりわけ外的表象、特に衣服によって宗教上の信条を表示することを禁じる強制に服している
- ・ 原告が疾病保険地方金庫で実際に行っていた業務が県の社会保険加入者に対する疾病保険金の給付という活動であり、公役務に該当する

として、これを支持した。

これら二つの裁判例で問題となった就労場所は、いずれも労働法典の規定が適用される「私法上の法人」であり、その内部規則にイスラムのヴェール（ないしスカーフ）に代表される宗教上の表象を着用することを禁じる条項があり、それを適用して従業員を解雇したという共通点がある。にもかかわらず、破毀院は、正反対の結論を導いた。結論を分けた点は、原告が当該法人において従事していた職務の具体的性質、すなわちそれがいわゆる「公役務」であるか否かにある。この点について、解雇を無効とした「バビィ・ルー(Baby Loup)」事件では、使用者が公的機関から補助金を受け、「一般的利益」に関する事業を展開しているという事実を認定した上で、「ライシテの原則は、公役務を行わない（下線・筆者。以下同じ）私法上の使用者の被用者には適用されない」としたのに対して、解雇を有効としたCPAM 事件では、破毀院史上初めて「公役務のライシテと中立性の原則は、すべての公役務に適用され、これにはこの役務が私法上の組織によって確保される場合を含む」とした。この考え方は、後に述べるその後の立法にも反映される。

（2）行政裁判所（コンセイユ・デタ）

コンセイユ・デタは、公的施設の建物内又は敷地内にクリスマスの飾り付けである「キリスト生誕の場面の模型」を設置したことがライシテ原則に反するかをめぐる事件で、2016年11月9日に二つの判決を出した。

①「市役所の中庭」への「模型」展示

事案は、セヌ・エ・マルヌ [県] 自由思想連盟が、宗教的要素を含むキリスト生誕の場面の模型を市長が 2012 年末の祝祭の期間に ムラン「市役所の中庭」に置くこと控えるように申し入れたにも関わらず、市長がこれを設置したので、その決定の取消しを求めたものである。争点は、模型の設置が、クリスマスの期間に仮に展示される「伝統的・文化的・芸術的性格」のものとするか（第一審肯定）、「宗教上の表象」に当たるか（第二審肯定）にあった。

コンセイユ・デタは次のように判示して、原判決を破毀した：

- ・ クリスマスの模型は、複数の意味を持ちうる表象である。[一方では、] 宗教上の性格を表すとともに、[他方では、] 伝統的に、特に宗教的な意味を持たず、年末の祝祭に伴う飾り付けの一部である、
- ・ 一時的に公的施設の中に模型を置くことが法律上可能になるのは、それがある宗派を承認したり宗教上の選好を示すことなく、文化的、芸術的ないし祝祭的性格を示す場合のみである。その判断をするためには、改宗勧誘の要素を含んでいてはならないという文脈、設置の特別の条件、地域の慣習の有無だけでなく、設置の場所も考慮すべきである。この点で状況は様々である、

- ・ 公共団体や公役務に関わる公的建造物の構内では、文化的、芸術的ないし祝祭的な性格を認めることを可能にする特定の状況がない限り、その設置は認められない、
- ・ 反対に、一般的な公共の場所では、年末の祝祭的な性格を考えると、その設置が改宗勧誘とならない限りは、可能である、
- ・ 本件では、原審がこの模型が宗教上の表象という性質を持つと判断するために、模型の設置がキリスト教誕生の場面の象徴的な表象を構成するということを述べるにとどまっている点で違法である。

②「県庁のホール」への「模型」展示

事案は、ヴァンデ〔県〕自由思想連盟が、同じような模型を同じ期間に県議会に置くことを控えるように申し入れたにも関わらず、12月中「県庁のホール」に置かれたので、これを認めた県会議長の決定が権限踰越であるとして取消しを求めたものである。

争点は、同じく、模型の設置が、クリスマスの期間に仮に展示される「伝統的・文化的・芸術的性格」のものとするか(第二審肯定)、「宗教上の表象」に当たるか(第一審肯定)にあった。

上告を受けたコンセイユ・デタは、①に引用した判決の第1段から第4段と同文の判断をした上で、

- ・ 原審は、模型にはあらゆる改宗勧誘や宗教的意見の主張の要素もないので1905年法28条及び公的人物の中立性原則に反する標章や象徴を構成するものではないと評価するために、県議会ホールに置かれた模型はクリスマスの家庭の祝祭を準備する枠組みの中にあるという状況を根拠とした。そのようなやり方で、この設置が地方の習慣に由来するものであるか否か、この設置に文化的、芸術的または祝祭的性格を認めることができる特別な状況が存在するか否かを調査することなく裁定することによって、原審は法の誤りを犯した。

として原判決を破毀し、今度はこれを差し戻した。差戻審は、上記下線部の判断を受けて、

- ・ 模型が建物の完成時、正確には1990年12月以来、毎年クリスマスの時期に20年以上にわたって置かれてきた；
- ・ 模型は、あらゆる宗教的伝統を持たない日取りである12月初めに置かれ1月10日頃には撤去され、その設置は何らかの宗教的改宗勧誘を示す形式でもない；
- ・ 模型は、3m×2mの大きさで、全ての公衆に開放され、とりわけクリスマスの祝祭に結び付けられた非宗教的な(laïque)催し及び祝賀、とくに県職員の子供達のクリスマスツリーを受け入れる1000㎡の広さを持つホールに置かれている；
- ・ これらの特有の条件のもとでは、地方の文化的習慣と祝祭的伝統に由来する一時的な設置は、1905年法28条に反しない

として、第一審判決を取り消した(設置を容認)。

なお、同じように、「県庁舎のホール」に模型を設置した事案で、マルセイユ 行政控訴 院は、これも①に引用したコンセイユ・デタ判決の第1段から第4段と同文の判断をした上で、原判決を取り消し、設置の決定も取り消した（コンセイユ・デタも市長の上告を棄却した）例がある。

これらの判決は、いずれもキリスト生誕の模型が単純に「宗教か文化か」という判断はしていない。上に引用したところで最も重要な点は、

- ・ クリスマスの模型は、複数の意味を持ちうる表象である。[一方では、] 宗教上の性格を表すとともに、[他方では、] 伝統的に、特に宗教的な意味を持たず、年末の祝祭に伴う飾り付けの一部である
- ・ 一時的に公的施設の中に模型を置くことが法律上可能になるのは、それがある宗派を承認したり宗教上の選好を示すことなく、文化的、芸術的ないし祝祭的性格を示す場合のみである。その判断をするためには、改宗勧誘の要素を含んでいてはならないという文脈、設置の特別の条件、地域の慣習の有無だけでなく、設置の場所も考慮すべきである。この点で状況は様々である

というところにある。

2. 「ライシテ検証委員会（Observatoire de la laïcité : ODL）」の発足とその廃止

(1) 創設から廃止の経緯

「ODL」は、2007年3月、シラク大統領による「ODLを創設する2007年3月25日デクレ2007-425号」で創設された機関であるが、実際に発足したのは、オランダ大統領の時代（2013年4月）になってからである。これは、立場の相違を超えた「諮問的性格」の委員会として首相の下に置かれ、同デクレの規定に従って、委員長、総括報告者、国会議員、政府機関代表者、学識経験者など23名の委員によって構成される。抛職上以外の委員の任期は4年とされ、2017年に再任された（2021年4月まで）。

同デクレ2条はその任務を：

「ODL」は、公役務におけるライシテ原則の尊重を目指す活動において政府を補助する。このために、「ODL」はデータを集め、ライシテについて公権力を啓発することを可能にする分析、研究及び調査を行い、かつ行わせる。「ODL」は、ライシテの領域における研究又は調査の実現を目指すあらゆる要求を首相に付託することができる。

「ODL」はこの原則のより良い実施を可能にすると思われる、とりわけ公務員及び公役務の利用者への情報提供を保証するあらゆる措置を首相に提案することができる。

「ODL」は法律や命令の草案について首相や閣僚から諮問を受けることができる。

とした。

「ODL」は、発足後直ちにライシテ原則に関わる広範で多岐に渉る領域で積極的な活動

を開始した。2021年までに行った重要なものとしては、

- ・ 四つの「意見書 (Avis)」の採択：
 - ①「学校におけるライセンス憲章」並びに「学校におけるライセンス憲章の普及及びその教育上の用具に関する意見」
 - ②「子どもを受け入れる任務を保障する私立組織における宗教事情の定義及び枠組に関する意見」
 - ③「ライセンスおよび宗教事情に関する法律への注意喚起」
 - ④「毎年12月9日を『全国ライセンスの日』と定める意見」
- ・ 三つの「ガイドブック」の編集：
 - ①「ライセンスと地方公共団体」
 - ②「私企業における宗教事情の運営」
 - ③「社会・教育組織における宗教事情の運営」
- ・ 四つの「ライセンス憲章」の制定：
 - ①「学校におけるライセンス憲章」
 - ②「公役務におけるライセンス憲章」
 - ③「家族手当貯蓄金庫のライセンス憲章」
 - ④「大臣補佐の男女平等のためのライセンス憲章」

などがあり、このほか各宗教団体の代表者をはじめとする様々な関係者への聴聞、全国への委員の派遣などを行った。

これらの成果は、「ODL」のホームページに掲載されているほか、2014年以降毎年発行される「年次報告書」にも詳細に記録されている。

こうして7年間に及ぶ活動実績を積み重ねてきた「ODL」であるが、2020年後半に入って、政権側からの批判にさらされるようになった。この傾向はとくに、同年6月の地方統一選挙後の内閣一部改造で、フリップ首相に代わって就任したカステックス首相及びカスターネル内相に代わったダルマナン内相、さらにはシアッパ内務大臣付市民権担当相の姿勢に表れている。カステックス首相は、同年10月、現在の委員の任期が満了する2021年4月以降、再度の任期更新はないことを表明し、事実上「ODL」の廃止ないし改組を明言した。

政権側の方針はさらにその後、「2021年法」の元老院本会議における修正案の一つの審議の過程でより明確にされた。この修正案は、デクレで創設された「ODL」に法律上の根拠を与える規定を置き、それによって「ODL」の地位を強化しようとしたものである。この修正案に対しては、法律委員会報告者が反対を表明し、さらにシアッパ市民権担当相も反対を表明した。これに対して、提案者側は、政府が「ODL」に変わる組織について何ら具体的な提案をしないまま、「ODL」の廃止だけを主張するのは法律案ではないと批判したが、最終的には、修正案が否決された。

こうした動向に対しては、他方で、119名の大学教員や研究者が連名で「ODL」を擁護し

た声明も出されている。

その後、2021年4月2日で「ODL」の委員の任期が満了し、更新がされなかったことによって「ODL」の廃止が事実上確定した。

(2) 「ライシテ閣僚間委員会 (Comité interministériel de la laïcité : CIL)」の発足

2021年6月、「ODL」に変わる新しい組織として、「ライシテ閣僚間委員会を発足させる2021年6月4日デクレ2021-716号」が公布された（実際の発足は7月15日）。同デクレによれば、「CIL」はその名の通り、「ODL」とはその内容を全く異にするものである。すなわち、首相が主宰し、委員は全員が閣僚（16名：外務大臣、国民教育担当大臣、青少年担当大臣、スポーツ担当大臣、国防大臣、内務大臣、労働担当大臣、海外県・海外領土担当大臣、地方自治体担当大臣、都市担当大臣、司法大臣、連帯・保健担当大臣、高等教育・研究・イノベーション担当大臣、公務員担当大臣、男女平等・多様性・機会均等担当大臣、市民権担当大臣）である（デクレ1条）。「CIL」の任務は、国の行政機関、地方公共団体及び公役務を担う公法上、私法上のその他の機関において、ライシテ原則の推進と尊重を確保するために政府の行動の実施を調整し、確保するものとされた。委員会は、また、全ての公務員が満たすべき研修の必要性の確定に関与し、国の行政機関の「ライシテ指導官」の活動範囲を定める。さらに、公役務の利用者に対して、ライシテ原則に由来する権利義務について適切な情報の提供を監督する（デクレ2条）。委員会は、少なくとも年に1回招集される（3条）。また、このデクレによって、「ODLを創設する2007年3月25日デクレ2007-425号」が廃止され、「ODL」の廃止が法律上も確定した（4条）。

デクレは、これ以上の具体的な内容を定めておらず、「CIL」が今後具体的にどのような活動をしていくのかについては、なお不明な部分があるが、7月15日、その最初の活動として「ライシテのための17の決定」が公表された。カステックス首相は、その冒頭で、政府が、個人の自由の行使と共和国の結束の必要性を両立させる、世界でもほとんど例のないフランスのライシテのモデルの均衡を守るための措置を講じていること、「CIL」は現実にもっとも近いところで関わるすべての省の活動を効果的に調整することができるようにすること、ライシテ原則の尊重と促進を委託されたすべての者、すなわち行政や公役務の任務を担う組織が動員されること、そのために、この「決定」が「CIL」による検証の対象となる最初の現場のいくつかの道標を定めるものであるとした。ここでは特に、「ライシテ原則の尊重が、公役務の任務を負うすべての準公的及び私的組織（本文ではCPAMが例示されている）だけでなく、すべての公役務の受託者に拡大される」ことが挙げられていることが注目される。

これを受けて、本文では具体的な五つの柱、すなわち：

- ① すべての公役務におけるライシテ原則の尊重を保証すること
- ② すべての公務員にライシテの研修を行うこと

- ③ すべての公役務においてライシテの文化を普及させること
- ④ 市民社会と共にフランスのライシテのモデルを促進すること
- ⑤ ライシテに関する閣僚間の作業を調整すること

が立てられた。

3. 「2021年法」の制定

2021年8月、ライシテ原則及び宗教団体制に関する重要な法律が成立した。2020年12月に提出された法律案は、迅速審理手続を経て、「共和国の原則の尊重を強化する2021年8月24日法律2021-1109号」（「2021年法」）として制定・公布された。

この法案が提出された背景には、2020年の社会状況がある。すなわち、同年9月、シャルリー・エブド旧社屋前で再びテロ事件が起こり、10月16日には、パリ近郊でチェチェン系のムスリムによる中学校の地理歴史教師サミュエル・パティ氏の惨殺事件、同月29日には、チュニジア人によるニースのノートルダム大聖堂の襲撃事件（3名死亡）が起こり、いずれも容疑者はイスラム過激派に関わる者とされた。

こうした状況を受けて大統領は、イスラムの一部に「分離主義的」傾向があると非難して、2020年12月中に新たな法律案を提出する可能性を示唆し、同年12月9日、法律案が提出された。「我々の共和国は我々の共通財産である」ということばで始まる提案理由は、「共和国は自由、平等、博愛、教育及びライシテという強固な基礎の上に構築されてきたが、イスラムに触発された共同体主義の陰謀がこれを脅かしている、急進的イスラム主義や分離主義に直面してフランスの法的武器は不十分であり、これらに対抗するために共和国の原則を強化することが必要である」としている。

全体で4編103か条からなるこの法律の中心は、第1編「共和国の原則の尊重と社会生活の最小限の要請を保障すること」及び第2編「宗教活動の自由な実施を保障すること」にある。このうち、前者では、第1章「公役務に関する諸規定」で、「法令が公法上又は私法上の組織に公役務の執行を直接に委託している場合には、[これらの]組織は、公役務の利用者の平等を保障する義務を負う。このために組織は必要な措置をとり、とくに組織が階級的な権限若しくは指揮権を行使する被用者若しくは職員が公役務の執行を担当する場合、政治的又は宗教的意見を表示することを控え、すべての人々を平等に扱い、その良心の自由と尊厳を尊重するように監督する」（1条）と定める。この規定の趣旨について、提案理由は、「公役務の執行を担う私法上の組織は、その領域に属する活動のために、公役務の中立性とライシテの原則に服するという判例から導き出された原則を定めるものである」という。さらに、公務員の権利義務に関する法律、地方自治体に関する法律、都市計画法典などを改正して、公役務のライシテ原則と中立性原則を強調する文言、公務員に対してこれらの原則を周知させるための「ライシテ指導官」の制度を設けることなどを付加している（3条、5条、6条など）。また、第2章「社団、財団及び寄附基金に関する諸規定」では、これらの

団体が公的な助成金を受けようとする場合には、行政機関との間で「共和国義務契約」を締結するものとし（12条）、「1901年法」による非営利団体が公益認定を受けるためにも、この共和国義務契約の原則を尊重しなければならないとされた（15条）。

なお、第2編の規定は、「1905年法」及び「1907年法」の「宗教団体」並びにアルザス＝モーゼル「地方民法典」及び「地方刑法典」の団体規定に関するものであるので、「宗教団体法制」（本章第2節）で言及する。

4. アルザス＝モーゼル地方の現況——現代におけるコンコルダの効力

既に述べたように、アルザス＝モーゼル地域では、現在でも基本的にコンコルダ体制が維持されている。また、この地域の住民の信仰の状況は、カトリック（71%）、プロテスタント（8%）、イスラム（7%）、ユダヤ（1%）、その他（3%）、宗教なし（10%）とされている。もっとも、毎週教会に通うのは9%で、18%は通ったことはないという。それでも、自分が信仰を持たないと考えている者は11%にとどまり、35%は確固たる信仰を持つといい、26%は伝統的信仰を持つという。

もっとも、ここで公認され、援助を受けることができる宗教は、制度創設時に存在したカトリック、プロテスタント2派及びユダヤ教に限られ、キリスト教でも、英国国教会や正教（ギリシャ、ロシア、ルーマニア等）は除かれている。さらに近年では、イスラムの増大に伴って、固有の問題も浮上しているが、判例・学説は、これらの諸宗教にコンコルダ体制を拡大することを明確に否定している。ただ、住民自身については、1998年当時には、地方の宗教制度の利点を他の宗教に拡大することが望ましいとした回答は26%であったが、2005年には、この比率が54%に上昇したという。他方、最近の調査には、アルザス＝モーゼル地方においても、コンコルダの維持を支持する住民が減少していることを示すものがある（後述）。

現在アルザス＝モーゼル諸県で本土の他の地域と異なる法制度が行われているのは、政教関係に限らず、「アルザス＝モーゼル地方」法として広範な範囲に及んでおり、政教関係に関しては、現在でも「1905年法」は適用されず、ナポレオン時代からの「共和暦10年法」に基づく「コンコルダ体制」が維持されている。いくつかのアンケート調査によれば、住民の90%がこの体制を好ましいものと考えており、92%が公立学校における宗教教育の現在の組織を維持することを好ましいとしているという。

近年でも、2001年11月30日のコンセイユ・データ意見が：

- ・ オ・ラン、バ・ランおよびモーゼル諸県にフランス民事法を施行する1924年6月1日法律7条がこれらの諸県に地方民法典21条から79条を適用することを維持した
- ・ こうして、地方の適用を維持することが立法者の意思に由来する
- ・ 1924年6月1日法律以後に、1946年10月27日および1958年10月4日両憲

法の前文が、その中でライシテ原則を表明する共和国の諸法律で認められた基本原則を再確認したとしても、この再確認は先述の法律の規定を暗黙に廃止する効力を有しなかった

とした。

他方で、憲法院も、アルザス＝モーゼルのみに適用される日曜日の労働・営業禁止を定める労働法典の規定の合憲性が争われた事件に関する2011年8月5日の判決で：

- ・ アルザス＝モーゼルの移行制度に関する1919年10月17日法律によればフランス法が導入されるまで、現行法が有効に適用される
フランス法を導入する1924年6月1日法律：従前の法律を有効に
フランス法を復活する1944年9月15日オールドナンス：1940年6月16日当時有効な法律の効力を維持

しているとしてこれを合憲とした。

さらに、プロテスタント長老教会の牧師に給与が支払われるものとする「教会組織に関する共和暦10年芽月18日法律に付随するプロテスタント教会に関する組織条項」7条の合憲性が争われた事件においても、2013年2月21日の判決で次のように判示して、その合憲性を認めている：

- ・ 原告は、この規定がライシテの憲法原則を無視すると主張した
- ・ アルザス及びロレーヌの暫定制度に関する1919年10月17日法律第3条によれば、「アルザス・ロレーヌ領域は、フランス法が導入されるまで、[当時の]現時点で施行されている法律及び命令の規定によって規律される
- ・ アルザス＝モーゼル3県にフランス民法を施行する1924年6月1日法律第7条第13号は、教会及び修道会に関する地方法が暫定的にこれらの県で施行されていることを明示した
- ・ アルザス＝モーゼル3県に共和国法を回復する1944年9月15日オールドナンス第3条も1940年6月16日時点で施行されている法律だけが適用され、暫定的に効力を維持するとしている
- ・ これらの規定によれば、1905年12月9日法律（政教分離法）の規定は、アルザス・モーゼル3県には適用されることがなかった
- ・ したがって、共和暦10年法はこれらの県でなお有効に施行されている。

その後、「ODL」から、アルザス・モーゼル地域の関係者・関係団体の聴取に基づいて、次のような「勧告」が出された：

- ① 地方法から宗教冒瀆罪の規定を削除すること
- ② 地方法と1905年法との刑罰を整序すること
- ③ 宗教教育のための選択条件を逆転させること
- ④ 学年途中で宗教教育に関する選択を変える可能性を保証すること
- ⑤ 宗教教育を通常教育の追加時間に置くこと

- ⑥ 宗教教育を受けない生徒が道德教育を受ける義務を廃止すること
- ⑦ 地方法の実務マニュアルを作成すること
- ⑧ 公権力と宗派の間の行政関係を単純化すること
- ⑨ 教会財産管理の要件を単純化すること
- ⑩ 教区の地図の再編成と内務大臣から県知事レベルへの分権化をすること

こうした中、2021年3月30日から4月1日にかけてフランス世論研究所（IFOP）が行ったアルザス＝モーゼル地方におけるコンコルダ制と資金援助に関する調査が公表された。これは、

・調査対象者

18歳以上でフランス本土居住者 1,009名、アルザス＝モーゼル3県居住者 801名

・質問項目

- ① フランスのある地域において、祭司と宗教建造物が公の資金から資金援助を受けていることに賛成か否か
- ② アルザス＝モーゼルで公権力が祭司の給与および宗教建造物の建設に資金援助をしていることに賛成か否か
- ③ アルザス＝モーゼルのコンコルダ制のための費用（年間7400万ユーロ）が同地域の納税者だけでなくフランスの全納税者の負担になっていることが正常か否か
- ④ カトリック、プロテスタント2派、ユダヤ教の祭司の給与の公費負担をやめさせるためにアルザス＝モーゼルのコンコルダを廃止することに賛成か否か

というものであった。

それぞれの項目に対する回答の割合は、

- ① 本土居住者では賛成33%であったのに対して、アルザス居住者では賛成56%であった。
- ② 信仰する宗教によって多少の差があるが、賛成が反対を上回ったのは、アルザスのカトリックのみであった。もっとも、それ以外の宗派でも賛成者の割合は、アルザスの方が本土より多い（概ね40%以上）。
- ③ 本土居住者では正常と考える者が17%であったのに対して、アルザスでは47%であった。
- ④ 本土居住者では賛成が78%であったのに対して、アルザス居住者では賛成が52%であった。

という。

既に述べた過去の調査とはかなり異なる結果が現れており、この地域の住民の考え方が変わってきているのではないかという印象も与える。

なお、コンコルダ体制の拡大に関しては、これを否定する憲法院の裁判例がある一方、イスラムを除外していることの正当性に対する疑問も提出されている。

（西澤宗英）

第2節 宗教団体制

フランスにおける「宗教団体」を規律する基本法は、「非営利社団契約に関する1901年7月1日法律（「1901年法」）」及び同法を執行するための「1901年8月16日デクレ」（以下「1901年デクレ」という）と「諸教会と国家の分離に関する1905年12月9日法律（政教分離法）（「1905年法」）」及び同法を執行するための「1906年3月16日デクレ」（以下「1906年デクレ」という）とである。これらの法律による団体には、それぞれ、法人格を有するもの（わが国の「宗教法人」に相当する）とそうでないものがある。

また、「宗教活動の公的实施に関する1907年1月2日法律（「1907年法」）」は、「1901年法」によって設立された[非営利]社団が宗教活動を行うことを認めるが（「1907年法」4条2段）、「2021年法」による同法の改正によって、「1905年法」の「宗教社団」と同様に、年次会計書類を作成するなどの会計上の義務を負い（「2021年法」4条の1）、県地方長官は、団体がその目的において宗教活動の実施に関わる活動を行うことが想定されない場合には、期限を定めてその目的をその活動と一致させるように督促する（「2021年法」4条の2）とされた。

なお、宗教団体制についても、政教関係一般と同様、アルザス＝モーゼル地方及び海外県等には、フランス本土と異なる地方法制度が存在するが、これについては別途後述する。

この宗教団体制をめぐるのは、2018年以降、大きな動きがあった。

2018年11月5日、マクロン大統領が就任当初からの懸案であったとして、「1905年法」の改正に言及した。同月8日には、「Opinion」誌に「準備草案」の概要が掲載され、2019年初めには法律案を提出する予定であると報じられた。改正の背景には、イスラムに対する対応の問題があるとされていた。

改正案の中心は同法第18条から第36条の宗教団体制に関する部分で、「聖域」とされる第1条及び第2条には手をつけられないものとされている。改正を団体制とした目的について大統領府筋は、宗教の施設の管理に責任を持たせること、誤った方向を予防すること、外国の影響を抑えることにあるとした。そのために、①各宗教団体の「宗教上の資格」を明確にするためにある種の「ラベル」を創設する、資格は「あらかじめ義務的に」県知事の承認を求める、資格期間は5年間（更新可能とするが義務を怠ることがあれば取り消される）とする、②団体は、専ら宗教活動の公の実施又はその援助のために創設され、それ以外の目的を持ち得ない、公の秩序を毀損したり憲法の保障する権利及び自由に反する活動を行ったり唆したりしてはならない、③財務の透明性を図るために、一方で施設の補修・改良などについて公的助成の禁止に対する例外を認める、他方で年次会計書類の作成、会計院の監査を受けることを義務づける、違反団体には9,000ユーロの罰金を科す、資金源をコントロールするために、公的資金が禁じられていることによる私的資金、とりわけ海外から資金の流入に対する対応として、10,000ユーロを超える送金に申告制度を設ける、④秩序維持のために、「威嚇」による宗教活動の妨害に1年の拘禁刑・15,000ユーロの罰金、「暴力」を伴う

場合には3年の拘禁刑・45,000ユーロの罰金を科す、などが盛り込まれた。

「1905年法」の改正問題自体は、これまでも例えば「マシュロン委員会報告書」で具体的な提案（規制を緩和する方向）がされていたが、それから10年以上を経てここで提案された内容は、これとは異なる方向、すなわち規制をより強化する方向になっている。

この草案にはイスラムだけでなくカトリックからも強い反対が示された上に、政府がいわゆる「Gilet jaune（黄色のベスト）」デモや退職制度改正への対応に忙殺されたこともあり、2019年11月時点で、改正提案は事実上頓挫した。

こうして、政治日程から消えたと思われた「1905年法」改正問題だったが、2020年以降、別の形で再び日の目を見ることになった。それが、「2021年法」の制定である。この法律で、既に述べたように、「1905年法」の「宗教団体」に関する規定が改正された（後述）。

Ⅰ フランス本土（アルザス＝モーゼル地方を除く）

1. 宗教団体を規律する基本法

（1）「1901年法」及び「1901年デクレ」

これらの法令による宗教団体には、「非届出非営利団体」、「届出非営利団体」、「修道会」及び「公益認定団体」がある。すなわち、「1901年法」は、まず、「利益を分配することを目的としない（非営利）」団体（1条）は、あらかじめの許可も届出もなしに自由に結成することができる（2条）（「非届出非営利団体」）、その中で法律の定める届出（5条）をしたものに法的能力（法人格）を与える（「届出非営利団体」）。また、届出非営利団体の中で、法律の定める要件を満たしたものは「公益」認定を受けることができる（「公益認定団体」）（10条以下）。他方、「修道会」に関しては、その結成を許可（承認）制にするとともに（13条）、結成後の運営についても県知事等による広範な監督に服させている（15条以下）。

（2）「1905年法」および「1906年デクレ」

これらの法令による宗教団体には、「宗教団体」及びその特殊な形態としての「司教区団体」がある。すなわち、「宗教団体」は、「1901年法」の「届出非営利団体」の規定に準拠して結成される「宗教活動の経費、維持および公的宗教活動に必要なものを供する」団体であり（18条）、「司教区団体」は、「宗教団体」に類する団体で、カトリック教会が結成するものである。

そこで、以下には、「2021年法」によって改正された新しい法制度の下での「宗教団体」を中心に、我が国の「宗教法人」との比較の観点から、これらの団体のうち、法人格を有するものについて、その内容を概観する。

2. 届出非営利社団

2名以上の者が、利益を分配する以外の目的で、永続的にその知識又はその活動を共通にすることを合意する（「1901年法」1条・2条）ことによって結成される社団（「非届出非営利社団」）の中で、その発起人が社団所在地の県庁等への届出を行うことによって、法的能力（法人格）を取得したものである（5条）。

「1901年法」は、この社団の目的を「利益を分配することを目的としない」とする以外に限定していない。むしろ、「1907年法」は、この社団が「宗教活動の公の実施」を目的とすることを認めている（4条2段）ので、これら二つの法律から、「宗教活動を目的とする届出非営利社団」を結成することが認められる（目的を明示することが求められる）。この種の社団は、宗教活動だけでなく他の事業を併せて行うこともできる（「混合社団」）。

「届出非営利社団」が、このような柔軟性を持つことから、現実にはプロテスタントやイスラムなどの既存の宗教・宗派だけでなく、いわゆるセクト（secte）と呼ばれるある団体などもこの社団を結成している。

「届出非営利社団」は、個々の社団を包括する連合体として設立することもできる（「1901年デクレ」7条）。

（1） 設立

届出非営利社団は、社団所在地の県地方長官への届出によって設立される（5条2段）。届出には、①社団の名称及び目的、施設所在地、名称のいかんを問わず社団の管理の任務を負う者の氏名、職業、住所及び国籍を記載し、②定款1部を添付する。届出から5日以内に受領証が交付される。社団は、この受領証を提出して、1月以内に管理者の責任（発意）で、届出の日付、社団の名称及び目的並びに社団所在地を官報に掲載することによってのみ公告される（5条4段、「1901年デクレ」1条2段）。

行政庁は、形式上の不備以外の理由で受理証の交付を拒むことができないだけでなく、届出がされた社団が法律に違反するか違法な目的を持つと思われる場合に、行政庁が受理証の交付を延期することができるように法律を改正することは憲法違反であるとさえされている。

（2） 法律上の能力

社団の法律上の能力は、①訴訟において当事者になること、②現実（手渡し）贈与及び公益機関による贈与を受けること、③国、地域、県、市町村及びそれらの公施設からの補助金を受けること、更に有償で、④社員の会費、⑤社団の管理および社員の集会のための場所、⑥社団の目的達成に厳格に必要な不動産を所有し、管理することである。これに加えて、届出から少なくとも3年を経過した社団で、その活動全体が租税一般法典200条1bに記載されているものは、⑦民法典910条の要件の下で、生前又は遺言による恵与を受け、⑧無償

で取得したあらゆる不動産を所有し、管理することができる（6条）。この法律上の能力を取得することを欲する社団は、その発起人による官報への掲載によって公表されなければならない（5条1段・4段）。

なお、届出非営利社団は、上に述べたように、国又は地方公共団体からの贈与を受けることができるが、宗教活動（たとえばヒンドゥー教の宗教活動）と社会的文化的活動を同時に行うもの（混合社団）については、もっぱら宗教活動だけを行う社団（「1905年法」社団）の制度の恩恵を受けることはできず、宗教活動への補助金を構成するような公的補助を受けることができないというコンセイユ・デタの判例がある。

（3）運営

社団は、その管理に生じたすべての変更及び定款のすべての改正を3か月以内に届け出なければならない。その届出の日以後でなければこれを第三者に対抗することができない（5条5段・6段）。これに違反した場合には、刑法典第131条の13第5号の罰金に処せられる（8条1段）。

（4）解散

法律や善良の風俗に反する原因や目的、国の領土の統一や共和政体を毀損する目的で結成された社団は無効であり（3条）、この場合には、利害関係人の申請又は検察官の発意によって司法裁判所がその解散を宣告する（7条）。判決後も違法に社団を維持したり再結成した発起人、理事または〔財産〕管理人には、3年の拘禁刑および45,000ユーロの罰金が科せられる（8条2段）。

任意の解散、定款による解散又は裁判の宣告による解散の場合には、社団の財産は定款の規定に従って、規定がない場合には総会で決定された規定に従って移転される（9条）。

（5）合併・分割

複数の社団の合併は、解散する社団の定款の定める条件で採択された一致した議決によって決定される。合併が新たな社団の創設による場合には、新社団の定款草案は消滅する各社団の一致した議決で承認される。

社団の分割は、解散に関する定款の定める条件で決定される。

合併又は分割は、清算なしに、消滅する社団の解散をもたらし、その財産はその利益を受ける社団に包括的に移転する。

消滅する社団の社員は、合併又は分割による社団の社員の資格を取得する（以上、9条bis）。

（6）公益認定社団

「1901年法」による「届出非営利社団」は、少なくとも3年以上の観察期間経過後に、

コンセイユ・デタのデクレによって公益認定を受けることができる（10条1段）。なお、「2021年法」15条によって、この公益認定を受けることができるのは、「行政との関係における市民の権利に関する2000年4月12日法律2000-321号」10条の1に記載される「共和国義務契約」の原則を尊重する場合に限られることになった（10条4段）。

公益認定を受けた社は、定款で禁じられるものを除いて、すべての民事生活上の行為をすることができ、民法典910条に定める条件で、生前又は遺言による恵受を受けることができる（11条）。

3. 修道会

「修道会」は、宗教活動を行う社団ではあるが、「1905年法」ではなく、同法によって「1901年法」の規律に服するものとされた（「1905年法」38条、「1901年法」13条以下）。しかし、「1901年法」の「修道会」に関する規律は、一般の「届出非営利社団」に関するものとは全く異なっている。

（1）総説

「1905年法」も「1901年法」も「修道会」の定義をしていないが、コンセイユ・デタは、これを「修道誓願に服し、宗教当局の認めた規則に従って共同生活を営む」団体としている。したがって、当然には、キリスト教しかもカトリック教会だけの制度ではない。

革命前においては、16世紀以来、「修道会」は国王の許可なしに設立することができなかったが、革命期の「1790年2月13-19日デクレ」は修道誓願を禁止した。統領政以後は事実上の創設が認められ、「共和暦12年収穫月3日デクレ」が、その創設を帝国令による許可に服させた。王政復古期以降は、おおむね法律による許可の制度となった。

こうした中で、「1901年法」は、当初、修道会規制立法として企図され、その設立は法律による許可制とされ（旧13条）、現在では、法律ではなくコンセイユ・デタの意見に基づくデクレによって法律上の承認を受けることができることとなった（現13条）。

現在では、修道会には、「承認修道会」及び「非承認修道会」があるが、後者は法人格を有しないので、以下には「承認修道会」について概観する。

（2）設立

「修道会」が承認を得るためには、コンセイユ・デタの意見に基づくデクレによらなければならない。承認手続の詳細は、「1901年デクレ」が定める。申請は、内務大臣に対して行い、これには発起人全員の署名及び署名者の同一性を証明する書類を添付する。申請には受領証が交付される（17条）。申請書には、また、①定款案2部、②設立のための出資証明書及び維持のための資金の証明書、③名称のいかんを問わず、修道会を構成する者の氏名、年齢、出生地及び国籍を記載した構成員のリストを添付する（18条）。定款案には、公益認

定社団の定款と同様の記載を含むとともに、修道院とその構成員が通常の裁判権に服すること、修道院が行うことのできる民事生活上の行為を含む（19条）。さらに④司教区の司教が「修道会」とその構成員をその裁治権の下に置くことを確約する申立書を添付する（20条）。内務大臣は、「修道会」が設立される市町村の議会の意見及び県知事の報告を求め、さらに関係閣僚の意見を聴いた後、申請を両院のいずれかに送付する（21条）。

これらのうち、司教区の司教の裁治権に服することの確約は、カトリック教会のみに関するものであるが、その後、カトリック以外の修道会が承認を求めようになり、1987年4月にパスクワ内相が元老院で行なった答弁で、これらの宗教・宗派については、「当該司教区において存在する施設に対する司教の裁治権と比較しうる裁判権を共同体に対して行使することができる資格を有する人物の証明書」をもって代えることができるとされた。その結果、「1988年1月8日デクレ」で初めて仏教（チベット仏教）の修道会が承認されて以来、正教会、プロテスタント（救世軍）さらにはヒンドゥーなどの「修道会」が認められるようになった。

（3）法律上の能力

承認によって「修道会」は「公益認定社団」と同様の法的能力（法人格）（11条）を取得する。

当初は、「修道会」が生前贈与や遺贈を受けること、不動産の有償取得若しくは譲渡をするためには、「[非営利]社団、財団及び修道会の行政的後見に関する1966年6月13日デクレ66-388号」でその都度行政庁の認可を受けなければならないとされていた（同デクレ1条）。しかし、「[非営利]社団、財団、修道会及び礼拝の公施設に関し、並びに民法典910条を適用する2007年5月11日デクレ2007-807号」によって同デクレは廃止され、現在ではこれらの行為は届出を条件に自由に行うことができる。

もっとも、「適法に又は違法に結成された社団に対して、2条、6条、9条、11条、13条、14条および16条（削除）の規定を免れることを可能にする目的で直接に又は人を介して若しくは他の間接的な方法で行われた、有償又は無償の生前又は遺言によるあらゆる行為は無効である」（「1901年法」17条）。

（4）会計・財務

「修道会」は、その収支計算書を作成し、毎年前年度の会計報告書並びに動産及び不動産の財産目録を作成する。また、構成員の姓（氏名）、修道会における呼称、国籍、年齢及び出生地、入会日を記載した完全な名簿を修道院所在地に備え置かなければならない。これらについて虚偽の報告をしたり、県知事等の請求に従うことを拒否した場合には、罰則がある（以上、15条）。

(5) 解散・清算

「修道会」の解散は、コンセイユ・デタのデクレによってのみ宣告することができる（13条3段）。「届出非営利社団」と異なり、裁判による解散はない。

他方、「1901年法」の審署時に存在する修道会であって、それ以前に許可又は承認を受けていないものは、3か月以内に同法の諸規定に従うために必要な申立てを行ったことを証明しなければならない。この証明を行わなかったときは、「修道会」は当然に解散したものとみなされる。承認が拒否された場合も同様である。

「修道会」に属する財産の清算は、裁判手続で行う。裁判所は、検察官の申請により、清算の全期間を通して供託財産管理人のすべての権限を行使する清算人を任命する（18条）。清算に伴う財産の処分等については同条に詳細な規定がある。

4. 宗教社団

(1) 総説

この社団は、「1905年法」が、従来コンコルダ制の下で公認宗教の教会財産を管理していた宗教公施設法人を廃止したことにより、これが所有していた財産のいわば「受皿」となる純粋な私法人として創設されたものである。

同法18条は、「宗教活動の費用、維持及び公的な実施を賄うために結成される社団は、1901年7月1日法律第1編5条以下に従って設立されなければならない」と規定する。すなわち、「宗教社団」は、「宗教活動を目的とする届出非営利社団」ということになる。しかし、「宗教社団」は、「1901年法」だけではなく、「1901年法」とは異なる「1905年法」の規定にも服する。その意味で、「1905年法」と「1901年法」とは特別法と一般法の関係に立つ。

「宗教社団」と「届出非営利社団」との大きな違いは、①「宗教社団」が「行おうとする宗派の一般組織の規則に準拠して」結成されること（4条）、および②「宗教社団」の目的が、「専ら宗教活動の実施を目的とする」ものでなければならないこと（19条1段）にある。この「宗教活動[を行う]目的」は、コンセイユ・デタによって極めて厳格に解釈されている。

この「宗教社団」に関する規定が、「2021年法」68条以下によって改正され、「宗教社団」に対する統制（監督）が強められることになった。その具体的内容は、すでに述べた2018年の準備草案に盛り込まれていた内容をほぼ再現するものである。なお、改正の適用の詳細については、コンセイユ・デタの意見に基づくデクレに委ねられている部分がある。これを受けて、「1905年12月5日法律によって規律される宗教社団に関する2021年12月27日デクレ2021-1844号」が制定され、「1906年デクレ」第3編の規定が改正、追加された。

(2) 設立

「宗教社団」の設立は、「届出非営利社団」の設立に準じる（社団所在地の県地方長官へ

の届出)が、いくつかの重要な違いがある。

まず、社団は、定款の目的によっても、その実際の活動によっても、公の秩序を侵害してはならない。設立の届出は、定款で定められる教区に住所又は居所を有する7名以上の成人によらなければならない。社団の定款には、新構成員の加入、定款の改正、社団に属する不動産の譲渡、祭司の募集を決する権限を有する合議機関の存在を定める(新19条)。

また、「宗教社団」の利益を受けるためには、その「宗教社団たる資格」を県地方長官に届け出なければならず(「1901年法」の例外)、県地方長官は、その社団が18条及び19条に定める条件を満たしていないか満たし得ないことが明らかな場合、又は公の秩序を理由に、届出から2か月以内に異議を述べるができる。ただし、そのためには、これを社団に通知し、1か月以内に意見を述べるよう促さなければならない。異議がない場合には、届出をした社団は、5年間その利益を受けることができ、この期間は、県地方長官への届出によって更新することができる。なお、県地方長官は、異議を述べるのと同様の理由に基づいて、対審的手続を経た後で、この利益を取り消すことができる(新19条の1)。

社団は、コンセイユ・デタの定める形式で、その連合体を組織することができる(20条)。

社団は、礼拝の費用や維持のための準備金を設定することができる(22条)。

(3) 能力

「宗教社団」は、「1905年法」の定める条件(新19条の3)で、自由に資金を調達することができる。また、構成員から会費を徴収することができ、宗教活動の費用を賄うための献金や募金を受け、儀式や祭儀、椅子や長椅子の貸与、宗教活動用建造物における宗教活動や葬儀若しくは建物の装飾品などのための報酬を受けることができる。また、民法典910条に定める条件で、その目的の達成に向けられ、又は敬神的若しくは宗教的負担を伴う生前贈与若しくは遺贈を受けることができる。さらに、無償で取得した不動産を所有、管理することもできる。しかし、その形式の如何を問わず、国、地方公共団体又はその団体からの補助金を受けることはできない。ただし、宗教活動のための建物の修繕や入場のための工事に関するものは、その建物が歴史的記念物であると否とを問わず、この助成金とはみなされない。社団は、その剰余金を同じ目的を有する社団に払い込むことができる(新19条の2)。

社団は、また、外国国家、外国法人やフランスに居住しない自然人等から、直接・間接に金額であるいは現物で給付や資金(その額の基準は10,000ユーロを下回らない範囲でコンセイユ・デタの意見に基づくデクレで定める)を受けることができるが、その場合には行政当局に届け出る義務がある。なお、社団やその役員の活動が、社会の基本的な利益に現実的、現在かつ十分に重大な脅威の存在を示す場合には、行政当局は、対審的手続を経たのちに、これらの給付や資金を受けることに異議を述べることができる。さらに、これらの違反に対しては、罰則(罰金、没収、拘禁刑)が課せられることがある(新19条の3)。

社団は、その連合体を設立することもできる(20条)。

(4) 規制・監督

社団の役員が行った財務管理及び財産の法律上の管理行為は、少なくとも毎年1回、社団の構成員の総会の監査に付し、その承認を得なければならない(新19条)。社団は、また、会計基準当局の規則に従って貸借対照表を含む年次会計書類を作成し、外国国家等から受けた給付や利益は分別して記載しなければならない。社団はまた、県地方長官の請求に基づいて、これらの資料および当該年度の仮予算を提出しなければならない。財務監査は、財務大臣及び財務一般監察官によって行われる(21条)。

また、18条、19条、19条の1、19条の2及び20条に違反した理事等については、罰則(罰金刑)がある(23条)。

なお、裁判所はこれらの罰則が適用される場合には、当該社団の解散を宣告することもでき、検察官等の申立てにより、年次計算書等の資料の提出をアストラントの制裁を課して命じることができる(同条)。

このほか、「2021年法」による今回の改正で注目すべき点は、「1905年法」第5編「宗教の秩序(規制)」に関して、宗教活動を行う場所における違法行為の扇動等、政治的集会、政治的選挙の投票活動などが禁じられ、違反した場合の罰則や制裁(罰金、拘禁刑や礼拝所の閉鎖など)が強化・新設された点である(新25条から新36条の3)。

(5) 司教区社団

「司教区社団」は、「1905年法」の「宗教社団」を設立しなかったカトリックが、これに類するものとして設立する社団である。その設立や能力に関しては、「1901年法」でも「1905年法」でもなく、フランス政府がその適法性を確認し、聖座も教会法との適合性を承認した「司教区社団ひな型定款」に基づく。

「宗教社団」との違いは、①その目的が、「専ら宗教活動を行うこと」ではなく、「司教の権威の下に、聖座と一体になり、カトリック教会の基本組織に従って、カトリックの宗教活動の費用および維持を助成すること」にあり、②その活動が教会法規に従った「ひな型定款」によって規律されること、にある(「ひな型定款」2条)。「宗教活動を行うこと」が目的から除外されているのは、カトリックにおいては、宗教活動を行うのは、世俗の信者が含まれる社団(「宗教社団」)ではなく、教会法上の組織(司教を頂点とする祭司)だからである。それゆえ、「司教区社団」の構成員には必ず司教(または大司教)が含まれ、社団を代表するとともに、社団のさまざまな会議・集会を主宰するものとされている(「ひな型定款」5条)。なお、目的が限定されていないことから、社団は収益活動を行うこともできる(「ひな型定款」17条)。

II 海外県等

海外県等にも、基本的に「1901年法」が適用されているが、その適用状況は一樣ではな

い。

「1905 年法」が適用される地域では、「マルティニク、グアドループ及びラ・レユニオン植民地の非営利社団契約に関する 1908 年 12 月 19 日法律」によって、本土と同様に「1901 年法」が適用されている。

しかし、「1905 年法」が適用されない地域でも、たとえば、ギユイアナ及びニュー・カレドニアでは、「1946 年 3 月 13 日デクレ 46-432 号」で修道会に関する制度を除いて「1901 年法」が導入され（ニュー・カレドニアでは 1981 年以降全面適用）、同法による「届出非営利社団」を創設している（「1828 年王令」が適用されるギユイアナのカトリックを除く）。

マイヨットでは、1981 年 10 月以降、同法が全面的に適用されている。イスラム宗派は「デクレ・マンデル」によらず、「1901 年法」の社団として活動し、その他の宗派（たとえばカトリック）は、「デクレ・マンデル」による宗教伝道団（理事会）を構成している。

サン・ピエール・エ・ミクロンでは、「サン・ピエール・エ・ミクロン領土の非営利社団契約に関する 1913 年 11 月 30 日デクレ」が適用されている。

ワリス・エ・フトゥナ諸島では、1981 年 10 月以降、「1901 年法」が適用されている。

III アルザス＝モーゼル地方

アルザス＝モーゼル地方では、コンコルダ制度が維持されているので「1905 年法」が適用されないだけでなく、「1901 年法」も適用されていない。コンコルダ制が適用されるカトリック、プロテスタント 2 派及びユダヤ教は、公認宗派として県からの補助金（祭司の俸給、施設の維持・修繕）を受けている。これに対して、その他の宗派の宗教団体は固有の「地方法」、すなわち「1896 年 8 月 18 日地方民法典」21 条以下を適用することで設立されてきた（「1924 年法」7 条 9 号）。これは、すでに述べた、ドイツ時代に制定された「ドイツ帝国民法典」総則規定の一部である。これによって、公認宗教以外の宗教団体は、地方法上の非営利社団ということになる。

しかし、「2021 年法」は、その 74 条で「地方民法典」（以下「法」という）79 条の IV 以下に、新たに「3. 宗教活動の目的で登録された社団に固有の特別規定」と題する規定を新設し、本土で適用される「1905 年法」の「宗教社団」に関する改正規定をこの地方にも適用することとしたほか、「1905 年法」25 条以下とりわけ新 35 条以下の「宗教の秩序（規制）」に関する新規定を「地方刑法典」167 条以下に付加し（167 条の 1 から 167 条の 7）これを適用する改正も行った（この「地方刑法典」の規定は、公認宗教の宗教活動目的の公施設にも適用される）。これは、本来「1905 年法」が適用されない地方にも実質的にその内容を及ぼすものとして重要である。

1. 公認宗教の団体

コンコルダ制の下、公認宗教の団体は公法上の組織である。カトリックで法人格を有する

のは教区であり、ストラスブール大司教区（アルザス）とメッス司教区（モーゼル）が置かれている。この制度を基礎づけるのは、フランス法（「共和暦10年法」）だけでなく、1801年の「協約」による国際条約である。

プロテスタントについては、アルザス＝ロレーヌ改革派プロテスタント教会（カルヴァン派）とアウグスブルク派プロテスタント教会（ルター派）が、「アルザス＝ロレーヌプロテスタント教会連合」を形成している。この制度を基礎づけるのは、「共和暦10年法」に付された「プロテスタント組織条項」である。

ユダヤ教については、3県それぞれに「長老会議」がある。これを最終的に基礎づけるのは、「1844年5月25日オールドナンス」である。

2. 公認宗教以外の社団

（1）一般非営利社団

「地方民法典」によれば、非営利社団は、その目的を問わず自由に設立することができ（一般非営利社団）、社団の所在地を管轄する小審裁判所の登録簿に登録することによって法的能力（法人格）を取得する（登録非営利社団）（法21条・55条）。

一般非営利社団には複数の理事からなる理事会を置かなければならない（法26条）。理事は構成員の総会における決議で指名される（法27条）。社団は、理事会、理事の一人等が第三者に与えた損害について責任を負う（法31条）。

社団の取引で理事会の権限に属しないものは、構成員の総会における決議で規律される（法32条）。定款変更の決議は、出席構成員の4分の3以上の多数を必要とし、目的の変更は全員の同意を要する（法33条）。

社団の構成員の資格は譲渡、移転することができず、この資格に基づく権利を他人に与えることもできない（法38条）。構成員は、脱会の権利を有する（法39条）。

社団は、構成員の総会の決議で解散することができる（法41条）。社団が債務の履行不能に陥った場合には、理事会は裁判上の更生又は清算手続の開始を請求しなければならない（法42条）。社団が定款で定められたものとは異なる目的を求める場合には、その法的能力を剥奪することができる（法43条）。この場合には、社団の財産は定款の定める者に帰属する（法第45条）。財産が国家に帰属しない場合には、清算される（法47条）。社団の解散又は法的能力の剥奪は清算人によって公示される（法50条）。

（2）登録非営利社団

登録をするためには、少なくとも7名の構成員を要する（法56条）。定款には、社団の目的、名称及び所在地を含み、社団が登録されるべきことを定める（法57条）。定款には、構成員の入会及び退会、構成員が果たすべき貢献、理事会の構成、構成員総会の招集要件を定める（法58条）。登録の届出がこれらの要件を充足しない場合には、小審裁判所が理由

を付して督促する（法 60 条）。登録が認められた場合には、小審裁判所が行政当局に通知する（法 61 条）とともに、公示を受領する新聞に公示する（法 66 条）。

社団が違法な目的、法律や良俗違反等を原因として設立された場合には、行政当局の請求又は検察官の申請等に基づき、大審裁判所がその解散を宣告する（法 62 条）。

登録簿には、社団の名称、所在地、定款作成日、理事会構成員等が記載される（法 64 条）。定款の変更は登録簿に記載されて初めてその効力を生じる（法 71 条）。

社団の構成員が 3 名を下回った場合には、理事会の申請又は申請が 3 か月以内されなかった場合には職権で、小審裁判所は理事会の意見を聴いた後に、社団の法的能力を取り消さなければならない（法 73 条）。社団の解散および能力の取消しは、登録簿に記載しなければならない。決定に対しては民事訴訟法典の規定に従った不服申立てができる。法的能力はこの決定が確定した日後に失われる（法 74 条）。解散し又は能力を取り消された社団は、小審裁判所によって登録簿から削除される（法 79 条の 1）。

（3）宗教活動を目的とする登録非営利社団

登録非営利社団のうち、宗教活動の実施を目的とするものについては、「2021 年法」によって改正された「1905 年法」の「宗教社団」に関する規定（新 17 条の 1、新 19 条、新 19 条の 2、新 19 条の 3、新 21 条、新 23 条）が適用されることになり（新 79 条の V から新 79 条の XII）、同一の規制、監督に服することになった。

3. 修道会

（1）承認修道会

「1901 年法」が適用されていないので、修道会についても、本土と異なる規律に服する。この点について「1924 年法」7 条 13 号は、「男子修道会（教会施設に対する生前贈与及び遺贈）に関する 1817 年 1 月 2 日法律（「1817 年法」）」、「女子修道会及び共同体の法律上の許可および存在に関する 1825 年 5 月 24 日法律（「1825 年法」）」及び「女子修道会および共同体に関する 1852 年 1 月 31 日デクレ」の効力を認めた。もともと、以下に述べるように、「1901 年法」による承認・許可の手續とこれらの法令による手續との間に実質的な違いはない（「許可」か「承認」か）。

女子修道会の承認は、司教による修道院定款のあらかじめの承認、コンセイユ・デタによる定款の確認・登録に服する。承認・確認の対象は法律との合致および修道院の設立及び維持に十分な資源があることである。この条件は、すでにコンセイユ・デタに登録されている他の修道会のものと類似の定款を採用する場合には、充足しているとみなされる。一般法で承認される修道会の定款を採用することでよい。承認は、コンセイユ・デタの意見に基づくデクレでされる。

男子修道会については、「1817 年法」が法律による承認を予定していたが、コンセイユ・

デタは1993年11月16日の意見で、この規定が女子修道会に適用される制度との関係で、憲法の平等原則に反し、差別的であるとした。現在は、男子修道会もデクレで承認される。

承認された修道会は、あらゆる財産を所有することができ、贈与者の反対を留保して、制限なしに贈与及び遺贈を受けることができる。

女子修道会は、「1825年法」6条の規定によってのみデクレで承認を取り消される。男子修道会についても「1825年法」が類推適用される。地方法では解散させられた修道会はない。

(2) 非承認修道会

修道会は、地方法による「登録非営利社団」として設立することもできるが、もっぱら宗教活動を行う目的で設立された「登録非営利社団」の形式による「宗教社団」に与えられる免税の利益を受けることはできない。非営利社団の定款を採用しない非承認修道会は、地方民法典54条によって非登録（一般）非営利社団に与えられる利益を受けることができる。

(西澤宗英)

第3節 宗教団体税制

Ⅰ 商業活動に関する課税

フランスにおいて、宗教団体がとりうる形態は、1901年法に基づく非営利社団、1905年法に基づく宗教社団、修道会、アルザス・モーゼルの公施設法人、財団などの形態があるが、これらはいずれも非営利法人に該当する。フランスにおいては、非営利法人は原則として、法人税等の商業活動に関する税について非課税とされている。したがって、宗教団体は宗教団体であるが故にではなく、その非営利性の故に、税法上特別な取扱いを受けることになる。

1. 非営利団体該当性の判断方法

非営利団体に該当するか否かは、1988年9月15日の省令を修正した2006年12月18日の省令に示される、以下の三つの段階を経て判断される。

- ① 団体の運営が営利を目的としているか
→ 営利目的の場合には課税される
非営利目的の場合には、②が検討される
- ② 団体が商業部門と競合しているか
→ 競合していない場合には、非課税となる
商業部門との競合がある場合には、③の基準を満たすか否かで判断される
- ③ 営利企業と同様の運営様態で活動しているか
→ 運営様態が同じである場合には課税され、異なる場合には非課税となる

以下では、三つの段階それぞれの判断がどのように行われるのかを見ていく。

- ① 運営が営利目的かどうかは、租税一般法典 (CGI) 261-7-1^o-d)に規定されている三つの条件を満たしているか否かで判断される。
一つ目は、理事等が無償で団体運営を行っていることである。この要件は、大規模社団にとっては現実的なものでないため、緩和されており、報酬の支払いが一切認められないわけではない。財務の透明性が確保され、定期的に理事の選出が行われ、社団のメンバーにより運営が実効的にコントロールされていれば、最低賃金の3倍を超えない額で、業務に比して過剰でない報酬の支払いは可能とされており、殆どの宗教団体においてこの要件が問題になることはない。
二つ目は、利益の配当がないことである。報酬と利益の直接的な配分に加えて、私的費用の負担や優遇金利での貸し付けなど、あらゆる不当な特典を誰に対しても付与することはできない。
三つ目は、出資金を除いて、資産の持ち分のないことである。

以上、三つの条件が満たされない場合には、当該団体は非営利団体とはみなされない。

- ② 商業部門との競合は、同一地域において、同一の分野で同一の活動を行う営利企業

との関係で、一般の人が両者を区別しうるか否かで判断される。区別しうる場合には、当該団体は非営利団体とされ、課税されない。区別し得ない場合には、③の要件の結果いかんで課税か非課税かが決まる。

- ③ 営利企業と活動の様態が同じかどうかは、(a) 製品 (Produit) (b) 顧客 (Public) (c) 価格 (Prix) (d) 広告 (Publicité) の四つを指標とする「4P 基準」と呼ばれる基準によって判断される。四つの要素は全て満たされる必要はなく、社会的有用性に係る (a) (b) の要素が特に重要であるとされている。2006 年 12 月 18 日の省令により、この基準に、(e) 剰余金の取扱いが追加されている。
- (a) 製品は、それが市場において考慮されることがない、あるいは少ないニーズを満たすものか否かで判断される。例えば、宗教上の音源や、巡礼者への宿泊施設の提供などはこの基準を満たす。
- (b) 顧客は、主として、経済的・社会的状況から見て特別な恩恵を受けることが正当化される者（特に、失業者、障害者など）を対象としたものである必要がある。入院患者や在監者など特別な環境にある者もこれに含まれる。
- (c) 価格は、営利部門において提供される同等のサービスと比べて、価格が明らかに低く設定されているか否かで判断される。修道院の経営する低価格の診療所や貧しい巡礼者のために設定した価格の宿泊施設などはこの基準を満たす。
- (d) 広告は営利的手法とされるが、公衆の寛大さに訴える活動を行うことは可能であるとされている。広告活動は、団体が意図した特定の人に届くような特別の方法で行われる必要がある。インターネットによる情報提供は許容されており、他サイトからリンクを張ることもできるが、バナー広告は営利的広告手法にあたりと解されている。
- (e) 剰余金が発生すること自体は「健全且つ慎重な」運営の結果であるので、それにより非営利性が否定されることはないが、本来の非営利事業にかかる後の経費に使用しなければならず、投資目的で貯蓄することはできない。

2. 営利部門の分離と課税

上記のプロセスを経て、宗教団体の非営利性が判断され、非営利性が否定された場合には、営利企業と同様の課税が行われる。もっとも、宗教団体は収益事業を全く行うことができないのではなく、主たる事業である非営利事業と並行して、付随的に収益事業を行うことはできる。この際に、収益活動と非営利活動を分離することができれば、組織全体の非営利性が否定されることはなく、非課税の取扱いの恩恵を享受することができる。事業を分離する場合、非営利事業が明らかに主たる活動であり、団体運営の方針を決定する上で非営利部門が支配権を持たなければならない。区分の方法や条件は税の種類によって異なるが、非営利事業部門、資産所得部門 (CGI 206-5 条以下の規定による特別制度の恩恵を受けること

ができる)、収益活動部門 (CGI 206-1 条により課税される) の 三つの部門に分けることができる。各部門の収入、支出、キャピタルゲインはそれぞれの部門に帰属させる必要があり、資産所得部門と収益部門の損失のみが、他の部門の利益と相互に相殺できる。これに対して、非営利部門との間では、相殺ができない。したがって、例えば、アルザスの教会財産管理委員会は、教会の修繕費を固定資産税から控除することはできない。

収益部門については通常の営利企業と同様に課税の対象となる。もともと、後述のように、非営利組織が付随的に行う収益活動には一定の免税措置が導入されているため、この範囲内で収益活動を行う場合には、あえて収益部門を分離する必要はないことになる。

3. 個別の税と免除の仕組み

(1) 付加価値税

純粋な宗教活動の結果として発生するミサの費用や聖職者への報酬などには、付加価値税は課されない。他方で、宗教団体の行う、物品の販売やサービスの提供には、原則として付加価値税が課される。しかし、公益目的の非営利活動を支えることを目的とする副次的な収益には課税されない。具体的活動は、CGI 261 条にリスト化されている。

非営利的に運営される、哲学的、宗教的、政治的、市民的などを目的とする非営利組織がメンバーに提供するサービスや物品の供給であって、これらの業務が会員の道徳的または物質的な利益の集団的保護に直接関連する限りにおいて、社会的、教育的活動、慈善活動、イベント等が非課税となる。イベントとしては、例えば、バザー、チャリティーセール、展示会、コンサートなどがこれに当たる。こうしたイベントは年 6 回までの制限があるが、財政上、運営上自律した地域部局 (例えば小教区など) があれば、その単位でカウントすることができる (CGI 261-7- 1° c)。

(2) 法人税

(1) の条件の下で付加価値税が非課税とされる活動については、法人税も非課税とされる (CGI 207-1-5° bis)。他方で、不動産所得、農林所得等の資産所得については、法人税が課税され (CGI 206-5)、原則として、24%の軽減税率が適用される (CGI 219 bis)。

(3) 2000 年財政法律による免税の拡大

上記の一般制度に加えて、2000 年の財政法律において、非営利法人の行う付随的収益活動に関する免除制度が追加された (CGI 206-1 bis)。この制度の対象は、1901 年法に基づく非営利社団、アルザス・モーゼルの地方法に基づく非営利社団、公益認定財団、企業財団、修道会であって、その運営が非営利目的かつ非営利事業が明らかに主たる事業であるものとされている。したがって、1905 年法に基づく宗教社団はこの免税制度の対象外であると考えられる。また、当該年度の事業収入が一定額を超えないことが必要とされており、この

額は消費者物価指数に応じて毎年変動する（2021年財政法律においては72,432€）。この制度は、商業活動に関する課税全般に適用されるため、法人事業税のみならず、企業資産税（旧事業税）が免税となり、付加価値税は非課税となる。

（4）給料に関する課税

宗教団体の活動に関する課税の他に、団体が被用者として支払う給与を標準とする課税で、被用者たる団体が支払うべきものが存在する。その主たるものは、給与税であり、付加価値税が非課税であるか、総売上高の90%以上に課されなかった場合にこの税が課され、税率は4.25%である（CGI 231）。非営利団体は付加価値税が非課税であるため、一般従業員に加えて、税法上給与所得者として取り扱われる牧師やラビ等の聖職者の報酬もこれらの算定の対象となるが、税法上給与所得者ではないカトリックや正教会の聖職者の報酬は対象とならない。1200ユーロまでは免税となり、1901年法に基づく社団、修道会、公益認定財団、そしてアルザス・モーゼルの宗教公施設法人は、税額の軽減を受けることができる。

II 資産に関する課税

1. 不動産に関する課税

（1）建物の固定資産税

固定資産税は、フランス国内にある全ての不動産の所有者に課され、非営利法人もその例外ではない（CGI 1380）。ただし、国や地方自治体に属する建物で、公役務や公の用に供され、収益を生まない建物は非課税とされており、国、コミューンに属する宗教的礼拝のための建物、1905年法に基づく宗教社団が礼拝に使用する建物もこれに含まれる（CGI 1382-4°）。この規定は、パンテオンやパレ・ロワイヤル、リュクサンブール宮殿と並んで、国家の所有となった廃城や教会に固定資産税を課さないものとした共和暦7年霜月3日の法律に起源を持つ規定であり、建造物が宗教上のものであることに着目した規定ではなかった。現在、固定資産税が非課税となるためには、信仰上の宗教行事に排他的に使用される建物であることが必要と解釈されており、司祭館などの宗教者の住居用建物や、そこに組み込まれた礼拝堂は課税対象となる。他方で礼拝施設に必要な付属施設、当該建築物を警備する者の宿泊施設などには課税されない。

固定資産税の非課税は、このように宗教的礼拝の用に供しているか否かを基準とした判断されるが、かつて、税務当局はこの「礼拝」の範囲を伝統的な宗教（イスラム含む）に限定していた。したがって、いわゆる新興宗教については、その活動が「礼拝」に該当するとは見なされず、固定資産税（一部のコミューンにおいてはかなり高額）が課税されていた。こうした状況は、当該団体が専ら宗教的な目的を持ち、その活動が公の秩序を脅かさないことを条件に、固定資産税を非課税とする2000年のコンセイユ・デタ判決によって改められた。

アルザス＝モーゼルにおいては、礼拝施設、神学校、司教座、司祭館等はほとんどの場合、市町村か宗教公施設法人が所有しているため、地方税法典 1 部 1 章 4 条により、固定資産税が非課税となる。他方で、1905 年法の適用がないため、非公認宗教団体の所有する礼拝施設等に固定資産税が課税されてしまうという問題があった。1994 年の法改正において、1384 条の非課税の対象に、アルザス＝モーゼルの非公認宗教の礼拝活動のみを目的とする社団が加えられ、この不平等は是正された。同様に、1905 年法の適用を受けないギュイアヌについては、このような手当はされていない。

(2) 住民税

住民税は住居及び私的に利用される家具付きの建物に課税される。したがって、一般に開放されている限り、教会、寺院、シナゴグ、モスク等の宗教上の施設も非課税となる。反対に、宗教団体に帰属する礼拝活動のための施設のうち、信徒のみが使用するものや、公衆の利用が想定されない私的礼拝堂などは課税対象となる。判断基準は施設が開放されているか否かであり、これらの施設における礼拝活動が、いかなる法制度に基づく法人により行われているかは課税非課税の判断に影響を与えない。

(3) 開発税

開発税は、地方設備税を継承して 2012 年に新たに導入された税で、建物の建設、増改築、用途変更など都市計画上の許可を必要とする行為時に課税される。以下に該当する場合には非課税となる。

- ① 1905 年法に基づく宗教団体並びにギュイアヌ及びマイヨットの宗教伝道団によって建設された建物
- ② ①に該当しないもので、礼拝の公的实施のために使用されることを目的とした建物
- ③ アルザス・モーゼルの宗教公施設法人および非公認宗教の礼拝活動のみを目的とする社団のために建てられた建物。

開発税が課税される場合には、建設時に非常に高いコストがかかるため、宗教団体の建設する建物への開発税を非課税とすることは、新しい礼拝施設等を建設するための間接的な援助であるととらえることもできる。

2. 寄附等に関する税制

(1) 無償譲与税

無償譲与税とは、遺贈や公正証書による寄付等の無償の財産移転がなされた際に受贈者に課される登録税である。慈善的公施設法人、扶助、慈善、自然保護、動物保護活動を行う公益認定を受けた組織、公益認定された教育団体への贈与や遺贈は無償譲渡にかかる登録

税が非課税となる。これらと並んで、1905年法に基づく宗教社団および認可修道会への贈与及び遺贈も非課税となる（CGI 795-10）。この結果、宗教社団及び認可修道会は、金額の制限なく、譲渡税もかからずに贈与を受けることができるため、税制上非常に優遇された地位にあるといえる。

アルザス＝モーゼル地方の宗教公施設法人や、非公認宗教の礼拝のみを目的とする地方法上の登録団体も、慈善的公施設法人に該当すると解され、譲渡税が非課税となる。

（2）手渡し贈与

手渡し贈与とは、贈与の対象となる動産を、公正証書を作成することなく、手から手へと渡す特殊なタイプの贈与である。1901年法に基づく届出非営利社団、1905年法の宗教社団、修道会、地方法に登録された団体など、寄付や遺贈の受贈能力を有する社団は、手渡し贈与を受けることができ、金額に上限はない。租税一般法典 757 条の規定の解釈上、受贈者は事実上、申告義務があり、課税当局による贈与の事実の把握によって課税される。当該規定は所得税の課税対象となる自然人を想定したもので、届出非営利法人等は手渡し贈与を申告せず、非課税となる慣行が成立していた。しかし、1998年に税務当局がこの慣行を破り、エホバの証人の届出非営利社団に対し、税務調査で明らかになった信徒からの献金について譲渡税を課税したことが、ヨーロッパ人権裁判所にまで持ち込まれる大論争を巻き起こした。結果的に、2003年に、租税一般法典 757 条の規定は後述の寄付控除の対象となる非営利社団には適用されないことが明記され、これに該当する多くの宗教団体について手渡し贈与への課税は行われなくなった。

（3）寄附者に対する税の減免

1987年のメセナ活動の発展に関する法律によって、後述の団体に対して行った寄附については、自然人は、課税所得の20%を上限に、寄附金額の66%にあたる額が所得税から控除されることになった。対象となる寄附は、公益認定社団および財団のうち、慈善、教育、科学、社会、人道、スポーツ、家族、文化、美術、芸術、自然保護、フランス語の普及等の公益活動を行うもの、1905年法の宗教社団、アルザス＝モーゼルの宗教的公施設法人等に対して行われたものである。なお、この優遇措置は、アルザス＝モーゼルの登録宗教社団にも適用される。また、修道会については、上に列挙した公益活動及び一般に開放されている礼拝用の建物に関する費用については、控除の恩恵を受けることができる。

寄附者が所得税または法人税の課税対象である法人の場合も、同様に、上記の組織に対する寄附控除が認められている。総売上高の0.5%を上限として、寄附金額の60%にあたる額が控除される。超過額については、5年にわたって繰り越すことができる。

当該制度は、寄附者の税額を控除することで、間接的に受贈団体を国が補助する仕組みであるため、この対象に1905年法の宗教社団等が含まれていることについて、ライセンス原

則との関係で問題があるとの指摘は絶えない。

なお、2021年の補正財政法律 18 条において、1905 年法の宗教団体およびアルザス・モーゼルの宗教的公施設法人に対して、2021 年 6 月 2 日から 2022 年 12 月 31 日の間になされる個人からの寄附については、554€を上限として、75%の控除が認められることとなった。これは、新型コロナウイルスの蔓延に伴う、礼拝活動に対する前例のない制限により、信者が礼拝の場から遠ざけられ、日常の祭儀を通じて得られる献金等が大幅に減少するという特殊な状況に鑑みた時限的措置である。

(府川繭子)

第4節 宗教団体と社会的活動

宗教団体も、一般論としては、宗教活動だけを行っているわけではない。しかし、「1905年法」の定める「宗教社団」は「専ら宗教活動」を目的とする団体とされているので（「1905年法」18条・19条1段）、収益事業や政治活動はもとより、慈善事業や教育事業も行うことができない。そのため、「宗教社団」がこれらの活動を行おうとする場合には、「1901年法」の社団（届出非営利社団）を利用するほかない。

ここでは、こうした宗教団体による宗教活動以外の社会的活動の中で、「施設付祭司職」制度と教育活動を取り上げることにする。

*以下の記述は Messner, Prélot et Woehrling, *Traité de Droit français des religions*, 2e éd., 2013（特に pp. 729 et suiv. 及び pp. 1749 et suiv.）に多くを負っている。

Ⅰ 公役務における施設付祭司職

「施設付祭司職」制度の沿革は、旧体制時代に遡るもので、軍隊、監獄、病院、学校などで教会が行なっていたものである。これについて「1905年法」は、すでに述べたように、「共和国は、いかなる宗教活動も公認し、俸給を支払い、助成しない」（2条1段）とする一方、「施設付祭司の役務」に関する支出及び「リセ、コレージュ、[小]学校、施療院、養老院および刑事施設のような公施設における宗教活動の自由な実施を保障すること」に充てられる支出は予算に計上することができる、ともしている（2条2段）。

学説は、この規定から三つの原則が導かれるという。第一は、「施設付祭司」の役務が、一定の理由で宗教活動が施設内での祭儀に限られる人々、すなわち身体の状況（医療施設）、個人的な制裁（刑事施設）、身分上の義務（軍隊）などの理由で、ミサや礼拝への参加のような宗教活動を行うために施設外に出ることができない人々のためにその自由な実施を保障することである。第二は、義務的ではないとしても、「施設付祭司」の役務のための支出が国家の負担になりうることである。第三は、この規定が理論的には限定列举ではないこと、すなわちここに列举されていない施設（退職者施設、兵舎、国際空港など）も含まれることである。

このような施設、とりわけ公的施設における「施設付祭司」の身分は、公役務に参加し、時には公務員の身分を有するにもかかわらず、純粋に宗教的役務のみを行い、本来の公役務を行わないものである。もっとも、実際には、学区長の承認に基づいて宗教当局によって任命される公教育の場合を除いて、「施設付祭司」は直接に公役務を担う当局によって任命される。もとより候補者の宗教上の適格性は、宗教当局のみが評価する。

以下、いくつかの具体例を概観する。

1. 軍隊付祭司

軍隊付祭司は「1964年6月1日デクレ64-498号」によって、「施設付祭司の役務がなければ宗教活動の自由な実施が不可能な」軍隊施設に配置される（1条）。これを承けて「軍

隊付祭司の組織に関する 2012 年 6 月 15 日アレテ」によって、「軍隊の中に、カトリック、ユダヤ、プロテスタントおよびイスラムのそれぞれの宗教活動を行うために」軍隊付祭司を置くものとされている（1 条）。

さらに「2008 年 12 月 30 日デクレ 2008-1524 号」によれば、軍隊付祭司は契約によって任務を行う軍人であり、独自の階級を有し、軍隊付祭司長、軍隊付祭司次長または国防区域軍隊付祭司の呼称で呼ばれる（1 条）。就任の資格としては、フランス国籍の他に、中等教育のバカロレアの資格が必要である。任命権者は国防大臣である。当初の契約期間は 2 年で、その後 2 年から 8 年の期間で年齢制限の年まで更新される。

2. 刑事施設付祭司

受刑者の宗教上の自由は「2009 年 11 月 24 日 2009-1436 号監獄法」によって規律されている。同法 26 条によれば、「受刑者は、意見、良心及び宗教の自由に関する権利を有する。受刑者は、その場所の組織に適合する条件のもとで施設の安全と秩序によって課されるものの以外の他の制約を受けることなく、その選択する宗教活動を行うことができる」とされている。これを受けて、同法を適用する「2010 年 12 月 23 日デクレ 2010-1634 号」1 条は、刑事訴訟法典 R. 57-9-3 条を改正して、「各受刑者は、宗教上、精神上又は霊的生活の必要を満足することができなければならない。施設入所の時から、受刑者は祭司の訪問を受け、宗教上の祭式及びそのために認められた者によって組織される宗教活動の集会に参加する権利を告知される」とし、さらに同法典 R. 57-9-7 条で「受刑者は、宗教実践の用具及び霊的生活に必要な書籍を受領し又は保持することを許可される」としている。また、同法典 R. 57-9-6 条では、「受刑者は、その請求によって、必要なだけその信仰による施設付祭司と面会することができる。いかなる処分も制裁もこの権能を侵害することはできない」としている。この面会は、看守を排する他、秘密を守れる場所で行われる。また、受刑者と施設付祭司との文通は監視することも制止することもできない。

任命のための承認は施設付全国祭司の提案に基づき、知事の意見を聴いて、監獄の地域間管理者によって与えられる。定年は 65 歳である。報酬は監獄当局から支払われる。任命はイスラムを含むすべての宗派に開かれている。パリ第一審行政裁判所は、司法相によるエホバの証人の祭司の承認拒否を取り消した。

3. 病院付祭司

保健省の通達が根拠となって配置される。これによると、保健施設では、入所者の信仰や信条を尊重しなければならない。患者は可能な範囲で、その宗教の戒律（例えば祭司の存在）に従うことができなければならない。また、患者が属する宗教の役務を保障する義務を負うのは施設付祭司である。

専任の施設付祭司は、役務に必要な場合には、施設内に宿舍を与えられる。宗教活動は施

設内で行われる。

施設付祭司は、それぞれの宗教当局の提案に基づいて施設長が採用する。その地位は契約上のものであり、期間は最低3年間で、明示または黙示で更新される。役務の終了は、当事者の一方による契約の解除または重大な過失による解雇による。

4. アルザス＝モーゼルの施設付祭司

軍隊付祭司に関して特別法があることと、公教育を例外とするほか、「1905年法」が適用されないアルザス＝モーゼルの施設付祭司も本土のそれと大きく異なるところはない。

軍隊付祭司は、「2006年1月23日国防大臣命令1260号」によって規律されている。施設付祭司は参謀本部に属し、現在、カトリック3名、プロテスタント1名が任命されている。任期は2年から5年で更新することができる。報酬はアルザス＝モーゼルの宗教予算から支払われる。

II 宗教と教育

教育の領域では、革命以来、教会と国家が対立してきた。現在では、公立学校と私立学校とで、両者の関わり方に違いがある。

1. 公立学校

初等教育においては、宗教教育は基本的に学校の外(家庭)で行われるものとされ、「1882年3月28日法律」では、「両親が望む場合には、その子どもたちに教理教育を与えることを可能にするために、週に一度、日曜日以外の日を休日とする」ことを義務づけていた(2条)。その後「1905年法」30条では「公立学校においては、6歳から14歳までの子に対する宗教教育は授業時間外でのみ行うことができる」とされた(「2000年6月15日オールドナンス2000-549号」で廃止)。現在では、小学校の授業時間は、週24時間(月、火、木、金曜日各6時間)とされている(教育法典D.521-10条)。

中等教育においては、「1959年12月31日法律(いわゆる「ダブル法」)」によって、1960年以降、学校付祭司制度が強化された。この制度は、1802年のリセ(高等学校)の創設時に遡る。第三共和政の初期まで、司教に任命された祭司が置かれ、施設に居住し、国家から俸給が支払われていた。法文上はプロテスタントやユダヤ教にも同様の制度が予定されていたが、体系的には組織されていなかった。女子中学校を創設する「1880年12月21日法律(いわゆる「カミーユ・セー法」)」が必修科目から宗教を除いたが、外部から来て、国家から俸給が支払われる祭司は存続した。この制度は「1881年12月24日デクレ」によって男子リセにも拡大された。この制度は「1905年法」後も、「1960年4月22日デクレ」によって現在も行われている。もっとも、施設付祭司は、ほとんどがカトリックで、プロテスタントやユダヤ教の祭司はほとんどいない。イスラムについても施設付祭司の設置が提案

されることがあるようだが、状況は同様である。

施設付祭司の設置は、親の提案に基づく。ライックな学校にはこれを提案する権限がないからである。その設置は、寄宿制の学校では義務的、通学制の学校では任意的である。

なお、アルザス＝モーゼル地方では、初等教育でも中等教育でも宗教教育が行われている。

2. 私立学校

宗派による初等中等教育は、フランスの伝統であり、旧体制時代からカトリック教会が担ってきた。7月革命の「1830年憲章」が教育の自由を認め、1833年6月23日の「ギゾー法」が私立小学校の創設を認めた。さらに、「1848年憲法」が教育の自由を認めたのを受けた1850年3月15日の「ファルー法」がこれを中等教育に拡張した。しかし、カトリック以外の宗派による私立学校は最近までほとんど存在しなかった（プロテスタントの私立学校が現在6校あり、イスラムの私立学校が4校〔うち1校はラ・レユニオン〕ある）。その後、1959年12月31日の「ドブレ法」がこれらの教育機関と国家の関係について、両者が契約を締結することを可能とした。同法は、「2000年6月15日オールドナンス 2000-549号」で廃止されたが、その規定は「教育法典」に編入されている。

私立学校と国家の関係は、①国家と契約を締結する場合（「教育法典」〔以下同じ〕L. 442-5条およびL. 442-12条）、②何らの契約関係もない場合（L. 442-2条）、③公教育に統合される場合（L. 442-4条）に分かれる。①の契約には、「単純契約」と「結合契約」とがある。前者は、初等（第一段階）教育を行う学校のみが単独であるもので（L. 442-12条）、資格を有する教員は、国家から俸給を受けるが、他方で、国家から教育上・財務上の監督を受けるものである。後者は、初等中等（第一段階および第二段階）教育を行う学校が、公立学校と共同（協同）することを内容とするものである（L. 442-5条）。公教育の規律と課程に従った教育が行われ、教員は公務員に準じて俸給を受けるだけでなく、運営の費用も公立学校と同じ条件で国家が負担する。なお、「2021年法」は、「教育法典」のこれらの規定も改正し、契約締結に際して、公教育の課程に従った教育を行う能力が確認されることになった（同法57条）。②の場合には、国家の監督は、教員に求められる資格、就学義務、公の秩序の尊重、青少年の保護などに限られる。理事者は教育内容を自由に定めることができるが（L. 442-3条）、公の補助金等を受けることはできない。もっとも、学校施設の建設及び補修に関して、全国的な団体と契約した借入れについては、国が保証することができる（L. 442-17条）。

なお、アルザス＝モーゼル地方では、私立学校の創設は「1873年2月12日法律」という地方法に服するが、カトリック教会がその必要を感じていなかったために、その数は少ない。また、地方自治体による補助金が認められている。

（西澤宗英）

参考文献

今回の調査では、Covid-19 の世界的な感染拡大に伴う海外渡航（出国・入国）制限により、現地調査をすることができなかった。そのため、本報告書は、現地の関係者とメールによる若干のやりとりはあったものの、執筆に当たっては、以下のような紙媒体及び電子媒体の資料（主要なもののみを掲記する）によらざるを得なかったことをお断りする。

このほか、現地の関係者（Jean-Louis Bianco 氏 [ODL 元委員長]、Soraya Amrani-Mekki 教授 [ODL 元委員、パリ・ナンテール大学]、Claude Witz 名誉教授 [ストラスブール大学]、Michel Storck 名誉教授 [ストラスブール大学]）からはメールを通して有益な情報を得ることができた。ここに特記して心からのお礼を申し上げる。

なお、報告書中に引用されている法令の基準時は、2021年12月30日である。

- ・ Messner, Prélot et Woehrling, *Traité de Droit français des religions*, 2e éd., 2013, LexisNexis
- ・ Mayeur, *La séparation des Églises et de l'État*, 2005, Les éditions de l'Atelier
- ・ Boyer, *Le droit des religions en France*, 1993, Presses Universitaires de France
- ・ ---, *1905 : La Séparation Églises-État De la guerre au dialogue*, 2004, éd. Cana
- ・ *Droit et religion en Europe : Études en l'honneur de Francis Messner*, 2014, Presses Universitaires de Strasbourg
- ・ Curtit et Messner, *Droit des religions en France et en Europe : Recueil de textes*, 2008, Bruylant
- ・ Woehrling et Sander, *Code du droit local alsacien-mosellan*, 2019, LexisNexis
- ・ *JurisClasseur Alsace-Mozelle*
- ・ *JurisClasseur Collectivité territoriale*
- ・ Baubérot et Zuber, *Une haine oubliée, L'antiprotestantisme avant le «pacte laïque» 1870-1905*, 2000, Sciences des religions Albin Michel
- ・ Baubérot, *Laïcité 1905-2005, entre passion et raison*, 2004, Seuil
- ・ Baubérot, *La laïcité expliquée à M. Sarkozy ... à ceux qui écrivent ses discours*, 2008, Albin Michel
- ・ Baubérot, *Les 7 laïcités françaises*, 2016, Éditions de la Maison des sciences de l'homme
- ・ Rhinn, *La formalisation du droit local alsacien-mosellan dans l'ordre juridique français (1914-1925)*, thèse inédite, Strasbourg, 2018.
- ・ El Karoui, *L'Islam, une religion française*, 2017, Gallimard
- ・ Commission Nationale Consultative des Droits de l'Homme, *Avis sur la laïcité*, 2013.
- ・ Observatoire de la laïcité, *Rapport annuel 2013-2014, 2014-2015, 2015-2016, 2016-2017, 2017-2018, 2018-2019, 2019-2020*.
- ・ Conseil des sages de la laïcité, *La laïcité à l'école -- Vademecum*, 2019, Ministère de l'Éducation Nationale et de la Jeunesse
- ・ Conseil Constitutionnel, *La Constitution et la laïcité, Les nouveaux cahiers du Conseil constitutionnel*, 2016, N° 53
- ・ Institut français de l'opinion publique, *Études sur le maintien du régime du concordat et le financement des lieux de culte en Alsace-Moselle*, 2021
- ・ Comité interministériel de la laïcité, *17 décisions pour la laïcité*, 2021

- ・ ボベロ (三浦・伊達訳)『フランスにおける脱宗教性の歴史』(2009年、白水社[文庫クセジュ])
 - ・ レモン (工藤・伊達訳)『政教分離を問いなおす』(2010年、青土社)
 - ・ 大石眞『憲法と宗教制度』(1996年、有斐閣)
 - ・ 小泉洋一『政教分離と宗教的自由』(1998年、法律文化社)
 - ・ 小泉洋一『政教分離の法 フランスにおけるライシテと法律・憲法・条約』(2005年、法律文化社)
 - ・ 谷川稔『十字架と三色旗 近代フランスにおける政教分離』(2015年、岩波現代文庫)
 - ・ 工藤庸子『宗教 vs. 国家 フランス<政教分離>と市民の誕生』(2007年、講談社現代新書)
 - ・ 伊達聖伸『ライシテ、道徳、宗教学—もう一つ 19世紀フランス宗教史』(2010年、勁草書房)
 - ・ 伊達聖伸『ライシテから読む現代フランス—政治と宗教のいま』(2018年、岩波新書)
 - ・ 内田日出海『物語 ストラスブールの歴史 国家の辺境、ヨーロッパの中核』(2009年、中公新書)
 - ・ 中島宏「フランスにおける Baby Loup 事件についての予備的素描」山形大学法政論叢 60・61号 (2014年)
 - ・ 中島宏「フランスにおける Baby Loup 事件とライシテ原則適用拡大の試み」憲法理論研究会(編)『憲法理論叢書 23』(2015年)
 - ・ <http://www.assemblee-nationale.fr> (国民議会ホームページ)
 - ・ <http://www.senat.fr> (元老院ホームページ)
 - ・ <https://www.conseil-constitutionnel.fr> (憲法院ホームページ)
 - ・ <https://www.outre-mer.gouv.fr> (海外県・海外領土省ホームページ)
 - ・ <https://www.legifrance.gouv.fr> (法令・判例等データベース)
 - ・ <https://www.gouvernement.fr/le-comite-interministeriel-de-la-laicite> (CIL ホームページ)
- *なお、ODLの年次報告書(前掲)もここから閲覧・参照できる
- ・ <https://gallica.bnf.fr> (国立図書館蔵書データベース)

第4章 アメリカ

岡田順太・横大道聡・山本健人

第1節 政教関係の概要

Ⅰ 宗教事情に関する統計の概要

2021年時点でのアメリカ合衆国の人口は、3億3,006万人である。公共宗教調査研究所（Public Religion Research Institute : PRRI）が2021年に公表した調査結果（2020年に行われた約5万人に対する電話調査）によると、アメリカ人の約70%は自らをキリスト教徒であると自認しており、1%がユダヤ教、1%がムスリム、1%が仏教、0.5%がヒンドゥー教、1%がその他である。また、信仰をもたない者（religiously unaffiliated）が23%で、その内訳は17%が無宗教者、3%が無神論者（atheist）、3%が不可知論者（agnostic）である。なお、合衆国統計局は、連邦法による直接宗教に関する調査を行うことが禁止されているため、公的な統計資料でも宗教に関する項目については、公的な統計資料でも民間が行った調査のデータが利用されている。

ここ数十年の傾向としては、①白人キリスト教徒の減少と、②信仰を持たない者の増加が重要である。まず①について、PRRIの調査結果によれば、白人キリスト教徒は1996年には65%であったが、2006年には54%となり、2020年では44%となっている。これは保守的な信仰理解を持つ福音派プロテスタントの急激な減少がその要因の一つと考えられている（2006年では23%であったが、2020年では14%となっている）。なお、福音派プロテスタントは最も年齢構成が高いグループになっており、信者の年齢の中央値が56歳となっている（全宗派の中央値は47歳）。

次に②について、信仰を持たない者の増加は全世代で見られるが、特に18-29歳の若者世代で顕著である。若者世代で信仰を持たない者は1986年では10%であったが、2020年では36%となっている。2020年のその他の世代における信仰を持たない者の割合はそれぞれ30-49歳で25%、50-64歳で18%、65歳以上で14%である。また、若者世代は宗教的多様性度合いの最も高い世代となっている。さらに、同調査結果では、若者世代の宗派割合と民主党支持者の宗派割合が近似しており、共和党支持層の宗派割合が65歳以上の世代の宗派割合に近づくことも指摘されており興味深い。

ピュー・リサーチセンターが2020年・2021年に行った調査でも、キリスト教徒を自認するアメリカ人は63%で、信仰を持たない者は29%であった。これらの統計からは、アメリカ合衆国は、依然として、キリスト教徒が多数を占める国家であることがわかるが、若者世代を中心に全世代で信仰を持たない者が増加していることに留意する必要がある。

PRRIの上記調査では、各宗派が地理的にどのように分布しているか、各都市の宗教的多様性の度合いがどの程度であるか等も提示されている。例えば、前者については、白人キリスト教徒が全国的に広く居住しているのに対して、有色人種のキリスト教徒やその他の宗教を信仰する者には居住地に偏りがあることが示されている。また、信仰を持たない

者は全国的に居住しているが西部・北東部に多い傾向があることも示されている。アメリカ合衆国における宗教的多様性はよく指摘される事柄であるがこうした地理的な偏りについても念頭に置いておく必要があるだろう。

近時、コロナ禍における宗教の役割や集会の在り方がクローズアップされているが、この点についてはIVで詳しく述べる。以下では、このように宗教的な国家であるアメリカ合衆国の連邦憲法（以下、単に憲法と記す場合もある）が宗教についてどのように扱っているのかを概観する。

II 国教樹立禁止条項

1. 憲法上の規定

もともとアメリカ連邦憲法における宗教に関する規定は、公職に就く資格として宗教上の審査を禁止する憲法6条3節のみであった。これは、連邦憲法制定に重要な寄与を果たしたフェデラリストたちが、連邦は、憲法典に規定された権限のみを有するにすぎないのだから、権利章典は不要であると考えていたためである。しかし、連邦の権限拡大を恐れた諸州と人民の支持を得るために、権利章典が制定されることとなる。こうして制定された連邦憲法修正1条（1791年成立）は、宗教に関して、「国教樹立禁止条項（establishment clause）」と、「宗教活動の自由条項（free exercise clause）」を規定しており、前者は政教分離を、後者は信教の自由を保障するものとして理解されている。

なお、国教樹立禁止条項は、単に国教（あるいは公定宗教）の樹立を禁止しているだけでなく、宗教あるいは特定の宗派を優遇すること等も禁止していると解されている。広く教会と国家（宗教と政治）との関係は、現代の諸憲法をみても唯一の形態に絞られるわけではないが、国教樹立禁止条項によってアメリカ合衆国は、フランスや日本などとともに、いわゆる政教分離型（厳格分離型）を採用している国家に分類されている。

2. 国教樹立禁止条項の「編入」

ここで注意が必要なのは、修正1条が連邦を名宛て人としている点である。政教分離に関して言えば、建国初期の各州はそれぞれ独自に宗教と政治の在り方を採用していたのであり、特定宗派を公定する州も存在していた。国教樹立禁止条項は、あくまで「連邦レベル」の公認宗教制の禁止のみを意味するにとどまり、基本的に宗教の問題は各州に委ねられていたのである。

しかし、1946年の *Everson v. Board of Education* 連邦最高裁判決（330 U.S. 1 (1946)）により、国教樹立禁止条項が、修正14条に「編入」されることを通じて、各州に対しても適用されることとなった。これにより、アメリカ合衆国は、連邦のみならず州レベルにおいても政治と宗教との関係について、政教分離制を採用することとなったのである。

したがって、州憲法における政教分離は、連邦憲法により求められる政教分離よりも分

離を緩やかにすることはできず、政教分離を厳しくすることのみが認められることになる。また、州憲法により、連邦に比べて政教分離を厳しくする場合でも、それが他の人権規定（とりわけ信教の自由）と抵触する場合には、連邦憲法違反となる。そのため州は、国教樹立禁止条項に違反せず、宗教活動の自由条項の保障が要請されるほどではない、両条項の「遊びの余地（play in the joint）」の範囲内で、独自の宗教に対する配慮あるいは政教分離の在り方を考えることになる。

3. 政教分離を採用する理由

政治と宗教との関わり方について政教分離制を採用する根拠は多元的であると考えられている。例えば、トマス・ジェファークソンは、宗教が政府を墮落させることを恐れ、両者の間に「分離の壁」を設定することが必要であるとし、反対に、ロジャー・ウィリアムズは政府が宗教を墮落させることを恐れた。また、これらに対し、ジェームズ・マディソンは、多様な宗派を保護するために、特定の宗派が支配的になるべきではないことを主張しており、これは間接的な信教の自由保障を目的としているといえる。

それぞれの根拠論は判例にも反映されている。例えば、上述した *Everson* 連邦最高裁判決におけるブラック判事の法廷意見は分離を強調するアプローチを展開し、弾圧の経験から政治と宗教との結び付きを禁じ、両者の間に「分離の壁」を設立することが政教分離の目的であるとする。しかし、ブラック判事のようないわゆる分離派（separationist）の立場よりも、宗教も非宗教も平等に扱おうとする、いわゆる便益供与派（accommodationist）の立場が有力である。社会生活のすべての局面においても両者の関わりを許さないとするのは非現実的であるためであるが、実際には、どの程度の関わりあいであれば、憲法上認められるのかが問題となってくる。

この点、1971年の *Lemon v. Kurtzman* 連邦最高裁判決（403 U.S. 602 (1971)）で提唱された「レモン・テスト」と呼ばれる判断基準が重要である。レモン・テストとは、問題となる政府の行為が、①世俗的な目的を有すること、②その第1次的な効果が宗教を助長・抑圧するものではないこと、③政府と宗教とを過度に関わらせるものでないこと、という三つの基準すべてを満たす場合にのみ、政府の行為を政教分離に違反しないと認めるものである。レモン・テストについては、これを参照した「目的効果基準」が、津地鎮祭事件最高裁判決（最大判昭和52年7月13日民集31巻4号533頁）において定式化されており、我が国の判例形成にも大きな影響を与えている（ただし日本の目的効果基準は、空知太神社事件最高裁判決（最大判平成22年1月20日民集64巻1号1頁）や、孔子廟訴訟最高裁判決（最大判令和3年2月24日民集75巻2号29頁）では用いられなかったため、学説では、その位置づけの問い直しが行われている）。

4. 混迷する判断基準

このレモン・テストは、厳格な分離主義派の裁判官によって分離主義的に用いられてきたこともあり、便益供与派に立つ裁判官や学者などから鋭く批判されている。例えば、前記①の要件については、宗教活動の自由条項によって要請される宗教に対する便宜供与を全て違憲としてしまうおそれが強いことや、合議体である議会が制定した法律の目的を特定することは困難である場合が多いことなどが挙げられる。また、③の要件については、政府による支援が過度に宗教を促進しないようにするための政府の関与ですらこの要件を満たさなくなってしまうことが指摘されている。そのため、レモン・テストの再解釈あるいは新テストの考案が行われている。

なかでも著名であるのは、オコナー判事の提唱した、いわゆる「エンドースメント・テスト (endorsement test)」である。エンドースメント・テストとは、政府の行為が特定の宗教を是認 (endorse) あるいは否認するというメッセージを送るものであると合理的観察者から受け取られる場合に、当該政府行為は政教分離原則に違反すると捉える立場である (Lynch v. Donnelly 連邦最高裁判決 (465 U.S. 668 (1984))) におけるオコナー判事同意意見)。これはいわば、レモン・テストの目的及び効果の部分を「再構成」するものといえ、具体的な便宜供与や圧迫行為がなくとも、国家と特定宗教との象徴的結合そのものを政教分離違反にできるという側面を有するアプローチである。

さらに、ケネディ判事は、公立高校の卒業セレモニーにおける聖職者による祈とうが問題となった Lee v. Weisman 連邦最高裁判決 (505 U.S. 577 (1992)) の法廷意見において、レモン・テストともエンドースメント・テストとも異なる「強制テスト (coercion test)」を提示している。このテストは、政府行為を宗教的行為の「強制」とみなせる場合、政教分離違反と捉えるものである。ここでいう「強制」は心理的な強制も含む広いものとして構想されている。

このように連邦最高裁は政教分離違反を判断するために様々なテストを考案してきたが、これらテストをどのように使い分けているのかは判然としない。例えば、公有地への宗教的シンボル設置に関する 2005 年の二つの連邦最高裁判決がこの点を象徴している。ケンタッキー州の第 1 審裁判所の内部に十戒を示した文書を掲示していたことが争われた McCreary Country v. ACLU of Kentucky 連邦最高裁判決 (545 U.S. 884 (2005)) ではレモン・テストが使用されているが、テキサス州の州議会議事堂前に建てられた十字架の記念碑が問題となった Van Orden v. Perry 連邦最高裁判決 (545 U.S. 844 (2005)) ではレモン・テストが使用されなかった。また、下級審では修正されたレモン・テストが健在であるとも指摘されている。スカリア判事がレモン・テストを何度も殺されながらも起き上がってくるホラー映画の「ゾンビ」のようだと評したことは有名である。政教分離違反の判断枠組みの使用にはいまだ明確なルールがない、というのが現状であろう。

5. 国教樹立禁止条項の現在

アメリカ憲法及び修正 1 条に関する教科書では、一般に、①宗教団体に対する政府助成、②公立学校における祈とう、宗教教育、③公有地での宗教的シンボルの展示、④宗教系私

立学校への援助及びバウチャー制度、などが国教樹立禁止条項に関わる項目として取り上げられている。①・③の領域については近年、特に注目すべき判決が下されているため、以下で概略を紹介する。

(1) 一般に適用される政府助成からの排除

①について、連邦最高裁は、一般に利用可能な政府助成・公的制度に宗教を包摂することを国教樹立禁止条項は禁止しないという判例法理を形成してきたが、Trinity Lutheran Church of Columbia, Inc. v. Comer 連邦最高裁判決（137 S. Ct. 2012 (2017)）と Espinoza v. Montana Dept. of Revenue 連邦最高裁判決（140 S. Ct. 2246 (2020)）で、州憲法が宗教に対する助成を禁止する条項を定め、連邦憲法の国教樹立禁止条項よりも厳格な政教分離を定めている場合について判断が示された。

トリニティ・ルーセラン判決では、ミズーリ州が実施している廃タイヤを材料とする運動場用のゴム材の購入費用を補填するという、一般に適用されるプログラムから、教会財産の援助で運営されている保育園をその宗教性のみを理由に排除したことが問題となった。法廷意見は、まず、国教樹立禁止条項が一般に利用可能な政府助成・公的制度に宗教を包摂することを禁じていない点を確認する。次に、そのような仕組みから宗教的性格のみを理由に申請資格をはく奪する場合には、宗教活動の自由条項によって厳格審査が導かれるとする。そして、州憲法に基づく、政教分離を厳格にするという利益はやむにやまれぬ利益（compelling interest）といえないとして、これを違憲と判断した。なお、ここでいう厳格審査とは、裁判所が憲法適合性を判断する際に、規制立法等に違憲性の疑いをもって臨む最も厳しい審査であり、一般に、規制の目的がやむにやまれぬ利益を促進すること及び、規制手段が厳密に仕立て上げられている（narrowly tailored）ことを、政府が立証できない場合は違憲とするものである。やむにやまれぬ利益は単に重要な政府利益ではなくきわめて重要な政府利益であることを要求する。手段の審査には、目的と手段の適合性、制約の最小性（より制限的な他の代替手段がないこと）、過少包摂・過大包摂がないこと、といった審査が含まれる。

次にエスピノーザ判決では、モンタナ州が奨学金事業者への寄附者に対して税金を控除するプログラムを導入するに際して、当該奨学金を宗教系私立学校で使用できないように定めたルールが問題となった。法廷意見は、トリニティ・ルーセラン判決を先例と位置づけ、厳格審査を適用したうえでこれを違憲と判断した。

両判決によって、⑦一般に利用可能な政府助成・公的制度から宗教的性格のみを理由に資格をはく奪する場合には厳格審査を発動する、①州憲法による政教分離の厳格化はやむにやまれぬ利益とならない、という点が示されたといえる。

(2) 公有地の宗教的シンボル

③については、*Am. Legion v. Am. Humanist Ass'n* 連邦最高裁判決（139 S. Ct. 2067 (2019)）が注目される。本判決では、公有地に設置されていた40フィート（約12メートル）のラテン式十字架が政教分離に違反するかが争われた。この十字架は当初、第一次世界大戦の戦没者慰霊のために1925年に私有地に設置されたものであったが、当該土地は1961年に州に寄附されていた。法廷意見は、政教分離違反をレモン・テストのみで判断することは困難であり、判断基準は事案ごとに様々であることを確認した上で（この部分は相対多数意見となっている）、レモン・テストを適用することが適切ではない場合として次の四つを挙げている。①古くに設立されたモニュメントやシンボル、慣習（以下、モニュメントなど）で、本来の目的を特定することが困難な場合、②設立されたモニュメントなどに関連する目的が、時間がたつにつれて多様化している場合、③モニュメントなどを維持する目的が変化し、その伝達するメッセージも時とともに変化している場合、④モニュメントなどを維持する目的が変化し、その伝達するメッセージも時とともに変化している場合、である。法廷意見はこれらに該当する場合、合憲性が強く推定されるとする。そして、本件はこれらの場合にあてはまるとして、合憲であると結論付けた。

近年の連邦最高裁の動向を、政教分離違反を判断する基準を僅かずつではあるが明確化しようとしているものと解することもできるだろう。

III 宗教活動の自由条項

信教の自由を規定する修正1条の宗教活動の自由条項も、もともとは連邦を対象にした規定であったが、現在では、国教樹立禁止条項と同じく、修正14条を通じて、各州に適用されることとなった（*Cantwell v. Connecticut*, 310 U.S. 296 (1940)）。

信教の自由が特に問題となるのは、宗教的行為に対して不利益が課された場合である。課される不利益が宗教を狙い撃ちにした法令に基づく場合には、それが信教の自由違反とされる点については争いがないが、その不利益が一般的に適用される法令の適用の結果である場合、信教の自由に配慮して、当該法令の適用の免除まで要求されるのか否かを巡っては激しい対立がある。そこで以下では、この問題を中心にみていくことにしたい。

1. シャーバート・テストとスミス・テスト

宗教的行為を理由とした不利益が問題となった事例において連邦最高裁は、宗教活動の自由条項は、一般的に適用される法令の適用を免除するものではないとしてきた。しかし、1963年の *Sherbert v. Verner* 連邦最高裁判決（374 U.S. 398 (1963)）でこの立場を変更し、宗教に対して実質的負担（*substantial burden*）を課す場合には、厳格審査によりその合憲性を判断すべきとした。この判断枠組みは、判決の名前から「シャーバート・テスト」といわれたり、「やむにやまれぬ利益のテスト」といわれたりする。

このシャーバート・テストは、批判を受けながらもその後も採用され続けてきたのであ

るが、1990年、連邦最高裁は判例を変更してシャーバート・テストを放棄した。すなわち、*Employment Division v. Smith* 連邦最高裁判決（494 U.S. 872 (1990)）は、宗教を狙い撃ちにしていない一般的に適用される法令の付加的効果である場合は、それが宗教に対して実質的負担を課すものであったとしても、信教の自由を侵害するものではないとしたのである。この判断枠組みは、判例の名前をとって「スミス・テスト」といわれたりする。

要するに、シャーバート・テストを用いた場合、法令が宗教を狙い撃ちにしていないのではなく、一般的に適用されるものであっても、それが適用段階で、宗教に対して実質的な負担を課すのであれば、信教の自由を侵害するものとされるのに対し、スミス・テストを用いた場合、法令が宗教を狙い撃ちにしたものでなければ、仮にその法律を適用することで宗教に対して実質的負担が生じるとしても、信教の自由を侵害するものではないとされるのである。

2. 法律による宗教活動の保障

(1) 宗教の自由回復法 (RFRA)

スミス判決での判例変更に対抗する議会は、1993年に「宗教の自由回復法 (Religious Freedom Restoration Act : RFRA)」を制定する。RFRAは、信教の自由を制約するかどうかは、法律が宗教に対して実質的負担を課すかどうかにより判断すべきとしてシャーバート・テストを復活させ、その基本構造を明文化することによって、法令上の義務の免除や便宜供与を広く認めさせようとする法律である（その全訳として『平成20年報告書』を参照）。

しかし、RFRAの合憲性が争われた1997年の *City of Boerne v. Flores* 連邦最高裁判決（521 U.S. 507 (1997)）は、修正14条5節（連邦憲法の保障する自由や平等を州にも適用する修正14条を実施(enforce)するための法律を定める権限を連邦議会に認めた規定）によって連邦議会に認められる権限の範囲を超えているとして、RFRAのうち、州に適用される部分については違憲であると判断した。

(2) 宗教的土地使用及び被収容者法 (RLUIPA)

だが、連邦議会は、これであきらめたわけではなかった。2000年、連邦議会は「宗教的土地使用及び被収容者法 (Religious Land Use and Institutionalized Persons Act : RLUIPA)」を制定した。RLUIPAは、修正14条5節だけでなく支出権限条項、州際通商条項を根拠に、適用範囲を土地使用規制と収容施設（精神病院や刑務所など）の被収容者に限定して、シャーバート・テストの復活を意図した法律である。RLUIPAは、一般的に適用されるルールの結果として生じた場合であるか否かを問わず、やむにやまれぬ利益があり、より制限的でない他の手段が存在していない場合を除いて、被収容者の宗教活動に対して実質的な負担を課してはならないとする法律である（『平成20年報告書』参照）。

このRLUIPAの合憲性も争われたが、2005年の *Cutter v. Wilkinson* 連邦最高裁判決

(544 U.S. 709 (2005)) において、RLUIPA は合憲と判断されている。

3. 宗教活動の自由条項の現在

以上を整理すれば、連邦レベルでは、憲法上の信教の自由について連邦最高裁はスミス・テストを採用しているといえるが、RFRA は連邦に適用される限りでは依然として効果を持つものであるから (Gonzales v. O Centro Esperita Beneficente Uniao do Vegetal, 546 U.S. 418 (2006))、連邦法上はシャーバート・テストが採用されているといえる。以下、憲法上の保護と法律上の保護の現状について概略を紹介する。

(1) スミス・テストの功罪と行方

まず、憲法上の保護についてである。この点については、スミス判決によって憲法上の信教の自由の保護は後退したと考えられる一方で、スミス・テストは、宗教的信仰それ自体を狙い撃ちにする法規制を禁止しており、宗教に対する「迫害禁止原理 (non-persecution principle)」を内包している (Church of the Lukumi babalu Aye, Inc. v. Hialeah, 508 U.S. 520 (1993))。特定の宗教に対する「敵意」を見出し、宗教に対する迫害を禁止するという面ではスミス・テストには一定の意義がある。

スミス・テストを用いた近年の事例として、Masterpiece Cakeshop v. Colorado Civil Rights Commission 連邦最高裁判決 (138 S. Ct. 1719 (2018)) が注目される。この判決では、ゲイカップルにウェディングケーキを作ることを拒否した原告が、コロラド州反差別法に基づく州公民権委員会による決定 (反差別法を順守するための研修の実施及び遵守していることの報告書を2年間提出すること) は信教の自由などに違反するとした主張が争われ、法廷意見は、州公民権委員会の決定過程などに宗教に対する「敵意」が認められるため、信教の自由を侵害し、当該命令を違憲と判断した。なお、本判決における「敵意」の認定の仕方には問題があることなどが指摘されている。

マスターピース判決は、一般的に適用される法令の適用を免除することには消極的な姿勢を示していたが、スミス判決を覆す可能性も高まっている。Fulton v. City of Philadelphia 連邦最高裁判決 (141 S. Ct. 1868 (2021)) では、同性婚を認めないとする宗教的信条を有するカトリック社会事業組織に対して、ペンシルベニア州フィラデルフィア市が契約更新の際に性的指向に基づく差別を止めない限り、今後里親を決定する権限を付与しないとされたことが問題となった。同州では、認定を受け、市と契約した児童養護施設が里親の資格を審査し、児童にとって適切な里親を決定する仕組みが採用されていた。法廷意見は、スミス・テストを適用した上で、本件の政府行為は一般的・中立的なものではないとして厳格審査の対象とし、違憲判断を下した。注目すべきは、個別意見で、合計5名の判事がスミス・テストに問題があるとの認識を示していることである。本件ではスミス・テストのもとでも厳格審査を適用することに全員一致の判断が形成されたため、本格

的な論点とならなかったが、近い将来、スミス判決が覆ることがあるかもしれない。

(2) 聖職者例外法理の採用

また、下級審で認められてきた「聖職者例外法理 (ministerial exception)」を連邦最高裁が初めて認めた *Hosanna-Tabor Evangelical Lutheran Church and School v. EEOC* 連邦最高裁判決 (132 S. Ct. 694 (2012)) が注目される。「聖職者例外法理」とは、宗教団体と聖職者との間の雇用関係について、雇用差別を禁止する法律の適用を排除することにより、聖職者による雇用差別の訴えから宗教団体を保護するものである。この判決の論点は多岐にわたるが、雇用差別禁止法 (本件では「障害を持つアメリカ人法 (Americans with Disabilities Act : ADA) 」) が一般に適用される法律であるにもかかわらず、スミス判決 (外的な身体行為) と本件 (教会の信仰や使命そのものに影響する内的な判断) を区別して、「聖職者例外法理」を適用し、宗教団体の権利を強く保護した点に特徴がある。なお、聖職者の例外についてイギリスは異なる方向性を示している (本書第1章イギリス第1節III 3. 参照)。

(3) 宗教の自由回復法 (RFRA) と宗教的土地使用及び被収容者法 (RLUIPA) の拡大

次に法律上の保護についてである。この点、RFRA による保護は拡大傾向にあると考えられる。*Burwell v. Hobby Lobby Stores, Inc.* 連邦最高裁判決 (134 S. Ct. 2751 (2014)) は、RFRA による宗教活動に対する保護はスミス判決以前の判例法理と同程度のものに限定する必要はないとしている。本判決では営利の非公開企業も RFRA の保護対象であるとした。州レベルに目を向けてみると、多くの州が RFRA と類似した独自の州法 (little RFRA と呼ばれる) を定めていること、そして州最高裁も州憲法上の信教の自由条項を解釈するに当たり、スミス・テストの適用を否定する傾向にある点が重要である。また、RLUIPA についても、*Holt v. Hobbs* 連邦最高裁判決 (135 S. Ct. 853 (2015)) でホビーロービー判決を引用し、RFRA と同様に宗教の自由を広く保護するものとされた。

このように、憲法上の保護と法律上の保護、そして州法上の保障といった多元的な保障の在り方、さらには連邦主義の問題や政教分離の問題とも絡みあい、アメリカにおける宗教活動の保護の在り方は複雑化しているが、近年の連邦最高裁判決からは、宗教活動を比較的手厚く保護しようとしている傾向を読み取ることができるだろう。

第2節 宗教団体制

I 宗教法人に係る制度の概観

1. 法人制度

アメリカにおいて、宗教法人を含む法人制度の規律は、各州に専属する権限となっている。これは、アメリカの各州が主権を有する政治単位であり、連邦政府はそれらが憲法に規定して委譲した権限を行使できるにすぎないためである（連邦憲法修正10条）。連邦議会の立法事項には法人制度は規定されておらず（1条8節）、そのため、連邦レベルでは、我が国における「宗教法人法」のような統一的な法典が存在しない。

しかも、各州の法人制度は地域の歴史や特殊事情などを反映して多様なものとなっており、一概にアメリカの法人制度として論じることは難しい。多くの州では、州憲法に法人制度に関する規定が存在するが、その規定の仕方はごく簡潔にとどまる州から、詳細な規定を置く州まで多彩である。

また、1776年に制定されたヴァージニア州憲法のように宗教団体に対する法人格付与を禁止する規定（旧4章14条）を置いていた州も存在する。これは、ヴァージニア州が独立前に直接イギリス王領とされた植民地で、現状維持的な保守派が多く、英国国教会が唯一の公認教会とされていたことから、この規定は英国国教会以外の宗派に法人格を与えないようにしたものと考えられる。公認教会は、独立革命後も、1786年にジェファースンが信教自由法（Virginia Statute for Religious Freedom）を同州で成立させるまで存続したが、この憲法の規定自体は残ったのである。2002年に連邦地裁が連邦憲法違反と判断し（*Falwell v. Miller*, 203 F. Supp. 2d. 624 (W. D. Va. 2002))、2006年10月によりやく廃止されるに至っている。

2. 各州の宗教法人制度の類型

法律レベルで見ると、特別に宗教法人を対象とする制定法を持つ州が約3分の1、非営利法人の一類型として宗教法人を規律する制定法を持つ州が約3分の2であるとされる。宗教法人法制について各州の法人制度を概観すると、宗教団体がそれ自体として独立した法人格を取得できるかどうかを基準に、次のような類型化をすることができる。

第1が、宗教団体自体は、法人格を取得できないとする考え方に従う州である。この場合、宗教団体の財産については、選任された受託者が「信託」法理に基づき宗教団体から独立して事務を行うことになる（アラスカ州、ユタ州など）。受託者は「受託者法人 (trustee corporation)」又は「一人法人 (corporation sole)」を設立し、法人格を取得した上で事務を行うことになるが、その運営については当該州の規定する非営利法人法や独立した受託者法人法などに準拠するのが一般的である。受託者法人は宗教団体が法的に財産管理を行うために利用するアメリカで最も古い法人の形態のひとつであり、約3分の1の州で認められている。選任された受託者又は同様の権限と責任を有するその他の管理者らで構成さ

れる法人であり、受託者が法人を代表し、法人の財産管理や運営の権限と責務を負う。一方、一人法人は、すべての法人の権限と義務を一人の個人、通常は伝統的な教会組織内の聖職者に委ねる形態であり、受託者が死亡した場合の不都合などを回避できるメリットがあるとされ、これも約3分の1の州で認められている。ただし、それらの州においても、一人法人になじまない宗派については、一般の非営利法人法の下で宗教活動を本来の事業とする法人を設立することも可能とされている。

第2が、財産の所有・管理などの俗事処理 (secular or temporal matters) 目的に限って法人格が取得できるよう宗教法人のカテゴリーを設ける州である。カリフォルニア州やニューヨーク州をはじめとした多くの州が、一般の非営利法人から特化した形での宗教法人の設立を認める。例えば、イリノイ州では固有の宗教法人法 (州統一法典 805 章 110 節) を有し、宗教的礼拝 (religious worship) の目的で構成される団体であれば、その会合において2人以上の構成員を受託者とし、所定の宣誓供述書の登録を行うといった手続により法人格を取得することができる。

第3が、特に宗教法人というカテゴリーを設けず、一般の非営利宗教法人と同じように宗教団体に法人格を付与する州である。テキサス州やペンシルヴェニア州などがこうした州の例として挙げられる。テキサス州では、「非営利法人」の目的として、「公益、博愛、宗教、慈善、愛国、市民、伝道、教育、科学、社会、友愛、体育、芸術、農業、園芸」を挙げ (テキサス州法人法 2.002 条(1))、収益を社員、役員及び理事に配分できない法人と定義している (同法 22.001 条(5))。テキサス州の場合は、法人の類型を細かく分けるよりも、むしろ営利・非営利の別を問わず法人として統一的に扱い、法人の目的に応じて適宜、個別の規定が置かれる構造になっており、宗教法人についても関連規定を個別に参照する必要がある (同法 22.101 条、22.207 条、22.222 条、22.234 条、22.355 条、22.402 条、252.009 条)。

3. 権限分散型の宗務行政

また、宗教法人についての権限を有する行政機関が分散されており、例えば、登録事務は州務長官、違法な財産管理の取締りは司法長官、免税審査は課税庁などといったかたちで分散型の宗務行政が行われているのもアメリカの特徴である。行政も聖俗分離の原則に立ち、宗教団体の固有の宗教的側面や霊的存在に対する介入は行わず、法人の財産管理といった世俗的側面に最低限の法規制を行うが、州によって規制の度合いは異なっている。

4. 法人格なき宗教団体

いずれの州でも、法人格なき教会 (unincorporated church) の財産管理は、委託者たる教信徒が、当該教会を受託者として選任する信託制度を利用するのが一般的とされる。公益信託は財団法人と同じ機能を有するとされており、法人格を与えられないことによる実

質的差異はさほどないと思われるが、法人格を有している方が法律関係も簡潔で済むのは確かである。ただ、いずれの制度を採用するかは、各州が英米法と大陸法のいずれの法系の影響を強く受けているかという事情や、受託者に財産を譲渡する形式よりも、独立した法人格を創造する方を好むかどうかという州民意識にかかってくるといえよう。

II カリフォルニア州における宗教団体制

1. 非営利法人法

以下では、独自の州法により宗教法人を規律する代表例であるカリフォルニア州の例を取り上げる。

カリフォルニア州は独自の法人法典 (California Corporations Code) を制定しているが、その中に非営利法人を対象とした規定が置かれており (5000 条～10841 条)、当該部分を「非営利法人法 (Nonprofit Corporation Law)」と呼んでいる。

非営利法人法は、1978 年に制定され、1980 年 1 月 1 日より施行されている。同法は、非営利法人を「非営利公益法人 (nonprofit public benefit corporations)」、「非営利共益法人 (nonprofit mutual benefit corporations)」、「非営利宗教法人 (nonprofit religious corporations)」、その他の非営利法人に分類する。非営利公益法人は、所定の公共・公益目的のために設立されるもの (5111 条) で、資産を社員に分配することが認められない性質の法人である (5410 条)。非営利共益法人は、社員相互の親睦などの公益又は宗教以外の適法な目的のために設立されるもの (7111 条) で、解散時に限り法人の資産を社員に分配することが認められるといった特徴を持つ法人である (7410 条～7414 条)。非営利宗教法人の場合、法人の資産を社員に分配することは認められない (9610 条(a))。

2. 非営利宗教法人法の概要

非営利法人法は、第 1 部 (5002～5080 条) が総則規定、第 4 部 (9110～9690 条) が非営利宗教法人を対象にした規定となっており、第 4 部を特に「非営利宗教法人法」(Nonprofit Religious Corporation Law) と呼んでいる (9110 条)。基本的に非営利公益法人に関する規定と類似するが、宗教法人独自の特徴的な規定も多い。ここで非営利宗教法人とは、「主として又は専ら宗教目的をもって (primarily or exclusively for any religious purposes) 設立される法人」をいう (9111 条)。非営利公益法人では、理事の過半数を近親者などの利害関係人で占めてはならないとされているが (5227 条)、非営利宗教法人にはそうした制限規定は存在しない。また、理事に課せられる注意義務は、非営利公益法人に比べ軽減されており、非営利公益法人では善良なる管理者 (prudent man) としての注意義務が求められる (5231 条) のに対して、非営利宗教法人の場合は、適切な (as is appropriate) 注意義務にとどまる (9241 条)。また、社員による理事解任権の行使については、定款 (article) 又は附属定款 (bylaw) により制限することができるようになっている (9222 条)。

非営利宗教法人の設立は準則主義であり、法定の手続に従って州務長官事務局 (Office of the Secretary of State) に書類を提出し、所定の費用を支払えば、法人格を取得できる。その際、一人以上の者が定款を届け出ることによって法人を設立することができ (9120 条)、州務長官は法人名に他と紛らわしい名称が用いられていないか確認する (9122 条) といった必要最小限の権限が与えられるのみである。州務長官は、法人の設立及び解散の公的記録を保管することが専らの役割であって、法人の活動内容などに踏み込んだ調査を行う権限は有しない。また、後述の模範法典にあるような行政的解散の権限も持たない。9121 条では、定款について州務長官の「認証 (certified)」を要する場合を規定しているが、これは資産に関して第三者に対抗するため郡の登記所に登記するために必要とされるに過ぎず、一種の「公証」と呼んでよい。

定款には、法人の名称、非営利宗教法人の目的で設立されたことの声明文及び主たる事務所を記載しなければならない (9130 条) ほか、法人の目的を制限する規定 (9131 条) や定款に記載しなければ効力を生じない事項 (9132 条) を記載することができる。

社員には、定款又は附属定款に別段の定めがない限り、社員の氏名・住所及び投票権に関する記録の閲覧・謄写を請求でき (9511 条)、社員としての利益に係る目的のために、会計帳簿・構成員・理事会及び理事会の小委員会の手続の議事録の閲覧請求権が認められている (9512 条)。

3. 州務長官による非営利宗教法人の認証手続

非営利宗教法人の認証は、所定の様式 (ARTS-RE) を用いて、原則インターネットか郵送で州務長官に申請する。所定の様式に記入すれば提出書類は簡易に作成できるが、州務長官事務局は、個別の事情や定款事項の追加などについて弁護士に相談するよう求めている。

また、認証手続と免税措置とはリンクしていないので、免税措置を受ける場合には別途手続が必要になる。その他、州政府の他の機関や連邦政府、郡、市などが独自の許認可権などを有するので、必要に応じて、それらの機関に別途手続を行わなければならない。

州務長官に納付する認証手数料は 30 ドルであるが、サクラメントの本省窓口受付の場合には、更に 15 ドルの追加手数料が必要になる。この追加手数料は、申請が不受理となった場合でも返還されない。認証の審査状況は、インターネットで確認できるが、郵送での申請はオンラインでの申請に比べて若干時間がかかる。

また、非営利宗教法人は、設立定款を登録した後、90 日以内に財務諸表 (Statement of Information) を州務長官に提出しなければならない。また、その後も 2 年ごとに提出を求められる (9660 条)。財務諸表も所定の様式 (SI-100) を用いて、オンラインで提出することができるようになっている。

4. 非営利宗教法人に対する司法長官の権限

司法長官は、公益の代表者として、非営利公益法人の活動を調査し（5250条）、法人の理事に詐欺的不正、不実行為、法人に対しての権限・裁量権濫用その他の義務違反行為があった場合、司法長官は業務停止や理事の解任を裁判所に求める訴訟を提起できる（5223条）。また、不適切な法人について解散を裁判所に求める権限がある（6216・6510条）。そして、任意の解散が行われた場合でも、法人の資産が分散して、個人の懐に入らないように監督する権限がある（6716条・6719条など）。そうした司法長官の権限は、1600年代のイギリスに由来するといわれる。

しかしながら、他の非営利法人と異なり、非営利宗教法人に対する司法長官の監督権限は、法令により制限されている（9230条）。これは、現行の非営利法人法が1978年に制定された際に改められたものであり、それ以前は、他の法人と同様に公益の代表者としての司法長官に強い調査権限が認められていた。

司法省によれば、司法長官の権限を制限する9230条は、「ペトリス法」とも呼ばれ、ロサンゼルスに本部を置く“Worldwide Church of God”のテレビ伝道師（televangelist）がペトリス上院議員に働き掛けて導入した規定である。当時、同教団の幹部が、教団から90万ドルを私的に流用した嫌疑をかけられており、カリフォルニア州司法省もロサンゼルス市警察とともにタスクフォースを組織し捜査に当たっていたが、そうした動きを封じるために、憲法が保障する信教の自由を強調し、「他州で積極的に宗教団体を規制するところはない」としてロビー活動が展開された。信教の自由を前面に掲げたことで、他の宗教関係者もこれに同調し、法律制定が行われてしまったとされる。もちろん従来の司法長官の権限は、教会の経営などに干渉するものではなかったが、公益に資する財産に対する権限をも制限されてしまったのである。これにより、非営利宗教法人の理事会はシープレー原則（*cy-pres doctrine*）により、自由な判断において、裁判所の許可を得ずとも公益に資する財産を事実上いかなる教会の目的にも流用することができるようになった。これは、英米法におけるエクイティ上の原則で、一般に「可及的近似の原則」と呼ばれるが、設定当時以降の社会的事情や法制度の変化によって、設定者の意図した目的が消滅したり、その目的の達成が不可能・不適法となったり、信託終了後に剰余財産があったりした場合、その信託財産はできるだけ設定者の意図に近い目的に使用されるべきとされる原則である。このため、司法長官には法人財産の不正な流用を是正する権限が与えられているものの（9230条）、ここでいう「教会の目的」の範囲が余りにも広範なため、その宗教法人が詐欺団体（*sham*）であることを証明した場合にのみ流用の適法性を訴訟で争うことができるのであって、それは極めて困難なことであるとされる。

また、非営利宗教法人には、司法長官への年次会計報告義務（6324条）がなく、行政による指導・監督の機会も極めて少ない。ちなみに、この義務免除措置は、州務長官に非営利宗教法人として登録すれば自動的に適用されるが、法人への寄附者に会計の透明性を示

すために任意で報告を行うことは可能である。理事の解任請求権についても、詐欺的不正のほか不実行為や権限濫用なども解任事由とされる非営利公益法人（5223条）と異なり、詐欺的不正（fraudulent acts）を行った場合に解任事由が限定されている。不正を犯した理事の解任については、理事・一定数以上の社員又は司法長官が裁判所に理事の解任を提起でき、司法長官は他の者が提起した訴訟に参加することができる（9223条）。また、勧誘行為（solicitation practices）の適正さについても、監督する権限が与えられている（9230条(d)・州政府機関法 12599.6条・営業及び資格法 17200条以下）。さらに、司法長官は、虚偽の会計書類、書籍、議事録その他の法人記録を故意に作成し、準備し、発行し、又は出版した非営利宗教法人の役職員及びその代理人に対して、是正を求めることができる（9660条(b)）。

ただし、司法長官は、非営利宗教法人が自己取引や不適切な分配、借金又は不祥事に対する損害賠償請求によって生じさせた被害を正し、回復させるための訴訟を提起する権限は有していない。非営利宗教法人の財産を管理する第一義的責任は、法人の役職員にあり、法人に対する損失を回復させる民事訴訟の主張適格はそれらの者に限られる（9142条・9230条・9243条(c)・9610条）。

また、司法長官には非営利宗教法人の強制解散を求める権限は認められていないし、非営利宗教法人に実体がないとする判決を裁判所に求める場合や特定の目的で集められた財産を法人の日常の運営に充てる際の是正措置など法令に明示された権限を除き、犯罪行為がなければ調査や命令をすることはできない（9230条）。

資産の売却や任意解散の際の監督権限は他の非営利法人と同じように認められており（9680条）、例えば、非営利宗教法人が病院を経営しているような場合、その施設の売却や譲渡に当たって、他の非営利法人と同様に司法長官の許可が必要となる（9634条・5914条・5920条）。なお、法人が解散手続もとらずに消滅してしまう場合もあり、そのことを司法長官が認知する方法はない。

III 1987年改訂模範非営利法人法典

1. 模範法典の意義

州ごとに法律の規定が異なることは、連邦制を採用することからくる当然の帰結であるが、統一的な法典がないことによる不都合や支障も不可避免的に生じる。こうした事態に対し、諸州での統一的な法の制定を期待して、全米統一州法委員会（National Conference of Commissioners on Uniform State Laws : NCCUSL）やアメリカ法律協会（American Law Institute : ALI）、アメリカ法曹協会（American Bar Association : ABA）などが提案する法律案として、統一法典（uniform act）及び模範法典（model act）が作られる場合がある。NCCUSL は、弁護士資格者の中から各州で任命された統一州法委員などによって構成され、統一が望ましくかつ実行可能である事項について法律案を作成して、各州における立

法を通して州法の統一を促進するための機関である。もっとも、統一法典又は模範法典が作成されたとしても、それを実際に採用するかどうかは各州の判断による。

なお、NCCUSL の策定した法人格なき非営利団体法（Unincorporated Nonprofit Association Act）は、ネバダ、アイオワ、アーカンソー、ペンシルバニア、ケンタッキーの各州及びコロンビア特別区で採用されている。

2. 模範法人法典の概要

1987年に制定された改訂模範非営利法人法典（Revised Model Nonprofit Corporation Act（1987）以下、「模範法人法典」）は、ABAが策定した模範法典の一つである。カリフォルニア州非営利法人法（以下、「加州法」）の影響を強く受けているといわれるが、法典内に独自の「宗教法人法」の規定があるという構成にはなっていない。非営利法人一般に適用される規定が置かれ、各所に宗教法人に関する特例的規定が散見される。模範法人法典を、全部又は一部採用したことが明らかな州として、アーカンソー、インディアナ、ミシシッピ、モンタナ、ノースカロライナ、サウスカロライナ、テネシー、ワシントン及びワイオミングの各州が挙げられるが、この他にもかなり多くの州が模範法典を参考にして非営利法人法を制定していると考えられる（ユタ、アイオワ、ハワイ、アイダホ、アリゾナ、ネブラスカ、ワイオミングの各州及びコロンビア特別区などで模範法典と法構造や文言を同じくする法律を見いだすことができる）。ちなみに、ニューヨーク州の法人類型は四つであり、独自の法体系を築いているとされる。

ABAでは、模範非営利法人法典の第4版の策定に向けて作業を行っている。第4版では条文番号の振り直しなど大幅な変更がなされているところであるので、以下では採択予定の第4版最終公表案及び起草者のコメント（2021年5月28日付）をもとに、同法典を概観したい。

（1）法人形態

模範非営利法人法典（以下、模範法典と呼ぶ）は、営利法人を範とする唯一の法人形態である社員制モデル法人（membership model corporation）を採用している。そのため、会衆派型の宗教法人には適しているが、カルヴァン系の長老派やアングリカン教会などの監督派にはそぐわないとする指摘もある。すなわち、社員制モデルとは、対等な地位を持つ社員で構成される法人形態であり、教会員によって選ばれた役員による管理と、各個教会の独立を強調してきた会衆派の法人運営に適している。これに対して、聖職上の地位にある者が世俗的財産管理人（法人の役員）の地位に当然就くことを望む長老派や監督派には、上意下達的要素があるので、社員制モデルは取りにくいということである。ただ、加州法と同様に、社員を置かないとすること（610条）や、定款又は附属定款で適用除外事項を定められること（920条以下）などによって、宗教法人の運営実態に合わせた柔軟な対応

ができると思われる。

(2) 宗教法人の特例

模範法典は、宗教法人を他の非営利法人と同様に規定することを原則としながらも、特に宗教法人について相当の配慮を示している。

最も特徴的なのが、「宗教法人の事務に関する宗教上の教義が同一事項に関する同法の規定に抵触する場合は、合衆国憲法若しくは州憲法又は双方によって要請されるかぎりにおいて、宗教上の教義が優先するものとする」(130条)との規定である。歴史的にも政策的にも、宗教法人は営利法人や他の非営利法人とは異なる法的保護を受けており、裁判所も宗教法人内部に干渉することを極力避ける傾向にある。そして、模範法典の規定も、「憲法上の国教樹立禁止と信教の自由の保障の間の細い線を進もうとしている」との起草者の考えを反映したものとなっている。模範法典130条は、同法典の他の規定が、連邦憲法や州憲法により保障される宗教的教義や決定、教会法と抵触する可能性があるとの認識を基礎としている。

同規定は、宗教法人に関して模範法典を適用する際に憲法上の要請を考慮すべきことを示すとともに、判断の難しい問題について個別に検討することと、関連判例に適合的に解釈するようにすることを求めるものとなる。ただ、こうした規定により、理事(director)や執行役員(officer)の責任を追及しようとしても、宗教上の教義を逸脱行為の抗弁に使い、責任逃れを引き起こす危険をはらんでいるとも指摘されている。

個別の規定についても若干触れておくと、法人の役員を選任や職務停止、罷免などの争訟(110条)については、起草者のコメントとして、同条による司法的救済の権利は全ての非営利法人について保障されるが、「裁判所は宗教法人の紛争に過度に関わらないようにするための裁量的判断をなし得る」ものと解されている。社員総会の招集手続(705条)についても、起草者は、柔軟かつ適時に行えるのであれば、教会や宗教儀式の際に告知することで代替しうるとの見解を示している。また、社員総会での議決(723条)に対して、宗教上の上部組織が異議をとなえたり、再議に付すことを求めたりする権利を、宗教法人の定款又は附属定款に規定することができるかと解されている。善管注意義務など理事の職責(830条)についても、宗教法人の理事が宗教的に依拠する権威者の意見などに従って職責を果たした場合の特例が認められる。この他、法人の解散の際の管財人(1122条)、管理人(1130条)の規定の適用が除外される。

(3) 法人の設立

非営利法人の設立は、一人以上の者が発起人として州務長官に定款を提出することで可能となる(201条)。定款には、①法令の要件を満たした非営利法人の名称、②主たる事務所の住所及び主たる代理人の氏名、③本法典に基づき設立された法人である旨、及び、発起人の氏名などを記載しなければならない(202条)。

州務長官は、模範法典によって州務長官に与えられた職責を果たすために必要かつ合理

的な権限を有するとされるが（150条・151条）、政策立案のための一般的な権限や法令解釈権、個別の法人の監督権などが与えられる訳ではない。主として州務長官に与えられた権限は、提出された書類を記録として保管・管理することであり、提出された書類に不備がない限り原則として受理しなければならない（165条）。そして、書類が登録されれば団体は法人格を取得し、州による法人格の撤回若しくは取消し、又は非任意解散の訴訟が提起されなければ、正式な法人として第三者に対抗しうる（203条）。このように、模範法人法典に基づく法人設立も、加州法と同じく登録（file）だけで済むので、準則主義といえる。なお、州務長官に対しては、毎年1月1日から4月1日までの間に、法人の名称、主たる事務所などについての年次報告書を提出しなければならないとされている（421条）。

（4）法人の役員

非営利法人は、定款又は附属定款の定めるところにより、役員を置くこととされている。そして、附属定款に規定がある場合を除き、役員は理事会を構成するものとされる（840条）。各役員は、定款若しくは附属定款に規定された役割、又は、それらの規定に反しない範囲で理事会が定め、若しくは、他の役員の役割を決定する権限を理事会により与えられた役員の指示する役割を実行するための権限と職責を有するものとされる（841条）。

理事及び役員の行動基準がそれぞれに定められており（830条・831条・842条）、役員はいつでも辞任できるほか、特に定めのない場合、理事会又は任命権を有する役員により解任される（843条）。理事はいつでも辞任できるほか（807条）、原則として任命権を有する者により解任される。また、社員制の非営利法人の場合は、原則として理事会に理事の解任権が認められないが、社員なき非営利法人の場合は、理事会に解任権が認められる。ただし、いずれの場合も、理事会が理事を解任しうるのは、定款又は附属定款に規定のない限り、当該理事が①裁判所により精神異常と認定されたとき、②重罪で有罪判決を受けたとき、③模範法典の規定する理事の責務に違反すると裁判により認定されたとき、④理事会を所定の回数欠席したとき、⑤理事としての所定の資格を満たさないと理事会の議決で決定されたときに限られる（808条）。

裁判所は、理事が詐欺的行為若しくは権限の逸脱・濫用を行い、又は、法人に重大な損害を与えた場合で、当該理事の解任が法人にとって最も利益となると判断する場合に、社員や理事個人の提訴に基づき、理事を解任することができる（809条）。その際、原告は司法長官に通知をしなければならないことになっている。この点、旧版の模範法典においては、司法長官に解任請求権が規定されていたが、最新の模範法典にはそうした司法長官の権限は規定されていない。もちろん、他の法令によりそうした権限を付与することは可能である（140条）。

（5）社員の位置づけ

非営利法人において、社員は理事を選任する権利を有する者とされている（102条）が、社員は法人にとって必須の要素ではない（610条）。社員を置かない場合は、定款又は附属

定款によって理事の選任方法を決めることができる（804条）。

社員総会においては、理事の選任や合併などの基本的取引（fundamental transaction）の承認のほか、定款及び附属定款に規定する事項について議決される（721条）。社員総会は、理由なしに理事を解任することができる（808条）。また、理事会又は一定数の社員の提案に基づき、定款の変更を承認する（903条）。

社員には、会議録や財務諸表の閲覧権（420条）や社員名簿閲覧権（720条）、理事解任訴訟提起権（809条）が認められている。

（6）州務長官による行政的解散手続

州務長官には、行政的解散（administrative dissolution）の権限が認められている。行政的解散は、裁判所の手続によらず行政庁の処分により法人格を剥奪する制度であり、我が国の認証取消しに近い。最低限度の義務を果たさない法人への措置であるが、多分に休眠法人の排除の意味合いがあると思われる。宗教法人にも例外なく適用され、定款等で回避することができない。解散事由としては、①6か月間、本法その他の法律に基づく手数料、税金、利息又は罰金を納付しないこと、②提出期限から6か月間経過しても、年次報告書を州務長官に提出しないこと、③60日以上、州内における登録された代理人（agent）及び事務所を欠くこと、④定款に記載された存続期間が満了することがある（1140条）。州務長官は、解散処分に当たり書面による通知をし、通知されてから60日以内に解散事由の不存在又はその解消の証明が法人からなされなければ、解散処分をすることができる（1141条）。なお、解散された法人が事前の通知を受領していなかった場合などには、解散の取消しを求めることができる（1142条）。

（7）司法手続による強制解散

司法長官は、詐欺的な法人格の取得、又は、法人の権利濫用がある場合、裁判所に法人の解散を求めることができる。また、50人の社員又は議決権の5%を有する社員は、定款及び附属定款に別段の規定のない限り、理事会による法人管理の行き詰まり、法人財産の不正流用及び浪費などの事由がある場合、裁判所に解散命令を求めることができる（1120条）。

（8）任意解散

非営利法人の任意解散は、州務長官に解散届を提出することにより効力を有する（1101条）。法人が任意に解散するためには、社員がいない法人の場合、理事会の決議により、社員がいる法人の場合、社員の特別多数決で、財産の処分や残余財産の分配などの計画書を採択する（1102条）。旧版の模範法典において、公益法人及び宗教法人には、事前に計画書の写し又は概要を司法長官に提出することが求められていたが、そうした事項は通常、他の法令により規定されているため削除されている。

第3節 宗教団体に対する連邦の課税制度

合衆国憲法により認められた課税権限（憲法1条8節1項、修正16条）に基づく連邦の課税は、すべて合衆国法典第26編の「内国歳入法典（Internal Revenue Code：IRC）」で規定されている（以下本節では、特に断りのない限り、IRCの条文番号のみを記載する）。そしてIRCは、宗教団体の連邦税に関して様々な優遇措置を講じている。なお、各州は各々、独自に宗教団体に対する免税措置を講じているが、本節では連邦のみを取り上げる（カリフォルニア州の仕組みについては、『平成20年報告書』参照）。

Ⅰ 内国歳入法典上の宗教団体の位置づけ

1. 免税団体としての宗教団体

宗教団体は、501条(c)(3)が定める免税団体の一つであり、内国歳入庁（Internal Revenue Service：IRS）による2020年の統計では、501条(c)(3)の団体は、約140万存在している。同条は次のように規定している（番号及び下線は筆者が付したもの）。

①専ら宗教、慈善、学術、公共安全のための検査、文学、教育の目的又は全国的若しくは国際的アマチュアスポーツ競技会の促進（ただしその活動のいかなる部分も競技施設若しくは設備の提供に関わらない場合に限る）、又は児童若しくは動物の虐待防止のために②組織され運営される法人及び共同基金、基金又は財団で、③その純益のいかなる部分も私的出資者又は個人の利益のために供されることがなく、④（h）項に別段の規定がある場合を除き）その活動の実質的部分が立法に影響を及ぼすための情報宣伝活動又はその他の試みでなく、⑤及び公職への候補者のため（又は反対するため）にいかなる選挙活動にも参加又は介入（声明の出版又は配布を含む）しない団体。

なお、下線部は、1954年に上院議員リンドン・ジョンソン（後に大統領）が起草した改正案によるものであることから、「ジョンソン修正」と呼ばれる。ジョンソン修正を巡っては、2016年の大統領選挙時からドナルド・トランプがその廃止を公約に掲げており、大統領就任後にはその廃止が試みられたが、結局成功しなかった（Ⅲ4）。

2. 「宗教団体」と「教会」の意味

IRCは「宗教（religion）」について定義していない。これは、公権力が「宗教」という語を明確に定義するとなれば修正1条上の問題を提起するとの認識に基づくものであると説明される。それゆえ、基本的に宗教団体に該当するか否かの判断は、後述するように、団体の定款や活動内容などによって判断されることになる。

ところでIRCは、宗教団体の中でも「教会（church）」—IRC上の教会には、モスクやシナゴグといった礼拝施設を備える団体を指し、附属機関、協議会又は連合が含まれる

——に対して、後述するように様々な優遇措置を講じている。そこで、「宗教団体」と「教会」を区別することが重要となるが、ここでも何が「教会」に該当するかを公権力が明確に定義するとなれば、修正1条上の問題が生じかねない。そこで実務では、IRSが次の基準を参考に、他の事実や状況も考慮しながら、教義の内容ではなく外形的特徴から「教会」該当性を判断している。①独立した法的実在性、②認識された教義や礼拝の形式、③確立され明確である教会統治機構、④正式な教義や戒律、⑤明確な宗教的歴史、⑥他の教会や宗派に属していない信徒、⑦叙任された聖職者の組織、⑧規定された就学コースを修了した後に叙任された聖職者、⑨教会独自の文献、⑩確立された礼拝施設、⑪定期的な集会、⑫定期的な宗教的活動、⑬青少年の宗教的指導のための日曜学校、⑭聖職者育成のための学校。

3. 宗教団体免税の憲法上の正当性

教会や宗教団体に対するIRC上の免税措置の合憲性について直接判断した連邦最高裁判決は存在しないが、州レベルでの宗教団体に対する免税措置の合憲性を確認した事例として、Walz v. Tax Commission of the City of New York 連邦最高裁判決 (397 U.S. 664 (1970))がある。この判決は、免税措置が「公益目的」であり、それが宗教団体と公権力との過度の関わり合いをもたらすものでなければ、憲法上そうした措置を講じることも許される、と判示した。

宗教団体のみを免税対象とした場合には修正1条に抵触することを示唆する判決として、Texas Monthly Inc. v. Bullock 連邦最高裁判決 (489 U.S. 1 (1989))があるが、501条(c)(3)上の免税団体の一つとして宗教団体を扱うことは、Waltz 判決の示した基準による限り、憲法上許容されることになる。

II 宗教団体の免税資格審査と申請手続

1. 総説

各課税年度あたりの総収入が平均5,000ドル以上の宗教団体が503条(c)(3)上の免税団体たる地位を得るためには、IRSに対して申請し承認を得なければならない(508条(a), (c)(B))。「教会」は自動的に免税されるが(50条8(c)(1)(A)、6033条(a)(3)(A)(i))、IRSの承認を受けることで、当該教会に対する寄附が控除の対象になることが対外的に明確になり、寄附集めに資するといった事情から、IRSに申請・承認する教会が多いようである。

本節I1で述べたように、免税団体について規定する501条(c)(3)は、宗教団体が免税団体たる資格を得るには、①「専ら」「宗教目的」で、②「組織され運営される」、③「法人及び共同基金、基金又は財団」でなければならないと定めている。このうち③は、州法によって決定される問題なのでここでは触れず(カリフォルニア州の宗教団体制について第2節IIを参照)、①と②を見ていく。

2. 「専ら」「宗教目的」の意味

「専ら (exclusively)」は、宗教目的だけを追求する団体にしか免税団体資格を認めないという意味ではない。宗教団体は、503条(c)(3)に列挙された諸目的も同時に追求できるし、そこに列挙されていない活動も、団体の活動の「実質的」部分とならない限り許される(後述)。それゆえ、「専ら」の語は、「主として (primarily)」という意味で理解されている。

「宗教目的」の意味であるが、上述したように IRC は「宗教」の定義をしていない。宗教目的か否かは、次に見る組織審査と運営審査を通じて判断されることになる。なお、「宗教目的」に該当しない場合でも、「宗教を促進する (advancement of religion)」ことを目的とした団体は「慈善団体」として、501条(c)(3)の免税団体資格を得ることができる (26 CFR 1.501(c)(3)-1(d)(2))。

3. 「組織され運営される」の意味

免税資格を申請する宗教団体は「組織審査」と「運営審査」という両審査をパスしなければならない。この両審査は、宗教を IRS が定義せずに審査しようとするものであり、その詳細は連邦規則で規定されている (26 CFR 1.501(c)(3)-1)。

(1) 組織審査

組織審査は、団体の定款——団体の形態によってそれに類するものを含む——の内容から、当該団体が宗教目的で「組織」されたか否かを判断する。定款には、①宗教目的で団体が設立された旨の記載、②団体の活動の実質的部分が、宗教目的以外の目的(ただし 501条(c)で言及された目的は除く)達成のために活動できる旨の記載がないこと、③団体解散時に、その資産を団体の構成員や出資者に分配しない旨などの記載が求められる。

(2) 運営審査

宗教団体が実際に団体設立目的である「宗教」目的で活動しているか否かを見るのが「運営審査」である。連邦規則は、①団体が得る純収益の一部又は全部が特定個人や特定出資者の利益に供されている場合、②団体活動の実質的部分が立法活動(ロビーイング活動)や選挙活動となっている場合に、当該宗教団体の活動がその設立目的に従って活動していないと判断すると定めている。これは、当該団体が宗教活動を行っているか否かを判断するのではなく、団体の活動が 501条(c)(3)により禁止された活動を行っているか否かという側面からアプローチするものである (IV 3)。

(3) 公序良俗に違反しないこと

以上の審査に加えて、団体の活動が違法なものであったり公序良俗に反するものであつ

たりする場合にも免税資格は認められない。この要件は、人種差別を行う宗教系大学に対して免税資格を与えなかったことは憲法に反しないと判示した **Bob Jones University v. United States** 連邦最高裁判決 (461 U.S. 574 (1983)) 受け、IRC では明文化されていないが、実際の審査において導入されているものである。

4. 申請の流れ

免税団体資格の申請は、原則として IRS に対して、上述した内容を記載した定款や関連書類——雇用主番号、細則、活動概要、会計データなど——を「書式 1023 号」に添えて、手数料の支払 (600 ドル) も含めて Pay.Gov というサイトを通じて電子的に行う。それら書類に基づき IRS が、「組織審査」と「運営審査」により申請団体の免税団体資格を検討する。なお、団体設立時の月末から 27 か月以内に免税団体資格の申請を行えば、団体設立時から免税団体であったとされ、その間に団体に対してなされた寄附は控除対象となる。

宗教団体が免税団体資格を満たしている場合、IRS から「免税資格承認決定通知書」が発行される。そして IRS は、免税団体名を記載した「免税団体リスト」を公表する。

5. 年次報告

(1) 概要

免税団体は、総所得、収入、支出、長官が書式又は規則で定めた IRC の目的を果たすために必要となる他の情報などについて記載した「年次申告書」を提出しなければならない (6033 条(a)(1))。年次申告は、具体的には、7 つの部に分かれた 12 ページの「書式 990 号」と、複数の「別表」に記載された項目を記入し、提出することによって行われる (6033 条(b))。なお、「教会」及び各課税年度あたりの総収入が平均 5000 ドル以下の宗教団体は報告する必要がない (6033 条(a)(3)(A)(i)-(ii))。

期限までの報告を怠ったり、合理的な理由なく必要な事項を記載しなかったりした場合には罰則規定も用意されている (6652 条(c))。

(2) 近時の動向

年次申告で提出が求められる別表の B には、大口の寄附者の名前・住所などを記載しなければならない。カリフォルニア州は、同州で活動し同州民から受けた寄附が控除対象になるチャリティ団体に対して、チャリティ団体の不正を防ぐためという理由で IRS に提出する「別表 B」を州にも提出することを求めていたが (違反には登録停止と罰金が課される可能性あり)、近時、**Americans for Prosperity Foundation v. Bonta** 連邦最高裁判決 (594 U.S. ____ (2021)) において、これについて定める規定が違憲と判断された。

そのため、IRS に対する別表 B の提出の合憲性も問題になりそうであるが、同判決は、IRS への別表 B の提出は「歳入確保のための努力や免税資格の付与のため」と述べ、カリフォルニア州が別表 B の提出を求める理由とは異なるとして事案を区別した。同判決は IRS への別表 B の提出が合憲であると明言していないが、カリフォルニア州のそれと区別したことによって黙示的にその合憲性を認めたとも解されており、同判決による IRS の実務に対する影響は及ばないと考えられている。

III 免税資格を喪失する行為

1. 総説

宗教団体が免税資格を得た後にでも、当該団体の活動内容次第で免税資格が取り消されることもありうる。免税資格を維持するために、宗教団体は、①その団体の純益のいかなる部分も私的出資者又は個人の利益のために流用されていないこと、②その団体の活動の実質的部分が立法活動に影響を及ぼそうとするものではないこと、③その団体の活動が公職への候補者の当落のために選挙活動に参加・介入するものではないこと、④その団体の活動が違法なものであったり公序良俗に違反するものであったりしないこと、という要件を満たし続けなければならない。④は前述したので、以下では①から③を見ていく。

2. 団体の利益の私的流用

教会や宗教団体は、団体と密接な関係を有する者（典型的には「内部者」）の利益のために、不当に団体の収入や資産を流用することが禁止される。「内部者」とは、当該団体の活動に個人的・私的な利害関心を有する者をいい、聖職者、教会評議員、役員又は一定の場合には被雇用者も含まれる。「利益」とは、配当金の支払、内部者に対する不合理な報酬の支払、適正な市場価格を下回る額で団体財産を内部者に譲渡することなどである。

免税団体が、過剰な経済的利益を内部者に提供することを「超過利益取引」といい、教会及び宗教団体が「超過利益取引」を行った場合、免税を受ける地位を失う可能性もありうることに加えて、加算税が課されることにもつながる（4958条）。

3. 立法活動への従事

(1) ロビーイング活動

教会や宗教団体の活動の「実質的」な部分が立法に影響を及ぼそうとするもの、つまりロビーイング活動である場合にも、免税資格喪失の対象となる。これは、税制上優遇される地位を利用して立法に影響を及ぼすことに対する反感に基づくものであると説明される。ここでいう「立法」には、連邦議会の立法活動のみならず、州議会、地方議会の制定する法規範も含み、更に「法律」だけでなく、レファレンダムやイニシアティブ、憲法修正なども含まれる（4911条(e)(2)）。

宗教団体の活動の「実質的部分」に至らなければ、ロビーイング活動を行っても免税資格を喪失することはない。そこで問題となるのが「実質的」の意味である。

(2) 支出審査

IRCは、免税団体のロビーイング支出可能額を定めており(501条(h))、その額は、団体の設立目的に関して行う支出額によって決定される(4911(c)(2)、(c)(4))。団体の支出額により「実質的部分」該当性を判断する審査を「支出審査」という。

宗教団体は、自身の活動が「実質的に」ロビーイング活動に該当しているかを判断されるに当たって、「支出審査」に服するか、それとも次に見る「実質的部分審査」により審査されるかを選択できる(501条(h)(3))。もっとも「教会」は「実質的部分審査」しか選択できない。「支出審査」を選択する宗教団体は「書式5768号」をIRSに提出する。これを撤回しない限り、以後も継続して「支出審査」に服することになる。

支出審査に抵触した場合、それが4年以上継続していると団体の免税資格を喪失しかねないことに加え、その間の支出のすべてが課税対象となる。単年度で非課税対象となる支出額を超過した場合、その支出の25%相当額が税として課される(4911条(a)(1))。

(3) 実質的部分審査

もう一つの審査方法が「実質的部分審査」である。これは、各事例におけるすべての具体的な関連事実や状況をもとに、団体の活動が「実質的に」ロビーイング活動であるかを総合的に判断する審査であり、活動に費やした時間(有償無償を問わない)や当該活動に支出した費用などが考慮される。

「実質的部分審査」によって、教会や宗教団体が「実質的に」ロビーイング活動に従事していると判断された場合、免税団体資格を失う可能性があり、その結果すべての所得が課税対象となる。さらに、免税資格を喪失した課税年度になされたロビーイング支出額の5%の額が税として課される(4912条(a))。加えて、当該支出が団体の免税資格を喪失しかねないことを知りながらも当該支出に同意した「団体の管理者」に対しても、同額の税が課されることになる(4912条(b))。

4. 選挙活動への従事

(1) 絶対的禁止

教会や宗教団体は、直接間接を問わず、公職への候補者の当落のための「選挙活動」に参加・介入することが「絶対的に」禁止される。「公職への候補者」とは、選挙による公職(連邦、州、地方自治体すべての公職が含まれる)に立候補している個人、若しくは他から推薦されている個人をいう。そして公職への候補者を支持又は不支持する旨の声明、その声明が記載された出版物、配布物の発行などが、選挙活動に「参加又は介入」になる(26

CFR 1.501(c)(3)-1(c)(3)(iii)。

(2) 選挙活動

「選挙活動」を行った場合、教会や宗教団体は免税資格を喪失する可能性がある。それゆえ、具体的にどのような活動が「選挙活動」に当たるのかは、教会や宗教団体にとって極めて重要な関心事となる。そこで IRS のガイドラインは、どのような行為が「選挙活動」に該当するのかについて、①宗教指導者の個人的な選挙活動、②社会的政治的問題についての唱道、③イベントにおける公職候補者の演説、④有権者への教育活動、⑤団体の事業における公職者とのかかわり、⑥ウェブサイトの記載に分けて、詳細に説明している。中身に深く立ち入る余裕はないが、いずれの場合についても、「教会や宗教団体として」特定の候補者の支持・不支持をしていると受け止められることがないような配慮を求めている。

(3) 選挙活動に課される税

「選挙活動」と認定された場合、免税団体資格喪失や、当該団体に対する寄附が控除対象から除外されるといった不利益を被る可能性がある。加えて、選挙活動支出には税が課される。IRS は当該団体の免税資格を喪失させることができる場合でも、選挙活動支出に税を課すだけの対応をする場合が多いようである。

選挙活動支出に課される税は、「原初税」と「付加税」に区別される。まず選挙活動を行った団体には、選挙活動支出の 10%相当額が「原初税」として賦課される。そして当該支出が選挙活動支出と知りながらも、合理的な理由なくこれを容認した「団体管理者」には、選挙活動支出の 2.5%相当額の「原初税」が課される (4955 条(a)(1)-(2))

「原初税」を課された団体が、当該課税年度内において一定の「改善」措置を取らなかった場合、選挙活動支出と同額の「付加税」が課される。また、「改善措置」に同意することを拒んだ「団体管理者」には、選挙活動支出の 50%相当額の「付加税」が課される (4955(b)(1)-(2))。

(4) 近時の動向

トランプ前大統領は、宗教団体を念頭に、IRC が政治活動を禁止していること——501 条(c)(3)のジョンソン修正——を信教の自由の観点から批判し、その廃止をもくろんだ。その嚆矢が 2017 年の大統領命令 13798 号であり、そこでは、

すべての執行府の省庁及び機関（諸機関）は、実践可能な最大限の範囲及び法により許容される範囲で、人々及び団体が宗教的及び政治的表現に従事する自由を尊重し保護しなければならない。特に財務省は、個人、礼拝所又は他の宗教団体に対して、当該個人及び団体が、宗教的視点から道徳又は政治的問題についての表現——法に従えば公職の候補者の支持のため（又は反対のため）の政治キャンペーンへの参加又は

介入と通常見なされていない表現と類似した性質を有する表現——をした又はしていることを根拠として、不利益行為を行わないということを、法により許容される範囲において、保証しなければならない。本条で用いられる「不利益行為」という語は、何らかの課税又は追徴課税を賦課すること、免税を受ける地位の承認の遅滞又は否定、合衆国法典第26編501条(c)(3)に基づき課税を免除される団体に対する寄附についての税控除の拒否、又はその他税の控除、免除、税額免除又は優遇の非提供又は否定をいう。

などとされている。その後、ジョンソン修正を廃止する法律案や、その執行に予算上の制約を課す歳出法案の成立が試みられたが、いずれも失敗している。

現在のバイデン大統領は、トランプ前大統領が発出したこの大統領命令13798号を撤回していない。そのため、IRSが現在、どの程度厳格に選挙活動の禁止の要請を執行しているのかは不透明な面があるが、免税団体としての宗教団体による選挙活動が禁止されるということには変わりはない。

IV 非関連事業所得税

1. 総説

教会や宗教団体は、団体設立目的とは関連しない収益事業であっても、それが当該団体活動の「実質的部分」を占めない限り、広く行うことができる。ただし、それによる収益は、「非関連事業所得税」の賦課の対象となる。税制面で有利な立場に置かれている免税団体の収益活動が、事業者の収益活動と競合する場合に生じる不公平な競争を阻止することを目的としたものである。

「非関連事業所得税」が課されるのは、教会や宗教団体の収益活動が、①「取引又は事業」を構成し、②その取引又は事業が「継続的に営まれて」おり、③その取引又は事業が団体設立目的と「実質的に関連していない」場合である(26 CFR 1.513-1(a))。非関連事業による総所得が1,000ドルを超える教会や宗教団体は、「書式990-T号」を用いて電子的にIRSに申告し納税しなければならない。

2. 「取引又は事業」の継続性

収入を得る目的で営まれる商品の販売やサービスの提供をする活動一般が「取引又は事業」である(513条(c))。すなわち、広く所得を得るための活動が「取引又は事業」に該当する。

教会や宗教団体の取引又は事業が「継続的に営まれている」か否かを判断するに当たっては、免税を受けない営利団体によって行われる同様の取引又は事業に類似しているか否かの観点から、活動の「頻度」や「継続性」などによって判断される(26 CFR 1.513-1(c)(1))。これは、免税団体の収益活動と免税を受けない団体の収益活動を同じ条件で競争させようという「非関連事業所得税」の趣旨によるものである。

それゆえ、例えば、営利団体の収益活動が通常年間を通じて行われるものであれば、同様の収益活動を教会や宗教団体が2週間行ったとしても、それは「継続的に営まれている」とはいえない。他方、営利団体の収益活動が特定シーズンに限定されたものであれば、教会や同様の収益活動が年間を通じたものでなくとも、「継続的に営まれている」と判断される(26 CFR 1.513-1(c)(2)(i)-(ii))。

3. 実質的関連性

教会や宗教団体の取引又は事業が、団体設立目的と「関連」しているというためには、当該目的達成と収益活動との間に(収益を得るという意味以外の)「因果関係」が存在していなければならない、更にこの「関連」が「実質的な関連」であるというためには、収益活動である取引又は事業が、団体設立目的達成に「重要な点で寄与する」ものでなければならない(26 CFR 1.513-1(d)(2))。そうでない場合に、当該収益が非関連事業所得税の賦課対象となる。

収益活動が団体設立目的に「重要な点で寄与する」ものであるか否かは、具体的な事実や状況に即して判断される(26 CFR 1.513-1(d)(3)-(4))。IRS ガイドラインに列挙された例を挙げれば、教会や宗教団体の宗教目的と実質的に関連しない出版物の販売、定期刊行物やホームページの広告スペースの販売などにより得られた収益などは、非関連事業所得となる。また、当該収益活動の程度や範囲も考慮される。したがって、ある収益活動が団体設立目的に仕えるものであっても、それが団体設立目的達成に必要となる範囲を超えるものであれば、その超過分が「非関連事業所得」に該当し、その分が課税対象になる(26 CFR 1.513-1(d)(3))。

なお、当該収益事業が、①実質的にすべて無償ボランティアによるものである場合、②主として会員や信者の利便のためのものである場合、③実質的にすべて寄附として受け取った商品の販売である場合には、「非関連事業所得税」は課されない(513条(a))。

V 「教会」に対する税務調査

1. 総説

IRS による教会に対する税務調査の場合には、7611 条による特別の手續が適用される。これは、修正1条上、教会に対して保障される権利に対する配慮から、税務調査の名を借りた宗教団体の内部活動への不当な介入を防ぎ、両者の間で不要な摩擦が生じないようにするためであるとされる。

7611 条は、「教会」に対する税務調査手續について、「質問」、そして質問だけでは不十分であると判断された場合に「検査」という2段階の手續を規定している。なお、犯罪捜査の場合や、寄附者や司祭らといった個別の者の税務責任追及の場合は対象外である。

2. 税務上の「質問」

IRS が「教会」に対して税務上の「質問」をすることが許されるのは、①合理的確信要件と②質問通知要件という二つの要件を充足した場合に限られる（7611条(a)(1)）。

「合理的確信要件」とは、しかるべき立場にある高官が、問題となる教会の発行する新聞や雑誌、ホームページなどの文書による記録や状況から判断して、①「教会」として免税されない、②教会が免税目的とは関連しない経済事業により収益に対する税、又はその他 IRC のもとで課税対象となる活動に対して納税していないと「合理的に」確信することができる場合に充足される要件である(7611条(a)(1))。

「質問通知要件」とは、質問に先立ち、教会に対して「書面」によって質問を開始する旨の通知を行わなければならないとする要件であり、次の内容を含むものでなければならない。①当該質問を行うに至った事情、②当該質問の一般的な対象事項、③当該質問に関する行政上及び憲法上の規定（教会の記録検査に先立ち長官と協議する権利を含む）、④当該質問に関連する IRC の規定（7611条(a)(3)(A)-(B)）。

質問を受けた教会には、弁明のために必要となる合理的な期間が与えられる。その期間内に、教会が IRS の懸念を軽減・払拭するに十分な情報を提供した場合には、「調査」に進まずに税務調査手続は終了となる。なお、IRS が質問通知から 90 日以内に、後述する「検査通知」を教会に送付しない場合には、質問は打ち切られる（7611条(c)(1)(B)）。

3. 税務上の「検査」

税務上の「質問」段階で「合理的確信」を覆すに至らなかった場合、IRS は教会に対して「検査」を行うことができる。

まず検査を行う 15 日前までに、①「質問通知」のコピー、②検査対象となる教会の記録や活動の記述、③検査に関連する教会と長官との間での協議の申出、④IRS が調査のために用意したすべての資料のコピーとともに、「検査通知」を教会に送付しなければならない（7611(b)(2)(A), (b)(3)）。③の「協議」は、教会から要請があった場合に限り開催されるが、そのための準備に要する合理的な期間が与えられなければならない、それが終了するまで検査に進むことはない（7611条(b)(2)(B)）。

検査は、①教会の記録に関しては、連邦税法上の課税義務や額を決定するために必要な範囲、②宗教活動に関しては、当該団体が教会であるか否かを決定するために必要な範囲、に限定されている場合にのみ行うことができる（7611条(b)(1)）。

質問通知日から 15 日経過するまで検査通知を行うことができない（7611条(b)(3)(B)）。そして上述したように、実際に税務上の「検査」を行う 15 日前に検査通知を教会に送付していなければならないから、質問通知から実際の検査までに、少なくとも 30 日を要する。検査は原則として 2 年以内に終了しないしは最終決定しなければならない(7611条(c)(1)(A))。

4. 検査の結果

検査の結果、教会の免税団体としての資格が取り消されると判断された場合には、IRSは更に検査通知日からさかのぼって最大で6年分の記録について税務調査を行い、追徴課税額を決定することができる(7611条(d)(2)(A)(i))。また、検査の結果、教会に対して非関連収益事業税が課されると判断された場合も、検査通知日からさかのぼって6年分の税額を追徴できる(7611条(d)(2)(B))。

これに対して、免税団体資格の取消しや、IRSによる教会の運営実務の変更の要求がなされなかった場合、基本的にIRSは以後5年の間、同様の問題に関連して税務調査ができなくなる。ただし、以前の質問・検査とは別目的の場合はこの限りではない(7611条(f)(1))。

VI 慈善寄附税制

1. 総説

170条(a)は、「課税年度内になされた慈善寄附による支出は、控除として認められる」と規定する。慈善寄附とは、定義する同170条(c)において、「専ら宗教、慈善、科学、文学又は教育目的……のために組織・運営された」団体に対する寄附や贈与のことである(170条(c)(2)(B))。この規定により、教会や宗教団体に対して行う慈善寄附は税控除の対象となる(ただし、寄附控除を受けるためには、「項目別控除」を選択する必要がある、「標準控除」を選択した場合には控除対象とならないことに注意)。

一般に「寄附」とは、対価を期待しない支出をいい、一部は寄附として、一部は寄附を受けた団体から提供される商品やサービス(以下、商品等)の対価として支出するような寄附は、「対価的寄附」という(6115条(b))。したがって、教会や宗教団体に対する支出が、その対価として教会や宗教団体から提供される商品等と等価である場合には、当該支出は「寄附」でも「対価的寄附」でもない、ということになる(この点について争われた事例として、*Hernandez v. Commissioner of Internal Revenue* 連邦最高裁判決(490 U.S. 680 (1989))を参照)。

2. 慈善寄附についての一般原則

慈善寄附に関しては、重要な二つの一般原則が存在する。その第1が「実証要求」であり、寄附者が納税申告の際に慈善寄附による税控除を主張するためには、受領団体より発行された「書面による受取証明書」が必要であるという原則であり、1回あたり250ドル以上の寄附に対して適用される原則である。

もう一つが免税団体の側に求められる「情報提供要求」であり、75ドル以上の寄附を受け、その見返りとして商品等を提供した免税団体は、後述する内容を含む情報を、寄附者に対し「書面による情報提供」が求められるという原則である。

3. 書面による受取証明書

寄附者は、250 ドル以上の寄附1回につき、受領団体から発行された「書面による受取証明書」(以下、証明書と記す)を得ることによって寄附の事実を証明しないかぎり税控除を主張できない(170条(f)(8)(A))。証明書を取得する責任は寄附者であり、受領団体がその提供を怠っても罰則はない。50ドル以下の寄附には証明書は必要ないが、控除を受けるために寄附者は、寄附を証明できるものを用意する必要がある。

証明書は、次の内容を含むものでなければならない(170条(f)(8)(B))。①団体の名称、②現金による寄附の場合はその総額、③現金以外の寄附の場合はその記載(その価値ではない)、④寄附の見返りとして団体から商品等が提供されていない場合には、その旨の記載、⑤寄附の見返りとして団体から商品等が提供された場合、その旨の記載とそれら商品等の公正な市場価値、⑥寄附の見返りとして提供された商品等が、完全に無形の宗教的利益である場合(後述)、その旨の記載。

IRS指定の受取証明書の書式はなく、上述の情報を含んでいれば、手紙、ポストカード、eメールなどでもよい。寄附者は納税申告の際に受取証明書を添えて提出する必要はないが、寄附をしたことを証明するために証明書を保持していなければならない。

寄附者は寄附と引換えに受領団体から受取証明書を交付されるが、両時期が必ずしも一致している必要はない。寄附者が寄附を行った課税年度において納税申告書を提出する日、あるいはその期日より前に受取証明書を得ていれば、IRC上、その証明書は当該寄附と「同時」に得たものと見なされる(170条(f)(8)(C))。

4. 対価的寄附の場合

対価的寄附の場合には、その旨と、当該商品等の公正な市場価値も記載する必要がある。寄附の額から、当該商品等の公正な市場価値を差し引いた分の額が、税控除の対象となるからである。なお連邦規則によれば、商品等には、現金、不動産、サービス、利益や特権が含まれる(26 CFR 1.170A-13(f)(5))。ただし、以下の場合には、受取証明書に商品等を記載する必要はない。

(1) 記念品の例外

第一に、寄附の見返りとして提供した商品等が「実質的ではない」場合である。商品等が組織的な慈善事業キャンペーンの文脈で提供されたもので、慈善団体が寄附者に対し、寄附金は税控除されうると通知しており、①受けとった利益の市場価値が支出の2%以下あるいは113ドル以下の場合、あるいは、②寄附額が少なくとも56ドル50セントの場合で、提供された商品は組織の名前やロゴの入ったもの(カレンダーやマグカップ、ポスター等)であってそれら商品の価値が11ドル30セント以下の「低コスト商品」の場合に「実質的ではない」とされる(なお、金額は物価状況により変動する。ここでの額は2021会計年度のものである)。

(2) 会員利益の例外

1年あたり 75 ドル以下の寄附に対する見返りとして、受領団体より提供される年次の会員利益、例えば、①受領団体の施設やイベント入場の無料券や割引券、②受領団体のギフトショップでの割引、③駐車料金の割引や無料サービス、④受領団体が主催する会員制イベントへの無料又は割引での参加で、1人当たりのコスト（間接費を含まない）が「低コスト商品」の制限内である場合も、記載の必要がない（26 CFR 1.170A-13(f)(8)(i)(B) and (ii)）。

(3) 無形の宗教的利益の例外

宗教団体が、寄附の見返りとして「無形の宗教的利益」を寄附者に提供する場合、単に、その旨を申告するだけでよい（170条(f)(8)(B)(iii)）。「無形の宗教的利益」とは、専ら宗教目的で運営される税控除を受ける団体によって提供される利益で、寄附という文脈以外では一般的に商業的な取引の対象とはならない利益をいう（170条(f)(8)(B)(iii)）。具体例を挙げれば、宗教的儀式への入場許可や、宗教的儀式で用いられるワインのような最小限度の利益といったものなどが「無形の宗教的利益」とされる。

5. 書面による情報提供

対価的寄附を行う寄附者にとっては、税控除額を知るために、対価として宗教団体から提供された商品等の価値を認識する必要がある。そのため IRC は、75 ドルを超える対価的寄附を受けた宗教団体は、次の内容を含む文書を寄附者に対して提供しなければならないと定めている（6115条(a)(1)-(2)）。①連邦所得税の目的上、寄附に対して税控除されるのは、寄附の額が、見返りとして団体により提供された商品等の適正な市場価格を上回る分に限られることの通知、②寄附の見返りとして団体により提供される商品等を誠実に評価した価値の通知である。

商品等が、一般的に市場で取引されないようなものの場合には、それら商品等と類似したものや、比較可能なものの公正な市場価格を参照して決定する（26 CFR 1.6115-1(a)(2)）。

寄附の見返りに上述した「無形の宗教的利益」のみを受け取るような場合には、当該寄附は対価的寄附に該当しないから（6115条(b)）、「書面による情報提供」の必要はない。上述した「記念品の例外」、「会員利益の例外」に該当する場合も同様である（26 CFR 1.6115-1(b)）。

合理的な理由なく「書面による情報提供」をしなかった団体には、寄附1回につき10ドル、組織的な慈善事業イベントや郵便による場合は5,000ドルを超えない額が罰則として課される（6714条(a)-(b)）。「書面による情報提供」を行わなかったことにつき、合理的な理由が存在する場合には、罰則規定は適用されない。

第4節 宗教団体と社会的活動

本節では、アメリカの宗教団体やその聖職者が、国家や社会に根差した存在であるということ、I 連邦政府による宗教団体支援政策、II 議会チャプレン、III 新型コロナウイルス（COVID-19）と宗教という具体的事例を取り上げながら紹介する。

I 連邦政府による宗教団体支援政策

1. 宗教団体の地域活動と政教分離原則

アメリカは、民間セクターである結社の活動が盛んであり、教育、福祉などの社会活動が地域・社会の発展を支えているといわれる。しかし、近年、地域社会における人間関係の希薄さやコミュニティ活動の減退といったことがアメリカにおいても問題視されている。そこで、1996年、クリントン政権はチャリタブル・チョイスという草の根活動を公的に支援する政策を採用した。ただ、そうした草の根活動において、宗教団体が大きな役割を果たしており、必然的に憲法上の政教分離原則との整合性が問題となる。ある意味で、「パンドラの箱」を開けた政策と評しうる。

2. G・W・ブッシュ政権における信仰団体支援政策

G・W・ブッシュ大統領は、主要なスローガンとして「思いやりのある保守主義」を掲げつつ、テキサス州知事時代に行っていた政策を範として、地域社会での助け合いの精神に基づいて様々な社会問題を解決しようとする地域団体の活動を促進すべく、特に宗教団体が公的助成を受けるに当たっての障害を除去するための政策（Faith-Based and Community Initiatives : FBCI）を打ち出した。そして、ホワイトハウスを中心に、連邦政府機関に政策担当の部署を設置したのであるが、宗教右派の強い支援を受けて当選したブッシュ大統領に対する警戒心が強かったため、市民団体等が、設立当初から政教分離原則違反との批判をしており、ホワイトハウスのFBCI室を「宗教省」と呼ぶ者もあった。

3. オバマ政権以降の動向

(1) オバマ政権における信仰団体支援政策

そのようなFBCI政策であるが、オバマ政権は名称をFaith-Based and Neighborhood Partnerships (FBNP)に変更したものの、基本的にその路線を継承している。その際、宗教団体が連邦資金を直接受ける事業を行う際に、時間や場所を分けるべき旨をより詳しく規定し、宗教的教導を含んだカウンセリングへの支払に政府助成金を用いてよいかといった、従来疑義が生じていた事柄について明確な規定を設けている。同時に、宗教団体が提供する公的助成サービス事業の受益者の信教の自由の保障を明確にし、受益者が他のサービス提供者を選択する権利を有することなどを明記する規定も設けられた。さらに、制度の透明性の高さや説明責任の向上、統一性をより高めるための仕組みも採り入れられた。

こうした変革は、オバマ政権下で設けられた宗教者による諮問機関の要望に基づくものである。その構成員には、ブッシュ政権の FBCI 以来の宗教団体と政府との協働の動きに反対する者も加えられた。オバマ大統領としては、この場を利用して異なるグループ間の和解を実現し、社会統合を促進する施策として洗練された制度の構築を目指したものと思われる。

(2) トランプ政権における宗教との接近

トランプ政権が発足すると、FBNP 政策は休眠状態に入るのであるが、2018年5月3日に突如、FBNP を改組するかたちで「信仰と機会のイニシアティブ (Faith and Opportunity Initiative : FOI)」が創設された。もっとも、その内容は、名称変更以外は従来の政策・方針の継続というもので目立った要素は余り見られない。ただ、これを報道発表する際には、「トランプ大統領、アメリカの信教の自由のために立ち上がる」との仰々しい見出しでこれまでの実績を強調しており、内容そのものよりも宗教勢力の支持を得ることに主眼があるように思われる。

その後、FOI そのものに目立った成果は見られなかったが、2019年10月31日になり、顧問として、選挙期間中からトランプを応援していた宗教家のポーラ・ホワイト牧師が任命される。宗教界においてはホワイト牧師に批判的な声も強く、オバマ政権下での宗教的和解と社会統合の試みとは対照的に、分断と対立をあおるトランプ政権を象徴する人事と評しうる。

また、トランプ大統領は、選挙戦の最中からホワイト牧師を委員長とする福音派諮問委員会 (evangelical advisory board) を設置しており、それが非公式に大統領府の意思決定にも影響を与えていると指摘されていた。これが事実であるとすれば連邦諮問委員会法に抵触することになるが、その追及も立ち消えとなった。

(3) バイデン政権によるFBNP復活

バイデン大統領は、2021年2月14日に FBNP を復活させる大統領命令に署名した。その報道資料では、G・W・ブッシュ大統領の FBCI からの経緯が明記されているが、トランプ大統領については一切言及していない。

トランプ政権においては、宗教が政権運営への支持拡大と大統領再選の道具のように用いられ、アメリカの分断をあおった面が否めない。バイデン政権では、オバマ路線を継承し、アメリカの社会統合に向けて宗教団体による地域活動を促進するものと思われるが、トランプ政権が残した分断の爪痕を克服するに至るのかは不透明な状況といえる。

II 神と国家の不可分性？

1. 政府内で見られる宗教的要素

政教分離原則のもとにおいても、信仰が色濃く反映したアメリカの文化・風土が政府の活動の中に見いだされることがある。アメリカの歴史上、政府が宗教的伝統を取り入れたり、公的な場で宗教上の信念が表明されたりする事例（感謝祭やクリスマスを手配すること、通貨に”In God We Trust”と表記することなど）は枚挙に暇がないが、それらは「現実に宗教や宗教的教義を確立したり、それを意図するものでないかぎり」は、政教分離原則に違反するものではないとされる（*Lynch v. Donnelly*, 465 U.S. 668 (1984), *County of Allegheny v. American Civil Liberties Union Greater Pittsburgh Chapter*, 492 U.S. 573 (1989)）。

ただし、近年は、宗教や文化の多様性に配慮する傾向が強まり、例えば、年末のクリスマス休暇に当たって、キリストの生誕を祝する意味を含む「メリークリスマス」ではなく、「ハッピーホリデイズ（よい休暇を）」を挨拶に用いるといった風習が広まりつつある。その背景には、若年層を中心とした宗教的な関心の希薄化や意識変化もあると指摘されるが、これに不満を有する白人保守層が一定程度存在するのも確かである。トランプ前大統領は、2016年の選挙期間中に公の場で「メリークリスマス」を使用すると公言して、白人保守層の支持を獲得しようとしたとされている。

2. 公務員としての聖職者

アメリカにおいては、議会における「祈とう (prayer)」と「聖職者 (chaplain)」の存在も宗教的特徴のある一例である。連邦・州議会ともに、会期の初めや日々の本会議の開催に際して、議会に聖職者が呼ばれ、聖職者の主宰の下、祈とうが行われる。連邦最高裁判決（*Marsh v. Chambers*, 463 U.S. 783 (1983)）によれば、これは、アメリカの歴史と伝統に深く根ざしたもので、憲法の政教分離原則には反しないものとされる（なお、この連邦最高裁判決は、直接には州議会の祈とうについて判断したものであることに注意が必要である）。

連邦議会には、上下両院それぞれに議会の常勤の役員 (officer) として、議会付聖職者 (議会チャプレン) が置かれている（本書第1章イギリス第4節II参照）。この役職は、アメリカ合衆国建国以前の大陸会議に由来し、1798年の第1期連邦議会から続くものである。規則上は会期ごとに選出する決まりであるが、慣例として一度選出された者が、議会の構成の変化にかかわらず長期間その職に就くことになっている。下院では平均して約20年同一人がその職を務めている。

なお、公職者としての聖職者は軍隊にも置かれている。現行法では、連邦法10章7073条において、陸軍に主席聖職者 (the Chief of Chaplains) その他の聖職者を置き、主席聖職者は少将 (major general) の地位とすることが規定されている。聖職者は、聖職者隊

(chaplain corps)を構成し、陸軍内では、約2,900名が従事している。同様の組織は、海軍、空軍、海兵隊及び沿岸警備隊にも置かれている。

3. 政教分離原則についての議会チャプレンの見解

(1) 上院のチャプレン

上院第62代議会チャプレンであるバリー・ブラック博士(2003年着任、宗派はプロテスタントの一派であるセブンスデー・アドベンチスト(安息日再臨派))は、上院は、永年にわたり、政教分離を尊重してきたが、それは「神と国家の分離」ではないとし、合衆国の超越的支配者である神に対する上院の信仰を強く確認するよう、本会議はいつも祈りから始められるのであると述べる。また、ブラック博士は、海軍の首席チャプレン(少将)の経験者であるが、すべての伝統と宗教に敬意を払い、祈りをささげる点において議会チャプレンと役割は同じであるという。なお、米軍兵士にイスラム教徒が増えているが、チャプレン養成には時間がかかることもあり、イスラム教の軍隊チャプレンの数はさほど多くないとも述べた。アメリカには、刑務所や病院などにもチャプレンがいるが、それらの役割も同様であり、特定の宗派に依拠して、憲法の政教分離条項に違反しないようにしなければならないともいう。

(2) 下院のチャプレン

下院第60代議会チャプレンであるパトリック・コンロイ神父(在任2011-2021年、宗派はローマ・カトリック)は、連邦憲法は政教分離原則を規定するとともに、信教の自由を保障しており、宗教を奪い去ることはできないとし、議会付聖職者の存在は、憲法以前からの歴史的なものであり、1774年にまでさかのぼるといふ。そして、異なる場所から集まった人々が、一緒に祈りをささげることは、いわばアメリカのDNAといえるとも述べる。また、聖職者には、牧師(pastor)と祭司(priest)との区別があり、前者は宗教的コミュニティを形成することが役割であり、後者は祈りの場を主宰する役割であるとし、議会付聖職者は、議会における祭司であり、宗教的コミュニティを議会において形成する役割を有していないとした。

(3) 活動の内容

なお、聞き取り調査において上院と下院とでチャプレンの違いがあるかを尋ねたところ、両者とも違いはないとの回答であった。ただし、具体的な活動内容は、それぞれのチャプレンが置かれている状況等によって求められるものが異なり、また、チャプレンの個性が出るという。例えば、上院議員は任期が6年で家族とともにワシントンD.C.で暮らす。家族がD.C.で生まれて、育つこともある。議員の人数も100人と少なく、聖書の学習会を開いたり、配偶者のグループを作ったりと人間関係が濃密である。しばしば上院議員がチャ

プレンの執務室を訪れてくるので、それぞれに対応するので忙しいという。その際、聖職者が外交や内政の政治的課題に関して言及することはないし、議会開会時の祈とう式などといった公の場で言及することもない。ただし、上院議員から私的に意見を求められることはあり、チャプレンの執務室において例えば LGBT 問題について聖書はどのような立場を採っているかなどといった発言をすることはあり、そうした意味での助言的機能を果たすという。

それに対して、下院議員は任期が2年で435人の議員がおり、議員が目まぐるしく入れ替わるため下院議員同士でもほとんど知らない者もいる。そこで、聖職者を介して関係を構築する議員もいるという。以前であれば、下院議員たちは家族そろってワシントン D.C. に移り住んだが、現在は、議員だけがワシントン D.C. に住み、家族は地元にいることが多い。そうした家族をめぐる状況の変化がある。その上、仕事で忙しく、ストレスを抱える議員たちの精神的安定を図るといふ難しさがあるという点で変化が見られるという。そのため、下院チャプレンとしては、いつでも門戸を開いて話を聞く態度をとっているという。また、コンロイ神父は、議会外での活動も活発で病院などにも赴いている。

4. 2017年下院チャプレン解任騒動

議会チャプレンは、職務の特性上、政治との適度な距離を取ることを心掛けているのであるが、祈とう式での発言で経済格差やヘイトスピーチなどの社会問題に触れることもあり、それが政治的に問題視されることもある。ブラック博士については、2013年の政府機能閉鎖（ロックダウン）の際の発言が、ニューヨークタイムズの1面で取り上げられたこともある。

また、近時、下院において従来の政教関係を揺るがす騒動が生じたことが報じられた。報道によると、コンロイ神父が、ライアン下院議長（共和党）へ宛てた2018年4月15日付書簡で、議長の求めに応じて5月24日に下院付聖職者を辞職すると表明したとされる。議長から辞職しなければ罷免する意向が伝えられたというが、このような議長の対応は前例がなく、議会内で騒動となった。

ライアン議長がそのような態度を取った理由については様々な臆測が飛び交っているが、下院本会議開会の際の祈とう式におけるコンロイ神父の言葉が原因ではないかとの見解が有力視されている。2017年11月6日、共和党が提出した減税法案審議の初日の祈とう式において、コンロイ神父は国内の経済格差が悪化する立法がなされないよう次のように言及した。「今週及び来週の税法審議が行われるに当たり、他者が貧困にあえいでいるにもかかわらず、一部の者に大きな成功が与えられるという我々の偉大な国家の組織と構造に全ての議員が配慮しますように。法案審議に向けた努力が、新たな法律によって勝者と敗者を分け隔てるものではなく、利益が全てのアメリカ人によって公平に分配されることにつながりますように」。これが民主党に肩入れした発言と取られたとみられている。

その後、与野党からの議長に対する批判もあって、コンロイ神父は辞職を撤回し、ライアン議長もその旨了承している。2019年に召集された第116回連邦議会において、下院は民主党が多数を占めるに至り、ナンシー・ペロシ下院議長のもとで、コンロイ神父は下院チャプレンに再任された。その後、コンロイ神父は退任し、2021年1月に女性初の下院チャプレンとして、長老派のマーガレット・キベン師（Margaret G. Kibben）が就任した。

そもそも議長は、チャプレンを指名する権限を有するのみで、罷免の権限を有しない。任命や罷免には議院の議決が必要になる。コンロイ神父によれば、議長にはそうした権限がないと他の議員が進言したこともあり、自身の辞表を撤回し、議長もそれを認めたにすぎないが、「あれは紛争でも何でもない」といい、ライアン氏とは良い友人であると述べた。さらに、「これは、議会の一つの発展の機会であり、良い法的実践であった。下院としては、私を罷免しなかった訳だが、それは、私が下院議長に仕えているのではなく、下院のために働いていることのあかしである」と評した。

ただ、従来は適度な距離にあった議会とチャプレンの関係においても、議会内の対立の激化や、不寛容や格差の拡大を反映して、緊張関係が生じる契機が増えているようにも思える。「統合」のためのチャプレンの存在が、かえって「分断」を助長する要素となるのか、今後の動向に注視する必要がある。

III 新型コロナウイルス（COVID-19）と宗教

1. コロナ禍における宗教活動

新型コロナウイルスの感染が急速に拡大した2020年4月初旬、信教の自由や政教分離原則との関係で様々な動きがみられた。

（1）各地での礼拝規制

カンザス州において、ローラ・ケリー知事（民主党）は教会における礼拝を含む集会に対して、10名までの人数制限を課す命令を発出した。当初は、宗教施設を除外する方針であったが、市民団体 American United から新型コロナウイルス感染の25%が宗教施設で生じているとの指摘を受け、方針を転換したとされる。これに対して、共和党の州議会議員らが復活祭（Easter）に教会での活動が可能になるよう知事命令を無効にしようと、両院協議会（Legislative Coordinating Council）の開催を求めた。そこで、知事は両院協議会にそうした権限はないとして、訴訟を提起した。州最高裁は迅速な審理により州知事の主張を認め、命令の有効性を維持した。

ケンタッキー州では知事が集会を10名までに制限する命令を発出していたが、幾つかの教会で復活祭の行事が行われたと報じられている。州警察が教会（Marysville Baptist Church）を訪れ、駐車場の車に14日間の自主隔離をするよう求めるメモを挟んでいった事例もあった。ケンタッキー州ルイスビル市では、グレッグ・フィッシャー市長（民主党）

が復活祭での礼拝を止めるように宗教施設に求めたのに対して、教会（On Fire Christian Church）が訴訟を提起した。もともと、市長の要請は法的な命令ではない。なお、教会はドライブイン方式で車内での礼拝を計画していた。連邦地裁は、教会の訴えを認め、市長が「復活祭を祝うことを犯罪化した」と述べた。

こうした規制の動きについて、司法省高官は、宗教儀式に対する政府の規制を調査しており、幾つかの行動をとるつもりだと述べたという。また、フォックスニュースでバー司法長官は、ウイルス対策の取り組みに苛烈なもの（draconian）があると述べた。

（2）疾病対策センターのガイドライン

疾病対策センター（CDC）は、国民に向けて COVID-19 の対策を示しているが、その中でも特に宗教団体（コミュニティ）に対するガイドラインを示している点が注目される。内容としては、手洗いやマスク着用の励行、ソーシャルディスタンスを保つといった一般的なものが多いが、多くの人が集まる礼拝の場面を中心に注意喚起をしたり、「信仰上の伝統が許す限りで」といったように、信教の自由に一定の配慮をしている点が興味深いところである。

2. 連邦最高裁の動向

新型コロナウイルス対策と信教の自由の衝突について、連邦最高裁による判断も示されつつある。

宗教活動を妨げる集会規制の合憲性について、2020 年前半に、ネバダ州（Calvary Chapel Dayton Valley v. Sisolak, 140 S. Ct. 2603 (2020)）とカリフォルニア州（South Bay United Pentecostal Church v. Newsom, 140 S. Ct. 1613 (2020)）の教会が集会規制の違憲性を訴える訴訟を起こしていたが、連邦最高裁はいずれも 5 対 4 で退けていた。その際、リベラル派の判事 4 名にロバーツ長官が加わり法廷意見を構成していた。

しかし、リベラル派のギンズバーグ判事の後任として 2020 年 10 月 27 日にバレット判事が着任したことで賛否の構成が逆転したため、判例が変更されるのではないかという予測も出ていた。バレット判事が最高裁に加わった後の 2020 年 11 月 25 日、連邦最高裁は、ニューヨーク州のクオモ知事が発令した命令 202.68 号（新型コロナのパンデミック中において、一定数の人数が集まる宗教活動を制限するもの）に関する訴訟継続中の緊急の救済を求める訴えを判断した（Roman Catholic Diocese of Brooklyn v. Cuomo, 141 S. Ct. 63 (2020)）。匿名執筆の法廷意見は、当該命令は宗教中立的規制ではないとし、厳格審査を適用した。そして、新型コロナ対策はやむにやまれぬ利益であるが、より制限的でない手段が存在するので違憲になるとした上で、当該規制の執行を差し止める仮処分（preliminary injunction）の決定を行った。また、連邦最高裁は、訴訟継続中の緊急の救済の訴えにおいて、屋内での礼拝を禁じたカリフォルニア州の規制を差し止めた一方で、25%の収容人数

での礼拜に制限することは許容されると判示した (South Bay United Pentecostal Church v. Newsom, 141 S. Ct. 716 (2021))。

医療従事者に新型コロナのワクチン接種を義務付け、宗教を理由とした免除を認めない規制が信教の自由を侵害するという訴えも提起されている。連邦最高裁は、メイン州の事例 (Does v. Mills, 595 U. S. ____ (2021)) でもニューヨーク州の事例 (We The Patriots USA, Inc. v. Hochul, 595 U. S. ____ (2021); Dr. A v. Hochul, 595 U. S. ____ (2021)) でも、訴訟継続中の緊急の救済を求める医療従事者らの訴え (ワクチン接種義務の保留) を認めなかったが、保守派の判事らによる反対意見が付されている。ゴーサッチ判事による反対意見 (A 医師判決) では、本件規制が宗教中立的ではないため、厳格審査を適用するとし、ニューヨーク州の規制は厳格審査をクリアしないと判示されている。

なお、連邦政府もワクチン接種義務化を進めている。その一環として、労働省長官が大企業に対して、保健福祉省長官がヘルスケア施設に対して、従業員や現場スタッフにワクチン接種を義務付ける規則を制定した。しかし、連邦最高裁は、これらの規則の制定権は、法律により授権されていないとして、訴訟継続中の緊急の訴えにより差止めを認めた (Nat'l Fedn. of Indep. Bus. v. DOL., 595 U.S. ____ (2022) ; Biden v. Missouri, 595 U.S. ____ (2022))。

新型コロナ対策と信教の自由が衝突する事例については、当該規制が宗教中立的かという点が違憲判断の大きなポイントの一つであるといえる。また、訴訟継続中の緊急の救済の訴えが多用されており、現時点では暫定的な判断が多い点に特徴がある。

3. コロナ対策としての税制優遇措置

2020年3月制定の「コロナウイルス支援・救済・経済的保障法 (Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security (CARES) Act)」及びそれを延長する内容を含む2020年12月制定の「2020年納税者の確実性及び災害時の減税法 (Taxpayer Certainty and Disaster Tax Relief Act of 2020)」により、免税団体 (本章第3節でみたように、宗教団体及び協会は免税団体の一つである) への慈善寄附に対する控除が拡大されている。

通常、慈善寄附を税控除対象とするためには、項目別控除 (itemized deduction) を選択する必要があり、標準控除 (standard deduction) を選択した場合には控除対象とならない。しかしこれらの法律により、2021会計年度において現金で免税団体に慈善寄附をした個人 (クレジットカード、デビットカード、小切手による寄附も含まれる) は、標準控除を選択した納税者であっても、調整総所得 (adjusted gross income) の算出前の控除 (いわゆる above the line deduction) として、最大300ドルの控除が認められることになった (婚姻カップルの共同申請の場合は600ドル)。これにより、調整総所得と課税所得 (taxable income) の双方が減額されることになる。なお、2022年の申請は書式1400号を用いて電子的に簡単に行うことができる。

また、項目別控除を選択した場合、慈善寄附により認められる控除額の上限は、これまで調整後総所得の50%までであったが、2021年12月末までの現金による寄附については100%控除を認められることになった。法人の場合、これまでは課税所得の10%が控除額の上限であったが、それが25%まで引き上げられた。

免税団体はコロナ禍において財政的苦境に立たされているが、寄附控除の拡大は、免税団体の活動規模が減少してしまうことがないように、その財政基盤を確かなものにするための時限的な措置である。宗教団体を含む免税団体が果たす社会に対する貢献、とりわけコロナ禍において社会に果たす役割は、次に見るように決して小さいものではない。それを評価しているからこそその税制優遇措置であるといえよう。

4. 宗教指導者がコロナ禍において果たす役割

宗教はコロナ禍において大きな役割を果たしている。例えば国際レベルでは、国務省が2021年11月2日に宗教指導者がコロナ対策において果たす役割を強調するプレスリリースを発表したが、そこにおいて世界中の多くの信仰関係者が、コロナパンデミックにおいて、①ワクチンへの躊躇を克服し、ワクチンへの信頼を築くという役割、②医療対応の場として宗教施設を提供するという役割、③人権侵害を防ぎ、信教の自由の確保を守り続けるという役割という、三つの重要な役割を果たしてきたことを強調した。

国内レベルでも、宗教を信仰する国民は、コロナワクチンに対する宗教指導者の立場から強い影響を受けやすいという調査結果が報告されている。宗教は、新型コロナウイルス対策と信教の自由の衝突という構図でクローズアップされることが少なくないが、新型コロナウイルス対策に貢献している面があることを見逃してはならない。

参考文献

全体

- マーサ・ヌスバウム（河野哲也監訳）『良心の自由——アメリカの宗教的平等の伝統』（慶應義塾大学出版会、2011年）
- 藤本龍児『ポストアメリカニズムの世紀——転換期のキリスト教文明』（筑摩選書、2021年）
- 和田守編著『日米における政教分離と「良心の自由」』（ミネルヴァ書房、2014年）
- エドウィン・S・ガウスタッド（大西直樹訳）『アメリカの政教分離——植民地時代から今日まで』（みすず書房、2007年）
- ロバート・D・パットナム＝デイヴィッド・E・キャンベル（柴内康文訳）『アメリカの恩寵——宗教は社会をいかに分かち、結び付けるのか』（柏書房、2019年）
- 松本佐保『アメリカを動かす宗教ナショナリズム』（ちくま新書、2021年）
- 飯田連太郎「宗教——世俗化の進行と党派対立の行方」久保文明ほか編『アメリカ政治の地殻変動——分極化の行方』（東京大学出版会、2021年）
- DANIEL A. FARBER, NEIL S. SIEGEL, UNITED STATES CONSTITUTIONAL LAW (2020)

第1節

- 小林祐紀「信教の自由と司法の優越」大沢秀介＝大林啓吾編『アメリカ憲法判例の物語』（成文堂、2014年）
- 高畑英一郎「信教の自由——法律による信仰保護と漂流する国教樹立禁止条項」大林啓吾＝溜箭将之『ロバーツコートの立憲主義』（成文堂、2017年）
- 樋口範雄『アメリカ憲法〔第2版〕』（弘文堂、2021年）
- 松井茂記『アメリカ憲法入門〔第8版〕』（有斐閣、2018年）
- 福嶋敏明「「聖職者例外」法理とアメリカ連邦最高裁——効用差別禁止法と宗教団体の自由・再論（1）（2・完）」神戸学院法学 42 卷 3・4 号（2013年）、同 43 卷 3 号（2014年）
- 村山健太郎「合衆国憲法における宗教条項解釈と増悪の法理——マスターピース・ケーキショップ判決をてがかりとして」学習院大学法学会雑誌 54 卷 2 号（2019年）
- 森口千弘「宗教への敵意——Smith テストと Masterpice Cakeshop 判決」同志社法学 72 卷 4 号（2020年）
- 安西文雄「信教の自由の展開」安西文雄ほか著『憲法学の現代的論点〔第2版〕』（有斐閣、2009年）
- 安西文雄「国家と宗教」憲法問題 27 号（2016年）
- Richard W. Garnett, Andrew Koppelman, *First Amendment Stories* (2011)
- Daniel A. Farber, *The First Amendment* (5th ed. 2019)
- Jerome A. Barron, C. Thomas Dienes, *First Amendment Law* (5th ed. 2018)
- Kathleen M. Sullivan, Noah Feldman, *First Amendment Law* (7th ed. 2019)
- Mark Tushnet, *The Story of City of Boerne v. Flores: Federalism, Rights, and Judicial Supremacy*, in *Constitutional Law Stories*, 483 (Michael C. Dorf eds, 2th ed. 2009)
- The Supreme Court 2019 Term Leading Case*, 134 Harv. L. Rev. 470 (2020)
- Nelson Tebbe, *The Principle and Politics of Liberty of Conscience*, 135 Harv. L. Rev. 267 (2021)

Pew Research Center, “About Three-in-Ten U.S. Adults Are Now Religiously Unaffiliated” (December 14, 2021). <https://www.pewforum.org/2021/12/14/about-three-in-ten-u-s-adults-are-now-religiously-unaffiliated/>

PRRI, “The American Religious Landscape in 2020” (July 8, 2021). <https://www.prri.org/research/2020-census-of-american-religion/>

第2節

森泉章『法人法入門』（有斐閣、1986年）

木南敦「統一州法運動と立法権」京都大学法学部創立百周年記念論文集第1巻（有斐閣、1999年）

石村耕治編『カリフォルニア非営利公益法人法』（信山社、2000年）

Evelyn Brody, *Institutional Dissonance in the Nonprofit Sector*, 41 Villanova Law Review 433 (1996)

Aretha J. Olivarez, *The Best Guide for Nonprofit Corporations* (2004)

Robert L. Maddex, *State Constitutions of the United States* (2nd ed., 2006)

Scott A. Merriman, *Religion and the Law in America, An Encyclopedia of Personal Belief and Public Policy* (2007)

Gary M. Grobman, *The Nonprofit Handbook* (9th ed., 2020)

第3節

石村耕治『日米の公益法人課税法の構造』（成文堂、1992年）

石村耕治『アメリカ連邦税財政法の構造』（法律文化社、1995年）

石村耕治『アメリカ連邦所得課税法の展開——申告納税法制の現状と課題分析』（財済詳報社、2019年）

ジョディ・ブレイゼック（財団法人朝倉育英会編、朝倉治雄＝奥村眞吾訳）『アメリカにおける非課税法人の設立手続と税務』（ダイヤモンド社、1992年）

伊藤公哉『アメリカ連邦税法——所得概念から法人・パートナーシップ・信託まで』（中央経済社、2021年）

Bruce R. Hopkins, *The Law of Tax-Exempt Organization* (12th ed. 2019)

IRS, *Charitable Contribution: For use in preparing 2020 Returns* (Publication 526, Mar. 2021).

IRS, *Tax-Exempt Status for Your Organization* (Publication 557 Rev. Feb. 2021).

IRS, *Tax on Unrelated Business Income of Exempt Organization* (Publication 598, Rev. Mar. 2021).

IRC, *Charitable Contributions: Substantiation and Disclosure Requirements* (Pub.1771, Rev. 3-2016).

IRS, *Tax Guide for Churches and Religions Organizations* (Publication 1828, Rev. Aug. 2015).

IRS, *Applying for 501(c)(3) Tax-Exempt Status* (Publication 4220, Rev. Mar. 3018).

IRS, *2021 Instructions for Form 990 Return of Organization Exempt from Income Tax* (Dec. 2021)

IRS, *Instructions for Form 1023* (Rev. January 2020).

第4節

岡田順太「コミュニティ形成と政教分離原則・その後」小山剛ほか編『日常の中の〈自由と安全〉』（弘文堂、2020年）

大林啓吾「礼拝規制と信教の自由」同編著『コロナの憲法学』（弘文堂、2021年）

大林圭吾「ワクチン接種義務化をめぐる司法判断——アメリカの事例」判例時報 2506・2507号(2022年)

松本哲治「信教の自由に対する新型コロナウイルス感染症関連規制と合衆国最高裁——Roman Catholic Diocese v. Cuomo 事件(2020)を中心に」立命館法学 393・394号(2021年)

横大道聡「ギンズバーグ判事死去と連邦最高裁の今後」外交 64号(2020年)

山本健人=岡田順太=横大道聡「米国による国際的信教の自由の促進と保護」大阪経済法科大学法学論集 84号(2021年)

山本健人=岡田順太=横大道聡「米国による国際的信教の自由の促進と保護(資料編)」大阪経済法科大学法学論集 84号(2021年)

Ida A. Brudnick, *House and Senate Chaplains: An Overview*, CRS R41807 (May 26, 2011).

海外の宗教事情に関する調査報告書

(文化庁 平成29年度～令和3年度「宗教法人等の運営に係る調査」委託業務)

令和4年3月31日発行

編集・発行 文化庁宗務課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

電話：03-5253-4111 (代表)

FAX：03-6734-3819

委託先

株式会社シー・ディー・アイ (平成29、30、令和元、3年度委託)

〒604-0863 京都府京都市中京区夷川通室町東入巴町83番地

ワールドインテリジェンスパートナーズジャパン株式会社 (令和2年度委託)

〒102-0093 東京都千代田区平河町一丁目6番8号 平河町貝坂ビル
